

博士論文

租税法における課税繰延に係る一考察

一橋大学大学院法学研究科

小泉 めぐみ

目次

第1章 序章	1
第1節 問題の所在と本稿の分析手法	1
第2節 本稿の目的と構成	2
第2章 タックス・プランニング	12
第1節 タックス・プランニングの概念	12
1 タックス・プランニングが行われる背景	12
2 タックス・プランニングと租税回避	13
3 タックス・プランニングの効果	14
4 タックス・プランニングの類型	15
第2節 所得分類の変更	15
1 不動産所得をめぐる事例	16
2 事業所得をめぐる事例	18
3 所得分類の変更等が投資収益に与える影響	20
第3節 帰属主体の変更	30
1 実質所得者課税の原則	31
2 議論の変遷・手法の高度化	32
3 組合を用いた帰属主体変更の事例	33
4 組合課税と法人課税の相違	36
第4節 年度帰属の変更	39
1 損失の選択的実現をめぐる事例	40
2 有価証券の譲渡と先物取引に係る立法上の措置	40
3 タックス・アービトラージ（租税裁定取引）	44
4 小括	49
第5節 タックス・プランニングに係る定量分析	50
第3章 包括的所得概念とタックス・プランニング	60
第1節 消費型・支出型所得概念	60
1 所得の定義	61
2 利点と課題	62
第2節 発生型・取得型所得概念	63
1 制限的所得概念	64
2 包括的所得概念	64
3 各国の所得概念	66

第3節 現行所得税法と包括的所得課税	67
1 所得分類	68
2 累進課税	70
3 実現主義	73
第4節 課税繰延と消費型所得税	83
1 消費型所得税、労働所等税および資産税	85
2 課税のタイミングに対する中立性	86
3 課税ベースの問題	87
第5節 金融所得課税一体化と二元的所得課税	87
1 最適課税論	88
2 二元的所得税	88
第4章 課税繰延に係る法理論・法制度の変遷	98
第1節 アメリカ	98
1 現金主義における変遷	98
2 発生主義における変遷	101
3 課税繰延への制度的対応	106
4 小括	111
第2節 日本	111
1 延払条件付販売	113
第5章 課税繰延の理論的考察	116
第1節 減価償却等の計上を早めることによる課税繰延	116
1 アメリカの法制度	117
2 日本の法制度	120
3 加速償却による税額の変化	125
4 取得時全額控除の効果	127
5 利子控除付き減価償却	129
6 税額控除と損金算入の比較	131
第2節 収益項目等の計上を遅らせることによる課税繰延	131
第3節 等価性の前提条件	132
1 Warren 教授の指摘	132
2 Halperin 教授の指摘	133
3 神山准教授の指摘	134
第4節 小括	135
第6章 保有期間中立的なキャピタルゲイン課税方式の検討	136
第1節 実現主義に基づくキャピタルゲイン課税の問題点	136
1 ロックイン効果の発生メカニズム	136

2	キャピタルゲインの平準化措置.....	138
第2節	保有期間中立的を維持する方法.....	141
1	時価主義課税.....	141
2	毎期利子を課す方式.....	145
3	実現時に利子税を課す方式.....	146
4	Auerbach(1991)の Retrospective Taxation.....	151
5	Bradford(1995)の手法.....	154
6	Auerbach & Bradford(2004)の一般化キャッシュフロー税.....	156
7	イールド課税.....	158
8	小括.....	167
第3節	納税者の信用リスクを加味する方法.....	170
1	デフォルト確率の推計方法.....	172
2	租税法への応用.....	184
	本稿の結論と今後の課題.....	186

第1章 序章

第1節 問題の所在と本稿の分析手法

2013年3月、OECDは'Aggressive tax planning based on after-tax hedging'¹と題する報告書を公表した。ヘッジによるアグレッシブなタックス・プランニングとは、納税者が実質的に相応のリスクを伴わずに利益を享受できるようなヘッジスキームを利用し、税負担を軽減させることをいう。このようなタックス・プランニングはヘッジ損益に対して税務上の取扱いが非対称（利益は課税されず、損失は損金算入される）である場合に達成される。例えばヘッジ対象取引の損益は課税所得に影響せず、それに対応するヘッジ手段の利益は課税されず、損失は損金算入される場合、納税者は課税メリットを受けることになる。報告書は、このようなヘッジによるアグレッシブなタックス・プランニングは国家税収の脅威になることを指摘した上で、ヘッジ手段とヘッジ対象の課税上の取扱いの差異の解消に向けた法律上の手当て等が必要であるとしている。

このようなアグレッシブなタックス・プランニングが行われるようになった要因の一つに金融技術の高度化に伴い、金融商品および金融取引が多様化・複雑化したことが挙げられる。納税者は多様なデリバティブ等を用いて租税負担を軽減させることが可能になった。そこでこのようなタックス・プランニングの発生を抑制する必要性が高まってきている。そのためにはタックス・プランニングのスキームを解明することでは十分ではなく、むしろタックス・プランニングを引き起こす原因となった現行所得課税制度上の問題点を明らかにすることが重要であると考えている。このような状況を踏まえ、タックス・プランニングに係る課税問題の根源・本質はどこにあるのか、またこうした問題に的確に対応するには現実的にどのような方策や課題があるのかといった問題意識から、この研究を行うこととした。

最近のアメリカの租税法研究では租税制度をファイナンスの視点から分析する手法が主流となっている。例えば伝統的な所得概念の議論において、Harvard Law SchoolのAndrews教授とWarren教授は、消費型所得概念に係る法律的な仕組みをファイナンスの視点から検討を加えている²。Warren教授は一定の条件の下では消費型所得税と労働所得

¹ OECD, *Aggressive tax planning based on after-tax hedging*, 1-43 (2013).

² William D. Andrews, *A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax*, 87 *Harvard Law Review* 1113 (1974). ; Alvin C. Warren Jr., *Fairness and a Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax*, 88 *Harvard Law Review* 931 (1975). ; William D. Andrews, *Fairness and the Personal Income Tax: A Reply to Professor Warren*, 88 *Harvard Law Review* 947 (1975). 、中里実「所得概念と時間 — 課税のタイミングの観点から —」金子宏編『所得課税の研究』159頁（1991）参照。

税が等しくなることを定量的に分析し、その上で、貯蓄と消費のタイミングをどのように選んでも、納税者が負担する税額の現在価値は等しくなることから、消費型所得税と労働所得税は貯蓄と消費の選択に関して中立的であることを証明している。

また Andrews 教授は人間の出生時の human capital に対して、一生に一度だけ出生時に課す資産税も消費型所得税および労働所得税と同一の経済的効果を有することをファイナンスの理論を用いて分析している。そのアプローチは次の通りである。人間が身体一つで生まれ相続・贈与を受けないとすると、この人間のもつ唯一の資産は human capital のみとなる。この human capital の価値はその人間が将来にわたって稼得する賃金を現在価値に直したものであるから、その人間の出生時の human capital に対して、一生に一度だけ出生時に課す資産税と、当該資産が将来もたらすであろうフローの消費に課税するのでは、経済的効果が等しくなる。このことから、人間が消費を一生の間にどのように鏝めようとも、その現在価値はその人間が出生時に有している資産額なのであるから、納税者が消費の時期をどのように選んでも消費型所得税の租税負担の現在価値は変わらないことを証明した。同様のアプローチは Klein 教授、Bankman 教授、Shaviro 教授等³に引き継がれている。

本稿においてもアメリカにおける先行研究と同様のアプローチを用いて、法律の分野を中心に、とりわけファイナンスおよび会計学の分野から検討することを目指しており、この点に本稿の特徴がある。

第2節 本稿の目的と構成

本稿の目的は大きく二つある。一つは我が国の所得課税制度の在り方を考えるために、タックス・プランニングを切り口として現行税制が抱える構造的な問題を探求しその原因を解明することである。もう一つは現行所得課税制度の抱える問題点の一つである課税繰延の問題に対する具体的な解決策を提示することである。

なお、本稿では現行所得課税制度の問題とその解決策の検討を主たる目的としているため、研究の対象は所得税法が中心となる。

第1章では研究に先立ち、問題の所在と本稿の分析手法の特徴、本稿の目的と各章の構成を記した。

第2章では、Scholes 教授等の議論⁴に基づき、タックス・プランニングの発生要因を検

³ William A Klein, Daniel N. Shaviro, Joseph Bankman, “Federal income taxation” 12th ed (2000).

⁴ Myron S. Scholes, Mark A. Wolfson, Merle M. Erickson, Edward L. Maydew, Terrence J. Shevlin, “Tax and Business Strategy” 147 (2008) 邦訳、M.ショールズ、M.ウォルソン、M.エリクソン、E.メイデウ、T.シェブリン著(坂林孝郎訳)『MBA 税務工学入門』(2001)。

討した。タックス・プランニングを切り口とした理由は、タックス・プランニングを発生させる根本的な原因の多くは所得課税制度に内在する基本問題であると考えているからである。

そこでタックス・プランニングを①所得種類の変更、②帰属主体の変更、③課税時期の変更の3類型に分類した上で、それぞれの類型毎に、我が国がいかなる法理論・法制度に基づきこの問題に対応してきたのかを検討した。その結果、タックス・プランニングに対して、それを排除しようとする法理が判例法により形成され、その後に条文化されるといふ構造が確認できた。次にタックス・プランニングが納税者にどの程度の課税メリットを享受するのかを定量的に分析し、タックス・プランニングを引き起こす原因が次の点にあることを明らかにした。

(1)所得分類の変更に基づくタックス・プランニングは、我が国所得税法が所得分類方式を採用し、所得分類によって課税関係に相違があることに起因するものである。

(2)帰属主体の変更に基づくタックス・プランニングを引き起こす原因は2つある。一つは現行所得税法が累進課税方式を採用していることである。そのために例えば夫から妻へ、あるいは親から子へと高所得者から低所得者に所得を移転させることにより税負担の軽減を図ることが可能となる。もう一つは、組合課税と法人課税のように帰属主体により課税関係が異なることである。

(3)年度帰属の変更に基づくタックス・プランニングは、実現主義課税の帰結として課税繰延の可能性が生じるためである。納税者にとって課税繰延のメリットは、課税所得の帰属年度を先延ばしすることによって、税負担の現在価値を減少させることにある。現行の所得課税制度のもとでは、課税所得を将来に繰り延べることによって納税を将来に遅らせても納税額が増加するわけではないので、その投資収益率がプラスである限り、課税繰延は納税者にとって有利に働くためである。

第3章では、タックス・プランニングの発生要因を包括的所得課税との関わりに焦点をあてて再検討した。

所得概念についてはいくつかの変遷があるが、現行所得税法はシャープ勧告の下に包括的所得課税⁵を採用している。第2章で検討したタックス・プランニングの発生要因を所得概念との関わりに焦点をあてて整理すると、実際の所得課税が理念的な包括的所得課税から乖離していることにあるのではないかと考えられる。

具体的には①所得の種類の変更について、包括的所得課税の下では所得は一種類で所得

⁵ 包括的所得課税概念とはシャントツ＝ヘイグ＝サイモンズによって提唱された概念であり、担税力を増加させる純資産の増加はすべて所得として課税するといった、所得を包括的に捉えるものであり、我が国も原則的に包括的所得概念を採用している。

分類により異なった課税が行われることはなく、税負担を軽減しようとする納税者行動は起こり得ないが、現行の所得税法では所得分類が存在し、所得区分毎に課税関係が異なっていること、②包括的所得課税の下では、利益と損失は対称的に扱われるため、損失は制限なく控除されるはずであるが、実際の所得課税においては損失の控除が制限されているために、例えば黒字企業から赤字企業に所得を付け替えることで税負担を軽減するインセンティブが生じること、さらに③包括的所得課税においては発生ベースで課税が行われるため課税繰延は発生し得ないが、現行の所得課税制度では課税対象となる所得が実現ベースで計算されるために課税の繰延べが可能になる場合があること、である。

①包括的所得概念を理念としつつも所得分類を行う理由は、所得の種類により担税力が異なったり、また様々な考慮から非課税とすべき所得もあることから、課税の実効性の確保や効率的な執行の観点から所得の計算方法や課税技術の方法が異なるのが適当であると考えられているためである。同様に、損益通算制度についても損益通算が一定の所得に限り認められていることはその制度趣旨を考慮すれば妥当であると思われる。従ってこの問題に対する解決策を導き出すことは簡単ではないが、たとえば最近の金融所得課税一体化の議論が参考になるのではないかと考えている。金融所得課税一体化は様々な性格をもつ金融商品間の課税関係を統一化し、課税の中立性を確保することを目指すものであることを考えれば、そこでの議論をこの所得区分の問題に応用し解決策を導き出すことができるのではないかと考えたからである。この問題に対する具体的な解決策の検討は今後の研究課題としたい。

②高所得者から低所得者への利益の付け替えを行うことによる税負担の軽減は、税率が累進的な構造である限り、回避することは困難である。では累進税率の代わりに比例税率を適用した場合には、このようなタックス・プランニングを回避し得るのであろうか、という点につき考察を加えた。その結果、たとえプラスの所得に対する課税が比例的なものであっても、プラスの所得とマイナスの所得を非対称的に扱うことによって結果的に累進税率構造が作り出され、高所得者から低所得者への利益の付け替えを行うことによるタックス・プランニングが発生することが明らかになった。

③包括的所得概念に基づき実現ベースで課税を行う限り、課税繰延の問題は必然的に発生する。課税繰延の問題に対する解決策を検討するに先だって、未実現利得はそもそも所得に含まれるのかという点について日米の法理論・法制度の比較検討を行った。

その結果、所得の範囲について、アメリカにおいても日本においても、未実現利益に対する課税を排除しているわけではないものの、未実現の所得に対する課税にあたっては値上り益を毎年評価することが難しいといった技術的な問題や納税資金の問題があることから実現主義を採用していることが明らかとなった。

しかし包括的所得概念に基づき実現ベースの課税を行うことは、課税繰延により発生する無リスク利子相当分（金銭の時間的価値）に対して課税が行われない限り、納税者の税負担を実質的に低下させる。すなわち納税者が実現のタイミングを自由にコントロールできる限り、含み損が生じた資産を先に実現させ、含み益が生じている資産を繰り延べるという租税裁定（タックス・アービトラージ）が行われる可能性を否定できない。また資産の所有者は税負担を実質的に軽減するためにキャピタルゲインの実現を先延ばしするため、資産を所有者の手に封じ込めるロックイン効果をもたらす。このことは、投資家は保有資産から相対的に低い税引前収益率しか享受できなくとも売却をせずに保有し続けることにより、社会的に非効率な投資を行うことを意味する。

これらの問題に対処するためには、資産評価の困難性や納税資金の問題を回避しつつ、課税のタイミングに対して中立的な課税の仕組みを構築することが重要である。

消費型所得税は消費のタイミング、すなわち課税のタイミングに対して中立的な方法であると言われる。消費型所得税とは1970年以降に急速に支持を集めてきた消費型所得概念に基づくものであり、課税の対象を消費に充てられた金額のみに限定しようとする考え方である。消費型所得概念では金銭を消費した段階で課税が行われるため、課税繰延によって金銭の時間的価値分の所得の増加があったとしても、その分だけ消費の総額が増えることとなるため、納税者にとっては恩恵とはならない。つまり消費型所得税に基づく限り金銭の時間的価値に基づく課税繰延の問題は発生し得ないのである。

しかし消費型所得税には問題点もある。例えば、現実的には貯蓄や投資に充てられた所得の多くの部分は消費に充てられることなく、相続や贈与によって第三者に移転し、しかもその割合は高額所得者ほど多くなる。従って相続や贈与による財産の移転も消費に含めない限り、課税の公平性は保たれないのである。

一般に包括的所得概念は「公平性」を、消費型所得概念は「効率性」を重視すると解されており、両者をめぐる議論は現在も続けられている。両者に優劣をつけることは簡単ではないが、本稿においては包括的所得概念を理想とする現行の所得課税制度を維持することを前提とし、課税の中立性、公平性を重視する立場から課税繰延の問題を解決する方法を模索していきたいと考えている。

近年、我が国において金融所得課税一体化に向けた税制改革が活発化しているが、こうした動きの背景には、北欧諸国で採用された二元的所得税制度への関心の高まりや個人による金融商品への投資をより容易にしていくべきとする社会的要請などがある。そこで我が国の金融所得課税一体化の目指すべき方向性を最適課税論および二元的所得税との関わりを中心に検討した。その結果、金融所得課税一体化にむけた取り組みは日本の所得税制度を勤労所得重課・資本所得軽課の北欧型の二元的所得税に変換するためのものではな

く、複雑な税率構造・多岐にわたる税法上の所得区分（雑所得・配当所得・譲渡所得・利子所得等）・限定的な損益通算を改めて、金融所得に対して均一的な税率構造と損益通算制度を構築することにより、金融所得課税に係る課税の中立性を確保し、リスク資産への投資を促し経済を活性化させることを主眼としていることが明らかになった。

さらに金融所得課税一体化にむけた我が国の取り組みは、課税繰延の問題に対して適切な措置をとることによって税制の中立性を確保することを目指そうとする本稿の目的と同じ方向性を目指すものであるといえる。

第4章では、アメリカと日本において課税繰延の問題に対してどのような法理論・法制度に基づき対応してきたのかを検討した。アメリカ法を題材とする根拠は、課税繰延を巡る理論についてアメリカでは1940年代から租税法学者および実務家によって多くの議論が蓄積されており、また我が国の所得税法および法人税法が、アメリカの「シャウブ勧告」に依拠する形で形成・発展してきた経緯があるためである。

アメリカでは、所得計算において現金主義会計（cash method）と発生主義会計（accrual method）を納税者が選択できることから、収益と費用の計上時期を操作することで租税負担の減少を図ることが可能であった。それに対処すべく、現金主義を採用する納税者については発生主義に近接する形で、発生主義を採用する納税者については現金主義に回帰する形で、課税のタイミングに関する法理が判例法により形成され、条文化されてきた。さらにこれだけでは十分に対処できない課税繰延や早すぎる控除の問題に対処すべく、利子税の賦課、将来支出の割引現在価値の控除など様々な法制度が導入された。このようにアメリカでは課税繰延による便益の排除を目指してきたことが伺える。

これに対し日本では、所得税法36条1項において発生主義を採用する旨を明らかにしている。所得の年度帰属の判断基準については、原則として権利確定主義が妥当すると解されてきた。権利確定主義とは、外部の世界との間で取引が行われ、その対価を収受すべき権利が確定した時点をもって所得の実現の時期とみる考え方⁶であり、発生主義の考え方に基づくものである。権利確定主義が妥当しない場合に限り、利得が納税者のコントロールのもとに入ったという意味で管理支配基準が適用される。権利確定主義と管理支配基準との区分にあたって明確な要件がないことから、何をもって所得の発生、つまり収入すべき金額の権利の確定とみるのかについて問題になることが多かった。すなわち、日本においては権利確定の要件に係る議論の蓄積は行われてきたが、課税のタイミングを操作する結果として生ずる、課税繰延や早すぎる控除の問題に対してはほとんど検討されてこなかったといえる。このことは延払条件付販売・長期割賦販売等に該当する資産の販売等におい

⁶ 金子宏「所得の年度帰属 ―権利確定主義は破綻したか」 同著『所得概念の研究』284頁（1995）。

て、納税資金の不足に配慮して収益および費用計上の繰り延べが認められていることから明らかである（所得税法 65 条・66 条、法人税法 63 条）。

第 5 章では、前章の議論を踏まえて課税繰延の本質について検討を行った。所得税・法人税は収入金額（収益）から必要経費（費用等）を差し引いた純所得に対して課されることから、課税所得に対する課税を繰り延べる課税繰延も、結局のところ①必要経費（費用等）の計上を早めるか、②収入金額（収益）の計上を遅らせるか、のいずれかにより行われる⁷。

①必要経費（費用等）の計上を早めることによる課税繰延の事例として加速償却制度を取り上げて分析を行った。加速償却とは、費用として期間配分をして控除を認める減価償却に対して、費用計上を前倒しして加速度的に控除を認めるものである。これはいわば同様の所得について異なって課税するものであり、法制度が政策目的によって正面から課税繰延の恩恵を納税者に付与していると言っても過言ではない。加速償却はアメリカでは 1981 年の税制改正により導入され、我が国では租税特別措置法で特別減価償却制度として定められている。そこで加速償却の立法趣旨とその機能について、それが如何にして納税者の恩恵になるのかという視点から考察を加えた。また 2007 年度の我が国の減価償却制度の大幅な見直しは課税繰延に与える影響についても、あわせて検討した。

アメリカにおいて加速償却が導入されたのは 1981 年である。連邦議会はこれまでの保守的な減価償却制度（the Asset Depreciation Range System: ADR）を廃止して、Accelerated Cost Recovery System (ACRS)を導入した。これはレーガン税制が景気刺激のための減税を主要内容とする改革の一環であり、その内容はこれまでの減価償却という概念を放棄し、かわりに投下した資金を回収する期間として、資産の現実の使用可能期間と無関係な recovery periods を法律で定め、それを償却期間として用いることにあった。この考え方を「コストリカバリー制度」という。

アメリカにおいて加速償却の制度が導入された目的は二つあると考えられる。一つは加速償却によって資産の償却を早めて、投資資本の回収を効率的に行わせることにより、設備投資を刺激し経済を活性化させるという政策的な目的、もう一つは「尺度のブレ」としてのインフレーションによる所得算定の歪みに対処できていない所得税法の下で、インフレーションによる減価償却額の実質的価値の目減りを防ぐという所得税法が抱える構造的な問題を補完する目的である⁸。この二つの目的を実現させるべく、それまで課税繰延の排除を目指してきた連邦議会が例外的に課税繰延を制度として認めたものと推察される。

⁷ 中里実『金融取引と課税』17-18 頁（1998）。

⁸ S. Rep No. 144, 97 th Congress, 1st Sess. 47 (1981)

一方我が国では、減価償却の原則的な手法として定率法、定額法が定められ、特定の政策目的を実現するために、加速度的な減価償却手法を租税特別措置法で特別減価償却制度として定めている（租税特別措置法 10 条の 2 以下・同法 42 条の 5 以下）。特別減価償却制度は納税者に巨額の課税繰延の恩恵をもたらす、特定の資産への投資を促進する。したがって特別減価償却制度もまた、アメリカにおけるコストリカバリー制度と同様に、一定の政策目標を達成するために認められた例外的な規定であると解される。

平成 19 年度改正において減価償却制度の抜本の見直しが行われた。その内容はこれまでの保守的な減価償却制度をより現実に即したものとすることで課税の中立性を確保し、我が国の国際競争力の促進を念頭に行われたものであると解することができる。従って改正の方向性としてはアメリカの ACRS と似通っているものの、その改正目的は加速償却ではなく、課税の中立性の確保を目指している点で、両者は異なっている。

アメリカの租税法研究においては、1981 年の ACRS の導入を契機として課税繰延に係る研究が盛んに行われた。Andrews 教授は、税率が一定の下で資産取得費の取得時全額控除（expensing）は、その投資収益を実質的に非課税（yield exemption）にするのと同じ効果があることを指摘した Brown 教授の議論を発展させて、即時損金算入の割合を変化させた場合の投資収益率（納税者の課税メリット）の変化を算出し、100%を超える即時損金算入割合を設定した場合には、投資収益が実質的に非課税になった場合よりも、高い投資収益率をもたらすことを明らかにした。また Warren 教授は減価償却において未償却相当額に利子を付せば、取得時全額控除と同様に、投資収益非課税の効果をもたらすことが可能であると指摘している。

②収益項目等の計上を遅らせることによる課税繰延の効果について、Andrews 教授は収益項目等の計上を遅らせた場合も、課税後所得を投資した場合にそこから得られる投資収益を非課税にするのと等価であると指摘している。ただし Warren 教授は税率が一定で、かつ繰り延べられた租税が課税を繰り延べなかった場合の税引後投資収益率で運用される場合には、課税の時期を早めたり、遅くしたりしてもその租税負担の現在価値が不変であることを示している。また Halperin 教授は給与に対して雇用者の損金算入時期と被雇用者の所得算入をずらしたとしても、両者の投資所得に対する税率が同一である限り課税繰延は納税者に恩恵をもたらさないと指摘している。

アメリカにおけるこれらの研究はいずれも課税繰延の本質を明らかにし、納税者が課税繰延から享受する課税メリットの大きさを指摘するものである。そして課税繰延の問題を放置することは租税制度自体の崩壊を招きかねないとの警鐘を鳴らす点で共通している。

第 6 章では、現行の所得課税制度を前提として、金銭の時間的価値に基づく課税繰延の便益を排除する、保有期間中立的なキャピタルゲイン課税方式について検討した。各手法の特徴、利点や問題点を考察した上で、理想的な課税方式の提案を行った。

まず現行の実現主義に基づくキャピタルゲイン課税の問題点を整理した上で、次の 6 つの手法を検討した。①時価主義課税、②利子税の賦課、③Retrospective Taxation、④Retrospective Taxation を一般化した Bradford(1995)の手法、⑤一般化キャッシュフロー税、⑥イールド課税である。その結果、次のような考察を得た。時価主義課税は発生ベースで捉えられたキャピタルゲインに対して課税するという点で、保有期間に対して中立性が成り立つ最も純粋な課税方法であるといえる。しかし非上場株式や土地などの流動性の低い資産等の評価の困難性と納税者が納税資金の不足に直面し得るという問題があった。同様に利子税は時価評価が困難な資産の場合に年度間の所得配分方法に一定の仮定をおくことになる。結果として年度間の所得配分が不正確になり、課税繰延の利益を排除しきれない問題があった。

これに対して Retrospective Taxation は事前(ex ante)の視点から課税を行うため、時価評価が困難な資産への投資であっても保有期間中立性を達成することができる。しかし事後の観点(ex post)からは、課税所得の計算にあたって賭けの結果であるゲインとロスを捨象することから、投資損失が発生している局面においてもキャピタルロスを実現した時点で安全利子率分の納税義務が生じる。これは事後の視点を採用する包括的所得概念を土台として構築されてきた現行の所得税法の法的構造から大きく乖離している。

これらの問題点を解決する手法として Bradford(1995)、一般化キャッシュフロー税、イールド課税が挙げられるだろう。これらは時価評価の困難性と納税資金の不足の問題を回避しつつ、保有期間中立性を維持し金銭の時間的価値に起因する課税繰延の便益を排除する課税方式であるといえる。Bradford(1995)は税額計算にあたり必要な情報が多く執行コストの増大が懸念される。この問題を解決したのが一般化キャッシュフロー税であるが、資産購入時に税還付を行うことで租税の還付が先行する結果、国庫を圧迫する可能性を否定できない。イールド課税は取得価格、売却価格と税率の 3 つの要素のみで税額計算が可能であることから執行の簡便性が確保されるが、ポートフォリオ課税の際に計算が煩雑になる可能性がある。

課税繰延の問題を解決する理想的な課税方式の選択にあたっては、その導入目的を合わせて検討することが重要である。課税繰延防止の主目的が「保有期間中立性」を達成し、納税者間の「公平性」を確保することであれば、イールド課税が最良の課税方法になるだろう。なぜなら①課税額の算出にあたって必要とされる情報量が少なく、また②Retrospective Taxation とは異なり、事後の観点から課税を行うため包括的所得概念と整合

的な手法である。さらに③イールド課税は実現主義的なキャピタルゲイン課税の枠組みを維持しているため、一般化キャッシュフロー法で問題となるような国庫への影響はないからである。

一方、課税繰延防止の主目的を税収の確保、すなわち「税収の中立性」に求めるならば、利子税を毎期または実現時に賦課する方法を選択すべきであるとの結論に達した。ただしここで問題となるのは、利子税を賦課する際の「適切な利子率」とは何であるかという点である。租税支出予算の観点からは、課税繰延は政府からの納税者への無利息融資に等しいと論じられ⁹、政府は課税繰延によって失われる税収相当額を追加の国債発行により調達することができることから、国債の利子分が政府にとってのコストを表しており、国債の利子率こそが税収中立性を達成するための最適な利率であると論じられてきた。

これに対しファイナンス的な発想に基づけば、「国債の利子率+リスクプレミアム」ということになる。この考え方は、納税者が市場ないし金融機関等から課税繰延に相当する金額を調達する場合には、その貸出利率には納税者の信用力に応じたリスクプレミアムが付加されるはずであるから、貸し手が政府である場合にも、融資先である納税者の信用リスクに応じたリスクプレミアムを要求するのが自然であるという考え方に基づく。

では信用リスクに応じたリスクプレミアムをどのように算定すればよいのであろうか。この点については、金融機関等が実務で用いている信用リスク管理手法を援用するのが望ましいだろう。金融機関の与信ポートフォリオは、リスクプロファイルが異なる様々な与信から構成されているため、内部格付の目的や信用度を判定する財務情報、定性情報等の入手可能性を勘案して格付対象を選定している他、必要に応じて複数の格付制度を構築している。例えば大企業、中小企業に対しては、格付け段階数が多く精緻な内部格付モデルを、個人や個人事業主に対しては格付け段階数が少なく、計算負荷が小さいプール区分モデルを利用する等によって信用リスク管理の効率化を図っている。このように金融機関がモデルを使い分ける背景には、「リスクの大きさ」が関係している。一般的に、大企業、中小企業に対する与信額は個人や個人事業主に対する与信額に比べて大きいことから、デフォルトした場合の影響も個人や個人事業主に比べてはるかに大きくなる。そのため大企業、中小企業の信用リスク管理は個別に、かつ精緻に実施していく必要がある。それに対して個人や個人事業主は一人当たりの与信額が小さく、また対象数が膨大であることから、信用リスク管理は個別に実施する必要性は少なく、債務者属性や取引状況に基づき、いくつかのカテゴリー（プール区分）に分けて管理を行えば十分であるという考えに基づいている。

上記の考え方を租税法の分野に応用して考えると、大企業の信用リスク量の算定にあた

⁹ Stanley S. Surrey & Paul R. McDaniel, "Tax Expenditures", 228-230 (1985).

っては外部格付機関の格付けデータを用いてデフォルト確率を算出するのが最も望ましい手法であると考えられる。課税庁自らが内部格付けモデル等で大企業の信用リスク量を算出することは執行コストの面で適当ではないと思うからである。ただし企業の信用リスクは変動していく可能性が高く、また信用リスクが顕在化した場合の国庫に与える影響も大きいことから、途上与信の観点から格付けを補完するために市場性のデータを利用した確率過程モデルを併用することは有益であるだろう。

一方、中小企業は外部格付けを取得しておらず、また株式を公開している企業も少ないことから、ロジットモデル等を用いた内部格付けモデルが必要になるだろう。ただし利子税に信用リスク量を加味するのは、課税繰延額が一定規模を上回る場合に限定すべきであると思われる。なぜならある納税者のデフォルト確率が高くても、その課税繰延額が少額であれば、国庫への影響はほとんどないからである。

個人・個人事業主は二進木モデルやロジット審査モデル等の構造が簡単で負荷の小さい仕組みを用いるのが望ましいだろう。金融機関が住宅ローン審査において重視しているとされる「勤務先（業種・企業・職種）」、「年収」、「年齢・勤続年数」、「性別」、「借入額・借入期間」、「購入物件価格」、「DTI（年収に対する元利金返済の割合）」、「LTV（担保物件価値に対する借入金額の割合）」¹⁰などを参考にモデル変数を設定すれば、デフォルト確率は容易に算出可能である。ただしこの場合も利子税に信用リスク量を加味するのは、費用対効果の観点から、課税繰延額が一定規模を上回る場合に限定すべきであると考ええる。

本稿は、タックス・プランニングを切り口として現行所得課税制度の抱える問題点を考察した、日本の租税法研究においてはおそらく初めての試みであり、また租税制度をファイナンスの視点から分析しているところに大きな特徴がある。さらに資産評価の困難性や納税資金の問題を回避しつつ、課税のタイミングに対して中立的な課税の仕組みを包括的に検討し、またファイナンス理論を応用したリスクプレミアムの算定方法を提示したことに大きな意味があると考えている。

しかし一方で、分析の対象が主として所得税法に限られていることには課題を感じている。課税繰延の問題は法人税法をはじめ、租税法体系全体の枠組みの中で分析を行う視点を持つことは重要であると思うからである。また課税地を変更することによる課税繰延の存在も考えれば、国際課税との関係を検討していくことも重要であると思う。これらの点については今後の研究課題としていきたい。

¹⁰ 日本銀行金融機構局「住宅ローンのリスク・収益管理の一層の強化に向けて」BOJ Report& Research Papers 34頁(2011)。

第2章 タックス・プランニング

本章では Scholes 教授等の議論¹⁾に基づき、タックス・プランニングの発生要因を検討する。タックス・プランニングを切り口とした理由は、タックス・プランニングを発生させる根本的な原因の多くは従来から所得課税制度に内在する基本問題であると考えているからである。そこでまず、タックス・プランニングの基本的な概念を整理する。次にタックス・プランニングを①所得種類の変更、②帰属主体の変更、③課税時期の変更の 3 類型に分類した上で、それぞれの類型毎に、我が国がいかなる法理論・法制度に基づきこの問題に対応してきたのかを検討する。またタックス・プランニングの構造を定量的に分析することにより、タックス・プランニングを引き起こす原因を明らかにする。

第1節 タックス・プランニングの概念

タックス・プランニングに関する厳密な定義は存在しないが、Scholes 等によれば、企業の投資戦略ならびに資金調達戦略（財務戦略）は租税を通じて相互に関連付けられることから、タックス・プランニングとは税引後収益の極大化を目的とした税務戦略 (Tax Strategy) を指すものと考えられている。中里教授も「経営者が租税支払を減少させることを考えながら企業活動を計画すること²⁾」と定義し、基本的に Scholes 等と同じ考え方である。

1 タックス・プランニングが行われる背景

タックス・プランニングが行われる要因について、中里教授は「立法者が理想と考える課税の姿を具体的な制度の形に翻訳、表現したのが租税法律であるが、企業がその間隙をつくのがタックス・プランニング³⁾」であるとしている。

租税とは公共サービスの財源であり、民間部門の経済活動によっては供給することの困難な公共サービスを国民に提供するための財源を獲得するために課されるものである。租税法の基本原則には、租税法律主義が掲げられており、課税を行うための法律的な根拠となっている。租税法律主義とは「租税は、公共サービスの資金を調達するために、国民の富の一部を国家の手に移すものであるから、その賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行われなければならない。換言すれば、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない⁴⁾」とするもので

¹ Myron S. Scholes, Mark A. Wolfson, Merle M. Erickson, Edward L. Maydew, Terrence J. Shevlin, “Tax and Business Strategy” 147 (2008); 邦訳、M.ショールズ、M.ウォルソン、M.エリクソン、E.メイデウ、T.シェブリン著（坂林孝郎訳）『MBA 税務工学入門』（2001）。

² 中里実『金融取引と課税』37頁（1998）。

³ 中里・前掲注2 38頁。

⁴ 金子宏『租税法 第15版』68頁（2010）。

ある。租税法律主義の意義は、経済活動等に対する法的安定性や予測可能性を保障することであり、そのため課税要件法定主義⁵や課税要件明確主義が重視されている⁶。

課税要件法定主義とは、課税要件は必ず法律で定められなければならないという原則であり、課税要件明確主義は租税においては自由裁量が排除されるという原則である。しかし租税法はその性格上、技術的・細目的な事項が多く、法律では対応しきれない。実際に「納税義務を課すべき対象である経済的な事実の全体を課税要件の中に取り込むことは立法技術的にほとんど不可能であ(り)7」、その隙間をつくのがタックス・プランニングであると解されている⁸。

2 タックス・プランニングと租税回避

タックス・プランニングと租税回避との関係について、金子名誉教授は「租税法の定める課税要件は、各種の私的経済活動ないし経済現象を定式化したものであり、これらの活動ないし現象は第一次的には私法の規律するところであるが、私的自治の原則ないし契約自由の原則の支配する私法の世界においては、当事者は、一定の経済的目的を達成しあるいは経済的成果を実現しようとする場合に、そのような法形式を用いるかについて選択の余地を有することが少なくない。このような私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除することを、租税回避という。・・・それは節税とも異なる。節税が租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為であるのに対し、租税回避は、租税法規が予定していない異常な法形式を用いて税負担の減少を図る行為である。最も、節税と租税回避の境界は、必ずしも明確ではなく、結局は社会通念によって決めざるを得ない。租税裁定行為 (tax arbitrage) は、状況次第で節税にあたる場合と租税回避にあたる場合とがありうる⁹」と述べている。

これはラーニド・ハンド判事がタックス・プランニングについて、ある判決の中で次のように述べたことと同旨であると思われる¹⁰。「何度も繰返して、裁判所は、租税を出来る限り低くするように取引の取決めを行うことは、何ら非難されるべきことではないと判示してきた。富める者も貧しい者も、誰でも、そうするし、それは正しいことである。なぜ

⁵ 課税要件とは納税義務の成立要件であり、①納税義務者、②課税物件、③課税物件の帰属、④課税標準、⑤税率の5つの要件から構成される。

⁶ 水野忠恒『租税法 第5版』7頁 (2011)。

⁷ 中里・前掲注2 37-38頁。

⁸ 中里・前掲注2 38頁。

⁹ 金子・前掲注4 114-116頁。

¹⁰ Commissioner v. Newman, 159 F. 2d 848 (2nd Cir. 1947).

なら、なん人も、法が要求する以上に支払うという公的義務を負わないからである。租税は、強制的に取り立てられるものであり、自発的に支払われるものではない。倫理の名において、より多くを要求することは、単なるまやかしである」。

これに対して中里教授は「租税回避とは、私法上の形成可能性を濫用して、租税を免れることである。この私法上の形成可能性の利用の頻度が「濫用」にまでは至らない場合に、それをタックス・プランニングという。・・・租税回避であっても、否認されないならば、タックス・プランニングの中で利用できるともいえよう¹¹⁾と、租税回避とタックス・プランニングの境界は、その行為が課税当局によって否認されるか否かで決まるとしている。

3 タックス・プランニングの効果

次にタックス・プランニングによる節税効果を評価するために、(1)債券に投資した場合と(2)年金投資を行った場合における各々の税引後収益の累積額を比較する。

【設定】

手持ち資金：	100万円
投資運用期間：	20年間
限界税率：	35%
投資に係る税引前収益率：	10%

(1) 債券投資

資産運用にデイ・トレーディングのような株式運用を選択する。デイ・トレーディングにおいて株式が1カ月以上保有されることはないため、課税の繰り延べはない。この場合の税引後収益の累積額は次のように計算される。

$$¥1,000,000[1 + 0.1(1 - 0.35)]^{20} = ¥3,523,645$$

(2) 年金投資 (タックス・プランニング投資)

年金への掛け金は損金算入が可能であり、かつ投資期間にわたり課税は繰り延べられるから、税引後収益の累積額は次のように計算される。

$$\frac{¥1,000,000}{(1-0.35)}(1 + 0.10)^{20}(1 - 0.35) = ¥6,727,500$$

このように両者の税引後収益累積額には2倍近い開きがあり、タックス・プランニングが納税者に与える節税効果は非常に大きいことが分かる。この節税効果の大きさこそが、納税者にタックス・プランニングを行わせるインセンティブとなっており、課税庁との紛争を引き起こす原因となっている。

¹¹⁾ 中里・前掲注2 38頁。

4 タックス・プランニングの種類

タックス・プランニングは(1)所得分類の変更、(2)帰属主体の変更、(3)年度帰属の変更の3つの類型に分けられる¹²。以下では、それぞれの類型毎に、我が国がいかなる法理論・法制度に基づきこの問題に対応してきたのかを検討すると共に、タックス・プランニングの構造を定量的に分析することにより、タックス・プランニングを引き起こす原因を明らかにする。

第2節 所得分類の変更

納税者が所得分類に基づく課税関係の相違に着目して、相対的に税負担が高い所得分類から低い所得分類に変更することによって、税負担を軽減することである。例えば通常所得からキャピタルゲインへの所得変換が代表的である。

我が国では所得を10種類に分類している。シャウプ勧告の強い方針のもとに、包括的所得概念を採用しているもの、ドイツ法の影響を強く受けてきた経緯があるため、所得の種類を区分しつつ、雑所得の規定を置くことにより、包括的所得概念とのバランスをとっているといえる。このように所得を分類するのは、「様々な考慮から非課税とすべき所得もあるし、また所得の種類により担税力が異なったり、所得の計算方法や課税技術の方法が異なるのが適当である¹³」と考えられているからである。例えば、近年の経済のグローバル化を背景に、金融を中心とする資産性所得は「足のはやい所得」とよばれ、所得が海外に逃避するのを避けるべく源泉分離により軽課すべきとの見解から、源泉分離課税により、高額所得者にとって累進税率よりも有利な税率を適用し、優遇してきた。また事業所得のように必要経費の実額計算が実際的である所得と、給与所得のように必要経費の概算控除を行う所得を区分することには合理性が認められるし、譲渡所得や山林所得において、長期にわたり蓄積されてきた値上り益を、単年度の累進税率で課税するのではなく、所得を平準化する¹⁴ことも、課税の実効性の確保や効率的な執行の観点から不可欠であると解されている。

また所得税法69条1項で損益通算が認められている。課税標準を計算する際に、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額または譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額がある時は、一定の順序により損益通算により他の各種所得の金額から控除することを認めている。逆にいえば利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得については損失の通算を認めていない。このように所得間で課税上の取扱いに差異があることが所得分類の変更によるタックス・プランニングを可能にしている。

¹² Scholes, et al., *supra* note 1, at 1-18.

¹³ 水野・前掲注6 159頁。

¹⁴ 長期譲渡所得や退職所得においては2分の1課税制度、山林所得では5分5乗制度がされている。

1 不動産所得をめぐる事例

(1) 借地権の設定の対価として権利金

不動産所得と譲渡所得について、その所得の金額の基本的な計算方法は同じであるが、譲渡所得においては50万円の特別控除（所得税法33条）¹⁵が認められているほか、保有期間によっては、2分の1課税の適用を受けることができるなど、不動産所得よりも有利な取扱いがなされていると解されている。例えば借地権の設定の対価として受け取った権利金が不動産所得か譲渡所得かが争われた事例がある。最判昭和45年10月23日¹⁶は、「（譲渡所得に当たるものと類推解釈するのは）明らかに資産の譲渡の対価としての経済的実質を有するものと認められる権利金についてのみ許されると解すべきであって、必ずしもそのような経済的実質を有するとはいきれない性質のあいまいな権利金については、法律の用語の自然の解釈に従い、不動産所得として課税すべきものであると解するのが相当である」としている。本件判決は、ある所得がいかなる所得区分に属するかについて明文の規定上明らかでない場合には経済的意義を基準として解釈すべき場合があるという見解を示している点で重要である¹⁷。

(2) リゾートホテルに係る損失

不動産所得と雑所得との区分が争われる場合も多い。不動産所得は他の所得との損益通算が可能であるが、雑所得の計算上の損失は、他の所得と通算することができないためである。例えば、個人が不動産の貸付けによる家賃収入を超える必要経費を発生させ、その損失を他の所得から控除することにより所得税負担の軽減を図った事案¹⁸がある。個人が不動産を購入して他に貸し付けた場合に、その資産の取得にかかる利子と減価償却費は不動産所得に係る必要経費となり、控除できる。その結果、不動産の貸付けによる総収入金額を超える必要経費が生ずる可能性が大きくなり、他の所得との損益通算を行うことによって課税所得の軽減を図ることができる。この事案は、内科医師が購入した condominium 形式のリゾートホテルの1室を購入して貸し付けていたところ損失が生じた。この不動産所得に係る損失を事業所得等と損益通算できるが争われた。税務署長はこれが「生活に通常必要でない資産」（所得税法62条）であるとして損益通算を否定したが、判決はその1室は保養目的とはいえ、賃料収入を目的としたものであるとして損益通算を認めた。なお、仙台高判平成13年4月24日税資250号8884頁はこれを認めなかった。

¹⁵ この他に、租税特別措置法においては、居住用財産の所得のための3000万円の特別控除（35条）や特定事業の用地の買収のために譲渡した場合の2000万円の特別控除（34条）等の定めがある。

¹⁶ 最判昭和45年10月23日民集24巻11号1617頁。

¹⁷ 高野幸大「不動産所得と譲渡所得の区分」水野忠恒他編『租税判例百選 第5版』66頁参照（2011）。

¹⁸ 盛岡地判平成11年12月10日税資245号662頁。

(3) セールス・アンド・リースバック取引

セールス・アンド・リースバック取引とは、借り手が所有している資産を一旦貸手に売却した後、貸手からその資産をリース物件として、借手がリースを受ける取引のことであり、セールス・アンド・リースバック取引の利点は①資産のオフバランス化、②固定資産の流動化（流動性の乏しい資産に流動性を付与すること）、③機械設備の継続使用が出来ること（売買契約とリース契約が一体の取引であるため、売却すると同時にリースすることができ、機械設備を休ませることなく従来どおり継続使用出来ること）、④資金調達手段になること（所有している資産を売却するため、資金を調達することが出来ること）と解されている。

国税不服審判所裁決平成4年12月9日では、不動産貸付業を営む請求人が、A社から、A社所有の飛行船を購入すると同時に、これをA社に賃借した取引は実質的に金融取引であると認定し、本件リース取引から生じる所得を雑所得と認定した¹⁹。こうした判断に至る根拠として審判所は次の4つを挙げている。

- ①本件飛行船の売買及びリースは通常の金融取引とは異なった法形式が用いられているが、実質的には金融取引であると認められること。
- ②この取引が通常の金融取引であったとした場合に比較し、税負担の軽減が顕著、かつ多額であること。
- ③通常と異なる法形式を採用したことについて、租税負担の軽減以外に合理的理由が認められないこと。
- ④①～③の事実からして本件一連の取引（販売及びリース）は、私法上有効な取引であるが、経済的取引の実質は金融取引であり、所得税法の適用においては、その法形式のいかんにかかわらず、その実質に応じ金融取引として課税されるべきであり、本件リース取引による所得は雑所得とすべきである。

このように審判所は経済的実質主義（Economic Substance）を根拠に本件を租税回避行為と認定し請求を棄却した。しかし、そもそもリースを譲渡とみなす法令上の根拠、その取扱いが明確ではなく、予測可能性を重視する租税法律主義の原則からみて適当ではないとする見解が多く、幾多の変遷を経て、平成19年度改正でリース取引について次のような法律上の規定がおかれることとなった。

1 リース取引の法律上の取扱い

居住者がリース取引を行った場合には、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの際にそのリース資産の売買があったものとして、賃貸人又は賃借人である居住者の各年分の所得の金額を計算するとされた（所得税法67条の2第1項、法人税法64条の2第1項）。なお、リース取引とは①賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除を

¹⁹ 同様の事例は、国税不服審判所裁決平成14年7月9日事例集64巻324頁参照。

することができないもの、②賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと、とされている。

さらにセール・アンド・リースバック取引については所得税法 67 条の 2 第 2 項、法人税法 64 条の 2 第 2 項において、居住者が譲受人から譲渡人に対して譲渡した資産を再び賃貸することを条件に、資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、売買から賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これらの一連の取引が実質的に金銭の貸借と認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、譲受人から譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、譲受人または譲渡人の各種所得の金額を計算するとした。

2 事業所得をめぐる事例

(1) 弁護士顧問料事件

事業所得とは、一定の「事業」から生ずる所得であり（所得税法 27 条）、その具体的内容は所得税法施行令 63 条 1 号~11 号に列挙されている。さらに同条 12 号に「対価を得て継続的に行う事業」と一般規定をおいていることから、その範囲は多くの経済活動に及び、何をもって「事業」とするか、すなわち事業性の認定について議論があった。また事業所得は他の所得との損益通算が認められていることから納税者にとっては課税上、どの所得分類に区分されるかが重要な問題であった。

事業所得と給与所得の区分について、事業所得は必要経費の実額控除が認められるが、給与所得者は給与所得控除（概算控除）のみが認められている。また事業所得は申告制であるのに対し、後者は原則として源泉徴収のみである。こうした違いを起因として両者の所得区分について争いが絶えなかった。

給与所得と事業所得を区分する基準が示された判例として、最高裁判決（弁護士顧問料事件判決²⁰）がある。これは弁護士が自己の所得を必要経費の実額控除が認められる事業所得よりも、給与所得控除（概算控除）が認められる給与所得として申告した方が有利であることから給与所得であると主張したところ、弁護士顧問料は事業所得であるとする課税庁の間で争われた事案である。最高裁判所は「給与所得とは雇傭契約又は之に類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない」と判示し、自己の計算と危険において独立して得たものは事業所得になるが、従属労働の対価として得たものは給与

²⁰ 最判昭和 56 年 4 月 24 日民集 35 卷 3 号 672 頁・税資 117 号 296 頁。

所得とされ、本件の弁護士の所得は事業所得であると判断した²¹。

本件以前にも、最判昭和 53 年 8 月 29 日はオーケストラのヴァイオリニストがオーケストラから受け取る金員が給与所得に当たるか否かが争われたいわゆる日フィル事件において、同様の基準による判断をしている。その結果、楽団の用意したヴァイオリンに満足せずに自分で購入したヴァイオリンの費用は、概算控除として給与所得控除において控除され、実額の控除は認められないとされた。この場合、ヴァイオリンの購入は個人の選好でなされた消費であると考えられている²²。給与所得と事業所得をめぐる一連の判決について、玉國教授は「本判決も含めて裁判例・通説の多くは、「事業」に該当するか否かについて、雇用契約の有無に全面的に依拠するのではなく、活動の規模と態様等種々の要素を参考として、具体的な事実を詳細に検討し結論を導く手法を採用している²³」と述べている。

(2) 商品先物取引に係る損益

事業所得と雑所得が問題となる典型例は商品先物取引に係る損益の取扱いである。先物取引で損失が生じた場合、事業所得ならば損益通算が認められるが、雑所得ならば認められないため、課税上その区分は重要であった。

有価証券の信用取引²⁴による損失の性質に関連して、最判昭和 53 年 10 月 31 日²⁵では、「具体的な株式等の取引行為が『対価を得て継続的に行う事業』に該当するか否かは、結局、一般社会通念に照らして決めるほかないと思われるが、その判断に際しては、営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無のほかには事業としての社会的客観性の有無が問われなければならない。この観点からは、当然にその取引の種類、取引における自己の役割、取引のための人的・物的設備の有無、資金の調達方法、取引に費やした精神的、肉体的労力の程度、その者の職業・社会的地位等の諸点が検討されなければならない。・・・本件株式取引は、一般社会通念に照らしていまだ事業と認められないと解するを相当とする。」と判示した下級審の判断（大阪地判昭和 49 年 2 月 6 日行集 26 卷 3 号 445 頁参照）を支持している。このような事業性の判断は前述の弁護士顧問料事件における「自己の計算と危険に

²¹ 最高裁判決は次のようにも述べている。「弁護士の顧問料についても、これを一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的な態様に応じて、その法的性格を判断しなければならない」。以上から給与所得と事業所得とを区分する基準として 2 つの要件を挙げていることがわかる。一つは「雇傭契約又はこれに類する原因に基づく」こと、もう一つは「業務の具体的な態様に応じて、その法的性格を判断」するというものである。前者の一定の契約類型に基づくことを要件とする場合にはその判断は一般化・抽象化することを意味するため、後者の「業務の具体的な態様に応じて」とする要件とは相いれない部分が出てくる。参照、佐藤英明「給与所得の意義と範囲をめぐる諸問題」金子宏編『租税法の基本問題』398 頁（2009）。

²² 水野・前掲注 6 187 頁。

²³ 玉國文敏「事業所得と給与所得の区別」金子宏他編『租税判例百選 第 3 版』53 頁(1992)。

²⁴ 信用取引とは委託保証金を証券会社に担保として預託し、資金又は証券を借りて売買を行う取引である。

²⁵ 最判昭和 53 年 10 月 31 日訴月 25 卷 3 号 889 頁。

において独立して得た」か否かに着目する判旨と基本的に同じ枠組みであるといえる。

個人の行った商品先物取引の事業性について争われた福岡高判昭和 54 年 7 月 17 日²⁶では、「『事業』とは社会通念に照らし事業と認められるもの、すなわち個人の危険と計算において独立的に継続して営まれ、かつ事業としての社会的客観性を有するものと解すべきである」と、前述の有価証券の信用取引の判決を踏襲した上で、先物取引は短期間における価格の変動を利用して売買差益を稼ぐという投機性の強いもので、恒常的な収益を期待できるものではなく、本来事業に馴染み難いことから、事業性が認められないとした²⁷。このように商品先物取引における所得区分をめぐる訴訟に関する裁判例は、いずれも損失の損益通算を否定するものであり、その損益は雑所得にあたとされている。商品先物取引に係る損益の性質について、水野教授は投資の失敗に基づく損失（所得を得るために必要な支出）と捉えるのではなく、所得の処分・消費に過ぎないと捉える考え方をとっている²⁸。本判決も「雑所得においては、多くは余剰資産の運用によって得られるところのものであり、その担税力の差に着目すれば、雑所得に他の所得との損益通算の規定がないことにはそれ相当の合理性を認めることができる」としていることから、水野教授と同様の考え方に基づくものと思われる。

以上のように、所得分類に際して事業性を有するか否かは例えば取引回数、施設規模、資金繰り、広告宣伝、取引の相手方等諸般の事情を総合的に判断して決定せざるを得ない点で今後も紛争が絶えないであろうし、所得区分の変更を通じたタックス・プランニングは我が国所得税法が所得分類方式を採用し続ける限り防ぐことが困難であると思われる。次にこうした所得区分の変更等が納税者にどのような影響（便益）をもたらし得るのかを Scholes 等のアプローチ²⁹に沿って検討していくこととする。

3 所得分類の変更等が投資収益に与える影響

ここでは課税関係に影響を与えるファクターとして、①掛け金控除の可否、②課税のタイミング（毎年か繰延か）、③適用税率（通常税率か軽減税率か）の3つを考える。例えば①掛け金控除については、利子所得にはその稼得のために要した費用等（必要経費）の控

²⁶ 福岡高判昭和 54 年 7 月 17 日訴月 25 卷 11 号 2888 頁。

²⁷ 同様の事案が名古屋地判昭和 60 年 4 月 26 日行集 36 卷 4 号 589 頁。なお、平成 13 年度改正以降、先物取引に係る雑所得については、所得税 15%（住民税 5%）の申告分離課税が採用され（租税特別措置法 41 条の 14 第 1 項）、平成 15 年度には先物取引に係る損失の繰越控除が認められた（租税特別措置法 41 条の 15）。また繰越控除の適用範囲も平成 24 年 1 月 1 日以降の取引について、その拡大が図られている。

²⁸ 水野・前掲注 6 269 頁。

²⁹ Scholes, et al., *supra* note 1, at 67-90.

除はないが、配当所得では株式等を取得するために要した負債の利子控除が認められている。②課税のタイミングについては、課税期間毎に毎年課税が行われるのが原則であるが、適格ストックオプションや固定資産の交換等、政策的に課税繰延が認められているものが存在する。③適用税率について、軽減税率が適用されるものとしては、退職所得では分離課税がなされ、総合課税による累進税率の適用が排除されている（所得税法 89 条）。また有価証券の譲渡および土地税制についても分離課税の上、軽減税率が適用されている他（租税特別措置法 37 条の 10 以下、租税特別措置法 31 条以下）、年金所得は実質非課税である。さらに長期譲渡所得において 2 分の 1 課税（長期譲渡所得の金額から 50%を控除）を採用していることも、実質的には軽減税率を適用していることと同値であるといえる。従って課税関係に影響を与えるこれら 3 つのファクターの相違が納税者に与える影響を分析することは、つまるところ、所得区分の相違が納税者に与える影響を分析することに他ならないと考えている。

議論を簡略化するために、これら 3 つのファクターに係る条件がそれぞれ異なる貯蓄商品(SV: Saving Vehicle)を想定し、その投資から得られる税引後収益の差をもって、納税者の便益（節税効果）を評価することにする。具体的には表 2-1 のような 6 パターンの商品を想定し、保有期間によって納税者の手取り資金（税引後収益額）がどのように変化していくかを、(1)将来にわたって税率が一定の場合と、(2)将来税率が変動する場合に分けて考える。なお税引前収益率を R 、税引後収益率を r 、投資期間を n 、通常税率を t 、軽減税率を $t_{cg}(0 < t_{cg} < t)$ とする³⁰。

表 2-1 課税関係の異なる 6 つの貯蓄商品

タイプ	掛け金 控除	課税の タイミング	適用税率	税引後累積収益
SV I(標準型)	できない	毎年	通常税率	$[1 + R(1 - t)]^n$
SV II(繰延べ型)	できない	繰延べ	通常税率	$(1 + R)^n(1 - t) + t$
SV III(軽減型)	できない	毎年	軽減税率	$[1 + R(1 - t_{cg})]^n$
SV IV(軽減・繰延べ型)	できない	繰延べ	軽減税率	$(1 + R)^n(1 - t_{cg}) + t_{cg}$
SV V(非課税型)	できない	非課税	非課税	$(1 + R)^n$
SV VI(控除型)	できる	繰延べ	通常税率	$\frac{1}{1-t}(1 + R)^n(1 - t)$ または $(1 + R)^n$

(資料) Scholes, et al. (2008)、渡辺(2005)³¹をもとに筆者作成

³⁰ ここでは税引前投資収益率 R がすべての SV において一定であること、さらに投資収益にリスクがないことを前提としている。

³¹ 渡辺智之『税務戦略入門』58 頁 (2005)。

(1) 税率が一定の場合

SV I~IVはいずれも掛け金控除はできないが、課税のタイミングと適用税率が異なる。SVVは収益が非課税、SVVIは掛け金控除が可能で、投資期間が終了するまで課税は繰り延べられた後、通常税率で課税される。

1 SV I と SV II の比較

SV I は一般的な利子所得を表し、税引前ベースで年利 R の利子がつき、利子に対して毎年 t の税率で課税される預金や債券を n 年間複利運用した場合を示している。例えば税引前年間投資収益率 7%の債券を税率 30%で 5 年間運用した場合の税引後累積収益は、

$$[1 + 0.07(1 - 0.3)]^5 = [1 + 0.049]^5 = 1.27$$

となる。税引後平均年間収益率を r 、 n 年後の税引後累積収益を F とすると、 $r = R(1 - t)$ であるから、

$$(1 + r)^n = F \quad \text{または} \quad r = F^{1/n} - 1$$

となり、上記の事例では税引後年間収益率(r)は 4.9%となる。

SV II は SV I と課税のタイミングが異なる。SV I では税引前収益率 R に対して毎年課税するが、SV II は n 年後に初めて課税される。課税が繰延べされるため、SV II では税引前収益率 R で毎年再投資が行われ、 n 年度の税引前投資収益額は $(1 + R)^n$ となる。このうち投資元本を差し引いたネットの収益累積額 $\{(1 + R)^n - 1\}$ が税率 t で課税される。従って税引後収益累積額は次の計算式で求められる。

$$F = (1 + R)^n - t[(1 + R)^n - 1] = (1 + R)^n(1 - t) + t$$

上記の事例にあてはめてみると、次のようになる。

$$F = (1 + 0.07)^5(1 - 0.3) + 0.3 = 1.28$$

$$r = 1.28^{1/5} - 1 = 5.09\%$$

SV I と SV II の相違は毎年課税されるか、もしくは n 年後に投資期間が終了する時点まで課税が繰り延べられるかといった「課税のタイミング」のみであることから、課税繰延べは納税者に便益を享受するものであることがわかる。

① 保有期間の長短が投資収益率にもたらす影響

課税繰延による便益は保有期間の長短によって変わるのであろうか。それを示したのが表

2-2 および

図 2-1 である。これらは保有期間別の SV I と SV II の税引後累積収益と平均年間収益率

を計算したものである。税引後累積収益に着目すると、投資期間が1年の場合を除き、SV IIの税引後累積収益額がSV Iを常に上回っていること、またSV IとSV IIの差は投資期間が長くなるほど拡大することがわかる。SV Iで運用した場合、投資額1円が50年後に10.93円になるのに対し、SV IIで運用した場合には20.92円まで増加する。

表 2-2 の下段はSV IおよびIIの保有期間別の税引後平均年間収益率である。SV Iは投資期間に係らず4.9%で一定であるのに対し、SV IIは投資期間が長くなるほど上昇し、その税引後収益率は税引前投資収益率(7%)に近似していく。上記から課税繰延による便益(節税効果)は課税を繰延べ期間が長くなるほど、大きくなることがわかる。

表 2-2 保有期間別の税引後累積収益と税引後平均年間収益率

保有期間	税引後累積収益額 (投資額1円あたりの金額)					
	1	5	10	20	40	50
SV I	1.05	1.27	1.61	2.60	6.78	10.93
SV II	1.05	1.28	1.68	3.01	10.78	20.92
保有期間	税引後平均年間収益率					
	1	5	10	20	40	50
SV I	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%
SV II	4.90%	5.09%	5.31%	5.66%	6.12%	6.27%

(注) R=7%,t=30%

(資料) Scholes, et al. (2008)をもとに筆者作成

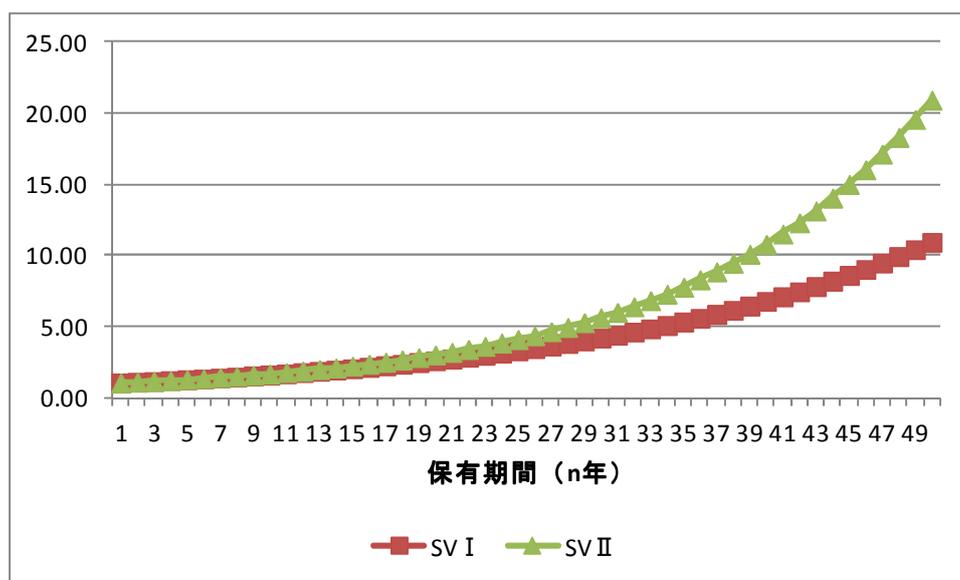


図 2-1 税引後累積収益額

(資料: 筆者作成)

②税引前収益率の水準が投資収益率にもたらす影響

上記では税引前収益率が7%という仮定をおいていたが、この税引前収益率の水準が変わった場合（例えば12%）に、納税者が受ける便益はどのように変化するのであろうか。税引前収益率を12%として、保有期間毎のSV IおよびIIの税引後累積収益を算出したものが表2-3と図2-2である。50年後のSV Iの累積収益額は56.42円に対してSV IIは202.60円となる。SV IIの累積収益額をSV Iの累積収益額で除した値を比較係数と定義すると、税引前収益率R=12%の場合の比較係数は3.59であるのに対し、税引前収益率R=7%の時の比較係数は1.91(=20.93/10.93)に過ぎない。すなわち税引前収益率Rが大きくなる（水準が上がる）ほど、課税繰り延べによる便益（節税効果）は大きくなる。

表 2-3 税引後累積収益 (R=12%)

保有期間	税引後累積収益額 (投資額1円あたりの金額)					
	1	5	10	20	40	50
SV I	1.08	1.50	2.24	5.02	25.19	56.42
SV II	1.08	1.53	2.47	7.05	65.44	202.60

(注) R=12%, t=30%

(資料) Scholes, et al.(2008)をもとに筆者作成

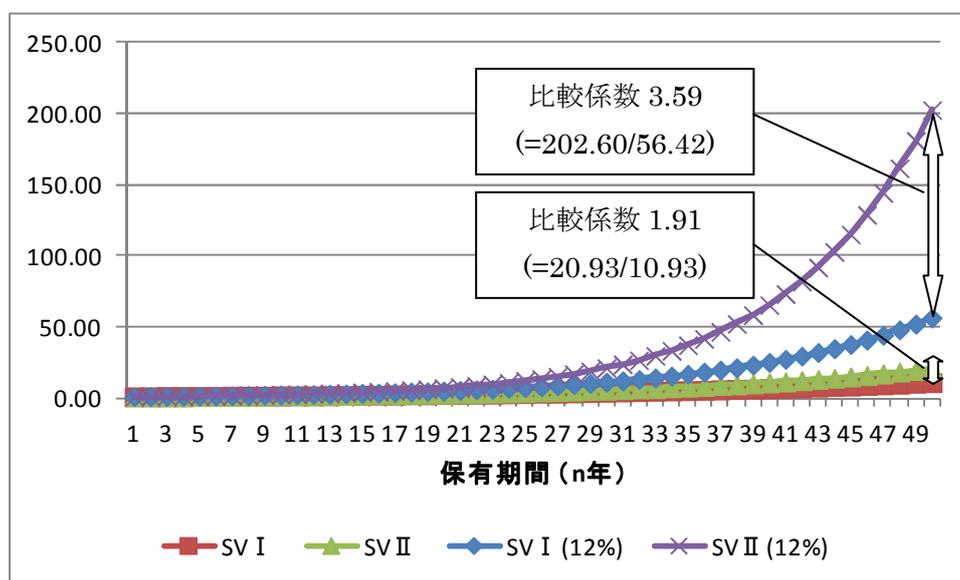


図 2-2 税引後累積収益 (R=7,12%) (資料: 筆者作成)

2 SVⅡとSVⅢの比較

SVⅢはSVⅠと似通っているが、通常税率ではなく軽減税率が適用される点でSVⅠと異なる。まず、SVⅠとSVⅢを比較する場合、軽減税率が適用されるSVⅢの方が常に有利であることは容易に理解できる。これに対してSVⅡとSVⅢとの比較においては、課税繰延による節税効果と軽減税率による節税効果を比較検討する必要がある。

まず軽減税率 $t_{cg}=0$ の場合には、SVⅢから得られる収益は非課税扱いとなるので、投資期間に係らずSVⅢはSVⅡよりも常に有利となる(表2-4上段および図2-3左)。これに対して $0 < t_{cg} < t$ の場合は投資期間が短い場合はSVⅢが有利で、長い場合にはSVⅡが有利となる(表2-4下段および図2-3右)。下記のケースでは投資期間が31年超の場合に、SVⅡの税引後投資収益がSVⅢを上回る。これは投資が長期化すると、課税繰り延べの効果が軽減税率の効果を上回るためである。

表 2-4 税引後累積収益額 ($t_{cg}=0\%,3.5\%$)

保有期間	$t_{cg}=0\%$ の場合					
	1	5	10	20	40	50
SVⅠ	1.05	1.27	1.61	2.60	6.78	10.93
SVⅡ	1.05	1.28	1.68	3.01	10.78	20.92
SVⅢ	1.07	1.40	1.97	3.87	14.97	29.46
保有期間	$t_{cg}=15\%$ の場合					
	1	5	10	20	40	50
SVⅠ	1.05	1.27	1.61	2.60	6.78	10.93
SVⅡ	1.05	1.28	1.68	3.01	10.78	20.92
SVⅢ	1.06	1.34	1.78	3.18	10.09	17.99

(注) $R=7\%, t=30\%, t_{cg}=0\%$ or 15%

(資料) Scholes, et al. (2008)をもとに筆者作成

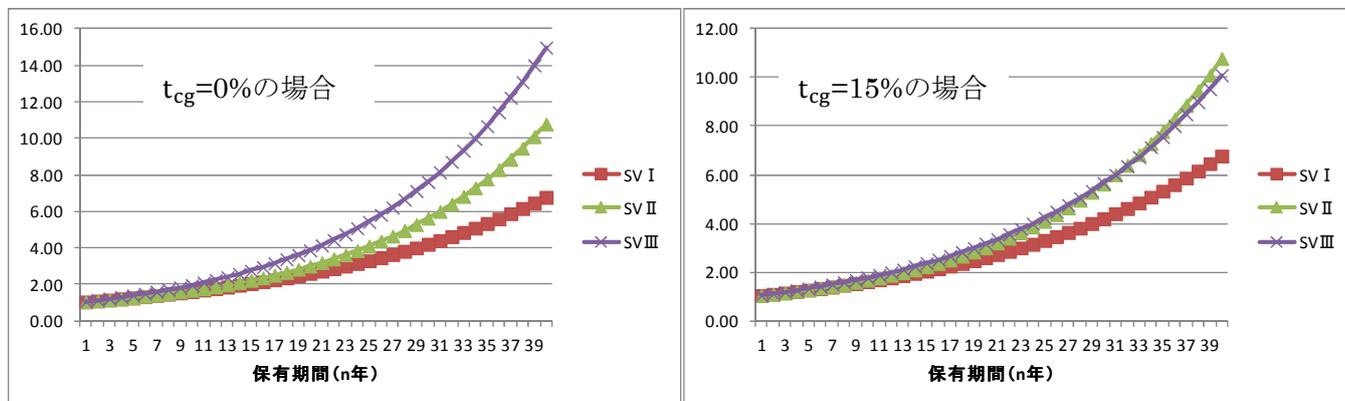


図 2-3 税引後累積収益 ($t_{cg}=0\%,15\%$)

(資料：筆者作成)

3 SVIVとSV I~Ⅲの比較

SVIVはSV I~Ⅲと同様に掛け金控除はできないが、発生した収益は課税の繰り延べを受け、かつ軽減税率で課税される。SVIVとSV IIの相違点はSVIVが通常税率ではなく、軽減税率で課税される点である。 $t_{cg}=0$ および $t_{cg}=t$ の場合を除き、SVIVはSV I~Ⅲよりも常に有利となる。 $t_{cg}=0$ の場合、SVⅢおよびIVは非課扱いとなるため、SV IIより常に有利になる。一方、 $t_{cg}=t$ の場合は、SVIVはSV IIと同じ税引後キャッシュフローとなる。具体的な数値例を示したものが表 2-5 と図 2-4 であり、保有期間に係らずSVIVは最も節税効果の高い商品であることがわかる。

表 2-5 SV I~Ⅳの税引後累積収益と税引後平均年間収益率

		税引後累積収益額 (投資額 1 円あたりの金額)				
保有期間	1	5	10	20	40	50
SV I	1.05	1.27	1.61	2.60	6.78	10.93
SV II	1.05	1.28	1.68	3.01	10.78	20.92
SVⅢ	1.06	1.34	1.78	3.18	10.09	17.99
SVIV	1.06	1.34	1.82	3.44	12.88	25.19
		税引後平均年間収益率				
保有期間	1	5	10	20	40	50
SV I	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%
SV II	4.90%	5.09%	5.31%	5.66%	6.12%	6.27%
SVⅢ	5.95%	5.95%	5.95%	5.95%	5.95%	5.95%
SVIV	5.95%	6.06%	6.18%	6.37%	6.60%	6.67%

(注) $R=7\%$, $t=30\%$, $t_{cg}=15\%$

(資料) Scholes, et al. (2008)をもとに筆者作成

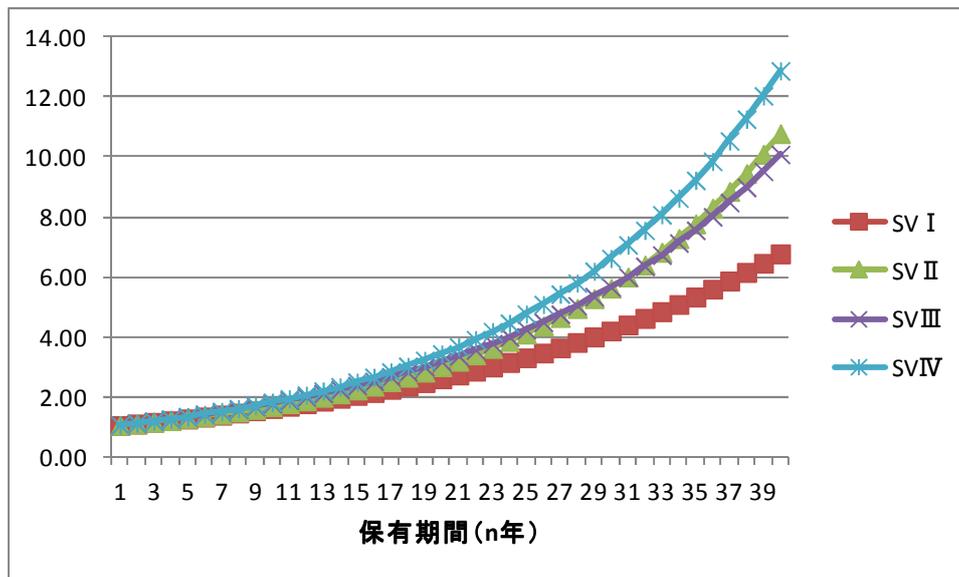


図 2-4 SV I~IVの税引後累積収益 (資料：筆者作成)

4 SVV と SVVI

SVVは、掛け金控除はできないが、発生した収益は非課税となる商品である。SVVは軽減税率が0でない限り、SV I~IVよりも常に有利である。仮に軽減税率 $t_{cg}=0$ であれば、SV Vの税引後累積利益はSV IIIおよびIVと等しくなる。

またSVVIは掛け金控除が可能で、課税の繰り延べを受けるような商品である。SVVIに対する投資額1円は、 n 年後に $(1+R)^n$ 円となる。 n 年後にこの投資累積収益額の全額に対して税率 t で課税されるとした場合、税引後の手取り額は $(1+R)^n(1-t)$ 円となる。当初の投資額1円は投資時に全額損金算入されているため、投資のための実質的な持ち出しは $(1-t)$ 円となる。そこでSVVIの税引後累積収益額 F は次のように計算され、SVVと同じ数式となる。

$$F = \frac{1}{1-t}(1+R)^n(1-t) = (1+R)^n$$

以上の分析から次の考察が得られる。税率が一定の場合には①SVVおよびVIは同じ値をとり、その他SVに比べて常に有利な投資となること、②課税繰延の効果は保有期間の長さによって変化すること、つまり保有期間が短い間は課税繰延の効果は小さいが、保有期間が長くなるにつれてその効果が拡大する。一方③軽減税率の効果は保有期間に係らず一定であること、の3点である(表 2-6 および図 2-5 参照)。

表 2-6 SV I~VIの税引後累積収益と税引後平均年間収益率

		税引後累積収益額 (投資額 1 円あたりの金額)					
保有期間		1	5	10	20	40	50
SV I		1.05	1.27	1.61	2.60	6.78	10.93
SV II		1.05	1.28	1.68	3.01	10.78	20.92
SV III		1.06	1.34	1.78	3.18	10.09	17.99
SV IV		1.06	1.34	1.82	3.44	12.88	25.19
SV V		1.07	1.40	1.97	3.87	14.97	29.46
SV VI		1.07	1.40	1.97	3.87	14.97	29.46
		税引後平均年間収益率					
保有期間		1	5	10	20	40	50
SV I		4.90%	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%	4.90%
SV II		4.90%	5.09%	5.31%	5.66%	6.12%	6.27%
SV III		5.95%	5.95%	5.95%	5.95%	5.95%	5.95%
SV IV		5.95%	6.06%	6.18%	6.37%	6.60%	6.67%
SV V		7.00%	7.00%	7.00%	7.00%	7.00%	7.00%
SV VI		7.00%	7.00%	7.00%	7.00%	7.00%	7.00%

(注) R=7%,t=30%,t_{cg}=15%

(資料) Scholes, et al. (2008)をもとに筆者作成

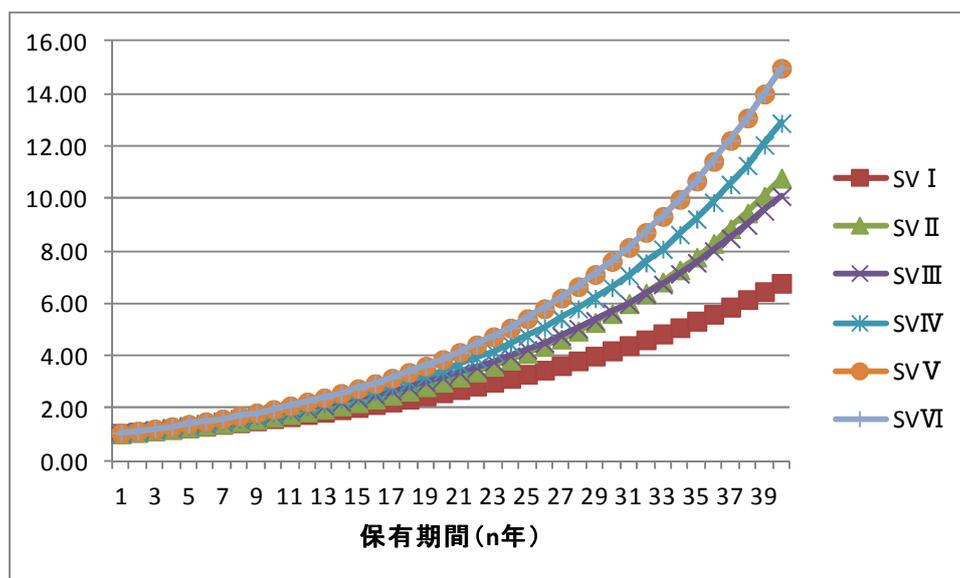


図 2-5 SV I~VIの税引後累積収益 (資料: 筆者作成)

(2) 税率が変動する場合

これまでは税率が一定であると仮定して検討を行ってきたが、税制改正等により税率が変更される場合のSV I～SVVIの税引後累積利益への影響を検討する。

1 税率変動に伴うSVVとSVVIの比較

税率が一定であると仮定した場合、SVVとVIの税引後累積利益は同値であった。現在の税率を t_0 、 n 年後の税率を t_n とすると、SVVIの税引後累積利益は次のように定義される。

$$F = \frac{1}{1-t_0} (1+R)^n (1-t_n)$$

ここで $t_0 < t_n$ の場合には、 $(1+R)^n$ より小さくなるためSVVの方が有利となり、 $t_0 > t_n$ の場合には $(1+R)^n$ よりも大きくなるため、SVVIが有利となる。次のような税率低下局面と上昇局面でSV I～VIの税引後収益を検討する。

ケース 1 (税率低下局面) $R=7\%$ 、 $n=5$ 、 $t_0=t_1=t_2=t_3=t_4=40\%$ 、 $t_5=10\%$ 、 $t_{cg}=0.5t$
 ケース 2 (税率上昇局面) $R=7\%$ 、 $n=5$ 、 $t_0=t_1=t_2=t_3=t_4=10\%$ 、 $t_5=40\%$ 、 $t_{cg}=0.5t$

税率低下局面ではSVVIがその他のSVと比べて相対的に有利なパフォーマンスを示し、税率上昇局面では逆に不利なパフォーマンスとなる(表 2-7 参照)。つまり税率低下局面ではSVVIの税引後累積収益は $\{1/(1-0.4)\}(1+R)^n(1-0.1) = 1.5(1+R)^n$ と、非課税扱いの金融商品で運用した場合よりも50%多くなる。これに対し、税率上昇局面におけるSVVIの税引後累積収益は $\{1/(1-0.1)\}(1+R)^n(1-0.4) = 0.67(1+R)^n$ となり、非課税商品で運用した場合よりも33% (=1-0.67) も少ない結果となっている。つまり税率上昇局面においては、課税繰延の効果はマイナス方向に作用するとともに、年度0末の損金算入による節税効果がほとんど得られない。

表 2-7 税率変動を伴う場合の税引後累積利益と税引後平均年間収益率

	ケース 1 (税率低下局面)		ケース 2 (税率上昇局面)	
	F	r	F	r
SV I	1.253	4.62%	1.330	5.88%
SV II	1.362	6.38%	1.242	4.42%
SVIII	1.326	5.81%	1.366	6.44%
SVIV	1.382	6.69%	1.322	5.74%
SVV	1.403	7.00%	1.403	7.00%
SVVI	2.104	16.04%	0.935	-1.33%

(資料：筆者作成)

2 保有期間の影響

税率変動がある場合に、保有期間の長短が税引後累積利益に及ぼす影響を考えてみる。先の数値例の税率上昇局面（ケース2）を用いて、保有期間が5年間、10年間、20年間の場合のSV I～VIの税引後累積利益（F）と税引後平均年間収益率（r）を計算した結果が表2-8である。SVVIに注目すると保有期間が長くなるにつれて、税引後収益率が改善してきている。これは課税繰延による節税効果が、保有期間が長くなることにより拡大し、投資期間終了時の税率上昇に基づく課税負担増を打ち消していることを示している。

表 2-8 保有期間毎の税引後累積利益と税引後平均年間収益率

	保有期間：5年		保有期間：10年		保有期間：20年	
	F	r	F	r	F	r
SV I	1.330	5.88%	1.806	6.09%	3.327	6.19%
SV II	1.242	4.42%	1.580	4.68%	2.722	5.13%
SV III	1.366	6.44%	1.885	6.54%	3.589	6.60%
SV IV	1.322	5.74%	1.774	5.90%	3.296	6.14%
SV V	1.403	7.00%	1.967	7.00%	3.870	7.00%
SV VI	0.935	-1.33%	1.311	2.75%	2.580	4.85%

(資料：筆者作成)

(3) 小括

以上の分析を通じて分かったことは、将来にわたって税率一定の仮定のもとでは、非課税の取扱いを受けるSVや即時償却が認められるSVは他のSVより常に課税上のメリットが大きいこと、次に課税が繰り延べられるSVおよび軽減税率が適用されるSV（この両者の優劣は保有期間によって異なる）が続く。このことは所得分類によって課税関係に相違がある現行法のもとでは、所得区分の変更を通じたタックス・プランニングが今後も絶えないであろうことを示唆している。なお、将来の税率変動が予想されている場合には、税率一定の仮定でみられたようなSV間の序列は入れ替わることになる。

第3節 帰属主体の変更

所得の帰属主体を高所得者から低所得者に移転することによって税負担を軽減する方法であり、家計内の所得移転や関連会社間の所得移転が典型的である。課税単位につき、個人単位主義を採用している我が国では、家族組合の設立、資産の家族への分散等の方法を通じて、所得を家族構成員の間に分割し、高い累進税率の適用を排除して、租税負担を減

少させようとする傾向を招き易い³²。また関連会社間においても、取引価格の調整（移転価格）や、給与・報酬の支払の調整、資産の賃貸価格調整等を通して、同一家計内の所得の付け替えと同様のタックス・プランニングを行う可能性がある。

1 実質所得者課税の原則

所得税法 12 条は「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益はこれを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する」と規定し、所得の帰属者の認定についての原則を定めている。これは実質所得者課税の原則と呼ばれ、その解釈としては「法律的帰属説」と「経済的帰属説」の二つがある。法律的帰属説とは、課税物件の法律上の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に則して帰属を判断すべきであるとする考え方である。経済的帰属説とは課税物件の法律上の帰属と経済上の帰属が相違している場合には、経済上の帰属に即して課税物件の帰属を判定すべきことを定めたものである。

例えば銀行預金では、預金契約の名義人が通常、預金利子の帰属者（収益の法律上の帰属者）である。ここで、父親が子供の名前で預金をして、その利子を受け取るとすると、その預金の利子は誰に帰属するのかという問題になる。これは預金契約の当事者が誰であるかということが問題であるので、法律的帰属説により説明され、預金の名義人になっている子供が収益の法律上の帰属者とみられる者であるが、実際には収益である利子の帰属者は父親であるので、預金契約の当事者は父親であり、父親が収益の帰属者となると考えられる。

これに対して、父親からキャッシュカードを預かっていたその妻（母親）が預金利子をすべて引き出していたとすると、預金の利子の実際の帰属者である、いわゆる経済上の帰属者は妻（母親）であるので、収益は母親に帰属するということになる。この場合、妻（母

³² 課税単位の在り方としては、個人単位主義の他に、夫婦単位主義、家族単位主義がある。個人単位主義のもとでは各家族構成員の所得は別々に課税され、我が国やイギリスが採用している。夫婦単位主義では夫婦の所得が合算して課税され、家族単位主義では家族の所得が合算して課税される。前者はアメリカやドイツで、後者はフランスで採用されている。婚姻に対する中立性（独身個人 2 人と婚姻した夫婦とで税負担が中立的であること）の観点からみれば、夫婦ないし家族単位主義に比べて個人単位主義が優れているものの、世帯間における課税の公平性（夫婦もしくは等しい規模の家族については、同じ所得の世帯は等しく課税される）の観点からは夫婦ないし家族単位主義が望ましいとされている。アメリカでは 2 分 2 乗制度をとり、夫の収入の半分は妻の収入（片稼ぎの場合）であるとして計算が認められるので、累進課税が強いほど高額所得者には有利に働く。従って共稼ぎ夫婦にはあまり利点がないとされ、世帯間の公平性に問題が生じると解されている。このように累進税率のもとでは、世帯間における課税の公平性と婚姻中立性の要請を同時に満たすことは不可能であり、「各国の制度は、種々のファクターのいずれを重視するかによって異なっている」（金子・前掲注 4 174 頁）。

親)は預金契約の名義人でも預金利子の受取人でもなく、預金契約の当事者ではないので、経済的帰属者となる³³。

いずれの説が妥当であるかについては様々な見解があるが、法的安定性や予測可能性を保障するという見地から、法律的帰属説の方が適正であるという意見が多い。経済的帰属説については、収益の運用を誰がなしたかということは税務署には認定が難しいということや、納税者にも帰属者の判定の予測がつかないといった批判がある³⁴。これに対して水野教授は所得の種類によって妥当な説が変わり得るとしている³⁵。例えば給与所得や利子所得のように、労働契約や預金契約という法律関係が明確に存在するものについては、法律上の帰属が明確であり、収益を享受した者を認定できれば法律的帰属説で十分であるが、事業所得は経済的帰属説ではなければ対応できないとしている。

このように所得税法 12 条の解釈について学説上は争いがあるものの、いずれの説をとるにしても、実質所得者課税の原則の規定は所得の帰属者の認定を容易にする機能を持つといえる。実際問題として、税務署にとって実質の所得帰属者を立証することは困難な場合が少なくない。そこで 12 条を根拠とすることにより、所得の帰属者の認定が容易になるという点に本規定の意義があるのではないかと考えられる。

2 議論の変遷・手法の高度化

我が国では稼得者主義に立ち、実際の稼得作業に携わることにより所得を生ずるものを納税義務者として、その者に所得を帰属させる。そのため、家族で農業を営むといった家族的事業のような共同事業については組合 (partnership) と認定する余地があるが、私法上も共同事業である組合の形態が活発でなかったこともあり、特に親子もしくは夫婦共同で自営により働いても、組合事業としてそれぞれの者が納税義務者とされるのではなく、申告・納付にあたってはその事業や生計の主宰者である一人の個人を納税義務者とみなしてきた。

例えば東京高判平成 3 年 6 月 6 日³⁶では、親子が相互に協力して一個の事業を営んでいる場合における所得の帰属者が誰であるかは、その収入が誰の勤労によるものであるかではなく、誰の収入に帰したかで判断されるべき問題であって、ある事業による収入はその経営主体であるものに帰したものと解すべきであり(最判昭和 37 年 3 月 16 日民集 59 号 393

³³ この例示は、水野・前掲注 6 295 頁による。

³⁴ 水野・前掲注 6 296 頁。例えば金子名誉教授は法律的帰属説を妥当する立場から、「経済的帰属説をとると、所得の分割ないし移転を認めることになり易いのみでなく、納税者の立場からは、法的安定性が害されるという批判がありうるし、税務行政の見地からは経済的帰属を決定することは實際上多くの困難を伴う、という批判があり得る」と述べている。参照、金子・前掲注 4 157 頁。

³⁵ 水野・前掲注 6 296 頁。

³⁶ 東京高判平成 3 年 6 月 6 日訴月 38 卷 5 号 878 頁・千葉地判平成 2 年 10 月 31 日税資 181 号 206 頁。

頁参照)、従来父親が単独で経営していた事業に、子は単なる従業員としてその支配の下に入ったものと解するのが相当であるとしている。つまり、現実には夫婦・家族の共同所得であったとしても、それにもかかわらず、所得の帰属の問題として家族組合とは認めず、その家族の誰の個人所得とするかが問われてきた。こうした事情を背景に、家族の共同事業に法人の形態を採用し、所得の分割の操作を行う問題が発生してきたのである。

近年、税制上の利点から、組合や信託等の形態が注目されつつあり、そのスキームは高度化してきている。例えば個別契約による集団投資スキームにおいて、投資損失と他の所得との損益通算を利用し、課税負担の軽減を図るものがある。このスキームの特徴は、損失を複数の投資家が利用できるように、信託のみではなく、組合や匿名組合、さらには外国の制度、例えばアメリカにおけるパートナーシップ (partnership)、有限責任組合 (Limited Liability Partnership ; LLP)、さらには有限責任会社 (Limited Liability Company ; LLC) などの事業形態を利用する点である。いずれも導管 (conduits) と呼ばれるもので、これらの事業形態によると、損失は直接に構成員に帰属する (pass through) ものとされ、所得課税上も投資家は事業体の損失を他の所得と相殺することが可能となる。これは組合等に係る損失を自らの損失に pass through させ、他の所得と損益通算することにより課税負担を軽減するという意味で、帰属主体の変更に係るタックス・プランニングであるといえる。

3 組合を用いた帰属主体変更の事例

民法では、典型契約としての組合契約は、各当事者が出資をなして共同の事業を営むことを約することにより、その効力を生ずるとされ、その損益の分配 (民法 674 条) 等について定めている。しかし所得税法ないし法人税法のいずれにおいても組合課税の規定は定められていない。実務上は、任意組合の組合員の当該組合の事業に係る損益計算上の利益の額又は損失の額は、「当該組合の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了する日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する」ことが原則とされ、また、当該組合事業における総収入金額及び原価、費用の額並びに損失の額を損益分配割合により、各組合員に帰属する各金額として計算することが認められている (所得税基本通達 36・37 共-20)。すなわち、民法 667 条に規定する組合の事業に係る利益の額又は損失の額は、その構成員の各組合員にその出資等の持分に応じて個別に帰属させて課税する、いわゆるパス・スルー課税が前提とされており、所得課税における法人と組合との区分は事業の収益の帰属と損失の配分に直結する重要な問題となっている³⁷。

³⁷ 組合員の提供した労務の対価が組合員の事業所得となるかが争われた事案に、りんご生産組合事件がある。りんご生産組合において民法上の任意組合 (民法 667 条) が設立されたことにつき、組合の認定については異論がなかったが、組合員の提供した労務の対価が組合員の事業所得となるかが争われた。第 1 審判決 (盛岡地判平成 11 年 4 月 16 日訴月 46 卷 9 号 3713 頁) では、組合員の受けた支払は組合が雇用して労務に従事した

(1) 映画フィルム・リース事件

大阪地判平成 10 年 10 月 16 日³⁸は、組合結成による映画配給で、組合員が映画の減価償却費を損金処理することにより法人税の負担軽減により利益を得ようとした事件である。取引の概要は CP 社が制作した映画を、映画配給会社を通じて E 社が購入し、映画の賃貸・配給を IFD 社に行うが、IFD 社はその映画を CP 社に第三者譲渡する。E 社の実態は投資事業組合であり、投資家から 23 億円、オランダの銀行から 63 億円の貸付を受けている。E 社は映画の所有者として、映画の減価償却費を必要経費として処理し、E 社に出資した組合員の租税負担を軽減する効果を期待したが、取引の実質としては、所有権が最終的に CP 社に帰属することから、オランダの銀行や投資家が E 社を通じて CP 社に融資を行ったに過ぎない。判決は、E 社は実質、所有権を保有するに至っていないとして、この取引形態を仮装行為として否認した。大阪高判平成 12 年 1 月 18 日および最判平成 18 年 1 月 24 日³⁹もこれを支持した。

(2) 航空機リース事件

不動産所得には、不動産の貸付けとならび、船舶や航空機の貸付けによる所得も含まれている。船舶や航空機の貸付けに基づく不動産所得に係る必要経費・損失の控除と総収入金額との計算について、各々の事業年度のタイミングを変えることにより投資家の所得課税の負担を減少させ、場合によっては損失の控除を投資家にパス・スルーさせることに利用されることが少なくない。この事案では複数の投資家により組合を設立し、組合から航空会社に対して航空機をリースし、リース期間を航空機の減価償却の耐用年数より長期とし、収入たるリース料を低く設定することで、組合員が損失を自己の所得に帰属させることを可能にし、それにより所得の減少を試みたものである。

名古屋地判平成 16 年 10 月 28 日⁴⁰では税務署長は組合の存在を否定し、組合員の損失を否認したが、判決は組合の存在を否認することはできないとした。控訴審である名古屋高判平成 17 年 10 月 27 日⁴¹では実質による課税について「控訴人（税務署長）らは、契約の

者と同一であるとして給与所得であると認定した。これに対して第 2 審（仙台高判平成 11 年 10 月 27 日訴月 46 卷 9 号 3700 頁）は、納税者が組合から受けた支払が、組合利益の分配であるのか、あるいは従業員としての給与であるのかということについては、支払の原因となった法律関係においての組合及び組合員の意思ないし認識、当該労務の提供や支払の具体的態様等を考慮して、客観的、実質的に判断すべきものであるとして、実質的には利益の分配はなされておらず、またりんご生産の熟練者として業務に従事していたことをもって、組合員の受ける支払は事業所得であると認定したのである。最判平成 13 年 7 月 13 日（訴月 48 卷 7 号 1831 頁）では、組合員の労務の提供は、組合の雇用した者の労務と同一であるとして給与所得と認定した。

³⁸ 大阪地判平成 10 年 10 月 16 日訴月 45 卷 6 号 1153 頁。

³⁹ 大阪高判平成 12 年 1 月 18 日訴月 47 卷 12 号 3767 頁、最判平成 18 年 1 月 24 日民集 60 卷 1 号 252 頁。

⁴⁰ 名古屋地判平成 16 年 10 月 28 日判タ 1204 号 224 頁。

⁴¹ 名古屋高判平成 17 年 10 月 27 日税資 225 号 10180 頁。

締結に当たって、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを目的として、実体ないし実質と異なる概観ないし形式をとった場合には、当該実体ないし実質に従って課税されるべきであるのは当然であり、税負担の有無を法律行為の解釈をする際に全く考慮すべきでないという趣旨であれば、これもまた誤りであると主張する。しかしながら、いかなる法律効果を発生させるかとの効果意思と、契約締結の動機、意図などの主観的要素とは理論的には別であり、・・・控訴人らの上記主張は、これを混同するものである。・・・仮に、租税負担を伴わないかあるいはそれが軽減されること等を動機ないしは目的（又は、動機などの一部）として、・・・私法上の契約類型を選択し、その効果意思をもつことはごく自然なことであり、かつ合理的なことであるといえる」と判断し、第 1 審判決は相当であると判示して、これを棄却した。

この判決を受けて平成 17 年度税制改正により、組合契約に基づく組合事業に係る損失については、組合事業への実質的な関与が低い組合員が、組合事業について相当のリスクを負っていると認められない場合には、その組合員の出資額を超える部分の金額は、損金の額に算入されないこととされた（租税特別措置法 41 条の 4 の 2 第 1 項、67 条の 12 第 1 項）。さらに平成 19 年度の税制改正により、信託を利用した場合にも同様に扱うものとされた。

(3) アメリカ LLC 事業に生じた損失

アメリカの事業体である有限責任会社（LLC）⁴²の事業につき生じた損失について、その構成員である請求人の損失であるかが争われた事案である。原告は、LLC が我が国でいう匿名組合または民法上の組合であると主張し、その損失については直接構成員に帰属すると主張したが、さいたま地判平成 19 年 5 月 16 日⁴³は、LLC はニューヨーク州法による設立されたものであり、財産の独立した所有者たりうること、LLC は独立した権利義務の主体たりうることに照らして、ニューヨーク州法による法人格を与えられており、我が国においては外国法人に当たるとして、構成員への損失の帰属を否認した。控訴審の東京高判平成 19 年 10 月 10 日⁴⁴では、本件 LLC は *separate legal entity* として、自然人と異なる人格を認められた上で、実際にもその名において財産を所有、管理し契約を締結する等、控訴人らからは独立した法的実体として存在しているのであるから、我が国私法上（租税法上）の法人に該当すると解するのが相当であるとして、同旨の原判決を相当とした。

このように法人形態に限らず、多様な形態による事業・投資活動が行われるようになり、組合事業から生じる損失を利用して節税を図る動きが顕在化していることに対して、事業体を通じて損失の配分を受ける構成員に関する税務上の規制が立法により講じられたこと

⁴² 米国各州が制定する LLC 法（Limited Liability Company Act）に基づいて設立される事業体。組合の一種で、対外的には法人と同様であるが、内部では組合としての意思決定が行われる組織。

⁴³ さいたま地判平成 19 年 5 月 16 日訴月 54 卷 10 号 2537 頁。

⁴⁴ 東京高判平成 19 年 10 月 10 日訴月 54 卷 10 号 2516 頁。

は先述したとおりである。

上記事例はいずれも、組合を通じて行った投資に係る損失を個人の段階で取り込み、課税負担を軽減する方法であった。これは、組合の事業により生じた損益の課税については、組合段階では行わずに損益分配を受けた投資家段階でのみ一回限りで行うというパス・スルー (pass through) が基本的に認められているからに他ならない。法人投資の場合には、法人の赤字を株主の所得の計算上直接的に考慮することはない (株価の値下がりによるキャピタルロスの実現という間接的な影響はあり得る) ことから、こうしたタックス・プランニングが帰属主体の課税関係の差を利用したものであることがわかる。

4 組合課税と法人課税の相違

組合課税において原則的に認められているパス・スルー課税が納税者に与える課税メリットを明らかにするために、組合課税と法人課税が納税者に与える課税メリットを定量的に比較検討する。

繰り返しになるが、組合の事業によって生じた損益についての課税を組合段階では行わず、損益分配を受けた投資家段階でのみ行うのがパス・スルー (pass through) 課税である。これに対して、法人は法人自らが租税債務を負担する。さらに法人段階での課税に加えて、受取配当および実現した株式譲渡益は個人段階で再び課税されるため、二重課税が発生する。例えば法人の課税所得が 100 円で、法人税が 40% の場合、この法人の税引後利益は 60 円 (=100 円 × (1-40%)) となる。この税引後利益 60 円がすべて株主に分配された場合、この株主の所得税が 30% とすると、受取配当 60 円に対してさらに 18 円 (60 円 × 30%) の所得課税を受けることとなる。つまり法人の税引前利益 100 円に対して、58% の税率が課せられていることになる。

このように考えると、組合課税は個人段階で一度限りの課税、法人課税は法人段階と個人段階での二重課税という構造になっているので、投資家に適用される限界税率が法人税率と同じもしくはそれを下回っている限り、組合への投資は法人への投資に比べて納税者にとって常に有利である。そこで以下では、両者の限界税率を変化させた場合に投資収益率がどのように変化するかを詳細に検討していく。

ある投資家が組合に投資した場合と法人に投資した場合を想定し、投資期間終了後の各々の税引後収益を考えてみる。個人投資家 (株主) の所得税の限界税率を t_p 、法人税の限界税率を t_c 、キャピタルゲイン課税の限界税率を t_{cg} 、事業体の税引前年間収益率を R 、投資期間を n 年とすると、投資家が組合に 1 円投資した場合の n 年後の税引後累積利益は次のようになる。

$$[1 + R(1 - t_p)]^n$$

数式 2-1

このように組合段階で生じた収益 R は投資家にパス・スルーされ、投資家段階で所得税課税が行われる。組合投資は先述の SV I と同様であることが分かる。

次に、投資家が法人に 1 円投資した場合の税引後累積利益を考える。法人は n 年間にわたって株主に配当を行わず、投資家は n 年後に株式を売却あるいは償還してキャピタルゲインを得るとすると、その税引後累積利益は次のようになる。これは SV II の特殊ケースであることがわかる。

$$\begin{aligned} & [1 + R(1 - t_c)]^n - t_{cg}\{[1 + R(1 - t_c)]^n - 1\} \\ & = [1 + R(1 - t_c)]^n(1 - t_{cg}) + t_{cg} \end{aligned}$$

数式 2-2

以上から、組合投資の税引後累積利益（数式 2-1）と法人投資の税引後累積利益（数式 2-2）の大小は（1）所得税率 t_p 、（2）法人税率（法人段階税率） t_c 、（3）株主段階での課税率（キャピタル・ゲイン税率） t_{cg} 、（4）投資期間 n の 4 つファクターによって左右されることがわかる。次に、これをいくつかのケースで検討してみる。

(1) $t_p = t_c$ かつ $t_{cg} = 0$ のケース

所得税率 t_p と法人税率 t_c が等しく、株主段階では非課税 $t_{cg} = 0$ となるケースでは、 $[1 + R(1 - t_p)]^n = [1 + R(1 - t_c)]^n$ となり、投資家にとっては組合投資も法人投資も無差別となる。例えば、 $t_p = 30\%$ 、 $t_c = 30\%$ 、 $t_{cg} = 0$ 、 $R = 10\%$ として、投資期間毎の税引後累積利益を比較すると次のようになる。

n (年)	1	5	20	50
組合投資の税引後累積利益	1.070	1.403	3.870	29.457
法人投資の税引後累積利益	1.070	1.403	3.870	29.457

(資料：筆者作成)

(2) $t_p = t_c$ かつ $t_{cg} > 0$ のケース

所得税率 t_p と法人税率 t_c が等しく、株主段階では $t_{cg} > 0$ となるケースでは、法人投資の場合には法人の税引後利益に対して株主段階で追加的に所得税が課されることとなる。従って課税上は組合投資の方が常に有利となる。上記の例で、 $t_{cg} = 15\%$ とすると、税引後累積利益は次のようになる。

n (年)	1	5	20	50
組合投資の税引後累積利益	1.070	1.403	3.870	29.457
法人投資の税引後累積利益	1.060	1.342	3.439	25.188

(資料：筆者作成)

(3) $t_p > t_c$ かつ $t_{cg} = 0$ のケース

所得税率 t_p が法人税率 t_c より高く、株主段階では非課税 $t_{cg} = 0$ となるケースでは、 $[1 + R(1 - t_p)]^n < [1 + R(1 - t_c)]^n$ となり、課税上は法人投資が常に有利となる。上記の例で、 $t_p = 40\%$ とすると、税引後累積利益は次のようになる。

n (年)	1	5	20	50
組合投資の税引後累積利益	1.060	1.338	3.207	18.420
法人投資の税引後累積利益	1.070	1.403	3.870	29.457

(資料：筆者作成)

(4) $t_p > t_c$ かつ $t_{cg} > 0$ のケース

所得税率 t_p が法人税率 t_c より高く、株主段階では $t_{cg} > 0$ となるケースでは、投資期間が短い場合には二重課税される法人への投資よりも組合への投資の方がやや有利である。一方、投資期間が長くなると、キャピタルゲインについての課税繰延効果が大きくなり、法人への投資が有利になる。上記の例で $t_{cg} = 15\%$ とすると、税引後累積利益は次のようになる。ただし、 t_{cg} が十分に小さければ短期間の投資であっても法人投資の方が有利になるし、 t_p が十分に低ければ（法人税率 t_c と同じような水準であれば）、投資家にとっては組合投資の方が有利になり得る。

n (年)	1	5	20	50
組合投資の税引後累積利益	1.0600	1.338	3.207	18.420
法人投資の税引後累積利益	1.0595	1.342	3.439	25.188

(資料：筆者作成)

(5) 小括

以上の分析から組合課税と法人課税の相違が納税者に与える影響を税率や保有期間との関係で整理することができた。現行税制では所得税率は5%から40%までの6段階に区分され、法人税の基本税率は25.5%、株式等の譲渡益課税は10%の申告分離課税である。組合ないし法人投資を行う個人は富裕層であること考えれば、適用される所得税率は40%と推察され、上記のケース分析に当てはめれば、(4) $t_p > t_c$ かつ $t_{cg} > 0$ のケースに該当すると思われる⁴⁵。 t_{cg} が十分に小さく、また t_p と t_c の差が14.5%(=最高所得税率40%－法人税率

⁴⁵ ただし、この分析にはいくつかの留意点もある。例えば、組合と法人の税引前収益率 R が等しいという仮定をおいているが、実際には多くの事業体が組合形態や個人企業形態ではなく、法人形態をとっていることを鑑みれば、法人の税引前収益率 R_c と組合の税引前収益率 R_p には $R_c > R_p$ の関係が成り立ち得るものとする。また法人投資については、法人から株主への配当が行われず、株主段階での収益がすべて株式の譲渡益として実現すること

25.5%)と大きい現況においては、税引前収益率 R の大きさに係らず、法人投資が常に有利となる可能性が高い。ただし組合事業に係る損失を個人段階で取り込むことだけを目的とし、かつそれが実現可能であるならば、納税者にとって組合投資は依然として魅力のある投資ということになるであろう。

このように帰属主体によってその課税関係が異なり、その結果として納税者が最終的に得る税引後収益が異なるのであれば、その差を利用したタックス・プランニングが行われる余地を完全に排除することは今後も困難であるだろう。

第4節 年度帰属の変更

将来に向かって税率が一定である場合、金銭の時間的価値（割引現在価値の概念）を考慮すれば将来の所得に対する限界税率は今期の所得に対する限界税率よりも低くなるため、所得の帰属年度を将来に繰り延べることにより税負担を軽減する方法である。例えば、含み益が発生しても課税されずに実現時に課税された場合、課税が遅れたことについての利子相当分が追加的な税として徴収されるわけではないから、課税繰延によって納税者は税負担を実質的に低下させることができるのである。また含み損がある場合には、最適なタイミングでそれを実現することにより、税負担の減少を実現することもできる。つまり収益の計上は遅いほど、費用等の計上は早いほど、金銭の時間的価値を考慮すれば、納税者にとって有利になるのである。

所得の年度帰属を変更する手法の一つに、ストラドル（straddle：両建て取引）がある。ストラドルとは、同一の資産をロングポジション（買建て）とショートポジション（売建て）で同時に保有し、相場の変動に応じて、含み益が出た側のポジションは手仕舞いして損失を実現させようと、再度同じポジションを復元するとともに、含み益が出た側のポジションはそのまま維持する取引である。例えば、ある債券の先物取引について売りポジションと買いポジションを同額だけとる。当該債券が値動きすれば、ある課税年度末においては、必ず一方のポジションに含み益が出て、他方のポジションには同額の含み損が出る。そこで年度末において含み損のあるポジションのみを手仕舞いして損失を計上し、同時に同額のポジションをとるとともに、含み益が発生しているポジションはそのまま保有し続ける。このようなストラドル取引を行うことにより、期間損益を操作して課税の繰り延べを行うことが可能となる。

を前提としているが、実際には投資期間中に配当が行われるはずであり、配当が行われる場合には、法人投資による課税繰延効果が減殺されるので、配当が行われない場合に比べて法人投資は相対的に不利になる点も考慮する必要がある。参照、渡辺・前掲注 31 85 頁。

1 損失の選択的実現をめぐる事例

(1) クロス取引損失計上事件

納税者 X は保有する上場株式が値下がりしたことから、租税負担を軽減する目的でクロス取引（同一銘柄かつ同数量の買い注文と売り注文を同一価格で同時に発注し、約定させる取引）を行い、当該株式の損失を顕在化させたことにつき、その行為を租税回避行為として否認できるか否かが争われた事件である。X は株式の売却により発生した売却損は雑所得の金額の計算上当然差し引くことが認められるべきであると主張したのに対し、課税庁は、いったん売却を決意した株式を売却と同時に買い付ける取引は不自然、不合理であるから、このような取引はなかったものとして雑所得の金額の算定をすべきであると主張した。国税不服審判所平成 2 年 4 月 19 日裁決⁴⁶では「確かに、本件取引によっては保有株式数に変動を生ぜず、売買手数料及び有価証券取引税の出費を考慮すれば不利益な取引であることは否めないが、本件売却損の額は、保有している株式が取得価額以下に値下がりしたことによって生じたものを顕在化させただけであって、現実に存在したものであり、意図的に作り出したものではないから、本件取引によって結果とし損失が生ずるとしても、これをもって本件取引が経済上不自然、不合理なものということとはできない。・・・本件取引は、現実に公開の株式市場において行われたものであり、その取引を仮装及び不自然なものとして解すべき特段の事情も認められないことから、株式の値下がり売却損として顕在化させたとしても、その行為を直ちに租税回避行為と認識することは相当ではない」とし、雑所得の金額の計算上、本件売却損の額を差し引くことを認めた。

2 有価証券の譲渡と先物取引に係る立法上の措置

上記のようにストラドル取引等を用いた租税裁定取引（タックス・アービトラージ）を行うためには、①実現した含み損が実現時点で他の所得から控除できること、②未実現の含み益については、実現するまで課税が行われないこと、の要件を満たしている必要がある。これはまさに、前者が現行所得税法における損益通算制度を、後者が実現主義課税を指しているといえる。この点につき中里教授は「実現主義・取得原価主義に基づく課税所得算定を行おうとすると、このような期間損益操作が可能なのは当然のことであるとさえいえるのかもしれない。このような操作は、実現主義・取得原価主義の本質に根ざしたものとさえいえよう⁴⁷」と指摘している。そこで、例えば有価証券の譲渡と先物取引については、以下に示すように立法上の措置が講じられている。

(1) 所得税法上の取扱い

我が国の所得税法では主として①の要件に対して規制が課せられている。

有価証券の譲渡に対する課税には、従来 2 つの方法があった。一つは源泉分離課税で、

⁴⁶ 国税不服審判所平成 2 年 4 月 19 日裁決（裁決事例集 39 巻 106 頁）。

⁴⁷ 中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』 83 頁（1999）。

譲渡代金の5.15%を譲渡所得とみなして、これに20%の課税をする（租税特別措置法旧37条の11第1項）ものである。この方法によれば税率は譲渡代金の1.05%となるため、多くの投資家はこれを選択してきた。もう一つの方法は申告分離課税で、譲渡所得について26%（国税20%、地方税6%）を課すものであった。

平成11年度の改正により、2つの方法は申告分離課税に一本化され、平成15年1月1日以降に譲渡した上場株式等の譲渡益については20%（国税15%、地方税5%）が課されることとなり、株式等の譲渡による所得以外の所得との通算は認められないものとされた（租税特別措置法37条の10第1項）。また平成15年1月1日以降に上場株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認める制度が平成13年に創設された。（租税特別措置法37条の12の2第1項）。

先物取引については平成14年の改正により、租税特別措置法41条の14の規定「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」が設けられた。これによれば、先物取引の差金等決済に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下、この合計額を「先物取引に係る雑所得等の金額」とする）については、他の所得と区分して、所得税15%（他に地方税5%）の税率による申告分離課税となる。なお、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上、損失が生じたときは、他の先物取引に係る雑所得等の金額との損益の通算は可能であるが、先物取引に係る雑所得等以外の所得の金額との損益通算は認められてない。ただし、平成15年度税制改正で先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除制度の創設により、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるとき（租税特別措置法41条の15第2項）は、その控除しきれない金額について、その年の翌年以降3年内の各年分の先物取引に係る雑所得等から控除することができることとされた（租税特別措置法施行令26条第1項）。

（2）法人税法上の取扱い

法人税法では、主として②の要件に対して規制が課せられている。法人税法では金融システム改革を背景に、平成12年度税制改正により、金融商品の時価評価が採用されている。

1 有価証券の譲渡損益の取扱い

法人税法では、有価証券の売買に伴い実現した損益については当然に課税される。その損益計上時期については引渡基準が採用されてきた。しかし平成11年の企業会計審議会による「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」において、「商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、一般に商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産又は金融負債自体を対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等

に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした⁴⁸。これを受けて法人税法でも有価証券の譲渡損益については、引渡基準から約定日基準に変更された（法人税法 61 条の 2 第 1 項⁴⁹）。この変更は課税の適切なタイミングを意図したものであり、約定日から引渡日までの期間が特に長いケースにおいて、納税者が被る市場リスクや信用リスクを排除し、より適切な所得を算定する目的で導入されたものであると考えられる。

2 有価証券の時価評価損益の取扱い

我が国は収益の計上時期について実現主義を適用しているため、原則的に未実現利益は課税の対象から除外されている。しかし金融技術の進展により、先述のクロス取引を利用した含み損益の操作等のタックス・プランニングが頻発するようになった。そこで法人税法は租税回避を防止する観点から、有価証券に係る未実現損益の一部を課税対象とする、いわゆる時価主義を採用している。

法人税法 61 条の 3 第 1 項 1 号では、売買目的有価証券（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令（法人税法施行令 119 条の 12）で定めるもの）の価格については事業年度終了時に、時価法により評価した金額とされる。一方、売買目的外有価証券については、事業年度終了の時に有する有価証券（期末保有有価証券）

⁴⁸ 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」2 頁（1999）。

⁴⁹ 法人税法 61 条の 2 第 1 項では「内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その有価証券の譲渡に係る対価の額が、その有価証券の譲渡に係る原価の額を超える場合、またはその有価証券の譲渡に係る原価の額が、その有価証券の譲渡に係る対価の額を超える場合、その譲渡に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入する」と規定している。また信用取引等による譲渡損失の取扱いについては法人税法 61 条の 2 第 20 項で次のように規定している。金融商品取引法（156 条 24 第 1 項）に規定する信用取引（顧客が有価証券の売買取引を行うにあたり、証券会社が取引に必要な資金または有価証券を貸し付けて行う取引）、または発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって財務省令で定める取引）の方法により、有価証券を証券会社から借り受けて売却したり（株式の売付け）、または資金を借り入れて有価証券の買付けを行い、その後その株式と銘柄を同じくする株式の買付けまたは売付けをして決済をした場合における譲渡利益額、または譲渡損失額の計算については、①譲渡利益額は、その売付けをした株式のその売付けに係る対価の額が、その買付けをした株式のその買付けに係る対価の額を超える場合における超える部分の金額とし、②譲渡損失額は、その買付けをした株式のその買付けに係る対価の額が、その売付けをした株式のその売付けに係る対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額とされる。すなわち譲渡に係る契約をした日は、その決済に係る買付けまたは売付けの契約をした日とされる。法人税法 61 条の 2 第 1 項では「内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その有価証券の譲渡に係る対価の額が、その有価証券の譲渡に係る原価の額を超える場合、またはその有価証券の譲渡に係る原価の額が、その有価証券の譲渡に係る対価の額を超える場合、その譲渡に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入する」と規定している。

の価額について、原価法によりその時における帳簿価額とされる（法人税法 61 条の 3 第 1 項 2 号）。

また有価証券の空売り、信用取引、発行日取引等に係る利益相当額または損失相当額の益金または損金等について、その評価損益の計上がなされる（法人税法 61 条の 4）。例えば信用取引による株式の売付けまたは買付けについて、期末の時点で未決済のものについては、期末時点で決済されたものとみなして譲渡損益を算出する。このような取引も実質的にはデリバティブ取引（法人税法 61 条の 5）に極めて類似することから、期末に決済したものとみなして、損益を計上することとされた。これにより、先述のクロス取引損失計上事件において問題となったような、同一銘柄の株式に同数の売りと買いの注文を出して取引を成立させるような取引（クロス取引）において、含み損のみを実現させて、直ちに買い戻すような操作による譲渡損失の計上はできなくなった（法人税法基本通達 2-1-23 の 4）。

3 デリバティブ取引に係る利益相当額および損失相当額の取扱い

先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引についても、事業年度終了の時ににおいて決済（手仕舞い）されていないもの（未決済デリバティブ取引）があるときは、その時において当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令（法人税法施行規則 27 条の 7 第 3 項）で定めるところにより算出した利益の額または損失の額に算入する（法人税法 61 条の 5 第 1 項）こととされている。ただし法人税法 61 条の 6 は、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合、当該デリバティブ取引等に係る利益額あるいは損失額は、時価法の例外として、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入しないものと規定している（法人税法 61 条の 6）。

(3) 課税繰延の効果

先述のクロス取引損失計上事件は、損失を先に計上し、収益の計上を先延ばしにすることによる課税繰延の事例であった。課税繰延が納税者にもたらす課税メリットの定量的な分析は、本章第 2 節 3 (1)1 の SV I と SV II の比較において既に行っているのでここでは結論のみを再掲することとする。税率が将来にわたって不変であると仮定した場合には、課税繰延の効果は、繰延される期間の長さ（保有期間）と税引前収益率の大きさによって変動する。すなわち保有期間が長い程、また税引前収益率の水準が高くなる程、課税繰延の効果は大きくなる。また税率が変動する場合、例えば税率低下局面では現時点での高い税率での課税を免れ、将来の低い税率での課税をうけることになるため、課税繰延の効果は大きくなる。一方、税率上昇局面では将来の税率が、たとえその時間的価値を割引いたとしても、現時点の税率をなお上回る可能性があるため、課税繰延はかえって不利になる場合もあり得る。

3 タックス・アービトラージ（租税裁定取引）

上記のようなストラドル取引は租税裁定取引（Tax Arbitrage）と呼ばれる⁵⁰。Scholes 等によれば、タックス・アービトラージとは、課税上の取扱いが異なる資産について一方を購入（ロングポジションで保有）し、もう一方を売却（ショートポジションで保有）することによって、純投資額がゼロの状況のもとで、確実に利益を生む手法⁵¹と定義される⁵²。

タックス・アービトラージには OFA(Organizational-form arbitrage) と CBA(Clientele-based Arbitrage)の 2 種類があり、ストラドル取引は OFA の一種であると解されている。

(1) OFA(Organizational-form arbitrage)

OFA とは、課税上有利に扱われる資産をロングポジション（買い建て）で、課税上不利に扱われる資産をショートポジション（売り建て）で持つことによって鞘を稼ぐことである。例えば、ある投資家が**税引前利益率 R** で借入を行い、その資金を**利子率 R の非課税債券**に投資するケースを考える。この投資家の**限界税率を t** とすると、投資家の 1 年後の税引後手元資金は次のように計算される。

$$\begin{aligned} & \text{[非課税債券に係る税引後投資収益累積額]} - \text{[借入コスト（元本および税引後支払利息）]} \\ & = (1 + R) - [1 + R(1 - t)] \\ & = Rt > 0 \end{aligned}$$

まず調達面についてみると、投資家は借入に伴う R 円の利子を支払うが、この利子は所得控除できるために、実質的な資金調達コストは $R(1-t)$ となる。一方運用面については、非課税債券の保有で R 円の利子を受け取るが、免税されるため、投資家の手元には $R(1-t)$ と R との差額である Rt が残る。このケースではマイナスの所得に対して税の還付が行われることを前提としているが、現実的にはマイナスの所得に対して税の還付は認められていない。従ってこのような単純なケースは実行困難であるが、マイナスの所得をプラスの所得と相殺する（損益通算をする）ことが認められる限り、タックス・アービトラージは可能になる。

1 損益通算を利用した OFA

マイナスの所得をプラスの所得と相殺する（損益通算をする）ことによるタックス・ア

⁵⁰ Scholes, et al., *supra* note 1, at 147. タックス・アービトラージに係る記述はこの論文に準拠している。

⁵¹ Scholes, et al., *supra* note 1, at 147.

⁵² 中里教授はタックス・アービトラージをより広い概念として捉え、「課税上の取扱いの差を利用して（あるいは、それを自ら作り出して）利益をあげようとする納税者の行動」としている。中里・前掲注 47 139 頁。

ービトラージの方法を次のような数値例を用いて検討してみる。投資家は限界税率 t で課税される給与所得 (Y :1000 万円) を毎年得ているとし、OFA を行った場合と行わなかった場合で租税債務がどのように変化するだろうか。なお、 R を 10%、 t を 20% とする。

①OFA を行わない場合

課税所得に対して tY (=200 万円)の租税債務が発生するため、手元には $Y(1-t)$ (=800 万円)が残る。

②OFA を行う場合

税引前利益率 R で Y/R 円(=1000 万円/10%=1 億円)の借入を行い、その資金を利子率 R の非課税債券に投資する。1 億円の借入に対する年間の利払いは 1000 万円であり、これは給与所得から控除できるので、課税所得はゼロ(=1000 万円-1000 万円)となる。一方、非課税債券の保有から 1000 万円の利子収入を得るが、これは非課税なので、この投資家の手元には 1000 万円が残る。このようにして、課税所得 Y に課される租税債務を完全に回避することができるのである (表 2-9 参照)。

表 2-9 OFA の実施による租税負担の相違

OFA	1 年後の手元資金	手元資金	租税債務
行わない場合	$=Y - tY = Y(1 - t)$	800 万円	200 万円
行う場合	税引後所得+非課税債券の利子-借入コスト $=Y(1 - t) + \frac{Y(1 + R)}{R} - \frac{Y[1 + R(1 - t)]}{R}$ $=Y$	1000 万円	0 円

(資料：筆者作成)

上記は借入れ資金を非課税債券に投資した場合を考察したが、この OFA は投資対象が必ずしも 100%非課税債券でなくても成立する。例えば前述の例で、投資家は資産価値の増加に対して 75%($g=75%$)のみが課税される部分課税債に投資したとする。この場合、アービトラージに必要な借入額を $Y/[R(1-g)]$ (=4 億円)とすれば、非課税債券に投資した場合と同じ租税上の効果が見込める。つまり税引前利益率 R で $Y/[R(1-g)]$ 円(=1000 万円/2.5%=4 億円)の借入を行い、その資金を利子率 R の部分課税債券に投資する。4 億円の借入に対する年間の利払いは 4000 万円である。これに対し、部分課税債券の保有からは 4000 万円の利子収入を得て、この 75%に相当する 3000 万円が課税所得となる。従って利子収入と給与所得を合わせた 4000 万円から借入の利払い額 4000 万円を差し引いて、課税所得はゼロとなる。

2 課税繰延商品を利用した OFA

これまでは非課税あるいは部分課税債券を用いて課税所得の全額を控除する仕組みを検討してきたが、課税繰延商品を用いても課税所得を一定レベルまで軽減することが可能である。投資家は限界税率 t で課税される給与所得 (Y :1000 万円) を初年度のみ得るとし、 R を 10%、 t を 40%、 $n-1$ を 10 年とする。

①OFA を行わない場合

課税所得に対して tY (=400 万円)の租税債務が発生するため、手元には $Y(1-t)$ (=600 万円)が残る。この税引後手持ち資金を $n-1$ 期間、利率 R の課税繰延商品 (SV II) で運用した場合、 n 年後の税引後投資収益率は次のようになる。

$$Y(1-t) \left[(1+R)^{n-1} (1-t) + t \right]$$

数式 2-3

②OFA を行う場合

税引前利益率 R で Y/R 円(=1000 万円/10%=1 億円)を n 年間借り入れ、その資金を利子率 R の課税繰延商品 (SV II) に投資する。1 年目に発生する借入金利 1000 万円は給与所得から控除されるが、それ以降に発生する借入の利払いは SV II が解約され課税所得を生むまで $n-1$ 年間にわたって、繰り延べられるとすると、この OFA から得られる税引後投資収益累積額は次のようになる。

$$\begin{aligned} & \frac{Y}{R} [(1+R)^n (1-t) + t] - \frac{Y}{R} [(1+R)^{n-1} (1-t) + t] \\ &= \frac{Y}{R} [(1+R)^{n-1} (1-t)R] \\ &= Y(1-t)(1+R)^{n-1} \end{aligned}$$

数式 2-4

ここで数式 2-3 と比べて、OFA を行ったケース (数式 2-4) においては、投資収益が非課税となっていることが分かる。それぞれの投資収益累積額の現在価値を求めると、

①OFA を行わない (数式 2-3) の場合

$$Y(1-t)=600 \text{ 万円}$$

②OFA を行う (数式 2-4) 場合

$$\frac{Y(1-t)(1+R)^{n-1}}{[(1+R)^{n-1}(1-t) + t]} = 795.5 \text{ 万円}$$

となり、この投資家に課される税率は OFA により 40%から 20.5%へと約半分に軽減される。つまり投資家の得るタックス・プランニングの効果は繰延が行われる期間を変数とする関数として表すことができる。

3 OFA に対する規制

このような OFA を抑制するために制度的な対応がとられている。上記のような OFA が成立するためには給与所得から支払利息の控除が制度的に認められていることが必要であるが、我が国では給与所得の損益通算を認めていない（所税 69 条 1 項）⁵³。また巨額の借入を行うためには相応の担保提供が必要な場合が多く、取引コストが非常に大きくなる可能性が高い。さらに、借入金への利払い（調達利回り）と非課税債券の投資収益率（運用利回り）が等しいと仮定することも現実的ではない。なぜなら非課税債券のような課税上有利な資産には暗黙の税がかかっていると想定されているからである⁵⁴。

従って OFA とは暗黙の税が存在せず、同一の収益に対して異なった課税が行われる状況がある場合に成立する手法であるということが出来る。しかし暗黙の税が課されている資産であっても、それをロングポジションとショートポジションの両方で保有し、かつ両方で課税関係が異なる場合には OFA が実現可能となる。これが先述したストラドル取引である。

4 市場による制約

上記のような規制とともに、市場の摩擦が OFA を抑制する作用を持ち得る。例えば非課税債券に投資するにあたって、証券会社に支払う手数料等の取引コストは発生するし、資金調達を行う場合にも、担保提供コスト等の費用は発生する。こうした取引コストが市場の摩擦に起因して発生すると仮定すると、投資家にとってのネットの税引前収益は $R(1-f)$ (f :摩擦係数) に低下し、税引前の借入金利は $R(1+f)$ に上昇する。

⁵³ アメリカでも内国歳入法典 163 条(d)で、支払利息の損金控除の対象は、受取利息、配当金、賃貸料、ロイヤリティ、譲渡益といった投資所得に限られている。

⁵⁴ 一般に、2つの資産が全く同じ税引前収益率をもつにも係らず、課税上の取扱いの相違によって税引後収益率が異なる場合には、課税上有利な資産の購入価格がビットアップされ、その資産価格は課税面で不利な扱いを受ける資産より高くなる。例えば、リスクおよび税引前収益率が同じ課税債券と非課税債券が存在し、その資産価格が同一であった場合には投資家は非課税債券を購入しようとする。この結果、非課税債券の価格は相対的に上昇し、完全市場の仮定のもとでは、課税債券の税引後収益率と非課税債券の税引前収益率が同じ水準になるように調整され、市場均衡が達成される。つまり投資家は課税債券に対して明示的な税 (explicit tax) を支払う一方で、非課税債券に対しては税引前収益率の低下 (資産価格の上昇) という形で暗黙の税 (implicit tax : 法的に課税されていない納税者に対して、市場における調整の過程を通じて経済的に課税の効果が及ぶ) を負担する。 See, Scholes, et al., *supra* note 1, at 130-169.

①運用面に対する影響

市場の摩擦が存在する場合には、非課税債券の運用収益は $R(1-f)$ となる。当期の課税所得 Y 円を完全に回避するためには、年初に Y/R 円の借入を実施することで、課税所得と同額の支払い金利 $Y (=R \times Y/R)$ が発生し、課税所得がゼロとなる。借入により調達した資金は非課税債券で運用され、 $R(1-f) \times Y/R$ すなわち $Y(1-f)$ の収益を生む。これは当初の所得 Y 円のうち fY 円が市場の摩擦によって失われていることを表している。つまりこの投資家は暗黙の税率 f で課税されていると考えることができる。例えば、取引コスト(市場の摩擦)が発生するために、非課税債券の税引前収益率が 10%から 9%に低下していると仮定する⁵⁵。利率 10%で損金算入可能利息を発生させる借入を行い、利率 9%の非課税債券で運用する OFA を実施した場合、1000 万円の給与所得(税引前)から 900 万円の受取利息(税引後)に所得変換がなされたことになる。

②調達面に対する影響

借入金利についても同様に、取引コスト(信用調査費用、担保提供費用等)が発生するために 10%から 12%に上昇していると仮定する。この時、給与所得 1000 万円に相当する借入金利を発生させるために、8333.33 万円 $(=1000 \text{ 万円}/0.12)$ の借入を行う。この借入金を税引前収益率 9%の非課税債券で運用すると、750 万円の投資収益が得られる。つまりこの投資家は 1000 万円の給与所得(税引前)から 750 万円の受取利息(税引後)に所得変換がなされており、結果として 250 万円の暗黙の税が課せられていることになる。従って限界税率が 25%以下の投資家はこの OFA を行わない。なぜなら給与所得 1000 万円に対して 20%の明示的な税率が課される投資家は、OFA を行わなくても税引後で 800 万円を確保できており、OFA を行った場合の手元資金(750 万円)より大きくなるためである。このことから、市場の摩擦は OFA を抑制する作用を持っているといえる。

(2) CBA(Clientele-based tax arbitrage)

CBA とは、暗黙の税が課される課税上有利な資産(例えば非課税債券)と暗黙の税がかからない課税上不利な資産(例えば課税債券)が存在している場合に、納税者は自分の限界税率の水準に応じて、課税上有利な資産と課税上不利な資産を買建て・売建てで同時に保有することにより鞘を抜くアービトラージである。OFA との違いは、タックス・アービトラージの方向が納税者の限界税率の水準によって異なる点である。

例えば課税債券の税引前収益率を 10%、非課税債券の税引前収益率(=税引後収益率)を 8%とすると、限界税率が 40%の法人は課税債券を発行(ショートポジションで保有)し、その資金で非課税債券を購入(ロングポジションで保有)すれば、課税債券に対する支払い利子を所得控除することにより、限界税率 40%の所得を非課税所得(20%の暗黙の税率が適用される所得)に変換することができる。

⁵⁵ 摩擦係数 f は 0.1 である。10% $(1-f)$ =9%より計算される。

仮に上記 CBA を限界税率が 10%の法人が実施する場合を考えると、10%の名目的な税率を 20%の暗黙の税率に変換することになり、むしろ課税負担が増加するため、この CBA は実施しない。逆に、限界税率 10%の法人が非課税債券を発行してその資金で課税債券を購入すれば、8%で調達した資金を 9%で運用することができるので、この CBA は成立する。すなわち CBA は納税者が直面する限界税率と課税上有利な資産にかかる暗黙の税率の大小関係に応じてアービトラージのやり方が異なることに特徴がある。

OFA と同様に CBA に対しても規制によって制限がなされつつあるものの、近年の金融技術の高度化、それに基づく金融商品の多様化は納税者にとって都合のよい商品を自由に作り出すことを可能としている。新しい租税回避型の商品が開発される度に立法上の措置を講じるというスタンスではなく、こうした租税裁定を引き起こす原因を究明し、根本的な解決策を模索していくのが重要ではないかと考えている。

4 小括

以上のように、タックス・プランニングは(1)所得分類の変更、(2)帰属主体の変更、(3)年度帰属の変更の 3 つの類型で行われる。(1)所得分類の変更に基づくタックス・プランニングは、我が国所得税法が所得分類方式を採用し、所得分類によって課税関係に相違があることに起因するものであった。また(2)帰属主体の変更に基づくタックス・プランニングは、現行法が累進課税方式を採用し、また組合課税と法人課税のように帰属主体により課税関係が異なることがその主たる要因である。さらに(3)年度帰属の変更に基づくタックス・プランニングが成立するのは、実現主義課税の帰結として課税繰延の可能性が生じるためである。納税者にとって課税繰延のメリットは、課税所得の帰属年度を先延ばしすることによって、税負担の現在価値を減少させることにある。現行の所得課税制度のもとでは、課税所得を将来に繰り延べることによって納税を将来に遅らせても納税額が増加するわけではないので、その投資収益率がプラスである限り、課税繰延は納税者にとって有利に働くのである。

このようなタックス・プランニングの発生要因を所得概念との関わりに焦点をあてて整理すると、実際の所得課税が理念的な包括的所得課税⁵⁶から乖離していることにあるのではないかと考えられる⁵⁷。例えば、包括的所得課税においては発生ベースで課税が行われるため課税繰延は発生し得ないが、現行の所得課税制度では課税対象となる所得が実現ベースで計算されるために課税の繰延べが可能になる場合がある。また包括的所得課税の下では、

⁵⁶ 包括的所得概念とはシャンツ＝ヘイグ＝サイモンズによって提唱された概念であり、担税力を増加させる純資産の増加はすべて所得として課税するといった、所得を包括的に捉えるものであり、我が国も原則的に包括的所得概念を採用している。

⁵⁷ 渡辺教授は、「このような「所得の性格を変更する」という税務戦略によって税負担の軽減が可能なのは、実際の所得課税が理念的な「包括的所得課税」とは異なることに起因している」と述べておられる。参照、渡辺・前掲注 31 35 頁。

利益と損失は対称的に扱われるため、損失は制限なく控除されるはずであるが、実際の所得課税においては損失の控除が制限されているために、例えば黒字企業から赤字企業に所得を付け替えることで税負担を軽減するインセンティブが生じる。さらに所得の種類の変更についても、包括的所得課税の下では所得は一種類で所得分類により異なった課税が行われることはなく、税負担を軽減しようとする納税者行動は起こり得ないのである。

そこで次章ではタックス・プランニングの発生要因を包括的所得課税との関わりに焦点をあて再検討していくことにする。

第5節 タックス・プランニングに係る定量分析

本章の最後に、アメリカにおいて行われたタックス・プランニングに係る定量分析について検討しておきたい。Mills 等は 1998 年にタックス・プランニング効果の定量化に初めて成功した⁵⁸。我が国では未だこの分野での実証的な研究は進んでいない⁵⁹。しかしこうした研究成果は、適切な歳入の確保および課税に係る執行コストの削減を実現するための大きな手掛かりになるものと確信している。

この論文には二つの目的があり、①タックス・プランニング投資と関連性の強い企業特性を明らかにすること、次に②タックス・プランニング投資のリターン（効果）を定量化することである。この研究結果が意味するところは、タックス・プランニングを行う企業の特徴を特定することによって、タックス・プランニングを行いがちな企業を課税庁が事前に把握することを可能にする点である。つまり課税庁にとっては、タックス・プランニングを行いがちな企業を事前に認識しておくことによって、そうした企業に集中的に人材を投入する等、効率的な調査・徴収業務の執行が可能となり、適切な歳入の確保とともに、執行コストの削減を達成することができるのである。また Mills 等の研究ではタックス・プランニングを行うことによって納税者が達成し得る節税額を具体的な金額で把握することを可能にした。その節税額の大きさは、我が国においてもタックス・プランニングに対する詳細な研究と分析が必要であることを示唆している。

このような問題意識の下に、Mills 等による研究を以下で詳細に検討していくこととする。

(1) タックス・プランニング投資を決定する要因

Mills 等は企業が行うタックス・プランニングの大きさを測定する尺度として、タックス・プランニング投資（販売管理費に占めるタックス・プランニング投資額の割合）を用いている。タックス・プランニング投資額とは、会社の税務部門に対する給与（In-house

⁵⁸ Lillian Mills, Merle M. Erickson and Edward L. Maydew, *Investments in Tax Planning*, The Journal of the American Taxation Association, Vol.20, No.1, 1-20 (spring 1998)

⁵⁹ 我が国でこのような研究が行われていない理由の一つにはタックス・プランニングに関するデータが公表されていないというデータ制約もあるように思われる。

cost(INHOUSE))と弁護士、会計士等に税関連のフィーとして支払うもの(Outside assistance(ASSIST))の合計額である。このタックス・プランニング投資額を販売管理費(SG&A)で除したものをタックス・プランニング投資としている。そしてこのタックス・プランニング投資に影響を及ぼすファクターとして次の7つの財務指標を選定した。

①企業規模

規模の大きい企業はタックス・プランニング投資を行う機会に恵まれていると予想される。

②資本集約度

資本集約度は総資産に対する工場等の資本設備の比率として定義されている。一般的に資本集約度の高い企業は新しい建物や設備を導入するにあたり、購入かリースかを租税との関係で決定することが可能である。またその資産の取得ないし売却のタイミングをコントロールすることで、利益の実現を遅らせたり、損失の発生を早めたりすることできる。つまり資本集約度の高い企業は相対的にタックス・プランニングの機会も多いと予想される。

③在庫集約度

棚卸資産管理手法および棚卸資産に係る決定は企業の税負担額に重大な影響を及ぼし得る。例えば、物価上昇時には先入れ先出し法(FIFO)に比べて後入れ先出し法(LIFO)は直近の税負担額を減少させる。また購入や生産の決定は期末在庫量、LIFOの下で販売された商品のコストに影響を与え、企業の税負担額に直接的に影響を与える。

④国際間取引の有無

先行研究⁶⁰が国際間取引におけるタックス・プランニング効果を示しているように、国内取引のみを行う企業は潜在的に租税戦略を実施する機会を持ち得ない。従って国際間取引を行う企業はより多くのタックス・プランニング投資を行っていると予想している。

⁶⁰ Harris,D., *The impact of U.S. tax law revision on multinational corporation's capital location and income shifting decision*, Journal of Accounting Research, 111-140, (Supplement 1993). ; Klassen,K., M.Lang and M.Wolfson, *International income shifting by U.S. multinational corporations in response to the Tax Reform Act of 1986*, Journal of Accounting Research, 141-173,(Supplement 1993); Jacob, J., *Taxes and transfer pricing: Income shifting and the volume of intrafirm transfers*, Journal of Accounting Research , 301-312, (Autumn 1996); Collins, J., D.Kemsley and M.Lang, *Cross-jurisdictional income shifting and earning valuation*, Working paper, University of North Carolina at Chapel Hill (1996)

⑤財務レバレッジ

財務レバレッジの高い企業は liquid yield option notes(LYONS)のようなハイブリッド商品等の複雑なファイナンス商品を用いて税額を最小化する機会を持つ。従って財務レバレッジは企業の財務構造の複雑さを表す指標として用いることができる。しかし次のような課題があることに留意しなければならない。ファイナンス取引を通じたタックス・プランニング投資は単年度データではその効果を十分に補足することが難しく、またそのためにかかるコストは通常小さいものである。さらにオフバランス化されたものは分析に反映されない問題がある。

⑥法的主体の数

企業の法的構造の複雑性とマーケットの数を表す指標として、企業の法的主体の数を変数として用いる。国内子会社、外国会社、外国支店およびジョイントベンチャーを含むものとする。組織が大きく、法的構造が複雑な企業ほどタックス・プランニングを行う機会が多いと予想している。

⑦産業ダミー

産業別の優遇税制の違いを明らかにするために産業ダミーを用いる。一般的に採取産業は所得移転の機会が多く、小売・卸売業はタックス・プランニングの機会が少ないと言われる。従って採取産業はタックス・プランニングコストが高く、流通業は低いと予想している。

(2) 標本選択と基礎統計量

Slemrod and Blumenthal(1993)⁶¹の調査対象となった1329社の1991年の税関連の支出データを分析対象とした。このうち企業名が公表されている365社に対し、Compustat⁶²で1991年の財務情報が入手可能な企業は259社であった。なお、金融業、保険業および不動産業⁶³は他の産業と資産構造や規制環境が異なっていることから、分析対象から除外している。さらに特定の変数が入手できない企業を除いて最終的に166社を分析に用いた。産業別にみると、製造業が最も多く(95社)、次いで公益企業(31社)そして流通業(12社)となっている。

⁶¹ Slemrod, J. and Blumenthal, M., *The Income Tax Compliance Cost of Big Business*, Washington, D.C., Tax foundation(1993)

⁶² Compustat は S&P 社が提供する、50,000 社を超える世界企業の財務情報と市場データを収録するデータベース。

⁶³ Compustat 産業コードが 6000 番台のもの。

表 2-10 標本選択

(社数)

調査対象	365
除外：Compustat に未収録の企業	△106
除外：金融機関	△38
除外：販売・資産・有形固定資産のデータが揃っていない企業	△8
除外：関連する法的主体の数が未公開の企業	△8
除外：タックス・プランニング支出額が未公開の企業	△39
最終的なサンプル数	166
産業別件数	(社数)
製造業	95
農業	3
鉱業	7
建設業	2
公益企業／輸送業	31
流通業	12
金融機関を除く金融業	2
サービス業	7
情報通信業	1
石油販売業	4
合計	164 (注)

(注) 2 企業は産業区分が未公表

(資料) Lillian Mills, et al.(1998) より転載 (筆者訳)

表 2-11 は標本の基礎統計量を示したものである。会社の税務部門に対する給与 (INHOUSE) の販売管理費 (SG&A) に対する割合の平均値は 0.28%、弁護士、会計士等への税関連のフィーである outside assistance (ASSIST) の販売管理費に対する割合の平均値は 0.11% である。ここで注目すべきなのは、それぞれの中央値 (median) が平均値の約半分になっていることである。これはごく一部の企業がタックス・プランニングに非常に高額なコストを費やしているためで、分布が歪んでいることを示している。

実効税率 (ETR) は税引前収益に対する税支出の割合と定義され、分子・分母ともに 1990~92 年の平均値としている。SIZE は自然対数をとっている。そのため SIZE の平均値 7.47 とは、標本企業は約 \$1.8 billion の売上高であることを示している。国外資産ダミー変数 (FOREIGN) は平均値が 0.67 と、約 67% の企業が国外に資産を保持していることを表しているが、標本企業の規模を考慮すれば違和感はない。総資産に対する長期負債割合 (LEVERAGE) の平均値は 24%、総資産に対する不動産、工場、設備の割合を表す資本集約

度(CAPITAL)の平均値は 46%、在庫集約度(INVENTORY)が 16%、子会社、支店、ジョイントベンチャー等の法的主体の数(ENTITY)は 74 となっている。

表 2-11 基礎統計量

変数	件数	平均	中央値	標準偏差
PLANNING	166	0.39%	0.23%	0.48%
INHOUSE	166	0.28%	0.17%	0.37%
ASSIST	166	0.11%	0.05%	0.18%
ETR	148	27.22%	27.23%	16.34%
SIZE	166	7.47	7.38	1.29
FOREIGN	166	0.67	1.00	0.47
LEVERAGE	166	0.24	0.25	0.15
CAPITAL	166	0.46	0.40	0.23
INVENTORY	166	0.16	0.14	0.13
ENTITY	166	74.00	30.50	117.82
SALES	166	4,307.39	1,608.31	8,929.91
ASSETS	166	4,103.93	1,550.00	8,288.19
SG&A	166	728.64	303.86	2,276.83
INCOME	166	359.08	160.68	524.64
MVALUE	154	3,447.01	1,228.81	7,110.24

[変数の定義]

PLANNING=INHOUSE と ASSIST の合計 (販売管理費率)

INHOUSE=会社の税務部門費用 (販売管理費率)

ASSIST=弁護士、会計士等に支払う税関連のフィー (販売管理費率)

ETR=税引前収益に対する税支出の割合

SIZE=売上高 (自然対数+1)

FOREIGN=ダミー変数 (外国資産があれば 1、なければ 0)

LEVERAGE=総資産に対する長期負債割合

CAPITAL=資本集約度。総資産に対する不動産、工場、設備の割合

INVENTORY=在庫集約度。総資産に対する在庫の割合

ENTITY=子会社、支店、ジョイントベンチャー等の法的主体の数

SALES=売上高 (\$ millions)

ASSETS=総資産額 (\$ millions)

SG&A=販売費一般管理費 (\$ millions)

INCOME=税引前収益+利払い (1990-92 年の平均値)

MVALUE=株価 (\$ millions)

(資料) Lillian Mills, et al.(1998) より転載 (筆者訳)

(3) 多変量解析

1 タックス・プランニングを行う企業の特性

ここではタックス・プランニングに影響を及ぼすと思われる 7 つの企業特性からタックス・プランニング投資の推計を試みている (数式 2-5 参照)。つまりこの推計式はタックス・プランニングを行いがちな企業特性を明らかにするとともに、これらの企業特性データからタックス・プランニング投資を推計することを目指している。

$$\text{PLANNING}_i = \alpha + \beta_1 * \text{SIZE}_i + \beta_2 * \text{FOREIGN}_i + \beta_3 * \text{LEVERAGE}_i + \beta_4 * \text{CAPITAL}_i + \beta_5 * \text{INVENTORY}_i + \beta_6 * \text{ENTITY}_i + \beta_{7,k} * \text{INDUSTRY}_{k,i} + \varepsilon_i$$

数式 2-5

ここで、INDUSTRY_{k,i}=ダミー変数。企業 i が業種 k に属する場合 1、属さない場合 0。

表 2-12 は数式 2-5 において業種ダミー変数 (INDUSTRY) を含めない場合 (パネル A) と含めた場合 (パネル B) の其々の推計結果を示している。パネル A、パネル B ともに企業規模 (SIZE) の係数は有意にマイナスとなっていることから、企業規模が大きくなるにつれて、規模の経済が働くためタックス・プランニング投資は小さくなることがわかる⁶⁴。

表 2-12 タックス・プランニング投資の推計

変数	符号条件	パネル A:産業ダミーなし		パネル B:産業ダミーあり	
		係数	t-値	係数	t-値
切片		0.52**	2.88	0.62**	3.42
SIZE	(-)	-0.09**	-4.62	-0.09**	-4.35
FOREGIN	(+)	0.15**	2.82	0.1	1.89
LEVERAGE	(+)	0.22	1.35	0.17	1.05
CAPITAL	(+)	0.59**	4.24	0.37*	2.37
INVENTORY	(+)	0.39	1.74	0.31	1.33
ENTITY	(+)	0.0006**	2.67	0.0003	1.40
農業	?			0.39*	2.15
鉱業	(+)			0.83**	6.57

⁶⁴ これは Slemrod and Blumenthal(1993)や Sandford(1973)が提唱した、「タックス・プランニング投資には規模の経済が働く」といった見解と合致する。See, Slemrod, J. and Blumenthal, *supra* note 61; M.Sandford, C., *The Hidden Costs of Taxation*, Institute for Fiscal Studies (1973).

公益/輸送業	?	0.07	0.88
流通業	(-)	-0.04	-0.49
サービス業	?	-0.04	-0.34
石油ガス業	(+)	-0.37*	-2.03
調整済み R ²	21%	39%	
F-値	8.04**	9.39**	
標本数	161	159	

(資料) Lillian Mills, et al.(1998) より転載 (筆者訳)

国外資産ダミー変数 (FOREIGN) はパネル A で有意にプラスとなっている。これは多国籍企業がより多くのタックス・プランニング投資を行っていることを示している。具体的には多国籍企業はアメリカ国内でのみ活動している企業よりも約\$0.46 million 多く投資を行っている。一方、業種ダミーを含めた (パネル B) 場合には係数が有意にならない。これは国外資産の保有状況は、例えば製造業や石油ガス業が多く、電力や流通業が少ない等、業種特性に依存するためであり、国外資産ダミー変数は業種ダミー変数の代理変数として機能しているからであると考えられる。

LEVERAGE はタックス・プランニング投資と正の相関があったものの、有意水準を満たしていない。つまりレバレッジの高い企業ほど、タックス・プランニング投資が大きいと仮説は立証できない。

資本集約度 (CAPITAL) はタックス・プランニングと正の相関を持ち、パネル A において高い有意水準を満たしている。パネル B でも有意水準は満たしているもの、パネル A に比べるとその水準は低下している。業種ダミーを含んだモデルは異なる業種間の資本集約度の特性を減殺してしまうからである。しかし総じて、資本集約的な企業はより多くのタックス・プランニングを行っている結論付けることが可能である。

INVENTORY はパネル A、B ともに有意水準を満たしていない。INVENTORY の係数が有意水準を満たさなかったのは、卸売業のような在庫集約的な企業は製造業と比べて相対的にタックス・プランニングの機会が少ないためであると予想される。

ENTITY はタックス・プランニング投資に正の相関を持つ。仮に平均的な ENTITY を持つ企業がさらに 10 の法的主体を持つとすると、タックス・プランニング投資は\$0.02million、率にして 0.006%上昇する。法的主体が増加すると、帳簿をつけたり、申告書を提出するような必然的なコストが増加し、合わせてタックス・プランニングのような支出も増加するためと思われる。

業種ダミーを含むモデルでは、製造業、農業、鉱業、石油ガス業のタックス・プランニング投資が高く推計される。これらの業種が租税回避の手段をより多く持ち得るという期待、あるいは租税法がこれらの業種に対して償却や在庫処理において自由裁量を与えているという期待がこのような結果をもたらしたのかもしれない。

以上をまとめると、タックス・プランニングを行いがちな企業の特徴は資本集約的で、法的主体の数で多く、国外資産を持つ企業であることがわかる。なおタックス・プランニング投資割合は企業規模が大きくなるにつれて、規模の経済が働くため小さくなる。一方で在庫集約度および財務レバレッジはタックス・プランニングに対する説明力を持たないことが明らかになった。

2 タックス・プランニング投資の効果

上記分析において、タックス・プランニング投資に影響を及ぼす企業特性を明確にすることに成功した。次に企業がタックス・プランニング投資を実施することによって、どの程度の課税メリットを享受し得るのか（タックス・プランニングの投資効果）を明らかにすべく、数式 2-6 のような回帰式を推計している。

$$ETR_i = \alpha + \beta_1 * LPLANNING_i + \beta_2 * SIZE_i + \beta_3 * FOREIGN_i + \beta_4 * LEVERAGE_i + \beta_5 * CAPITAL_i + \beta_6 * INVENTORY_i + \beta_7 * ENTITY_i + \varepsilon_i$$

数式 2-6

ここで、LPLANNING_i = 企業 i の 1991 年のタックス・プランニングに対する支出を表す。支出額を販売管理費で除したものを 100 倍（パーセント表示）し、さらに対数変換したものの。

ETR_i = 企業 i の実効税率。1990～92 年の実際の税額を税引前・利子支払い前の所得で除したものを 100 倍した値（パーセント表示）。

表 2-13 は回帰分析の結果である。タックス・プランニング投資（LPLANNING）の係数がマイナス値をとっていることから、タックス・プランニング投資が大きくなると税負担額は小さくなることがわかる。またタックス・プランニング投資を一標準偏差(約\$1.5 million)増加させると、実効税率が 3.4%低下し、\$6.49 million の節税効果があることが明らかになった⁶⁵。つまりタックス・プランニング投資に追加的に\$1 投資すれば、\$4 の節税が見込まれることになるのである。

表 2-13 タックス・プランニング投資の効果

変数	係数	t-値
切片	44.45**	5.70
LPLANNING	-12.59**	-3.06
SIZE	-1.78*	-2.01

⁶⁵ ただしタックス・プランニング投資は直接的な費用のみが反映されていて、財務報告コストのような間接的な費用は含まれていないことに留意が必要である。

FOREGIN	5.67**	2.64
LEVERAGE	-30.33**	-4.84
CAPITAL	4.53	0.74
INVENTORY	-0.74	-0.08
ENTITY	0.01	0.59
農業		
鉱業		
公益/輸送業		
流通業		
サービス業		
石油ガス業		
調整済み R ²	26%	
F-値	8.3**	
標本数	144	

(資料) Lillian Mills, et al.(1998) より転載 (筆者訳)

(4) Mills 等の研究が示唆するもの

Mills 等の研究は①タックス・プランニング投資を行いがちな企業特性を特定することと②タックス・プランニング投資の節税効果を定量化することを目的とするものであった。

①については次の 4 つの成果が得られた。

- 1) 会社が大きくなるほどタックス・プランニング投資 (対販売管理費の比率) が減少すること (規模の経済が働くため)
- 2) 国外に資産を持ち、国際取引を行う会社はタックス・プランニングのためにより多くの投資を行うこと
- 3) 資本集約度と法的主体の数はタックス・プランニング投資と正の相関を持つこと
- 4) 在庫集約度とレバレッジはタックス・プランニング投資に対して安定的な関連性を持たないこと

②については、タックス・プランニング投資と税負担額との間に負の相関関係があり、平均的には\$1 の追加的なタックス・プランニング投資が\$4 以上の税負担額を減少させることが明らかになった⁶⁶。

⁶⁶ 分析で用いたサンプルは節税の機会を持つ大企業であって、中小企業に広く適用するものではないことに留意が必要である。つまりこの研究成果を一般化することはできないが、分析対象企業は、アメリカの法人税歳入の 50% を占めることを考えれば、この分析結果が示唆するところは大きい。

Mills 等の研究は、タックス・プランニングの発生要因について、主として会計学や統計学の知識を駆使して実証的な研究を行ったものであり、適切な歳入の確保および課税に係る執行コストの削減に大きく貢献するものであったと思われる。我が国ではこのような実証的な研究はデータ制約の問題等もあって未だ進んでいないが、アメリカにおける先行業績を参考にしながら、今後、取り組んでいきたいと考えている。

第3章 包括的所得概念とタックス・プランニング

本章では第2章における検討を踏まえて、タックス・プランニングの発生要因を我が国が採用する包括的所得概念との関わりに焦点をあて、再検討していく。前章において分析してきたタックス・プランニングの発生要因を所得概念との関わりに焦点をあてて整理すると、実際の所得課税が理念的な包括的所得課税から乖離していることにあるのではないかと考えられる。その根拠は次の3つである。①現行所得税法が所得を10種類に区分し、その所得区分により課税関係が異なること、②損失の取扱いにおいて、プラスとマイナスの所得を対称的に取り扱っていないこと（累進税率を適用していること）、③実現ベースでの課税が行われており、その帰結として課税繰延が生じ得ることである。

以下では所得概念の変遷を考察した上で、実際の所得課税が理念的な包括的所得課税から乖離してきた根拠を明らかにするとともに、それに対する解決の方向性を検討する。

第1節 消費型・支出型所得概念¹

所得税の課税対象は所得であるが、「所得」の定義については古くから議論があり、変遷がみられた。所得とは元来、財貨の利用によって得られる効果と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難である。しかし課税の対象とするためには、そのような効果や満足を金銭的価値で表現せざるを得ない。この効果や満足を金銭的価値に表現する際の構成の仕方に、すなわち所得の定義の仕方にいくつかの変遷があった。

最も古い所得概念とはミル（John S. Mill）やフィッシャー（Irving Fisher）が提唱した消費型・支出型所得概念であろう²。彼らは、所得とは効用そのものとしては捉えずに、消費されることによって得られる価値、すなわち消費に充てられた金額であると定義した（消費型・支出型所得概念）。その背景については次のような考え方がある。ある一年間に個人が行う消費額と所得額は一致しない。これは貯蓄や借入れがあるためである。しかし生涯全体では、予算制約が成り立ち、毎年の消費の現在価値の生涯和は毎年の所得の現在価値の生涯和と等しくなり、生涯支出（消費）と生涯所得とが均等となる。つまり生涯支出（＝生涯所得）こそが担税力の指標となるという思想が消費型・支出型所得概念の背景にある。

Millによれば「所得税を課する最も適正な方法は、所得のうち、支出に充てられた部分に対してのみに課税し、貯蓄された部分は除外することである。なぜならば、所得が貯蓄・

¹ 所得概念については、金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』1頁以下（1995）および水野忠恒『租税法 第5版』134頁以下（2011）を参考にしている。

² 消費型・支出型所得概念については八田達夫「所得税と支出税の収束」木下和夫編『21世紀を支える税制の論理 第1巻 租税構造の理論と課題〔改訂版〕』25頁以下（2011）を参考にしている。

投資される場合には、すでにその元本に課税されているにもかかわらず、その後、そこから生ずる利子または利潤に対する所得税を支払うことになるからである。そのため、貯蓄が所得税を免税されない限りは、納税者は貯蓄に対して二重に課税される³⁾。また Fisher は「ある給与所得者が、今年、自己の給与所得全体に租税を支払い、貯蓄・投資を含めて、将来数年後に今年の貯蓄・投資に対する所得に租税を支払う場合には、彼は二重課税の犠牲者である⁴⁾」としている⁵⁾。

1 所得の定義

支出税は、各年の消費支出に対して累進的に課税する直接税である。課税ベースを算出する直接的な方法は各人の年間の支出額を積算することであるが、これは過少申告のインセンティブがあり実行可能性に乏しい。そこで納税者は包括的所得を算出し、次にその期に行った純貯蓄を算出し、最後にその差額を消費支出の課税ベースとして申告する方法が提案された⁶⁾。

$$\text{支出} = \text{包括的所得} - \text{純貯蓄}$$

数式 3-1

ここで、包括的所得および純貯蓄は次のように定義される。

$$\begin{aligned} \text{包括的所得} &= \text{金銭的所得} + \text{帰属所得} + \text{未実現キャピタルゲイン} - \text{保有資産の償却} \\ \text{純貯蓄} &= \text{資産の購入} + \text{未実現のキャピタルゲイン} + \text{返済} - \text{保有資産の償却} - \text{資産の売却} - \text{借入} \end{aligned}$$

未実現キャピタルゲインと保有資産の償却に注目すると、これらは包括的所得の定義にも、純貯蓄の定義にも含まれていることがわかる。つまりこれらは支出額の最終的な算式では相殺されるため、最初から算出する必要がないのである。従って数式 3-1 の支出税の課税ベースは数式 3-2 のように書きかえることができる。

$$\text{支出} = \text{金銭的所得} + \text{資産の売却} + \text{借入れ} - \text{資産の購入} - \text{返済} + \text{帰属所得}$$

数式 3-2

³⁾ John S. Mill, “Principles of Political Economy” (1848), 邦訳・J.S.ミル(松永茂喜訳)『経済学原理(5)』46頁(1963)。

⁴⁾ Irving Fisher, “The Nature of Capital and Income” (1906), 邦訳・フィッシャー(気賀勘重訳)『利子論』第1編第1章「所得と資本」12頁(1980)。

⁵⁾ しかしこの考え方に対する反論として、貯蓄に向けられた所得とそこから生ずる利子とは、別々の利得であって両者に課税することは決して二重課税ではないとする見解もある。
See, Seligman, “Income Tax”, 7 Encyclopedeia of the Social Sciences 630 (1932);
William W. Hewett, “The Definition of Income and Its Application in Federal Taxation” 28 (1925)

⁶⁾ Nicholas Kaldor, “An Expenditure Tax” London, Allen and Unwin (1955)

⁷⁾ 金銭的所得は金銭的に支払われた賃金、地代、利子等の総計。

さらにここで、資金の流入＝金銭的所得＋資産の売却＋借入れ
非消費性資金の流出＝資産の購入＋返済

と定義すると、数式 3-2 は次のように書き表すことができる。

$$\text{支出} = \text{資金の流入} - \text{非消費性資金の流出} + \text{帰属所得}$$

キャッシュフローの概念を次のように定義すると、

$$\text{キャッシュフロー} = \text{資金の流入} - \text{非消費性資金の流出}$$

数式 3-1 は最終的に次のように変換される。

$$\text{支出} = \text{キャッシュフロー} + \text{帰属所得}$$

数式 3-3

数式 3-3 が意味するところは、支出税の課税ベースを求めるためには未実現キャピタルゲインや保有資産の償却を考慮する必要はなく、キャッシュフローと帰属所得を直接算出すれば足りるということである。この方式は古典的支出税ないしキャッシュフロー方式の支出税と呼ばれている。

2 利点と課題

支出税は公平性の面で利点があると言われている。所得税は一定期間の所得（経済的利益）のみを比較するが、支出税では一生涯の所得として考える。つまり所得税では収入のあるいわば働き盛りの世代に租税負担が偏るが、支出税においては消費に応じて課税されるので、若い時から老年にいたるまで、租税負担は平準化されることになる。これが生涯を通じた課税の公平といわれるものである。また所得税における貯蓄の二重課税についても、支出税においては貯蓄や投資には課税されないから、貯蓄・投資の阻害効果は生じないとされる⁸。

しかしこの制度は問題が少なくないとする見解が多い⁹。金子名誉教授は次の 8 つの問題点を指摘している。①所得の概念を消費として構成することは、所得という問題の通常の利用例に反すること¹⁰、②貯蓄に向けられる部分を課税の対象から除外することは、富の較差を増大させ公平負担の原則に反する結果を生じやすいこと、③そのような結果を避けるためには、相続税および贈与税を大幅に増税する必要があるが、それは実際問題として不可

⁸ 水野・前掲注 1 139 頁。

⁹ 金子宏『租税法 第 15 版』168-169 頁（2010）、水野・前掲注 1 135 頁、八田・前掲注 2 25 頁以下。

¹⁰ 水野教授も、「ミルやフィッシャーの考え方は、所得＝効用＝消費とするものであり、理論的には一貫するものであるが、所得を収入とみる常識には一致しないところがあった」と述べている。水野・前掲注 1 135 頁参照。

能であること、④高齢者が財産を取り崩して消費に充てた場合にそれに課税することは、多くの人々の素朴な正義感に合致しないこと、⑤この考え方の中では、消費のための借入れも所得に入ることになるが、それが一般人の常識に反すること、⑥家族構成員の間における消費の帰属の判定が容易でないこと（課税単位としては、夫婦単位ないし家族単位をとらざるをえない）、⑦執行が取得型所得税の場合よりもはるかに困難であること、⑧法人税の根拠づけが困難になること、である。

八田教授は支出税固有の問題として、上記8つの点の他に、次の4つを挙げている¹¹。①支出税の下では各年における新たな借入と貯蓄の取崩しが課税ベースに含まれるが、この捕捉が容易ではなく実行可能性に乏しいこと、②期間内における資産の購入、売却、借入れ、貸付等が年間所得に比べてはるかに大きな額の変動を課税ベースに引き起こすことになるので、源泉徴収の適用が難しく執行コストが大幅に引き上げられること、③包括的所得概念を採用した場合と同じ税率をあげるためには高額所得者の支出税率を高い水準に設定する必要があること、④支出税の下では法人税が廃止されることになるため、税率の全体的な底上げが必要であることを挙げている。

このように所得を消費分で定義するという消費型・支出型所得概念は、所得＝収入とみる一般的な考え方に馴染まないところがあった他、消費に向けられる部分のみに所得税を課し貯蓄部分を除外するという点で富裕層を擁護する税制であるとの批判から受け入れられなかった。

第2節 発生型・取得型所得概念

上述のような所得を消費分で定義するという消費型・支出型所得概念に対して、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値を所得として把握する考え（発生型・取得型所得概念）が広く支持されるようになった。実際に、発生型・取得型所得概念は世界各国で採用されている。

この発生型・取得型所得概念にも所得の範囲をどのように構成するかについて、二つの考え方がある。一つは農地や事業など主に反復継続する一定の所得源泉から生じた利益を所得と把握し、その一定の源泉にあたらぬものは課税の対象としない考え方（制限的所得概念）である。もう一方は所得の概念をより包括的に捉えるもの（包括的所得概念）であり、所得とは一定期間の純資産の増減すなわち貯蓄や投資に、消費を合わせたものとし

¹¹ 支出税と包括的所得税との共通の問題点としては、帰属所得が課税ベースに含まれていること、自営業者所得の捕捉の難しさ、さらに包括的所得税の下で発生している租税特別措置を通じた課税ベースの浸食が支出税の下でも起こり得る可能性を指摘している。参照、八田・前掲注2 25頁以下。

て定義されている。

1 制限的所得概念

制限的所得概念では経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する。この考え方は所得源泉説あるいは反復的継続説とも呼ばれるが、例えばプレーン (Plehn) は「人間の経済活動はすべて反復的であり、人間の欲望も反復的であるから、それを満足させるための所得についても、反復性をその本質的要素と考えるべきである¹²⁾」と反復的継続説に立ち、課税の対象となり得るのは農作物、給与、事業所得であり、宝くじの当せん金や土地の譲渡益は課税の対象となり得ないとしている。

つまり制限的所得概念が、所得とは資本を損なうことなく消費できる価値であり、かつそれを繰り返すことを期待できる価値であるとする反復継続説に基づくものである限り、土地の譲渡益等のいわゆるキャピタルゲインは所得の範囲から除外されることになる¹³⁾。

アメリカでは、19世紀から20世紀にかけて、たなぼた利益 (windfall profit) は課税されないこととされ、株式の譲渡所得、土地売却益などは所得の範囲から除外されてきた。またヨーロッパでは最近までこの反復継続説の考え方が強く、キャピタルゲインを含む一時的・偶発的利得は長い間課税の対象から除外されてきた。

2 包括的所得概念

制限的所得概念については、担税力を増加させる利益でありながら課税されないものがあるのは公平性を欠くとして批判が多かった。これに対するアンチテーゼが包括的所得概念であり、担税力を増加させる純資産の増加はすべて所得として課税する。従って反復的・継続的利得のみならず、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれ、多くの国で税制改革の目標とされ、多数説となっている。

包括的所得概念を最初に主張したのはシャンツ (Schanz) である¹⁴⁾。Schanz は、各人は

¹² Carl. Plehn, *The concepts of Income, as Recurrent, Consumable Receipts*, 14 *American Economic Review* 1 (1924).

¹³ 金子名誉教授は制限的所得概念においては、「営業としてなされる場合を除く資産の譲渡による利益 (いわゆるキャピタルゲイン) も所得の範囲から除かれることは、直接的には述べられていないものの、暗黙の前提とされていると思われる」と述べている。金子・前掲注1 21頁。

¹⁴ Georg Schanz, *Der Erinkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze*, *Finanz-Archiv* 13. Jahrg., H. 1, (1896) 邦訳・ゲオルク・シャンツ(篠原 章訳)『所得概念と所得税法』(1) 成城大学経済研究(104) 23-66 頁 (1989)、同著 (同者訳)『所得概念と所得税法』(2) 成城大学経済研究(105) 127-144 頁 (1989)、同著 (同者訳)『所得概念と所得税法』(3) 成城大学経済研究(106) 95-135 頁 (1989)、同著 (同者訳)『所得概念と所得税法』(4) 成城大学経済研究(107) 121-142 頁 (1989)。シャンツの純資産増加説に対して理論的な分析を行ったものに清永敬次「シャンツの純資産増加説」『税法学』10 頁 (1958) がある。

担税力に応じて租税を負担すべきであるとの考えから、所得を「一定期間の資産の純増」とする純資産増加説を唱えた。すなわち所得とはすべての純収入、資産の使用の経済価値、金銭価値の第三者への給付、すべての贈与・相続・遺贈、宝くじの当せん金、保険金、あらゆる種類の投機利益を指し、所得を包括的に捉えるものであった。この定義はその後ヘイグ (Haig)¹⁵、サイモンズ (Simons)¹⁶に引き継がれ、包括的所得概念として以下の算式とともに今日に通説となっている¹⁷。

$$I = C + \Delta W = C + S$$

I：所得、C：消費、 ΔW ：純資産の増減額、S：貯蓄。 $\Delta W = S$ が成り立つ。

包括的所得概念が支持された理由は大きく二つある。一つは公平性の観点である。公平負担の原則は、同様の状況にあるものは同様に課税されるべきこと、つまり同一の担税力を有するものは同一に課税されるべきことを要求している。しかし制限的所得概念では、担税力をもつ株式の譲渡所得、土地売却益などが課税の対象から除外されていた。これはまさに公平負担の原則に反する結果を招くことになる。そこで包括的所得概念ではそれまで説明できずに除外していたものを含め、担税力の増加をきたす利得をなるべく包括的に所得に含めることによって水平的公平を保とうとしたのである。

次に垂直的公平の観点から検討してみる。現行所得税法においては公平性の観点から累進税率が採用されているが、これには厚生経済学における犠牲理論を用いている。租税は納税者にとっては、所得のもつ効用が奪われる点で犠牲を意味するが、所得が大きくなるに従って所得の効用のマイナス分は減少する（限界効用逡減の法則）。これは所得が大きくなるにつれて担税力が増加することを意味し、担税力に応じた公平な税負担のためには、比例税率ではなく累進税率が望ましいこととなる。制限的所得概念で担税力をもつ利得を所得の範囲から除外することは、それを累進税率の適用の外におくことに他ならず、垂直

¹⁵ Robert.M. Haig, *The concept of Income - Economic and Legal Aspects*, "The Federal Income Tax". New York: Columbia University Press 1-28 (1921).

¹⁶ Henry.C. Simons, "Personal Income Taxation", The Univ. of Chicago Press (1938).

¹⁷ 包括的所得概念に対する批判論も多く存在する。代表的なものに Boris Bittker, *A 'Comprehensive Tax Base' as a Goal of Income Tax Reform*, 80 *Harvard Law Review* 925 (1967)がある。ビトカーは純粋な包括的所得概念を現実制度の中で貫徹することは不可能であり、包括的所得概念は所得税制度の改革に役立ち得ないことを指摘している。これに対する反論として、Richard Musgrave, *In Defence of an Income Concept*, 81 *Harvard Law Review* 44 (1967)、Joseph Pechman, *Comprehensive Income Taxation: A Comment*, 81 *Harvard Law Review* 63 (1967)、Charles Galvin, *More on Boris Bittker and the Comprehensive Tax Base: The Practicalities of Tax Reform and ABA's CSTR*, 81 *Harvard Law Review* 1016 (1967)がある。さらにこれに対し Boris Bittker, *Comprehensive Income Taxation: A Response*, 81 *Harvard Law Review* 1032 (1968)がある。日本では金子宏「ボリス・ビトカーの『包括的課税ベース』批判論の検討」雄川一郎先生献呈論集『行政法の諸問題』下巻 598 頁がある。

的公平に反することになる。またそれが累進税率のもつ再配分機能を弱める結果となることも明らかである。このように垂直的公平の面から所得の範囲を広くとらえる包括的所得概念が支持されてきた。

もう一つは、租税のもつ景気調整機能を維持し強化することである。制限的所得概念に基づきある利得が所得の対象から除外され、累進税率の適用の範囲外におかれると、税率の実効的累進度が低下する。これは所得税の自動景気調整機能を損なう結果になる。

また包括的所得概念が支持されてきた背景にはその時の経済情勢や時代背景も影響していると思われる。当時のアメリカでは石油産業界で大きな富を築いたロックフェラー(Rockefeller)に代表されるような産業資本家層が台頭しており、急速な富の蓄積の源泉となる所得を課税の対象から除外するという説には到底理解が得られなかったと想像される。つまり、産業構造の高度化・金融化に伴い顕在化した富の偏在を租税によって緩和するという社会政策的要請があったものと考えられる¹⁸。

3 各国の所得概念

1 イギリス法

ヨーロッパでは、最近まで反復的継続説の考え方が強く、株式譲渡益はドイツでは投機的譲渡以外は原則として非課税である。イギリスでは所得をその種類または源泉によっていくつかのスケジュール(schedule)に、さらに必要に応じてスケジュールをいくつかのケース(case)に分類し、それぞれ異なる所得の計算方法と所得税の徴収方法とを規定している。各スケジュールないしケースに定められている特定の種類または源泉の所得のみが課税の対象となる点で、制限的所得概念が採用されているといえる。その結果、譲渡所得、贈与や遺贈による収入、賭博利得などは所得の範囲から除外されてきた。そもそもイギリス所得税法においては所得と資本は厳格に区別されており、所得税は所得に対する租税であることを根拠として、所有資産の価値の増加や譲渡所得は資本の増加にすぎず、所得を構成しないと解されてきた。しかし譲渡所得の非課税に対しては、公平負担の観点から厳しい批判がなされ、1962年に短期譲渡所得が所得税の課税対象とされ、1965年には長期譲渡所得も譲渡所得税(Capital Gain's Tax)の創設によって課税の対象とされるに至った。譲渡所得税は所得税とは別のものであるが、これは長期譲渡所得に対する累進税率の適用を排除するためであり、それが所得税を補完することを目的としていることは明らかである。

2 アメリカ法

これに対し、アメリカ法では包括的所得概念が採用されている。1913年に制定された憲法修正16条では「連邦議会は、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、各州の間

¹⁸ 金子・前掲注1 42頁および藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏編『租税法の基本問題』274頁(2007)参照。

に配分することなく、また国勢調査その他の人口算定によることなしに、所得に対して租税を賦課・徴収することができる」とし、所得の範囲を限定せず、すべての所得に対して課税する旨を定めている。利得の形式についていえば、イギリス法では所得は原則として金銭もしくは換価可能物とし、債務免除益や使用者から無料で宿舍を貸与されることによる利益などは所得の範囲から除外しているが、アメリカ法ではこれらも所得に含まれる。また反復的な収入（事業所得・賃金・給与等）と偶発的収入（資産の譲渡による利得等）の区別はなく、反復性の有無に係らず所得に含まれる。さらに利得の源泉についてイギリス法では明確に区分されているが、アメリカ法ではそれが労働から生じたものか、資本から生じたものか、あるいは両者の結合から生じたものかは所得の範囲の決定に影響を及ぼさない。ただし、贈与や相続による利得は所得の対象から除外され、また未実現のキャピタルゲインや帰属所得についても執行可能性の乏しさから、所得の対象から除外されていると解されている。

3 日本法

我が国では戦前は制限的所得概念である所得源泉説をとり、課税の対象となる所得源泉が列挙され一時所得や譲渡所得は除外されていた。その後、シャープ勧告の影響で所得税の課税対象は拡大し、現在では所得を次の 10 種類に分類している。利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得である。このように所得を源泉により分類した上で、譲渡所得や一時所得をも課税の対象とし、さらにどの所得類型にも属さないものを雑所得として課税することになっていることから、包括的所得であるとされる¹⁹。

第 3 節 現行所得税法と包括的所得課税

包括的所得概念とは、担税力を増加させる純資産の増加はすべて所得として課税するものであり、反復的・継続的利得のみならず、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれるとするものであった。我が国所得税制は理念的には包括的所得概念を採用しつつも、現実には、主として次の 3 つの観点から純粋な包括的所得課税から乖離していると思われる。

①現行所得税法が所得を 10 種類に区分し、その所得区分により課税関係が異なること、②損失の取扱いにおいて、プラスとマイナスの所得を対称的に取り扱っていないこと（累進税率を適用していること）、③実現ベースでの課税が行われており、その帰結として課税繰

¹⁹ 金子名誉教授は「我が国の所得税法の解釈としても、同じ考え方（筆者注：源泉のいかん、形式のいかん、合法性の有無にかかわらず、人の担税力を増加させる利得はすべて所得を構成する）が妥当する」（金子・前掲注 9 170 頁）とし、水野教授は「わが国ではこの包括的所得概念がとられているということが出来る」としている（水野・前掲注 1 138 頁）。

延が生じ得ることである。以下で、順に検討していくこととする。

1 所得分類

包括的所得概念では、年間のC+ΔWに課税するのであるから、その所得の源泉が給与であろうと、利子や配当であろうと、キャピタルゲインであろうと同じように課税されるはずである。しかし現実には我が国の所得税法では所得を10種類に分類している。所得が分類された理由を考えると、シャウプ勧告の強い方針の下に包括的所得概念を採用しつつも、他方で沿革的に、我が国の所得税はドイツ法の影響のもとに所得の分類を行ってきたことによる。そこで現在の所得税は所得の種類を区分しつつ、雑所得の規定を置くことによって、包括的所得概念を採用している。いわば我が国所得税法は組み合わせ型の所得体系であるといえる。

また所得分類の問題は所得税法のみの問題ではない。我が国の法人税法には所得税法にみられるような所得分類はないが、国際課税では租税条約上の所得分類が存在するし、また、ある収入が益金不算入の対象となる受取配当に該当するか(法人税法23条、81条の4)等が問題となる場合がある。従って、我が国の法人税においても所得分類が実質的な問題となり得るのである。

(1) 所得分類がもたらす影響

所得分類が課税にもたらす影響は大きく二つあるだろう。一つは所得の種類毎に異なる計算や課税方法がとられるため、所得区分により税額が異なること、もう一つは所得区分によって損益通算の仕組みが異なることである。このことが所得分類の変更に伴うタックス・プランニングを引き起こしている原因を以下で検討していく。

1 担税力の観点

所得が分類されるのは、所得の種類によって担税力が異なるからであると説明される²⁰。伝統的にも、租税理論において所得を通常所得(勤労所得)と資本所得(不労所得)の2つに分けると、一般的に勤労所得は担税力が低く、不労所得は担税力が高いと言われてきた。これは、勤労所得は身体が資本(human capital)であり、所得を得るためには年齢や健康上の制約がある他、余暇や居住地等も制約される。これに対して不労所得は土地・株式・利子などにみられるように、そのような制約は少ないと考えられているので、担税力が高いとみなされる。

しかし実際の所得税制は勤労所得軽課・不労所得重課というよりは、むしろ不労所得を軽課している。利子所得や有価証券の譲渡には、従来申告分離課税ないし源泉分離課税により、高額所得者にとって累進税率よりも有利な税率が適用され、優遇されてきた。この

²⁰ 水野・前掲注1 159頁。

ような源泉分離課税については、包括的所得概念の理想から乖離するので他の所得と合わせて総合課税されるべきであると議論されてきたが、近年の経済のグローバル化を背景に、税率を引き上げるにより資産性所得が海外に逃避することを危惧し、分離課税により軽減する方向性に進んでいる。

つまり包括的所得概念を理念としつつも所得分類を行う理由は、所得の種類により担税力が異なったり、また様々な考慮から非課税とすべき所得もあるし、所得の計算方法や課税技術の方法が異なるのが適当であると考えられているからである。例えば事業や投資に係る必要経費の計算方法を異にしたり、源泉徴収や源泉分離課税という課税方法を採用している。このように所得の種類によって異なる計算や課税方法をとることは、課税の実効性の確保や効率的な執行の観点から不可欠であると思われるが、こうした所得区分をめぐるタックス・プランニングの発生は回避し得ない。

2 損益通算

所得税法においては、10種類の所得をまとめて、所得税の課税標準として総所得金額、退職所得金額、山林所得金額を計算する。この段階に至り、状況に応じて10種類の各所得において、総収入金額を超える必要経費等の控除が存在し、損失を生じる場合が考えられる。その場合に、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額または譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の順序により、損益通算により他の各種所得の金額から控除することを認めている（所得税法 69 条 1 項）。言い換えれば、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得の各所得の金額については損失の通算を制限している。

損益通算制度が認められる理由として水野教授は次の2点を指摘している²¹。

一つは、損益通算制度は損失に事業・投資活動の回収部分があるために認められるとする考え方である。例えば、事業投資活動の回収として損失控除が認められるものとして、所得税法 51 条における資産損失の規定がある。この規定では 1) 事業用資産の除去、取壊し、2) 債権の貸倒れ等、3) 不動産・雑所得を生ずる業務用資産又はこれらの所得の起因となる資産の損失について、事業投資活動の回収としてその控除が認められている。損益通算制度も同様の趣旨で認められているとするものである。

もう一つは、リスクに対する中立性という考え方である。損失は事業や投資に係るコストであり、損失の通算を認めないならば、事業や投資における危険負担（リスク）について意思決定が中立的でなくなるとされる。事業や投資を行うにあたっては常にリスクが伴い、例えば投資がうまくいって、大きなリターンを得ることもあれば、大きな損失を受けることもある。このとき、利益を得た場合にのみ課税を行い、損失を受けた場合にはその損失を控除しない（無視する）とすると、リスクを負って事業や投資を行おうとする事業

²¹ 水野・前掲注 1 267 頁。

家・投資家は存在しなくなるだろう。つまり、損益通算制度はリスクに対する中立性を確保するために認められているという考え方である。

上記のような損益通算制度の趣旨に照らせば、損益通算が一定の所得に限り認められていることも理解できる²²。例えば利子所得は所得を生ずるために要した金額が収入金額を超えるとは考えられない。従って事業・活動の回収として損失控除を認める必要もないし、またリスクを負って利子所得を得ているとは考えられないからである。しかし所得区分によって損益通算の可否が決まるということは、同時にその所得区分をめぐる様々なタックス・プランニングが仕組まれる可能性があることを意味する。

この問題に対する解決策を導き出すことは簡単ではないが、たとえば最近の金融所得課税一体化の議論が参考になるのではないかと考えている。金融所得課税一体化は様々な性格をもつ金融商品間の課税関係を統一化し、課税の中立性を確保することを目指すものであることを考えれば、そこでの議論をこの所得区分の問題に応用し解決策を導き出すことができるのではないかと考えたからである。この問題に対する具体的な解決策の検討は今後の研究課題としたい。

2 累進課税

税率には大きく分けると比例税率と累進税率がある。比例税率とは課税標準の大きさに関係なくその一定割合である税率であり、累進税率は金額ないし価格の増加に応じて累進して定められる税率をいう。我が国所得税は累進税率を採用しており²³、その根拠は、所得は大きくなるにつれて限界効用が逡減し、その担税力は増加するから、比例税率よりはむしろ累進税率が実質的平等の要請に合致するというものである。

包括的所得概念ではプラスの所得とマイナスの所得は対称的に取り扱われる²⁴。包括的所得概念は $I = C + \Delta W$ で定義されるが、例えば保有資産につき大きなキャピタルロスが発生した場合には、 ΔW はマイナスの値をとり得る。 ΔW が C を上回るマイナス値をとれば、 $I = (C + \Delta W) < 0$ となる。包括的所得概念では、 $I = C + \Delta W$ の等式を成り立たせるために、マイナスの所得はマイナス値として取り扱われることが前提とされている。

しかし実際の所得税制度はマイナスの所得は課税所得の計算上控除されない場合が多い。またマイナスの純所得 ($I < 0$) が生じた場合には、翌期以降に繰り越すことが認められることはあるが、その金額に税率を掛けた額の還付（完全還付）を認める国はない。このよう

²² 水野教授は損益通算について、「損益通算とはきわめて技術的な規定であるが、その規定の仕方いかんで、包括的所得概念と制限的所得概念のどちらかに傾くことになる」と述べている。参照、水野・前掲注1 264頁。

²³ 所得税法 89条は5%から40%までの6段階の累進的な税率を規定している。

²⁴ シャープ勧告が包括的所得概念に忠実に従い、キャピタルゲイン（譲渡益）の全額課税とキャピタルロス（譲渡損失）の全額控除を強く提案したことからも明らかである。

にマイナスの所得をプラスの所得と対称的に扱わないと、たとえプラスの所得に対する課税が比例的なものであっても、マイナス・プラスの所得を通して考えると、累進的な課税構造をうみ出すことになるのである。以下で詳細に検討していくことにする。

(1) 損失の取扱いの相違が税率構造にもたらす影響

マイナスの所得に対する取扱いの違いが税率構造にどのような影響を及ぼすかを明らかにするために、次の3ケースを想定する²⁵。

- ケース①：欠損金の繰越しはなく、マイナスの所得は課税上無視される
ケース②：欠損金の繰越しは認められるが、マイナスの所得に対する税の還付はない
ケース③：マイナスの所得に対して、税の還付がある（よって、欠損金の繰越しはない）

期間1の所得を Y_1 (<0)、期間2の所得を Y_2 (>0 、かつ $Y_1 + Y_2 = 0$)、限界税率を t 、税額を T とすると、ケース①の場合は期間1の税負担は0、期間2の税負担は tY_2 となる。ケース②では期間1の欠損金を期間2に繰り越すことができるので、期間1の税負担は0で変化ないが、期間2の課税所得は $Y_1 + Y_2 = 0$ となるので、期間2の税負担も0となる。

プラスの所得とマイナスの所得が対称的に取り扱われている（純粋な包括的所得概念に基づく）場合には、所得と税額の関係は図3-1の点線で示された直線になる。つまり Y がマイナスの場合も含めて、すべての Y について $T=tY$ の関係が成立し、比例的な課税（限界税率は t で一定）となる。これに対し、繰延欠損金が認められても、完全な還付が認められない場合には、マイナスの所得に対する限界税率は必ずしも0ではないが、 t よりは小さくなり、課税の効果はマイナスとプラスの所得を通して考えると比例的ではなく、累進的になる（図3-1の青色の線）。

ケース②とケース③の課税の効果を考えてみる（表3-1）。ケース③では、期間1に還付された税額（ $tY_1 = -tY_2$ ）に相当する金額を期間2まで運用することができるため、期間2では運用益に相当する部分が納税者の手元に残る。年間の税引後運用益を r 、税引後割引率を d とすると、期間1における実質的な税負担の現在価値は $-rtY_2/(1+d)$ となる。これに対してケース②ではこのような資金運用はできないので、期間1における税負担の現在価値は0となる。

つまり税還付が認められる場合には、還付された税金を納税者が運用するのに対して、欠損金の繰越しは、繰り越された損失に係る税額分を国庫が運用するので、その分納税者の手元に残る資金は小さくなる。その結果として、プラスの所得とマイナスの所得が対称的に扱われない場合には、たとえプラスの所得に対する課税が比例的なものであっても、プラス・マイナスの所得を通して考えると累進的な課税となるのである。

²⁵ 渡辺智之『税務戦略入門』46-48頁（2005）に準拠している。

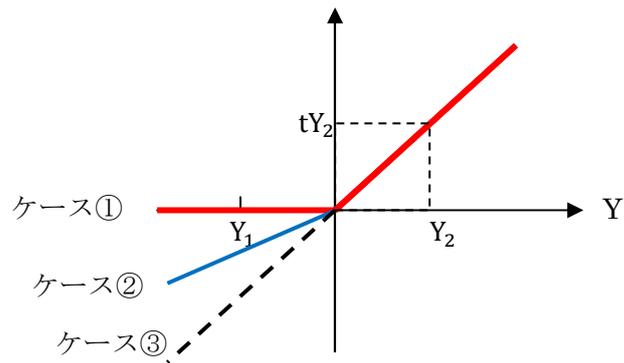


図 3-1 欠損金の取扱いの違いによる所得と税額の関係 (渡辺(2005)をもとに筆者作成)

表 3-1 欠損金の取扱いの違いによる税負担の比較

	繰越	還付	期間 1 (現在) ($Y_1 < 0, Y_1 + Y_2 = 0$)	期間 2 ($Y_2 > 0$)	現在価値 (期間 1 の時点)
ケース①	なし	なし	0	tY_2	$tY_2/(1 + d)$
ケース②	あり	なし	0	0	0
ケース③	なし	あり	$-tY_2$	tY_2	$-rtY_2/(1 + d)$

(資料：渡辺(2005)をもとに筆者作成)

(2) 累進課税の下でのタックス・プランニング

以上の検討からマイナスの所得の取扱いの相違によって、税率構造が変わることが分かった。つまりプラスの所得とマイナスの所得を対称的に扱う包括的所得課税の下では、プラスの所得に対する課税が比例的であれば、マイナスの所得に対する課税も比例的な関係が維持される。これに対してプラスの所得とマイナスの所得を非対称的に扱う(欠損金の繰越を含む)場合には、たとえプラスの所得に対する課税が比例的であっても、プラスとマイナスを通して考えると累進的な税率構造となる。

このような累進的な税率構造をとる帰結として、高い限界税率が適用される所得を、相対的に低い限界税率が適用される所得に変換するタックス・プランニングが生じやすい。上述の欠損金のケースについてみれば、プラスの所得が得られた期間の所得を、マイナスの所得が得られた期間の所得に付け替えることにより税負担の軽減を図ることができる。例えば、今期黒字の企業が来期は赤字を予想している場合、来期実施予定であった投資を今期に前倒しすることにより、今期から来期への所得の移転が可能となる。また、高限界税率の主体から低限界税率の主体への所得移転を、家計内の所得移転、関連会社間の所得移転、損失の売買といった形で行うことにより、税負担を軽減することができるのである。

累進課税がもたらすもう一つの影響は、リスク投資抑制作用である。図 3-1 の赤線のよ

うな累進課税の下ではリスクのある投資に対する税負担が大きくなり、リスク投資が抑制されると考えられる。例えば、リスク投資 X は 2 分の 1 の確率で Y_1 または Y_2 の収益が得られるとする。この投資の税引前の期待収益はゼロであるが、この投資に対する税負担の期待値は $1/2 \times tY_2$ となるため、税引後の期待収益は $-1/2 \times tY_2$ (<0) となって、このような投資は行われなくなる。

これに対して、図 3-1 の点線のような比例的な課税の場合には、リスク投資の税引後収益 $(1-t)Y_1$ または $(1-t)Y_2$ となり、税引後期待収益は税引前と同じくゼロとなる。課税前と課税後の収益の分散²⁶を表すと考えると、課税後の方が小さくなっており、投資家のリスクが課税によって軽減されたことを意味している²⁷。

3 実現主義

包括的所得は発生ベースで計算される所得であり、包括的所得課税を実行するためには、資産を毎年評価することが必要である。しかし、各納税者の保有する資産の時価評価を毎年行うことは技術的に不可能であり、現行の所得税制においてはいずれの国においても何らかの形で「実現主義」の考え方が取り入れられ、実現ベースでの課税が行われている²⁸。

実現ベースの課税は、発生ベースあるいは時価評価によって把握される包括的所得課税とは異なり、例えば含み益のある株式を保有している場合、包括的所得課税のもとでは含み益が発生した時点でそれが課税対象となる。これに対して実現ベースの課税の下では含み益が発生しただけでは課税されず、その株式が売却されて含み益が「実現」した時点で初めて課税されることになる。

包括的所得課税と実現ベース課税がもたらす最大の相違点は、おそらく課税繰延べの有無であろう。つまり実現ベース課税においては、含み益が発生しても課税されず、実現時に課税され、課税が遅れたことについての利子相当分が追加的な税として徴収されるわけではないから、課税繰延べによって納税者は税負担を実質的に低下させることができる。また含み損がある場合には、それを最適なタイミングで実現することにより税負担を減少させることができる。これに対して、包括的所得課税の下では含み益の課税繰延べはできず、また含み損の実現のタイミングをコントロールすることも認められない。

金子名誉教授は、包括的所得概念をめぐる法律上の問題の一つである「実現」は、主として次の二つの観点から問題になると指摘している。一つは所得の範囲に関連して未実現の利得が所得に含まれるか否かの問題であり、もう一つは所得の年度帰属、すなわち所得

²⁶ 一般的に分散はリスクを表す。

²⁷ 累進課税のリスク投資抑制作用を考えれば、現行法がリスク投資収益に分離課税方式を採用していることと整合的である。

²⁸ 渡辺・前掲注 25 42 頁。

がどの年度において課税の対象となるかの問題である²⁹。後者の所得の年度帰属の問題は次章以降で詳しく検討するため、ここでは前者の問題、すなわち未実現利得はそもそも所得に含まれるのかを検討することとする。

(1) アメリカにおける法理論・法制度の変遷

シャントツやヘイグが主張する包括的所得概念においては未実現の利得は所得に含まれると解されているが、実定租税制度においては未実現の利得は所得税の課税対象から除外されているのが一般的である。この問題に対する重要な判決としてアイズナー対マッコンバー事件に対する、アメリカ合衆国最高裁判所の判決がある³⁰。

1 Eisner v. Macomber 事件

① 本件の概要

アメリカ政府は 1916 年に、すべての株式配当³¹を所得として課税の対象とする旨を規定した。これは憲法修正 16 条において、「連邦議会は、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、各州の間に配分することなく、また国勢調査その他の人口算定によることなしに、所得に対して租税を賦課・徴収することができる」旨を定めていることを根拠に規定されたものである。この規定の合憲性をめぐって争われたのが、アイズナー対マッコンバー事件である。この事件は、普通株のみを発行していたカルフォルニア・スタンダード石油会社が、2 対 1 の比率で普通株による株式配当を行ったので、内国歳入庁が株主に対して所得税を課したところ、株主の一人であるマッコンバー夫人が、株式配当は憲法修正 16 条の意味における所得ではなく、株式配当を所得として課税する規定は直接税の賦課・徴収について人口に応じて州の間に配分することを要求している憲法の規定（1 条 9 項 4 節）に違反する、として主訴した事件である。

② 裁判所の判決

裁判所は所得の意義につき「資本・労働もしくは両者の結合から生ずる利得」としている。これは所得の源泉を限定しないことを示唆している。その上で裁判所は所得の本質的問題は「資本の増殖たる利得でも、投資における価値の成長ないし増加でもなく、財産から発生し資本から分離され、そして引き出されて入ってくる利得・利益ないしは何らかの交換価値、すなわちそれを受け取る者の分離した利用・利益および処分のために受領され

²⁹ 金子・前掲注 1 77 頁参照。もっとも、未実現のキャピタルゲインが所得に含まれるか否かの問題は、同時にキャピタルゲインの年度帰属の問題と密接に関連しているので、両者を峻別することは困難な場合もある。

³⁰ *Eisner v. Macomber*, 252 U.S. 189 (1920).

³¹ 株式配当とは、現金ではなく株式をもってなされる利益配当である。具体的には、会社の配当可能利益の一部が資本に組み入れられ（会社資本の増加）、それと同額の新株が発行されて株主に分配される。

または引き出された利得・利益ないしは何らかの交換価値、それが財産から生ずる所得なのである。」とし、利得が資産から分離して実現することが所得の本質的要素であると断ずる。

このような所得の定義に照らして株式配当が資産から分離して実現した利得であるかについて、次のように述べている。

「配当は通常は現金で支払われ、例外的な場合には他の財産で支払われる。そして、このような支払いを受けた場合にのみ、株主はその分離した財産となる利益ないし利得を実現し、投下資本から所得を引き出すのである。・・・株式配当は会社の積立利益が株主に配当され、あるいは将来の配当可能な剰余金として積み立てられる代わりに、それが資本化されることを意味する。株主の利益の実現とは逆に、それはむしろ新株式によって表示される資金が、剰余金から資本に移され、もはや実際の配当に利用できないという意味で、かかる実現を将来に引き延ばすものである・・・本質的かつ支配的な事実、株主はその分離した利用及び利益のために、会社の資産から何物も受け取っていないことである。」

「株主は株式配当によって得た新株式を譲渡することができる、といわれる。彼がそれを譲渡し、利益を実現した場合には、その利益は所得であり課税の対象となる。・・・しかし譲渡することなしには株主は他の資金を持たない限り、株式配当に対する所得税を納付する資力を持たない。租税を納付するためには資本の処分が必要であることは、何ものにもまして、株式配当に課税することが所得ではなく資本に対する課税であることを、明白に示すものである。」

つまり最高裁判所は実現原則を、実現した利得のみが所得であり、投下資本の価値の増加は所得ではないことを明らかにした上で、①株式配当の前後で会社財産に変動はなく、株主の割合的利益にも変化がないこと、②株式配当は留保利益を資本化することによって、配当可能利益を配当不可能とするものであり、株主の利益を実現させるというよりは、むしろそれを先に延ばすものであること、③株主はその利益のために会社財産から何物をも受け取っておらず、最初の投資およびその後におけるその価値の増加はすべて会社の中に留まっており、事業上の危険にさらされていること、の3点を理由として、株式配当は修正16条の意味における所得とはいえず、課税されない旨を判示した。

③判決の考察

この判決は直接には株式配当が憲法修正16条における所得に含まれず、それに所得税を課すことは憲法に違反することを判示するものであるが、租税理論の見地からは実現が所得概念の要素であり、実現した利得のみが所得を構成する、という原理を確立した判決としてきわめて重要な意味をもっている³²。実現を所得の要素とする論拠につき、この判決に

³² 金子宏・前掲注1 60頁。

強く影響を及ぼしたと思われるエドウィン・セリグマン³³は、所得について、現金の形をとるか、規則的であるか一時的・偶発的であるか等を問わず、すべての金銭価値で評価し得る満足の流入が所得を構成すると述べている。所得の範囲を包括的にとる点でシャイツやヘイグと同じである。その上でセリグマンは所得の本質的属性として「実現」と「分離」を挙げている。例えば樹木の成長による森林価値の増加を考えた場合、樹木の成長による森林価値の増加は分離されていないから所得ではなく資本価値の増加であり、樹木が伐採された時にこの利得は所得となるが、その時点までは「未実現の所得」にすぎないとしている³⁴。同様に株式配当についても、配当株式の額面額の総計に相当する金額が会社資産から分離されておらず、また株主は実現された利得を得ていないから、株式配当は所得ではなく、資本価値の表象にすぎないとしている。つまりセリグマンは資本価値の増加、すなわち未実現の利得は「実現」と「分離」の要素を満たさないので、所得の範囲から除外しているのである³⁵。

これに対しエドウィン・セリグマンの子息であるユスタス・セリグマンはマッコンバー判決を批評する論文において、実現を所得の要素と解するのは妥当ではなく、憲法修正 16 条の解釈上は未実現の利得も所得を構成すると解すべきであると主張した³⁶。仮に利得が資本から分離して実現しなければならないと考えると、たとえば交換の場合には所得は生じないことになり、所得の範囲が狭められる恐れがある。さらに実現した利得のみが所得であると解すると租税回避を容易にし、それを封ずることが困難になることを指摘している。マッコンバー判決以降のアメリカの判例は、同判決の法理を正面からは変更していないが実質的にはそれから離脱して今日に至っている³⁷。

2 法制度の変遷

法制度の中にも、マッコンバー判決の法理と両立しない規定が創設されている。マッコンバー判決に従えば、法人の留保利益を株主に案分して株主段階で課税することは違憲となるが、これを認める規定が採用されている。例えば S corporation 制度の下では、所有と経営が一致しているような一定の要件を満たした閉鎖的法人については、法人であっても

³³ この判決はセリグマンが最高裁判所に提出した意見書(memorandum)の考え方を受け入れたものであると言われる。この意見書を論文にしたものとして、Edwin R. A. Seligman, *Are Stock Dividends Income?*, 9 *The American Economic Review* 517 (1919). 後に Seligman, “*Studies in Public Finance*”, ch.5, The Macmillan Company (1925)に収録。

³⁴ *Id.* at 106.

³⁵ *Id.* at 115.

³⁶ Eustace Seligman, *Implications and Effects of the Stock Dividend Decision*, 21 *Columbia Law Review* 313 (1921)

³⁷ コッシュランド判決は、従来の株式所有が現していた利益とは異なる利益を与えるような株式配当は憲法修正 16 条の意味における所得に該当する旨を判示している(Koshland v. Helvering, 298 U.S. 441 (1936))。

法人段階での課税をなくし株主段階のみの課税とすることを選択できる³⁸。これは実体が個人企業ないし組合方式に近い法人企業と個人企業ないし組合との間の税負担の公平を維持するために1958年に創設された制度であるが、法人の留保利益を株主の所得として課税するものであり、マッコンバー判決と両立し得ない。これは立法者が同判決の先例としての拘束性を否定し、政策上の合理的な理由や必要がある場合には、未実現の利得も課税の対象とすることができると考えていることの証左であると思われる³⁹。さらに内国歳入法典475条および1256条は一定の取引に対して mart-to-market ルールを適用し未実現利得に課税する規定を設けている⁴⁰。

このようにアメリカの判例および立法はマッコンバー判決から乖離してきており、今日では実現は所得概念の要素ではない、という考え方が支配的である。公平負担の要請、租税回避の防止、その他の政策的必要性がある場合には未実現の利得に対しても所得税を課すべきであるという考え方が強い。

(2) 日本における法理論・法制度の変遷

我が国では包括的所得概念を採用しているが、実現が所得概念の要素とされているかどうかは明文上明らかではない。所得税法はいずれの所得についても、その金額を収入金額または総収入金額として規定し（所得税法23条、35条）、所得を「収入」の形態において捉えている。収入という言葉を経済価値の外からの流入と理解する限り、所得税法は原則として収入という形態において実現した利得のみを課税の対象とし、保有資産の増加益に代表される未実現の利得は課税の対象から除外している、と解される。法人税法においても同様で、課税対象たる所得を益金の額から損金の額を控除した金額と規定した上で、益金を資本等取引以外の取引に係る収益の額として捉えている（法人税法22条1項、2項）。取引とは自己以外の第三者との関係において成り立つものであるから、未実現の利得は原

³⁸ 内国歳入法典1361条以下。一定の要件とは、株主が75名以下であること、株主に法人・パートナーシップ・非居住者を含めないこと、一種類を超える株式を発行しないことなどである（内国歳入法1361条(b)(1)）。

³⁹ 金子・前掲注1 72頁。

⁴⁰ 内国歳入法典475条は、有価証券（security）のディーラーは①棚卸資産である有価証券についてはその公正市場価値（fair market value）で棚卸評価すること、②棚卸資産ではない有価証券で、課税年度末において保有するものについては、当該有価証券を課税年度最終日において公正市場価値で売却されたものとみなして損益を認識し、当該課税年度の損益に計上しなければならないことを規定している（475条(a)）。なお、ここでいう有価証券“security”は、我が国の金融商品取引法における有価証券の定義に近いものであり、①株式、②パートナーシップや信託の受益権、③債券、④金利スワップ等の想定元本取引、⑤上記①～④に係る受益証券又はオプション、先渡取引などの金融派生商品（市場の確立されている先物取引などを除く）、⑥上記①～⑤に係るヘッジ取引、として定義されている（同条(c)(2)項参照）。また、1256条は適格取引所で取引されている先物取引に対して時価評価を求める規定である。

則として課税の対象から除外されていると解される⁴¹。

未実現利得への課税、ないし実現主義との関係でしばしば問題となるのが譲渡所得課税である。譲渡所得とは資産の譲渡による所得であり(所得税法 33 条)、その本質は保有資産の含み益であるといわれ、資産の値上り益(キャピタルゲイン)であるとされている⁴²。理論上は、譲渡益が所得なのではなく、値上り益そのものが所得なのであるから、未実現の利益に課税することとも考えられるものの、最判昭和 43 年 10 月 31 日⁴³では、「譲渡所得に対する課税は、・・資産の値上り益によりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものとして解すべきであ[る]」とする清算課税説をとっている。これは資産の移転により所得の実現する機会に課税するものであり、我が国所得税法は原則として実現主義を採用していると解される。ただしこれは未実現の所得に対する課税を否定するものではない。未実現の所得に対する課税にあたっては値上り益を毎年評価することが難しいといった技術的な問題や譲渡所得課税を支払う現金がないという実際的な問題があるため、立法政策として譲渡により対価が支払われ所得が顕在化した時点、つまり所得が実現した時点において課税することで上記の問題を回避していると解されている⁴⁴。

しかし実現主義の例外も存在する。例えば所得税法 59 条は相続や贈与といった無償による譲渡が行われた場合に時価による譲渡があったものとみなし課税する規定である⁴⁵。これは一定の無償譲渡について、無限の課税繰延べを防止するために、実現主義の例外として未実現の利益に対して課税を行うものである。この規定は、我が国が課税繰延べに対してどのように対処してきたのかを理解する上で大変示唆に富むものであり、以下で詳細に検討

⁴¹ 金子・前掲注 1 74 頁。

⁴² 水野・前掲注 1 203 頁。

⁴³ 最判昭和 43 年 10 月 31 日訴月 14 卷 12 号 1442 頁

⁴⁴ 水野・前掲注 1 203 頁。

⁴⁵ みなし譲渡課税の他にも、未実現の値上り益に対する課税の例としてタックス・ヘイヴン(Tax Haven)対策税制がある。タックス・ヘイヴン対策税制とは、親会社がタックス・ヘイヴンとよばれる無税国もしくは軽課税国に子会社を設立し、そこに利益を留保した場合、子会社がタックス・ヘイヴンの利益を分配しない場合であっても、内国法人である親会社に対して課税されるのであるが、これは親会社の保有する子会社の株式の価値の増加益そのものに課税するもので、未実現の利益に課税するものであるといえる(水野・前掲注 1 204 頁参照)。また金子名誉教授は、所得税法では一定の農作物については収穫時の価格に相当する金額を収穫の年の総収入金額に算入するとしている点(所得税法 41 条)、無償または低額で棚卸資産またはそれに準ずる資産の譲渡がなされた場合に、その時価相当額(低額譲渡の場合は時価と譲渡価額との差額)を事業所得または雑所得の金額の計算において総収入金額に算入する点(所得税法 40 条)、法人税法においても資産の無償の譲渡があった場合に、その資産の時価相当額を益金に含めることとしている点(法人税法 22 条 2 項)から、我が国の制度は実現を所得概念の要素とは考えていないと解している(金子・前掲注 1 75 頁)。

していくこととする。

1 みなし譲渡規定

所得税法 59 条の規定はシャープ勧告による前身規定の導入以降、幾多の変遷をとげているが、大きく 4 つの時期に分けることができる⁴⁶。①昭和 25 年原始規定の時期、②昭和 33 年に被相続人からの死因贈与を適用対象から外した時期、③昭和 37 年に選択性を導入した時期、④昭和 48 年以降の現行規定において個人間贈与と個人間低額譲渡を適用対象外とした時期である。

①昭和 25 年原始規定の時期

所得税法 59 条の前身である旧所得税法 5 条の 2 (昭和 25 年法律第 71 号) は、昭和 24 年のシャープ勧告を受けて創設された。シャープ勧告ではアメリカ連邦所得税において、相続の場合に資産の増加益は非課税とされることを不適正な問題であると認識していた。内国歳入法典 1014 条は相続人の死亡により財産の移転がなされた場合には、相続人における財産の取得価額は時価によるものとしている。つまり相続において取得価額の引上げ (step-up basis) が認められており、被相続人のもとにおける財産の値上り益については課税を無制限に免れることになる⁴⁷。シャープ勧告ではこのようなアメリカにおけるキャピタルゲインの取扱いを不適切とし、贈与および相続を未実現取引と捉えた上で、課税が無制限に延期されることを防止する必要性を次のように説いた。

「発生した所得に対する厳格な課税理論に従えば、納税者の資産の市場価値の一年内の増加額は毎年これを査定し課税すべきものとなる。しかし、これは困難であるので、実際においてはこの利得は納税者がその資産を売却して所得を現金または他のより流通的な形態で実現する場合に限って課税すべきものとされる。この実現が適当な期間内に行われる限り、課税は僅かに延期されたに過ぎず基本原則の重要性は何ら害されはしない。しかし、利得の算定を無制限に延期すれば、納税者は本来ならば課せられるべき税負担の相当部分を免れることができるから、無制限の延期は防止する必要がある。これを防止するもっとも重要な方法の一つは、資産が贈与または相続によって処分された場合に、その増加を計

⁴⁶ 増井良啓「所得税法 59 条と 60 条の適用関係」『税務事例研究』96 号 62 頁(2007)。なお、みなし譲渡規定についての記述は、渡辺徹也「実現主義の再考」『税研』147 号 63-82 頁(2009)を参考にしている。

⁴⁷ 水野・前掲注 1 221 頁。贈与により資産を取得した場合には、財産の贈与の際に課税がなされていない場合には、贈与者における取得価額が引き継がれる(内国歳入法典 1015 条)。つまり贈与者の手元で生じた含み益は受贈者に引き継がれ、課税も繰延されることになる。したがって受贈者が財産を処分する場合に、贈与者における値上り益と受贈者における値上り益がともに課税される。なお、贈与の際に贈与税が課された場合には、その金額分は取得価額を引き上げる (step-up basis) ものとされている(内国歳入法典 1015 条(d)(1)-(5))。

算してそれを贈与者または被相続人の所得に算定せねばならないものとする⁴⁸。」

これが立法化され、無償による譲渡の場合には、時価による譲渡があったものとみなす旧所得税法 5 条の 2 がおかれた。

昭和 25 年法律 71 号における所得税法 5 条の 2

【第 1 項】 相続、遺贈又は贈与に因り第 9 条第 1 項 7 号又は第 8 号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈与の時において、その時の価額により、同項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

【第 2 項】 前項の規定は、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、相続開始の時において被相続人が有していた財産の価値から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が 30 万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈与に係る財産の価額が 3 万円以下であるときは、これを適用しない。

【第 3 項】 著しく低い価額の対価で第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時における価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

昭和 25 年当時、現行所得税法 33 条に相当する条文として旧所得税法第 9 条 1 項 8 号が存在したが、相続や贈与による課税繰延を対象とした規定は存在しなかった。旧所得税法 5 条の 2 の内容はシャープ勧告における指摘を忠実に反映して、贈与および相続を未実現取引と捉えて上で、課税が無制限に延期されることを防止する機能を持つと共に、著しく低い対価による資産の譲渡（低額譲渡）についても時価による譲渡として扱うこととされた。つまりこの規定は未実現利益へ課税し、無制限な課税繰延を防止する目的で創設された。

旧所得税法 5 条の 2 の立法趣旨について最高裁も次のように判示し、時価で譲渡があつたとみなすことによって含み損益の清算を行う趣旨であることを確認している⁴⁹。最高裁は譲渡所得に対する課税が資産の増加益に対する清算課税であることを述べた後に、「対価の伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当時の右資産の時価に照らして具体的に把握できるものであるから、同じくこの移転の時期において右増加益を課税の対象とするのを相当と認め、資産の贈与、遺贈のあつた場合においても、右資産の増加益は実現されたものとみて、これを前期譲渡所得と同様に取り扱うべきものとした」と判示している。

②昭和 33 年に被相続人からの死因贈与を適用対象から外した時期

みなし譲渡として課税される領域は、昭和 27 年の改正から徐々に縮小され始める。まず、

⁴⁸ シャープ第一次勧告・付録 B の D 参照。

⁴⁹ 最判昭和 43 年 10 月 31 日訴月 14 卷 12 号 1442 頁（榎本家事件）。

昭和 27 年法律第 53 号によって、相続および相続人に対する遺贈がみなし譲渡から除かれる。次に、昭和 29 年法律第 52 号により包括遺贈が、昭和 33 年法律第 100 号により相続人に対する死因贈与が除かれた。このようにみなし譲渡の概念が縮小されていった理由として、この考え方が納税者にも税務職員にもなじみにくく、その執行に対して心理的抵抗を生んだことが指摘されている⁵⁰。相続や贈与があった際には、相続人や受贈者には相続税もしくは贈与税がかかり、被相続人ないし贈与者には譲渡所得に対する課税がなされることになり、負担が過重であるという批判があった⁵¹。

③昭和 37 年に選択性を導入した時期

昭和 37 年法律第 44 号において、個人に対する贈与、遺贈（包括遺贈および相続人に対する遺贈を除く）および死因贈与（相続人に対する死因贈与を除く）ならびに低額譲渡の場合、納税者の選択により贈与者等が税務署長に対し「贈与等に関する明細書」を提出した場合には、みなし譲渡課税の適用を受けないとする選択制が採用された。

昭和 40 年法律第 33 号によって、限定承認に係る相続及び包括遺贈に対するみなし譲渡所得課税が復活したが、これらについても納税者による選択制は維持された。

昭和 37 年法律 44 号による改正後の所得税法 5 条の 2

【第 1 項】 遺贈（包括遺贈及び相続人に対する遺贈を除く。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死因に因り効力を生じるものを除く。）に因り第 9 条第 1 項 7 号又は第 8 号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈与の時において、その時の価額により、同項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

【第 2 項】 著しく低い価額の対価で第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時における価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

【第 3 項】 前 2 項の規定は、これらの規定に規定する遺贈、贈与又は譲渡が個人に対するものである場合において、当該遺贈をした者に係る相続人（包括受遺者を含む。）又は当該贈与若しくは譲渡をした者が、命令の定めるところにより、政府に対して、これらの規定の適用を受けない旨及び当該遺贈又は贈与若しくは譲渡に関する明細を記載した書面を提出したときは、これを適用しない。

④昭和 48 年以降の現行規定において個人間贈与と個人間低額譲渡を適用対象外とした時期

昭和 48 年法律第 8 号により、上記の選択制が廃止され現在に至っている。つまり現行制度のもとでみなし譲渡課税を受けるのは①法人に対する贈与、②限定承認に係る相続、③

⁵⁰ 所得税法研究会編『四訂版注解所得税法』208 頁(2005)参照。

⁵¹ 水野・前掲注 1 218 頁。

法人に対する遺贈、④個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの、⑤法人に対する低額譲渡に限られることになる。そして所得税法 60 条は 59 条と対をなす規定として、限定承認以外の相続または遺贈、もしくは個人への贈与の場合には譲渡がなかったものとし、被相続人や贈与者における取得価額をそのまま引き継ぐ (carry-over basis) こととしている。これはみなし譲渡が適用されない無償譲渡について、譲受人が引き続き資産を保有していたとみなし、その含み益に対する譲渡所得課税の繰延を許容する規定であるといえる。

最高裁でも次のように判示し、所得税法 60 条 1 項の規定の趣旨は増加益に対する課税の繰り延べにあるという理解を踏襲している⁵²。最高裁は譲渡所得課税の趣旨を述べた上で「譲渡所得課税の趣旨からすれば、贈与、相続又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ (法 59 条 1 項参照)、法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものである。同項の規定により、受贈者の譲渡所得の金額の計算においては、贈与者が当該資産を取得するのに要した費用が引き継がれ、課税を繰り延べられた贈与者の資産の保有期間に係る増加益も含めて受贈者に引き継がれる結果、資産の保有期間 (法 33 条 3 項 1 号、2 号参照) については、贈与者と受贈者の保有期間が通算されることとなる」としている。

(3) 小括

所得の範囲について、アメリカにおいても日本においても、未実現利益に対する課税を排除しているわけではないものの、未実現の所得に対する課税にあたっては値上り益を毎年評価することが難しいといった技術的な問題や譲渡所得課税を支払う現金がないという実際的な問題があることから実現主義を採用していると解される。

このことは実現主義課税の例外、すなわち未実現利得に課税する規定が日米両国において存在していることから明らかである。例えばアメリカの S corporation 制度の下で法人段階での課税をなくし、株主段階のみの課税を認めているのは税負担の公平を維持するためであるし、特定の有価証券ないし金融商品に対して時価主義が適用されているのは、値上り益を毎年評価することが難しいといった技術的な問題が克服された結果として、包括的所得課税に近付ける (回帰する) 方向を目指すものと考えられる。しかしその一方で、我が国において、無限の課税の繰り延べを防止するために設けられたみなし譲渡課税の規定の適用範囲が創設当初に比べて大幅に縮小されてきたことは、課税繰延べの問題があまり重視されてこなかったことを表しているとも考えられる。

⁵² 最判平成 17 年 2 月 1 日訴月 52 卷 3 号 1034 頁 (判例時報 1893 号 17 頁、ゴルフ場会員権付随費用事件)。

包括的所得概念に基づき実現ベースの課税を行うことは、課税繰延により発生する無リスク利子相当分（金銭の時間的価値）に対して課税が行われない限り、納税者の税負担を実質的に低下させる。すなわち納税者が実現のタイミングを自由にコントロールできる限り、含み損が生じた資産を先に実現させ、含み益が生じている資産を繰り延べるという租税裁定（タックス・アービトラージ）が行われる可能性を否定できない。また資産の所有者は税負担を実質的に軽減するためにキャピタルゲインの実現を先延ばしするため、資産を所有者の手に封じ込めるロックイン効果をもたらす。このことは、投資家は保有資産から相対的に低い税引前収益率しか享受できなくとも売却をせずに保有し続けることにより、社会的に非効率な投資を行うことを意味する。

これらの問題に対処するためには、資産評価の困難性や納税資金の問題を回避しつつ、課税のタイミングに対して中立的な課税の仕組みを構築することが重要である。

次に課税繰延の問題と消費型所得税との関係を検討したい。消費型所得税とは 1970 年以降に急速に支持を集めてきた消費型所得概念に基づくものであり、課税の対象を消費に充てられた金額のみに限定しようとする考え方である。消費型所得税を課税繰延の問題との関係で検討するのは、消費型所得税は消費のタイミング、すなわち課税のタイミングに対して中立的な方法であると言われているからである⁵³。なぜなら消費型所得税では金銭を消費した段階で課税が行われるため、課税繰延によって金銭の時間的価値分の所得の増加があったとしても、その分だけ消費の総額が増えることとなるため、納税者にとっては恩恵とはならないからである。そこで以下に、詳細に検討を加えることにする。

第 4 節 課税繰延と消費型所得税

消費型所得税は 1970 年代以降、Andrews 教授の論文⁵⁴を端緒に急速に復活した。1977 年のアメリカ財務省の **Blue Print** は所得税制の基本的改革のオルタナティブとして、包括的所得税と消費型所得税の 2 つを挙げ、その利害得失を検討している。また翌 78 年のイギリスのミード報告書は消費型所得税への意向を支持している。消費型所得税の理論が 1970 年代に復活した理由には次の 2 点があると考えられている⁵⁵。

まず所得税制が著しく不公平化し、複雑化したからである。包括的所得概念では行政的実行可能性の点からキャピタルゲインや帰属所得を課税の対象から除外しており、そもそも一定の不公平が内在していると考えられていた。また税率の引き上げによって各種特別

⁵³ 中里実「所得概念と時間 — 課税のタイミングの観点から —」金子宏編『所得課税の研究』160 頁（1991）。

⁵⁴ William D. Andrews, *A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax*, 87 *Harvard Law Review* 1113 (1974)

⁵⁵ 金子宏「所得税の課税ベース」『所得概念の研究』164 頁(1995)。

措置が導入され、脱税や租税回避否認規定が増加し、所得税制度が複雑化した。その結果、所得税は中立性を失い、経済活動に対する歪みやひずみを生み出したのである。

もう一つは 1970 年代、特にオイルショック以降のアメリカやイギリスにおける景気後退とインフレの影響である。景気回復のためには貯蓄と投資の増強を図り、民間の設備投資を促進する必要があった。貯蓄と投資に向けられる部分を課税の対象から除外する消費型所得税はまさに当時のニーズに合致していた。またインフレによる名目利益に対して課税が及ぶ取得型所得税が問題視され、そもそも税制上インフレ対策が必要ない消費型所得税に支持が集まったものと考えられる。

古典的な支出税の下では課税ベースに、新たな借入れ、貯蓄の取崩し、資産からの帰属所得を含めなければならない。これらは捕捉あるいは測定が難しい項目であり、評価と実行の困難が伴う点で包括的所得概念と同様の問題を抱えていると言える。この問題を克服する試みが Andrews 教授の提案である。Andrews 教授の提案の要点は消費資産を資産ないし貯蓄として認めない、つまり消費資産の購入を消費とみなすことである。その考え方は、消費資産が将来にわたってもたらず帰属所得を現在価値に割り引けばその購入価格になるため、資産購入時に購入価格に課税すれば、帰属所得への課税が評価の問題を伴わずに実行可能になるというものである⁵⁶。

しかし消費資産の購入を消費とみなすと、資産購入時点での課税ベースが巨額になるため、Andrews 教授は資産購入の控除を認めないかわりに、購入のための貯蓄の取崩しあるいは借入れを課税ベースに加えないこととした。Andrews 教授の提唱した、この前納勘定方式によれば、労働所得のみを課税ベースとし、資産購入あるいは借入の返済の控除を認めず、さらに資産売却あるいは貯蓄の引出、借入れ、貯蓄からの収益である資産所得も課税ベースに加えないことになる。つまりそれは労働所得のみに課税する労働所得税となるのである⁵⁷。

⁵⁶ Andrews 教授の前納勘定方式に関する理論的検討は、宮島洋『租税論の展開と日本の税制』（1986）で詳細に行われている。その他、神野直彦「第 2 章所得概念論」金子宏編『21 世紀を支える税制の論理 第 2 巻 所得税の理論と課題』17 頁(1996)、岡村忠生「第 3 章所得分類論」同編同書 43 頁(1996)を参考にしている。

⁵⁷ Alvin C. Warren Jr., *Fairness and a Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax*, 88 Harvard Law Review 931 (1975).これに対して William D. Andrews, *Fairness and the Personal Income Tax: A Reply to Professor Warren*, 88 Harvard Law Review 947 (1975).と論争があった。その他関連論文として Alvin C. Warren, *Would a Consumption Tax Be Fairer Than an Income Tax?*, The Yale Law Journal, Vol. 89, No. 6, 1081 (1980).

1 消費型所得税、労働所等税および資産税

中里教授は消費型所得税が課税時期に左右されない租税であることを Warren 教授および Andrews 教授の議論を参照しつつ、次のように説明している⁵⁸。

消費型所得税と労働所得税は、投資収益率および限界税率は不変一定であり、また相続や贈与等がない状況下では等しくなる⁵⁹。例えば A、B、C の 3 人が年度 1 に 200 万円の給与を得て、その一部を消費し、残りを貯蓄してそれを年度 2 にすべて消費すると仮定しよう。投資収益率は 10%、税率は 20% とする。A は年度 1 に 150 万円消費し 50 万円貯蓄、B は年度 1 に 100 万円消費し 100 万円貯蓄、C は年度 1 に 50 万円消費し 150 万円貯蓄とした場合、消費型所得税と労働所得税の負担額は次のようになる。

労働所得税	A		B		C	
	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2
給与	200	0	200	0	200	0
税額	40	0	40	0	40	0
消費	150	11	100	66	50	121
貯蓄	10	0	60	0	110	0
消費型所得税	A		B		C	
	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2
給与	200	0	200	0	200	0
税額	30	11	20	22	10	33
消費	150	55	100	110	50	165
貯蓄	50	0	100	0	150	0

(資料：中里(1991)を参考に筆者作成)

労働所得税では賃金を得た年度 1 に 40 万円の課税が行われる。一方、消費型所得税では消費のパターンが異なるため、A、B、C の各人の年度ごとの課税額は異なるが、税額の現在価値を求めるといずれも 40 万円⁶⁰となり、労働所得税と消費型所得税の課税関係は等しくなる。

そして貯蓄と消費のタイミングをどのように選んでも、納税者が負担する税額の現在価値は等しくなることから、消費型所得税も労働所得税も貯蓄と消費の選択に関して中立的であることがわかる。

⁵⁸ 中里・前掲注 53 159 頁。

⁵⁹ Alvin C. Warren, *Timing of Taxes*, 39 National Tax Journal 499 (1986).

⁶⁰ $A = 30 + 11 / 1.1 = 40$ 、 $B = 20 + 22 / 1.1 = 40$ 、 $C = 10 + 33 / 1.1 = 40$

また、人間の出生時の human capital に対して、一生に一度だけ出生時に課す資産税も消費型所得税および労働所得税と同一の経済的効果を有する⁶¹。人間が身体一つで生まれ相続・贈与を受けないとすると、この人間のもつ唯一の資産は human capital のみとなる。この human capital の価値はその人間が将来にわたって稼得する賃金を現在価値に直したものであるから、その人間の出生時の human capital に対して、一生に一度だけ出生時に課す資産税と、当該資産が将来もたらずであろうフローの消費に課税するのとは、経済的効果が等しくなる。

以上のように、人間が消費を一生の間にどのように鏤めようとも、その現在価値はその人間が出生時に有している資産額なのであるから、納税者が消費の時期をどのように選んでも消費型所得税の租税負担の現在価値は変わらないことが明確に示される⁶²。

2 課税のタイミングに対する中立性

取得型所得税では、ある所得が年度 1 で消費されずに貯蓄されると、それが年度 2 に利子を生み、この利子に対して課税がなれる点で二重課税が発生する。これに対して消費型所得税では消費の時点で一回限り課税されるため重複課税のおそれがなく、また課税繰延によって金銭の時間的価値分の所得の増加があったとしても、その分だけ消費の総額が増えることとなるため、結局、納税者が消費の時期をどのように選んでも租税負担の現在価値は変わらないのである。同様のことが労働所得税および資産税にもあてはまり、これらはいずれも時間選好に関して中立的であると解されている⁶³。

中里教授は課税のタイミングの観点から、所得概念の問題を次のように整理している⁶⁴。包括的所得概念は資産の純増額を所得と定義することから、未実現キャピタルゲインに対して課税するという意味で発生型であり、制限的所得概念は経済活動が現実に行われた段階になってはじめて課税するという意味で実現型であり、消費型の所得概念は消費が現実に行われた段階ではじめて課税するという意味で、制限的所得概念における実現型をより徹底させたものといえる。例えば所得概念をある資産の生産から消費までという時系列の動きに則して考えると、将来の生産予想に課税するのが発生型たる包括的所得概念、現実の生産が行われた段階で課税するのが実現型たる制限的所得概念、生産されたものが消費された段階で初めて課税するのが消費型所得概念ということになり、所得概念の問題は単年度でみれば課税ベースの広い狭いという問題であるが、長期的な視点でみれば課税のタイミングの問題である、と指摘している。

⁶¹ William D. Andrews, *supra* note 54, at 955-956.

⁶² 中里・前掲注 53 160 頁。

⁶³ 中里・前掲注 53 160 頁。

⁶⁴ 中里・前掲注 53 155 頁。

3 課税ベースの問題

このように消費型所得税は消費のタイミング、すなわち課税のタイミングに対して中立的な方法であり、消費型所得税に基づく限り金銭の時間的価値に基づく課税繰延の問題は発生し得ない。そして中里教授が指摘するように、貯蓄や投資に充てられた所得が結局は消費に充てられると考えれば、所得概念の問題は長期的な視点で見れば、課税のタイミングの問題であるといえる。しかし現実的には、貯蓄や投資に充てられた所得の多くの部分は消費に充てられることなく、相続や贈与によって第三者に移転し、しかもその割合は高額所得者ほど多いという現状を考えると、相続や贈与による財産の移転も消費に含めない限り、課税の公平性は保たれない⁶⁵。したがって単年度の課税ベースを再検討することが重要になる。

ここで課税ベースの観点から Andrews 教授の提唱した前納勘定方式を再検討したい。この方式の最大の問題点は資産所得を課税ベースに含まないことである。つまり株式や不動産などキャピタルゲインが期待される資産を、前納勘定を利用して蓄積することにより、キャピタルゲインを非課税のまま消費に充てることができてしまうので、課税の中立性が著しく損なわれる可能性がある。一般に包括的所得概念は「公平性」を、消費型所得概念は「効率性」を重視すると解されおり、両者をめぐる論争は現在も続けられている。両者に優劣をつけることは簡単ではないが、本稿においては現行の包括的所得概念をベースとした所得課税制度を維持することを前提とし、課税の中立性、公平性を重視する立場から課税繰延の問題を解決する方法を模索していきたいと考えている。

第5節 金融所得課税一体化と二元的所得課税

近年、我が国において金融所得課税一体化に向けた税制改革が活発化しているが、こうした動きの背景には、北欧諸国で採用された二元的所得税制度への関心の高まりや個人による金融商品への投資をより容易にしていくべきとする社会的要請などがある。そこで最適課税論、二元的所得課税制度の特徴を整理した上で、我が国の金融所得課税一体化が目指す方向性がどこにあるのかを検討する。

⁶⁵ 金子名誉教授は「担税力に則した税負担の配分のためには、取得型所得税の方がすぐれている」と述べている。その理由として、人の担税力の表現としては所得・財産・消費の3つがあり、このうち所得が最も直接的、総合的な担税力の表現であるとしている。尤も消費型所得税をとっても、貯蓄や投資に充てられた所得が結局は消費に充てられると考えれば両者の相違は課税のタイミングがあるのみであるが、貯蓄や投資に充てられた所得の多くの部分は消費に充てられることなく、相続や贈与によって第三者に移転し、しかもその割合は高額所得者ほど多いという現状を考えると、相続や贈与による財産の移転も消費に含めない限り、課税の公平性は保たれないとしている。参照、金子・前掲注 55 183 頁。

1 最適課税論

最適課税論⁶⁶とは「課税による資源配分の効率性に対する影響と所得分配の公平性等を考慮し、両者の調整を図りつつ、望ましい税制のあり方を議論するものである⁶⁷」。最適課税論と所得概念論との関係について、渡辺教授は「最適課税論が公平性に関する価値判断を明示した社会厚生関数を出発点にして、消費だけではなく生産活動も含めた経済全体のパフォーマンスから望ましい課税のあり方を選択しようとするものであるのに対し、所得概念論は税負担の公平性の基準（担税力の指標）を見出そうとするものであり、両者では対象範囲が異なる⁶⁸」と述べ、前者は租税政策を含む経済政策一般のあり方についての指針を示し、後者はより具体的な税負担のあり方の設計を目指すものと位置付けている。このような最適課税論の立場から労働、土地、資本等の生産要素についてそれぞれの供給の価格弾力性に基づいて税率を差別化した分類所得税ないし二元的所得税への転換を主張する見解がでてくる。

2 二元的所得税

二元的所得税（dual income tax: DIT）とは北欧4国の所得税制であり、個人の所得を給与・賃金等の「勤労所得」と利子、配当、キャピタルゲイン、不動産所得等の「資本所得」の2つに分け、勤労所得には累進税率を課す一方で、資本所得は分離して低い比例税率で課するものである⁶⁹。資本所得の税率は勤労所得の最低限界税率に等しくなるように設定される。これは自営業者による租税裁定（タックス・アービトラージ）防止すること、すなわち勤労所得を金融資産性所得に変換して税負担を引き下げることへのインセンティブを小さくするためである。さらに法人税率は個人段階での資本所得税率と等しくされる。これは二元的所得税が各資本所得について均一な課税を目指し、法人所得を資本所得の一種と捉えていることから、法人税と個人資本所得税の完全な負担調整を行うためと解される。

⁶⁶ 最適課税論は F.P.Ramsey, *A Contribution to the Theory of Taxation*, *The Economic Journal* Vol.37, No.145,47-61(1927). による最適消費税から始まったと考えられる。その後 J.A. Mirrlees, *An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation*, *The Review of Economic Studies* Vol.38, No.2,175-208(1971).は所得税における最適所得税論を提示している。参照、本間正明、赤井伸郎「第4章最適課税論」木下和夫編『21世紀を支える税制の論理 第1巻 租税構造の理論と課題 [改訂版]』83頁(2011)、渡辺智之「最適課税論と所得概念」金子宏編『租税法の発展』297頁(2010)。

⁶⁷ 水野・前掲注1 142頁。

⁶⁸ 渡辺・前掲注66 314頁。

⁶⁹ 二元的所得税(dual income tax: DIT)を最初に唱えたのはNielsen(1980)である。Nielsenはデンマークの「Thorkil Kristensen」委員会(Renteskatteudvalget, 1982)のメンバーであり、またデンマーク貯蓄銀行組合(Danmarks Sparekasseforening, 1984)が設立した税制専門家からなる委員会のメンバーでもあった。貯蓄銀行組合の報告は、DITシステムを詳細に検討しており、1987年から実施されたデンマーク税制改革に関する1985年合意への主要な原動力となった。それに続いてDITシステムは1991年にスウェーデン、1992年にノルウェー、1993年にフィンランドで採用された。

二元的所得税の導入の背景として、包括的所得税制の限界と資本所得の移動性の高さの2つがあるとされている⁷⁰。前者は主として公平性の観点から、後者は主として効率性の観点から議論されてきた。1980年まで北欧諸国は包括的所得税に忠実な総合課税制度を導入し、個人の持ち家に対して家賃相当額が帰属所得として課税される一方で、住宅ローン等の支払利子が経費として控除できる制度となっていた。ここにインフレ作用が加わり金利が上昇したことから、高額所得者層が必要以上の住宅投資を行い、借入金利子控除を通じたタックス・アービトラージが増加し、金融所得から得られる個人所得税収はマイナスとなったのである。このように高額所得者層によるタックス・アービトラージを可能とする税制は公平性を害するとの観点から問題視された。また、包括的所得税制（総合課税）の下で資本所得に高率の限界税率が課せられると「足の速い」資本所得が他国へ移動し、経済に打撃を与える懸念があることから、資本所得の効率的な税制の構築が課題となった。Sorensen は包括的所得概念に対する二元的所得税の優位性を公平性と効率性の観点から次のように説明している⁷¹。

(1) 公平性の観点

1 ライフサイクルの視点

包括的所得に対する課税はライフサイクルで見た場合に、貯蓄の二重課税が発生し水平的不公平が発生することが一般に指摘されている。具体的には包括的所得税の下ではライフサイクルの後期に消費を行う者やライフサイクルの前期に所得を稼ぐ者を不利に扱うというものである。それに対して北欧の二元的所得税では包括的所得税よりも資本所得を軽課するため、稼得と消費に関して異なった時間プロファイルをもつ人々の間の水平的公平を保つのに役立つとされている。

例えば個人Aと個人Bは2期間に渡って1000万円の賃金所得を得るとする。個人Aは税引後所得をすべて消費し、個人Bは年度1においては税引後所得を貯蓄し、年度2にすべて消費する。税引前利率を10%、所得税率を50%、割引率を課税後利率に等しい5%とすると、個人Aと個人Bの各年の税負担額は表3-2のようになる。

⁷⁰ P.B. Sørensen, "Tax Policy in the Nordic Countries", Macmillan Press(1998)、邦訳・P.B.ソレンセン編著（馬場義久監訳）『北欧諸国の租税政策』（2001）。

⁷¹ P.B. Sørensen, *supra* note 70, ch1.

表 3-2 所得税の下での「前期」支出者と「後期」支出者の税負担額

	個人 A		個人 B	
	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2
1.賃金所得	1000	1000	1000	1000
2.利子所得	0	0	0	50
3.税額(50%)	500	500	500	525
4.貯蓄	0	0	500	-500
5.消費	500	500	0	1025
総税額の現在価値	976.2		1000	

(資料：Sorensen(1998)邦訳・P.ソレンセン（馬場義久監訳）(2001)7頁を参考に筆者作成)

個人 A と B は同一期に同一の賃金を得ており、同一の生涯（消費）機会をもっているにも関わらず、消費のタイミングの相違により、個人 B はより高い生涯税負担を負っている。同様のことが賃金の獲得タイミングの相違によって発生する。個人 A はライフサイクルの初期で賃金を得て、個人 B は賃金の獲得を年度 1 から年度 2 に繰り延べたケースである。

表 3-3 所得税の下での「前期」稼得者と「後期」稼得者の税負担額

	個人 A		個人 B	
	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2
1.賃金所得	1000	0	0	1050
2.利子所得	0	50	0	0
3.税額(50%)	500	25	0	525
4.貯蓄	500	-500	0	0
5.消費	0	525	0	525
総税額の現在価値	523.8		500	

(資料：Sorensen(1998)邦訳・P.ソレンセン（馬場義久監訳）(2001)7頁を参考に筆者作成)

この場合も利子所得に対する課税が存在するため、個人 A は現在価値ベースでより高い税負担を強いられることになる。これは包括的所得概念が稼得と消費のタイミングに関して中立的でないことに起因する。

2 インフレの視点

インフレ経済下において、実質資本収益はインフレによる値上り部分を差し引いて計算されるべきであり、名目課税所得は課税前にインフレ調整を行わなければならない。しかし実際には大規模なインフレ調整には多くの税務執行上の困難が伴うことから、ハイパーインフレーションの時期を除いては政府が課税所得の体系的なインフレ調整を実施するこ

とはない。このように考えると、他の事情が等しければ、包括的所得課税ではインフレ時に課税をしすぎることとなり、北欧諸国の二元的所得税において勤労所得よりも（名目）資本所得により低い税率を適用することは正当化される。

3 人的資本課税の視点

Sorensen は、伝統的な所得税は人的資本投資よりも金融・実物資本投資を不利に扱う傾向があることを指摘する。例えば年度 1 において個人 A と個人 B は同水準の技能を持ち、同額の潜在的賃金所得 1000 万円を得ているとする。個人 A は年度 1 に潜在的な賃金所得 1000 万円の獲得を繰延べ、教育を受けることによって自らの技能を高める活動を行い、年度 2 は労働を行う。個人 B は年度 1 も年度 2 も労働を行うものとする。ここで人的資本投資の課税前収益率と金融資産からの収益率が等しい(ともに 10%)と仮定すると、個人 A は年度 2 において賃金 1000 万円に加えて年度 1 に繰り延べた賃金 $1000 \times 10\% = 1100$ 万円を追加的に獲得する。年度 2 における両者の可処分所得（消費額）を比較すると、個人 A は 1050 万円に対して、個人 B は 1025 万円と少ない（表 3-4 参照）。

表 3-4 伝統的な所得税の下での人的資本投資と金融投資

	個人 A(年度 1 で教育を受ける)		個人 B(年度 1 で金融投資)	
	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2
1.潜在的賃金所得	1000	2100	1000	1000
2.実際の賃金所得	0	2100	1000	1000
3.利子所得	0	0	0	50
4.税額(50%)	0	1050	500	525
5.金融投資	0	0	500	-500
6.消費	0	1050	0	1025

(資料：Sorensen(1998)邦訳・P.ソレンセン（馬場義久監訳）(2001)10 頁を参考に筆者作成)

年度 1 において両者は同じ機会に直面し、また金融資産投資と人的資本投資の税引前収益率が同一であったにもかかわらず、課税後において両者が異なる消費水準に至ったのは、伝統的所得税が人的資本投資に対して支出税のように作用するからである。

一方、シャンツ＝ヘイグ＝サイモンズの純粋な包括的所得概念においては、納税者の消費に加えて、人的資本ストックの増加分も含めた実質資産のすべての純増に対して課税されるので、人的資本投資と金融・実物資本投資に対する課税は中立的になる。しかし現実的には人的資本ストックの変化を課税ベースに組み込むことは評価の面、執行の面で困難が伴う⁷²。

⁷² これに対する Kaplow の提案は、各年の課税賃金所得を

北欧の二元的所得税は納税者の年齢に関係なく、すべての労働所得に対して同一の税率表を適用するために、人的資本ストックの変化が課税ベースに含まれないことに対する正確な対応策とはいえない。しかし包括的所得税の理念に忠実であろうとすれば、通念に反して資本所得よりも勤労所得を高率で課税することが理論的公平性の観点から支持されるとしている。一般的に高い技能を持つ賃金労働者は限界税率が高くなる傾向があることを鑑みれば、勤労所得の一部を累進課税で、資本所得を一律の比例税で課税することは人的資本投資に対する優遇措置を緩和する効果を持ち得るかもしれない、としている。

4 垂直的公平性の視点

上記の議論は水平的公平性の原則、すなわち課税前に等しい状態にある個人に対して、等しく税負担をさせるという原則にそって、二元的所得税の特徴を明らかにするものであった。これに対し二元的所得税は勤労所得重課・資本所得軽課の点で垂直的公平性を害するという指摘もある。資本所得は高所得者層に集中する傾向にあるため、資本所得の税率を労働所得の税率より低く設定することは著しく不公平であるというものである。この点につき Sorensen は 2 つの点から反論をしている。所得や富の過度の集中を緩和するために税制を用いるのであれば、相続税は富裕税の方が資本所得に高い限界税率を課すよりも妥当な手段であるとする。さらに資本所得（キャピタルゲインを含む）に対する限界税率が高ければ、「ロックイン効果⁷³」により租税が資本市場の通常取引を阻害する可能性を指摘している。

さらに資本所得に対する純粋な比例課税を支持する根拠を 2 つ挙げている。実現したキャピタルゲインに対して累進税率が適用されると、実現時の年度において著しく高い税率が課される。これを回避するために所得税法では各種の平準化措置が採用されているが、キャピタルゲインの比例課税を行えば特定の資本所得のみを優遇するような取扱いを行う必要はなくなる。また比例課税を支持するもう一つの理由は各人の直面する限界税率の違いを利用した租税回避の機会が排除されることである。二元的所得税ではすべての者が同一の資本所得税率に直面するため、同じ世帯内での富の移転を通じた租税回避の余地は著しく減じられることになる。租税裁定を大規模に行う納税者は高所得者層に見られるため、二元的所得税は垂直的公平性の観点からも支持されている⁷⁴。

$$1 + \frac{ar}{1+r} \quad (a \text{ は納税者の年齢、} r \text{ は割引率})$$

で調整すれば、シャンツ＝ヘイグ＝サイモンズの純粋な包括的所得概念に基づく課税が可能になることを示している。ただしこの調整方法の問題は納税者の年齢とともに賃金所得に対する税率が上昇することであり、年齢を重ねた個人に対して、深刻な勤労意欲のマイナスのインセンティブを与える可能性を示唆している。See, Louis Kaplow, *Human Capital and the Income Tax*, National Bureau of Economic Research Working Paper No. 4299 (1993).

⁷³ 資産を所有者の手に封じ込める凍結効果のこと。詳細は第 6 章第 1 節 1 に記載している。

⁷⁴ その一方で、別の租税裁定の機会を産み出していると指摘されている。例えばある株主がその株式を所有している企業に雇用されている場合、当該企業から資本所得とともに勤

(2) 効率性の観点

Atkinson-Sandmo(1980)⁷⁵や King(1980)⁷⁶は勤労所得と資本所得に同率で課税する包括的所得税は一般的に効率的でないとして主張している。その上で King(1980)は労働供給と貯蓄の補償弾力性に関する推計を行い、資本に対して課税するより補助金を与える方が、つまりすべての租税負担を労働に課す方が消費者の限界的効用が向上し、効率的であると結論付けている。また Razin-Sadka(1989)⁷⁷は資本の国際移動が完全な小規模開放経済の下で、税務当局が海外投資による資本所得に対してモニタリングと税務執行を行うことができないと仮定すれば、資本所得を課税せずに勤労所得に租税負担を負わせる方が最適であると指摘している。その背景には資本が国内課税から海外へコストを伴わずに逃避できる場合、租税負担は移動不可能な国内要素が負わなければならない、また仮に高率の資本課税を課した時には資本逃避を招き資本集約度の低下を通じて、他の国内生産要素に対する収益率の悪化を引き起こすことになるという考えに基づいている。

さらに Sorensen は効率性の側面から二元的所得税の優位性を次のように説明している。表 3-4 で示したように、伝統的所得税は人的資本形成のための投資と比べて金融投資を不利に扱う傾向にあり、勤労所得税に付加税を課すことでこのような歪みを是正することが可能であり効率的であるとしている。また北欧諸国の税体制は年金貯蓄や持ち家からの収益等に代表される一部の資本所得に対する優遇措置と利子控除に関する寛大な措置を行っていることが特徴的である。その結果、資本所得に対する個人課税は政府の歳入源として寄与するどころか、膨大な税収ロスを引き起こしている。年金貯蓄と持ち家に対する優遇措置の撤廃が政治的に難しい以上、資本所得に対する税率を下げることで税収ロスを減らしていくことが現実的な方法であろうとしている。

以上のような議論に基づき Sorensen は二元的所得税の勤労所得重課・資本所得軽課を導き、続いて各資本間の課税について租税回避要因の少ない資本所得税制の構築という観点から各資本所得を低率で等しく課税する方法を提案している。具体的には、様々な投資収益を均一の税率で課税し、同時にその税率と等しい率でキャピタルロスと借入れ利子を均一に控除することである。これにより、資本所得間の税率格差やロス控除率・借入れ利子控除率格差を利用しての投資家によるタックス・アービトラージを防ぐことができるから

労所得も稼得することになる。その株主が一定の裁量を持っていたすると自らに賃金としてではなく、配当（あるいはキャピタルゲイン）という形態で給与を支払うことで租税負担を軽減することができる。

⁷⁵ Atkinson, A.B. and A. Sandmo, *Welfare Implications of the Taxation of Savings*, *Economic Journal* Vol.90 529 (1980).

⁷⁶ King, Mervyn A., "Saving and Taxation", *Public Policy and the Tax System*, edited by G.A. Hughes And G.M. Heal, George Allen & Unwin 1 (1980).

⁷⁷ Assaf Razin, Efraim Sadka, *International Tax Competition and Gains from Tax Harmonization*, National Bureau of Economic Research Working Paper No. 3152 (1989).

である。ただし Sorensen 自身も指摘することであるが、最適課税論をはじめとして二元的所得税は金融所得に対する課税の在り方を検討したものであるが、これらの税制は「包括的所得概念と消費支出税との折衷であり、それ以上のものではないとも考えられる。・・国家間における所得・法人税率は将来的には 20 年くらいかけて統一されてゆくべきものであり、現在の税率を前提に、理論に基づく恒久的な税制と考えるべきではないと思われる⁷⁸⁾と述べている。つまり金融所得課税の一体化とともに、法人税制と個人所得税制の統合問題、課税繰延要因を排除すべく発生ベースでの実効税率の均等化を金融商品間で行う必要性、さらには土地・不動産等の実物資産所得の税制を金融所得税制と整合的に構築しなければならないことを示唆している⁷⁹⁾。

(3) 我が国における金融所得課税一体化の動き

近年、我が国において金融所得課税一体化に向けた税制改革が活発化しているが、こうした動きの背景には、北欧諸国で採用された二元的所得税制度への関心の高まりや個人による金融商品への投資をより容易にしていくべきとする社会的要請などがある。

表 3-5 は我が国の個人の金融所得課税制度の遷移を示したものである。金融所得課税一体化に向けた検討が始まった当初の 2004 年、現時点(2013 年)、平成 25 年度税制改正の内容(2016 年 1 月 1 日より適用)の動きをみることにより、我が国が抱えていた問題点を確認していきたい。

2004 年当時には金融商品毎に総合課税、申告分離課税、源泉分離課税、非課税という多様な課税方式が適用されているが、預貯金利子に係る課税を株式関連と比べて軽減する傾向がみてとれる。株式の譲渡益は 20%の申告分離課税であるのに対し、公社債の譲渡益は非課税であるし、また預貯金利子は 20%の源泉分離で課税関係が終了する一方で、株式配当の一部には総合課税方式が存在している。

税率の水準に注目すると、同一の性質を持つと思われる金融所得に異なった税率が適用されている。投資信託の分配金・解約差益は 20%の税率であるが割引債の償還益は発行時に 18%であること、また上場株式等の譲渡益は 20%の税率であるが、非上場株式の譲渡益は 26%となっていることが挙げられる。このような税率や課税方式の相違から導かれる帰結ともいえるが、ロス控除の通算範囲・対象所得が限定されていた。

⁷⁸⁾ 水野・前掲注 1 144 頁。

⁷⁹⁾ 馬場義久「金融所得課税一元化とロス控除 ―二元的所得税の優位性―」証券税制研究会編『二元的所得課税の論点と課題』229 頁(2004)。

表 3-5 日本の個人金融所得課税制度の遷移

商品名	利益の内訳・種類	所得区分	2004年	2013年 (現時点)	2016年 (予定)	
預貯金	利子	利子所得	源泉分離 20%	同左	同左	
割引債	償還益	雑所得	発行時に源泉分離 18%(一部 16%)	同左	20%の申告分離課税	損益通算
	譲渡益	譲渡所得	非課税	同左	20%の申告分離課税	
利付債	利子	利子所得	源泉分離 20%	同左	20%の申告分離課税	通算
	償還益	雑所得	総合課税	同左	20%の申告分離課税	損益通算
	譲渡益	譲渡所得	非課税(損失控除不可)	同左	20%の申告分離課税	
公社債投資信託	解約・償還益	利子所得	源泉分離 20%	同左	源泉分離 20%	損益通算
	期中分配金	利子所得	源泉分離 20%	同左	20%の申告分離課税	
	譲渡益(買取請求)	譲渡所得	非課税(損失控除不可)	同左	20%の申告分離課税	
上場株式(株式投資信託を含む)	譲渡益	譲渡所得	20%の申告分離課税(源泉徴収) ※源泉徴収付特定口座の選択可能	同左	損益通算	損益通算
	配当(大口を除く)	配当所得	20%の源泉徴収 ※総合課税、申告分離、申告不要の選択	同左	損益通算	
その他の株式(未公開)(特定小口債権を含む)	譲渡益	譲渡所得	26%の申告分離課税	20%の申告分離課税	損益通算	損益通算

商品名	利益の内訳・種類	所得区分	2004年	2013年 (現時点)	2016年 (予定)
その他の株式(未公開)(特定小口債権を含む)	配当(1回10万以下)	配当所得	20%の源泉徴収 ※総合課税、申告不要の選択	同左	同左
	配当(1回10万超)	配当所得	総合課税(源泉徴収)	同左	同左
証券先物取引・商品先物取引・オプション取引等の金融派生商品	差金決済の利益	雑所得	20%の申告分離課税	同左	同左

(注)損益通算は各年において、同色内で可能なことを意味している。また本表は概要を掴むことを目的としているため、細部は省略している。

2003年6月に政府税制調査会は中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」において、今後、金融所得課税をできるだけ一体化することを目指すべきであるとの方向を提示した。更に、この中期答申を受けて金融小委員会が検討を行い、2004年6月、「金融所得課税一体化についての基本的考え方」と題する報告書が取りまとめられている。

北欧諸国の二元的所得税と金融所得課税一体化議論との関係について、報告書では北欧諸国の勤労所得に対する最低税率が30%前後と日本に比べて高い水準にあること、二元的所得税を導入するとすれば金融所得以外の資本所得についても勤労所得とは区別して一元的に取り扱う必要があるが、土地や住宅について帰属地代・家賃に課税できないという問題があること、などを指摘し、北欧型の二元的所得税については、「引き続き検討していく必要がある」⁸⁰と述べるにとどまっている。つまり我が国では二元的所得税を推し進めるべく金融所得課税の一体化を主張しているのではないことが読み取れる。

では我が国で金融所得課税の一体化が提唱される理由は何であろうか。結論を先取りすれば、複雑な税率構造・多岐にわたる税法上の所得区分(雑所得・配当所得・譲渡所得・

⁸⁰ 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」2頁(2004)。

利子所得等)・限定的な損益通算を改めて、金融所得に対して均一的な税率構造と損益通算制度を構築することにより、金融所得課税に係る課税の中立性を確保し、リスク資産への投資を促し経済を活性化させることにあるといえるだろう。報告書によれば、次のように述べている⁸¹。

「我が国ではこれまで高い貯蓄率の下、潤沢な家計金融資産のストックが築き上げられてきた。しかし、少子高齢化の進展から、近年、貯蓄率は顕著な低下傾向を示している。今後の人口減少社会においては、貯蓄率の反転上昇による金融資産の増加を期待することは難しく、むしろ現存する金融資産を効率的に活用することこそが、経済の活力を維持するための鍵である。一方、従来、我が国においては、家計金融資産の大宗は預貯金であり、株式や株式投資信託の占める割合は、主要諸外国に比べても低くなっている。

こうした状況の下において、「貯蓄から投資へ」の構造改革が進められてきている。金融・証券税制についても、いわゆるプロの投資家だけでなく、今まで「貯蓄」を中心に資産運用を行っていた一般の個人にとって、より一層「投資」を行い得る環境を整備する政策的要請がある。

まず、金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性が要請される。また、一般の個人投資家が、投資判断を行うためには、簡素でわかりやすい税制であることが求められる。さらに、これまで株式投資になじみのない一般の個人投資家が投資を行いやすくするためには、投資リスクの軽減を図ることも必要である。このような観点から、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要である。その具体的内容としては、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの2点がある。金融商品間の課税の中立性・簡素性の観点からは、特に新しい金融商品を開発し所得の発生・実現時点を操作することなどにより、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することも可能になっている状況の下、課税方式の均衡化をできる限り図り、所得分類の違いによる税負担の違いを小さくしていくことが適当である。」

以上の考察から、我が国の金融所得一元化にむけた取り組みは日本の所得税制度を勤労所得重課・資本所得軽課の北欧型の二元的所得税に変換するためのものではなく、金融所得課税に係る課税の中立性を確保し、リスク資産への投資を促し経済を活性化させることを主眼としているといえるだろう。この点で、課税繰延の問題に対して適切な措置をとることによって税制の中立性を確保することを目指そうとする本稿の目的と金融所得一元化にむけた我が国の取り組みは同一の方向性を目指すものであるといえる。

⁸¹ 税制調査会金融小委員会・前掲注 80 1-2 頁。

第4章 課税繰延に係る法理論・法制度の変遷

本章ではアメリカと日本において課税繰延の問題に対してどのような法理論・法制度に基づき対応してきたのかを検討する。アメリカ法を題材とする根拠は、課税繰延を巡る理論についてアメリカでは1940年代から租税法学者および実務家によって多くの議論が蓄積されており、また我が国の所得税法および法人税法が、アメリカの「シャープ勧告」に依拠する形で形成・発展してきた経緯があるためである。

第1節 アメリカ¹

内国歳入法典 446 条(a)は、納税者が課税所得を算出する際に、所得計算の基準として継続的に用いている会計方法に基づく旨を定めており、同 446 条(c)で納税者が採用し得る方法として、①現金主義、②発生主義、③内国歳入法典によって認められているその他の方法、④財務省規則により認められるこれらの方法の組み合わせを規定している。基本となる方法は現金主義と発生主義であり、前者は主として個人や小法人が、後者はその他の大部分の法人が採用している。

1 現金主義における変遷

現金主義とは実際のキャッシュフローに着目する手法であり、納税者が現金の支払・受領の時期を恣意的に操作することにより、租税負担を過度に減少させる可能性がある。例えば収益の計上は繰延べ、損失は前倒しして控除することにより、金銭の時間的価値を考えれば有利な結果をうむ。そこで現金受領の時期の操作に対処すべく、判例法により 3 つの法理が形成されてきた²。

(1) みなし受領の法理

一つ目は「みなし受領の法理」であり、これは財産が「いつ」納税者の総所得に算入されるべきかという課税のタイミングを定めた法理である。

みなし受領の法理に関する最初の通達は 1957 年に導入され、現行の財務省規則では、現金主義を採用する納税者について、現実に利得を受領した年度または「みなし受領」した年度の総所得に算入する（財務省規則 1.451-1）としている。さらに財務省規則 1.451-2 でみなし受領を次のように定義している。原則として所得が現実に納税者の「占有」するところとなっていなくても、①納税者のために勘定が設定されて彼のために隔離されるか、または②納税者がいつでも引き出せる状態になっているか、または③事前に通知を行えば引き出すことができるような場合に、その課税年度において当該所得を受領したものとみ

¹ 本節は、神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(1)」法学協会雑誌 128 巻 10 号 1-79 頁(2011)および同著「租税法における年度帰属の理論と法的構造(2)」法学協会雑誌 128 巻 12 号 194-272 頁 (2011) に準拠している。

² Butler, Gordon T., *Economic Benefit: Formulating a Workable Theory of Income Recognition*, 27 Seton Hall L Rev 70 (1996).

なすと定めている。すなわちみなし受領の法理とは、納税者が実際に「占有」を有していなくとも、自分の意思により「占有」を確保できる権限を有した時点で、所得を強制的に認識させる法理であり³、現金主義を採用する納税者が「収益」の計上を遅らせようとする場合に、発生主義に近付ける形で所得を認識させることで適切な所得の年度帰属を図る制度であるといえる⁴。

上記のように考えると、みなし受領の法理は課税庁が意図的に所得の計上を遅らせようとする納税者の行為に対して適用するものと思われるが、納税者が税負担の最小化を図るためにみなし受領の法理を主張する場合もあり得る。その裁判例として **Hornug v. Commissioner** 事件⁵がある。この事案は 1961 年 12 月 31 日にアメフト選手（原告）がスポーツ誌から賞として自動車を授与されることが発表され、翌年 1 月 3 日に納車があったことに対して原告が 1961 年の所得への算入を主張したものである。本件において租税裁判所は「1961 年 12 月 31 日は日曜日であり、スポーツ誌の編集長がその場にいたとしても月曜日よりも前に原告に自動車が移転されたかは疑わしい。また本件自動車がおかれていたニューヨークディーラーは休みであった。本件自動車は原告の用に供されるべく分別管理されていなかったし、納車の時期も原告の意思次第という状況ではなかった。従ってみなし受領の法理は適用されず、所得税の観点からすれば原告は 1962 年に本件自動車を受領したと当裁判所は判示する」として納税者が主張するみなし受領の法理の適用を認めなかった。

みなし受領の法理は判例ならびに通達の変遷によって発展してきたが、この法理はあらゆる場面において所得認識時期の明確な基準たり得るわけではない⁶。例えば、上記の **Hornug v. Commissioner** 事件とも関連するが、年度末に受け取った小切手をどの年度の所得とするかについては多くの裁判例がある。多数説は、12 月 31 日に小切手を受け取ることができる納税者は仮にその小切手の受領を自己の意思で翌年に延ばしたとしても、実質的な制約なく小切手を 12 月 31 日に受領することができるため、その年度の課税所得に算入しなければならないというものである⁷。一方、年度末が土日で銀行が閉まっている場合な

³ *Id.* at 76.

⁴ 神山・前掲注 1 56 頁。

⁵ **Hornug v. Commissioner**, 47 T.C. 428 (1967).

⁶ **Bitter&Lokken** はみなし受領の法理の適用が困難になる場合として①支払期日が契約によって定められている場合、②支払期日後に支払延期の合意がなされる場合、③実質的な制約が存在する場合、④凍結銀行口座上の利子、⑤第三者預託の場合、⑥年度末に受け取った小切手、⑦損失を被った場合の 7 つを挙げている。See, **Boris I. Bittker & Lawrence Lokken**, “Federal Taxation of Income, Estates, and Gifts” 105-51~105-59 (3rd ed. Warren, Gorham & Lamont, NY 1999)

⁷ **Lavery v. Commissioner**, 158 F.2d 859 (7th Cir.1946). ; **Bright v. United States**, 926 F.2nd 383 (5th Cir 1991).

ど、実質的に翌年 1 月まで口座に預け入れた小切手相当額が反映されない場合には、翌年度に認識すべきだとされる⁸。さらに納税者が小切手を現金化できるか否かは重要な要素ではなく、小切手を受け取った時点で課税すべきであるとする裁判例もある⁹。

(2) 現金等価の法理

二つ目の法理として「現金等価の法理」がある。みなし受領の法理は収益を認識する時期についての法理であったが、現金等価の法理は所得の対象範囲に関する法理であり、財やサービスなどの現金以外のものを受領した場合に所得に含めるかどうかの基準を提供するものである。財務省規則 1.446-1(c)(1)(i)は「通例、現金主義・支出主義の下での課税所得の計算は（受領したものが現金であれ、財産であれ、サービスであれ）総所得を構成するすべての項目はそれを実際に受領もしくはみなし受領した課税年度に計上されなければならない」と規定し、財やサービスを受領した場合にもそれらを現金に換金した時点ではなく、受領した年度にその対価の市場価格を総所得に含めるとしている。

(3) 経済的利益の法理

三つ目の法理は「経済的利益の法理」であり、課税所得に算入する対象を金銭的な利得のみならず経済的な利得も含むとし、現金等価の法理で定めている現金等価物の概念を拡大したものであるといえる。この法理を明示的に採用したのは *Sproull v. Commissioner* 事件¹⁰である。

納税者(原告)が代表取締役を勤める株式会社の取締役会が、1945年に報酬 10,500 ドルについて原告を受益者として信託に預託し、1946年に元本の半分である 5,250 ドルを、翌 47年に残額の 5,250 ドルを原告に支払う旨を定めていた。ただし受託者は投資・再投資を行う権限が与えられていた。課税庁(被告)は、本件 10,500 ドルは 1945年の所得に算入されるべきとして課税処分を行った。これに対し納税者(原告)は 1945年には現金を受領していないこと、1945年の段階では信託から現金を引き出せないこと、取締役会による決定には自身のコントロールが一切及んでいないことを理由に、課税処分の取り消しを求めた。課税庁は主位的主張としてみなし受領の法理の適用を、予備的主張として本件受益権が現金と等価である旨を主張した。租税裁判所は、本件信託の受益者が原告のみであり、かつ受益権の譲渡を妨げる条項もないことから、本件受益権に受託財産の額と同額の価値があるとして、本件 10,500 ドルを 1945年の所得に算入すべき旨を判示した。

⁸ Compare *Baxter v. Commissioner*, 816 F.2d 493 (9th Cir. 1987).

⁹ *Kahler v. Commissioner*, 18 T.C. 31 (1952).

¹⁰ *Sproull v. Commissioner*, 16 T.C. 244 (1951). ; *affd per curiam* 194 F.2d 541 (6th Cir. 1952).

このように判例法によって形成されてきた経済的利益の法理は 1969 年に条文化された。現行法における経済的利益の法理は、現金主義会計を採用する納税者（受取人）が未だ現金を受け取っていないなくても、将来財産を得る権利を受け取り、支払いが支払者の倒産から乖離されることで、受取の蓋然性が高まった事実をもって所得の認識としている。

2 発生主義における変遷

発生主義とは現金の収入や支出に関係なく、収益や費用の事実が発生した時点で計上するものであり、発生主義会計を採用する納税者は収益および費用が発生した時点で所得に算入ないし費用の控除をする。現行制度のもとでは課税所得算出のために所得や費用が「発生」したかどうかを判断する基準として「全事情の基準 (All Events Test)」が採用されている。全事情の基準の下では、納税または支出の義務を確定し、所得の金額もしくは債務額が合理的な正確さをもって確定された場合に全事情が生じたと解される。しかし「全事情の基準」が抱える費用計上のタイミングに係る問題は **Ford Motor Co. v. Commissioner** 事件¹¹において顕在化することになる。

(1) Ford Motor Co. v. Commissioner 事件

1 本件の概要

1980 年にフォード自動車株式会社（以下、フォード社とよぶ）が製造した自動車及びトラックが事故に巻き込まれた際、人身傷害を被った者および事故による死亡者の遺族がフォード社に対して行っていた損害賠償請求につき、和解が成立した（以下、本件和解とよぶ）。本件和解の推計総額は 24,477,699 ドルで、その内容は 40 年以上の長期にわたり毎月または毎年一定の額を支払うことを約するものがほとんどであった。フォード社は本件和解に基づく定期支払いをカバーするために 4,424,587 ドルの年金契約を購入した（以下、本件年金契約とよぶ）。発生主義を採用していたフォード社は 1980 年の納税申告において、現時点で支払期間が定まっている案件については定期支払額×支払期間の金額を費用として控除することを主張した。控除合計は 10,636,994 ドルとなった。これに対して内国歳入庁は 1980 年の費用は年金契約の掛け金（4,424,587 ドル）のみであるとして、本件年金契約の掛け金を超える部分 6,212,407 ドル（=10,636,994 ドル-4,424,587 ドル）について控除を否定した。つまり内国歳入庁は将来の和解金支払い部分については 1980 年時点での一切の控除を認めないという見解をとっていた。そこでフォード社は控除額をさらに広げる方向で和解の推計総額である 24,477,699 ドル全額の控除を求めて租税裁判所に提訴した。

2 租税裁判所の判決

第一審である租税裁判所は、フォード社が採用する会計方法に従うと、不法行為がなかった場合よりもフォード社が経済的に利益を享受できる結果になることを理由に、フォー

¹¹ Ford Motor Co. v. Commissioner, 71 F.3d 209 (6th Cir. 1995).

ド社の課税所得計算が所得を明確に反映していないとして内国歳入庁の主張を認めた¹²。租税裁判所は判決に至るにあたり、控除を認めた場合と認めない場合でフォード社が将来手にする所得にどのような差異が生じるかを詳細に分析している。まず本件年金契約の内部収益率を算出する。具体的には、フォード社がある請求者との間で 42 年間、毎年 12,000 ドルの賠償金を支払う旨の和解を締結しており、この和解に対応してフォード社が購入した本件年金契約の費用が 141,124 ドルであった事実を用いて、この年金契約の内部収益率を 8.19%¹³と算出した。この年金契約をもとに租税裁判所は 1980 年のフォード社の課税所得は 504,000 ドル (=12,000×42 年間) 以上あると想定して¹⁴、次のシナリオ分析を行った。なお、フォード社の限界税率は 40%で 42 年間にわたり不変であるとしている。

シナリオ①：不法行為がなかった場合

租税裁判所は判断の基準となるシナリオとして、不法行為がなかった場合にフォード社が将来において手にする所得を算出している。1980 年にフォード社は課税所得として 504,000 ドル多く計上することになるため 201,600 ドル (=504,000×40%) を追加的に納税し、302,400 ドルが手元に残る。この 302,400 ドルを 42 年間、収益率 8.19%で運用すると 2022 年には 8,249,751 ドル¹⁵となる。

シナリオ②：年金契約によって免責される場合

フォード社は 1980 年に 141,124 ドルで本件年金契約を購入し同額を控除するので、課税所得は 362,876 ドル (=504,000-141,124) 多く計上することになる。追加的な納税額は 145,150 ドル (=362,876×40%) となり、217,726 ドルが手元に残る。この 217,726 ドルを 42 年間、収益率 8.19%で運用すると 2022 年には 5,939,756 ドル¹⁶となる。

シナリオ③：フォード社の主張に従った場合

1980 年の時点で和解金の総額である 504,000 ドル (=12,000×42 年間) 全額を控除できるので、フォード社の 1980 年の追加の課税所得はゼロ、追加の納税額もゼロとなる。しかし 1980 年に控除した 504,000 ドルは全額がその期に賠償金として支払われるのではなく、42 年間にわたり毎年 12,000 ドルずつ支払われる。つまりフォード社としては 504,000 ドルを収益率 8.19%で運用しつつ、毎年 12,000 ドルの賠償金を支払うことになるため、2022 年にはフォード社の手元には 9,898,901 ドル¹⁷が残ることになる (図 4-1 参照)。

¹² Ford Motor Co. v. Commissioner, 102 T.C. 87 (1994).

¹³ 内部収益率は、 $\sum_{t=1}^{42} \frac{12,000}{(1+r)^t} = 141,124$ を満たす r として計算される。

¹⁴ すなわち、課税所得はマイナスにはならないと想定している。

¹⁵ $302,400 \times (1 + 0.0819)^{42} \cong 8,249,751$

¹⁶ $362,876 \times 60\% \times (1 + 0.0819)^{42} \cong 5,939,756$

¹⁷ $504,000 \times (1 + 0.0819)^{42} - \sum_{t=1}^{42} \{12,000 \times (1 + 0.0819)^{(42-t)}\} \cong 9,898,901$

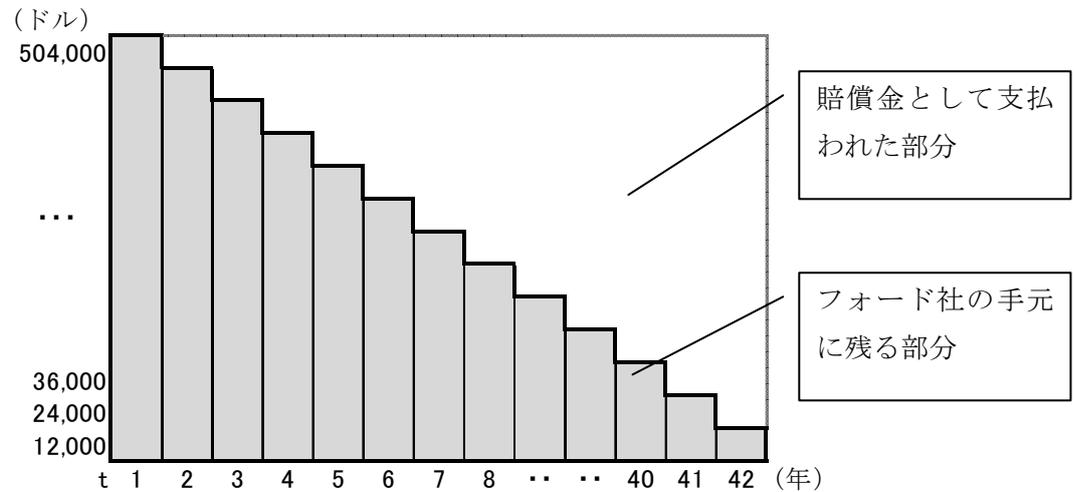


図 4-1 シナリオ③でフォード社の手元に残る資金のイメージ図(資料:筆者作成)

以上の分析から租税裁判所はシナリオ①とシナリオ③を比較して、不法行為がないシナリオ①よりも、不法行為のあるシナリオ③の方が、フォード社が得る利益が大きくなる点を問題視したのである。そして租税裁判所はこのような不合理な結果をもたらす課税所得の計算方法は「所得を明確に反映」しないものとして内国歳入庁による否認を認めた。

3 控訴段階の両者の主張

租税裁判所は2022年におけるフォード社の利益を比較する際に収益率として8.19%を採用していたが、フォード社は控訴段階において税引前収益率である8.19%ではなく、税引後収益率の4.914% (=8.19%×(1-40%))を用いることを主張した。そして税引後収益率に基づけば、2022年におけるフォード社の利益はシナリオ①で2,267,705ドル¹⁸、シナリオ②では1,632,729ドル¹⁹、シナリオ③では2,192,446ドル²⁰になり、シナリオ③の結果がシナリオ①よりも小さくなり、不法行為がフォード社に利益をもたらすものではないと主張した。

これに対して内国歳入庁は税引前収益率に基づく利得算定の誤りを認めつつも、フォード社の1980年の限界税率は40%ではなく46%であると主張し、その条件の下では税引後収益率を用いたとしてもシナリオ③がシナリオ①よりも、なおフォード社にとって有利になるとの反論をした。

¹⁸ $302,400 \times (1 + 0.04914)^{42} \cong 2,267,705$

¹⁹ $362,876 \times 60\% \times (1 + 0.04914)^{42} \cong 1,632,729$

²⁰ $504,000 \times (1 + 0.04914)^{42} - \sum_{t=1}^{42} \{12,000 \times (1 + 0.04914)^{(42-t)}\} \cong 2,192,445$ となり、判決文と1ドルの誤差が生じる。

4 控訴審の判決

本件控訴審である第六巡回控訴裁判所は、将来価値の比較が決定的な要素ではないとしつつも、1980年の段階で将来の支払われる和解金全額の控除を割引現在価値への換算なしに認めることは控除時に享受できる節税総額が将来の支払い義務を賄うだけの資金を提供することになり、フォード社が不法行為によって利益を享受する結果になると判断し、原審判決を支持する旨の判決を下した。

本控訴審判決ではまず納税者の会計手法が所得を明確に反映していない場合、内国歳入庁による否認を認める内国歳入法典 446 条(b)の適用の可否を検討している。内国歳入法典 446 条は(a)で「課税所得は、納税者が会計帳簿をつける際にその所得を定期的に(regularly)計算するために基礎としている会計方法に基づいて計算されなければならない」とし、同条(b)において「仮に納税者によって定期的に用いられているような会計方法がない場合又は(納税者によって)用いられた方法が明確に所得を反映しない場合には、課税所得の計算は、(課税当局)の意見において所得を明確に反映する方法によってなされなければならない」と規定している。第六巡回控訴裁判所は、本件和解が課税所得計算における費用負担の発生時期に関する判断基準たり得る「全事情の基準」を満たしているものの、全事情の基準を満たしているということだけでは内国歳入法典 446 条(b)における内国歳入庁の否認権限を制限するものではないとしている²¹。

次に第六巡回控訴裁判所は、フォード社の会計手法が所得を明確に反映しないとした原審判断の是非について、将来価値を算定する際には原審が採用した「税引前収益率」ではなく、「税引後収益率」を採用すべきであると判断している。その上で控訴審では税引後収益率での運用を基準に、限界税率 46%で利得を計算すべきとの立場を採用した。その結果フォード社の利得はシナリオ③での利得がシナリオ①を上回ることから原審の租税裁判所の結論を支持したと解される。

最後に第六巡回控訴裁判所は、内国歳入庁が主張する課税所得計算手法の適切性を検討している。内国歳入庁には内国歳入法典 446 条(b)に基づき、適切な会計手法により課税所得を算出する裁量があるとした上で、和解成立時に一括で控除を認める場合には、将来支払う和解金(実際に発生するコスト)の割引現在価値が年金の掛け金(控除可能なコスト)を超えないという前提に立ち、年金掛け金相当額である 4,424,587 ドルの控除のみを認めるべきであるとしている。

²¹ なお、本判決は内国歳入法典 446 条(b)に関して、Louisville & Nashville R. R. v. Commissioner, 641 F.2d 435, 438 (6th Cir. 1981).を参照しながら、納税者の会計手法が所得を明確に反映している場合は内国歳入庁がよりよく所得を反映し得る会計手法が存在したとしても、446 条(b)による否認を行使できない点を確認している。

5 本件の考察

本件は「全事業の基準」の問題点、すなわち支払が長期に及ぶ債務の単純合計額の一括控除を債務確定時に認めることは金銭の時間的価値の存在を前提とすれば、納税者に多大な恩恵をもたらすという問題点を顕在化させた。また第六巡回控訴裁判所の判決は、将来債務の単純合計額ではなく、割引現在価値の概念を導入している点で新しい試みを行ったものと評価できる²²。

(2) 「経済的履行の法理」の条文化

Ford Motor 事件で見たように、「全事情の基準」には金銭の時間的価値の問題が内在している。この問題に対する解決策は①フォード事件判決で志向していたように、将来予定される支払額の割引現在価値を債務確定時に一括控除する、②現実に支払いがなされるまで控除を認めない、すなわち現金主義に回帰する、のいずれかである。

米国議会は 1984 年に内国歳入法典 461 条(h)によって経済的履行の法理 (Economic Performance Doctrine) を条文化し、現金主義に回帰する方法を選択することによって、発生主義会計を採用する納税者の金銭の時間的価値に起因する便益を排除しようとしたのである。つまり内国歳入法典 461 条(h)(1)は、経済的履行が生じるまでは「全事情の基準」の要件が充足されないと定めることにより、早すぎる控除を防止する機能を果たしている²³。

ただし内国歳入法典 461 条(h)の法的構造として、発生主義会計を採用する納税者の控除に関する一般規定であり、特定の控除項目につき特別規定が存在する場合にはそちらが優先される。従ってあらゆる「早すぎる控除」に適用されるわけではなく、他の条文との間で必ずしも整合性が保たれていないという問題がある²⁴。

さらに経済的履行の法理は経済的履行の発生時点と現実の支払時点は一致していることを前提としており、その上で現金主義に基づく損金の控除が割引現在価値の一括控除と等価になるという論理構造を持つ。しかし実際には経済的履行の発生時期と支払時期に乖離が生じる場合があることを考えれば、もはや経済的履行の法理に基づいて控除のタイミングを遅らせるという手法は、将来支出の割引現在価値の控除と等価ではなくなる。つまり

²² また投資収益率について神山准教授は、裁判所は本件年金契約から算出した内部収益率を税引前収益率として採用しているが、この内部収益率 8.19%が税引前収益率なのか、税引後収益率なのかは、より慎重に吟味すべきであった。仮に本件年金契約において運用益への課税を考慮した上で保険数理に基づく年金掛け金が算出されていたとすれば、本年金契約から算出される内部収益率はすでに税引後ベースであったと考えられるからである。従ってこの判断基準を一般化して類似の事案に適用することには問題があるといえるだろう、と指摘している (神山・前掲注 1 208 頁)。

²³ Daniel Halperin, *Interest in Disguise: Taxing the 'Time Value of Money'*, 95 *Yale Law Journal* 525-526 (1986).

²⁴ Gordon T. Butler, *I.R.C. section 461(h): Tax Fairness and the Deduction of Future Liabilities*, 26 *U. Mem. L. Rev.* 99 (1995).

早期控除による課税繰延の恩恵を相殺しきれない可能性を示唆している。

3 課税繰延への制度的対応

これまで考察してきた課税のタイミングに関する法理と法制度は、主として収益と費用の認識時点に関するものであった。すなわち収益や費用を「いつ」実現したと扱うか、そしてその実現した収益や費用を「いつ」認識するかという問題であった。しかし包括的所得概念を理念として、現実の所得税制度をそれに近付けようとする立場からは、未実現の利益に対する課税繰延の存在を前提として課税繰延の恩恵をどのように排除するかという点を合わせて考えることが重要である。実際にアメリカの連邦所得税法においても、課税繰延の恩恵を排除する方法として利子税を賦課する制度が採用されている。

そこで以下では、課税繰延の問題に対処すべく、実際にどのような法的仕組みによって対応しているのかについて、①将来支出の割引現在価値の控除方式、②利子税賦課の方式に焦点をあて、その仕組みと法制度の背後にある考え方を検討していきたい。

(1) 将来支出の割引現在価値の控除

1984年の税制改正は、早すぎる控除に対応すべく内国歳入法典 461条(h)を通じて発生主義会計を採用する納税者に対して、経済的履行の法理を適用することで現金主義会計に近似する形で金銭の時間的価値に起因する問題を排除しようとしていた。その一方で同年の税制改正は原子力発電所の廃炉・炭鉱閉鎖や特定の廃棄物処理に関して、内国歳入法典 468条と 468A条を導入し、461条(h)の経済的履行の法理とは異なる手法により金銭の時間的価値の問題の解決を図った。これらの規程は控除の時期を遅らせるのではなく、将来期待支出の割引現在価値を現時点で認めるものである。

1 内国歳入法典 468A条

経済的履行の法理の下では、原子力発電所の廃炉を命じられた電力会社は廃炉作業が履行されるまで廃炉にかかる費用を控除することができない。しかし廃炉にかかる費用が巨額であることから、発電所が稼働して産み出す利益から每期控除すべきとの業界の要望にこたえる形で、1984年の税制改正で経済的履行の法理を条文化するに際し、原子力発電所の廃炉に伴う費用控除のタイミングに関して 468A条を制定した。

468A条は納税者の選択のもと、電力会社が将来の廃炉費用を賄うために適格原子力廃炉基金に資金拠出をした段階で控除することを認めている。拠出時に控除をするためには、資金が納税者から完全に分離されており、ファンドからの支出は廃炉の費用とファンドの管理運営に関する費用、租税の支払にのみ利用されることが条件となっている。

また適格基金は拠出者とは別の課税主体として扱われ、毎年度の投資収益は最高の法人税率で課税される。仮に廃炉費用や基金の運営にともなう費用以外の目的で適格基金からの引出が行われた場合には、原子力発電所（電力会社）の所得に算入され、廃炉作業完了

後に適格基金に残額がある場合には発電所（電力会社）の課税所得に算入されることになる。

2 内国歳入法典 468 条

内国歳入法典 468 条は、炭鉱ならびに特定廃棄物処理場の閉鎖に伴う総費用を引当金として積み立て、控除することを認めている。控除を早める代わりに、納税者が金銭の時間的価値の分だけ得をしないように、その引当金勘定に対して每期利子が賦課される。この利子は内国歳入法典 1274 条²⁵において定める連邦短期レートをもとに半年複利で計算される²⁶。

(2) 利子税の導入

包括的所得概念の下で金銭の時間的価値に起因する便益を排除するためには、毎年度資産を時価評価して純資産の増減を把握する「時価主義課税」が理念に最も忠実な方法であるといえる。しかし時価主義課税の遂行には一般的に次の 2 つの問題点がある。一つは非上場株式のように流動性が低いものなど、資産の種類によっては時価評価が困難なものが存在することである。もう一つは納税資金が不足する恐れがあることである。保有資産の価値が増加して含み益が発生したとしても、含み益が巨額な場合は同資産を売却して現金を手にするまでは納税資金を十分に確保できない可能性が高くなる。

このような時価主義課税の問題を回避しつつ、課税繰延の恩恵を排除する仕組みとして利子税を賦課する方法があり、上述の内国歳入法典 468 条で炭鉱ならびに特定廃棄物処理場の閉鎖に伴う費用を引当金として積み立て、それに利子税を課すのがその一例である。それ以外にも内国歳入法典 6621 条(a)(1)および(2)で定められている課税納税への還付加算金、過小納税への利子税等が挙げられる。

1 利子率

現行の内国歳入法典の利子税で用いられている利子率は大きく 3 つに分類される。第一は短期国債の利率を基準にするもの、第二は 6%の固定利率、第三は長期国債の利率である。

第一の短期国債の利率としては「連邦短期レート」と「1年物国債レート」がある。連邦短期レートは内国歳入法典 1274 条(d)(1)(c)において、満期まで 3 年以下の市場で流通している国債の市場平均イールドをもとに財務省長官が定めると規定され、毎月更新される²⁷。この連邦短期レートを基準として、過大納税への還付加算金率²⁸、過小納税への利子率²⁹、さらには複数年におよぶリース契約の支払が一度になされた場合に発生主義に基づく所得

²⁵ 内国歳入法典 1274 条(d)(1)(C)(i)。

²⁶ 内国歳入法典 468 条(a)(2)(B)(i)(1)。

²⁷ 内国歳入法典 1274 条(d)(1)(B)。

²⁸ 連邦短期レート+3%（法人の場合は 2%）。参照、内国歳入法典 6621 条(a)(1)。

²⁹ 連邦短期レート+3%。参照、内国歳入法典 6621 条(a)(2)。

認識を行うためのみなし利子率³⁰が導出される。1年物国債レートは内国歳入法典 995 条 (f)(4)に基づき、国内輸出企業の株主が繰り延べている税額に対して採用される³¹。

第二の 6%の固定利率は、外国信託が創設された場合、アメリカ居住者である受益者に対して収益の分配につき課税する際に、留保利益については留保期間中一律 6%の利子税が賦課される³²。

第三の長期国債の利率については、この利率で直接的に利子税を賦課するものではなく、抵当保証保険を引き受けている保険会社に対して、この保険に関する引当金の即時損金算入を認める際に無利息国債の購入を条件とする³³ものである。これは長期国債の利子率相当を基準に納税者に間接的に利子税を賦課しているのと同じ効果がある。

(3) 利子率に係る議論

利子税がうまく機能するためには、「適切な利子率」の設定が重要になる。なぜなら納税者の運用利回りよりも低い利子率を設定すると、課税繰延の恩恵が残ることになるし、過度に高い利子率を設定すると課税の中立性を損なうことになるからである。前述から明らかなように現行のアメリカ法では、利子税を賦課する際の利子率として国債利回りが採用されるケースが多い。これは課税繰延が政府から納税者への「無利息融資」に等しいとする租税支出論の考え方に大きく影響を受けているからと思われる。つまり政府は課税繰延によって失われる税収相当額を追加的な国債発行で調達することができるから、国債の利子分が政府にとってのコストを表しており、国債の利子率が利子税の適切な利子率になるという国庫の視点を重視したものと見えるだろう。これに対し、納税者間の公平および課税の中立性を達成するために納税者の観点から利子率の設定を行う必要性を説く意見もある。

1 納税者の視点から導き出される利子率

Bradford 教授は納税者が繰り延べた租税を投資に回すことで実際に得た投資収益率と同等の利子税を賦課することにより課税繰延による便益を排除することができるかと指摘している³⁴。ただし納税者の限界収益率を算出することは課税庁にとって困難であるので、現実的には単一のみなし利率を設定せざるを得ないとしている。単一の利子率としては全納税者の平均収益率があるが³⁵、この利率では課税の公平性は確保できない。というのも、平均

³⁰ 連邦短期レート+10%。参照、内国歳入法典 467 条。

³¹ 国内輸出企業の振興のために、その株主に与えられていた課税繰延の恩恵を排除するために課される。

³² 内国歳入法典 668 条。

³³ 内国歳入法典 832 条(e)。

³⁴ David Bradford & The U.S. Treasury Tax Policy Staff, "Blueprints For Basic Tax Reform", 74 (Second ed, Revised. 1984).

³⁵ Cynthia Blum, *New Role for the Treasury: Charging Interest on Tax Deferral Loans*, 25 Harvard Journal of on Legislation 1,13 (1988).

より低いリターンしか享受できない納税者にとっては、平均収益率は高すぎる利子率となるし、逆に平均より高いリターンを享受する納税者にとっては低い利子率となって両者の公平性は達成されないからである。

また Bradford 教授は「利益の発生パターン」について、租税法規の簡素さならびに執行可能性の観点から、利益が繰延期間を通じて均等に発生すると仮定せざるを得ないとしている³⁶。しかし利益を各年度に均等配分し単一利率を適用する方法では、利益が繰延期間の前半に多く発生している場合には過小課税となり、逆に後半に多く発生している場合には過大課税となる。

これに対し Blum 教授は市場における納税者の借入利率を利子率として採用することを主張する³⁷。これは納税者が繰延なしに即時に納税を行うために借入れをすると想定した場合、その借入利率を利子税として賦課すれば、納税者にとって課税繰延と租税の即時支払いが無差別となり、課税繰延の恩恵を排除できるというものである。ここで留意しなければならないのは、納税者は課税繰延によって借入利率と同等の便益を享受し得るかという点である。一般的に借入利率は納税者の信用リスクや金融機関のスプレッドが上乗せされるため、運用利率よりも高くなる。仮に納税者が課税繰延によって繰り延べられた納税分相当額の資金を市場運用することによってリターンを得たとすれば、課税繰延による便益は市場運用リターンとなるため、適切な利子率は Bradford 教授が提唱する納税者の投資収益率ということになる。

2 国庫の視点から導き出される利子率

これはすでに現行のアメリカ法で採用されている、国債の利子率を用いる方法である。国債はインフレ予想や金利動向といったマクロ的な要因が市場取引を通じて利回りに勘案されており、また複数の償還期間をもつ債券が発行されていることから課税繰延期間に応じた利子率を採用することができ、課税庁にとって執行上のメリットが大きい。一方で、国債の利子率は市場収益率よりも低いことが一般的であり、国債の利子率を基準に利子税を賦課すると課税繰延による便益の排除が不十分となり、全納税者から課税繰延を行う納税者に対して不公平な所得移転がなされることになる。また政府が課税繰延の結果、追加的な資金調達をする場合には事務コスト等の取引費用が発生する。従って国債の利回りに取引費用を上乗せした利率を利子税として徴収しなければ税収中立的な制度とはならない³⁸。さらに課税繰延を政府から納税者への融資であると考えると、利子税の利率には各納税者の信用リスクに見合うリスクプレミアムを考慮する必要がある³⁹。

³⁶ Bradford, *supra* note 34, at 74.

³⁷ Blum, *supra* note 35, at 19-20.

³⁸ Blum, *supra* note 34, at 24.

³⁹ 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(三)」法学協会雑誌 129 卷 1 号 108 頁(2012)。

(4) 利子税の賦課方法

時価主義課税の問題として、「納税資金の不足」と「時価評価の困難性」の2点があることは先述した通りであり、利子税の賦課方法はこれらの問題点と密接に関連している。つまり、どのような理由により課税繰延を認めるかによって利子税の賦課方法は異なってくる。

例えば繰延報酬や年金・保険契約の解約返戻金などは将来受領する資産価格が現時点において明確であり、またその受領時期も確定している場合が多いことから、毎期の課税所得を発生主義に基づいて算出することが容易である。このような場合に課税の繰り延べが認められるのは主として納税資金不足を回避するためであるから、課税方法としては毎年度、繰延税額を算出して、その繰延税額に対する利子相当分を每期利子税として賦課する方法が適している。具体的な計算手法としては **Current Comparison Method (CCM)** と **Tracing Method (TM)** の2種類がある。CCM は毎年度、繰延税額を算出し利子税を課す方式である。これによれば、例えば複数の繰延対象取引がある場合に、複数の取引を個別にトレースする必要はなく、当該取引口座の残高（繰延税額の累積額）の変化のみに着目すればよいという利点はあるものの、控除限度額の変化や租税特別措置の有無等を考慮しながら算出することには煩雑さが伴う⁴⁰。また **Tracing Method (TM)** は納税額を発生主義に基づいて計算するものの、未受領の所得については利子税を賦課した上で課税を繰延べる手法である⁴¹。現状では **PFIC (Passive Foreign Investment Company)**⁴² において発生主義課税の適用される適格選択ファンドを選択し、かつ納税者が課税の繰り延べを選択した場合に、適用されている。

これに対して非上場株式等の時価評価が困難な資産は毎年度の課税所得の算出が困難であるため、資産の売却等によって売却益が確定した段階で事後的に所得を一定方式に従って各年度に配分し、遡って利子を計算する方法が適している。この方法は **LookBack Recomputation Method (LBRM)** と呼ばれ、資産等の時価評価の問題を回避できる利点があるものの、累進課税のもとでは毎年度の限界税率が異なることから計算が煩雑になり、執行コストが増大する恐れがある。その結果、課税庁側の執行コストならびに納税者の法令順守コストが増大し、それらのコストが所得を正確に反映することによりもたらされる便益を上回る可能性が否定できない⁴³。これに対して、内国歳入法典では各取引類型の特性に応じて単一の限界税率を用いる簡易版 **LBRM** を導入している。

⁴⁰ Blum, *supra* note 35, at 27-47.

⁴¹ Blum, *supra* note 35, at 41-47.

⁴² 内国歳入法典 1297 条(a)(1)。

⁴³ Blum, *supra* note 35, at 47-71.

4 小括

本章ではアメリカ法を題材として、課税のタイミングに係る判例法理および法制度の変遷を検討してきた。判例によって形成・発展してきた各種法理は「いつ」実現したと扱うか、そして実現した収益や費用を「いつ」認識するかという年度帰属の基準を与えるものであった。こうした判例法理を条文化するとともに、そのみでは十分に対処できない課税繰延や早すぎる控除の問題に対処すべく、利子税の賦課、将来支出の割引現在価値の控除など様々な法制度を導入してきた構造が明らかになった。

第2節 日本⁴⁴

所得の年度帰属に関する原則には、現金主義(cash method)と発生主義(accrual method)の2つがあり、アメリカでは両者の選択を認めているが、我が国では所得税法36条1項において「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、その年において収入すべき金額とする」旨を定めて、現金主義ではなく、発生主義を採用する旨を明らかにしている⁴⁵と解されている⁴⁶。

発生主義が採用される理由として、第一に今日の経済社会では信用取引が支配的であり、現金主義では所得の正確な算定が困難であること、第二に現金主義の下では納税者が所得のタイミングを操作することが可能であり、所得の算定が不正確になる恐れがあるためと考えられている⁴⁶。

所得の年度帰属については、従来から権利確定主義が妥当すると解されてきた。権利確定主義とは、「外部の世界との間で取引が行われ、その対価を収受すべき権利が確定した時点をもって所得の実現の時期とみる考え方である⁴⁷」。年度帰属の一般原則として権利確定主義が初めて採用されたのは昭和26年の「所得税基本通達」である。そこでは「収入金額とは、収入すべき金額をいい、収入すべき金額とは、収入する権利の確定した金額をいう。」と規定した上で、各種類の所得ごとに権利の確定する時期を定めた。判例もこの考え方を踏襲しており、最判昭和53年2月24日では「旧所得税法は、1暦年を単位としてその期間ごとに課税所得を計算し課税を行うこととしているのであるが、同法10条1項が右期間中の収入金額の計算について『収入すべき金額』によるとしていることから考えると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして右権利確定の時期に属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される」としている。さらに

⁴⁴本節の記述は、金子宏「所得の年度帰属 ―権利確定主義は破綻したか」同著『所得概念の研究』282-365頁（1995）によっている。

⁴⁵ 金子・前掲注44 283頁。ただし小規模事業者について青色申告を条件として厳格な要件の下に現金主義の選択を認めている（所得税法67条）。

⁴⁶ 金子・前掲注44 282-283頁。

⁴⁷ 金子・前掲注44 284頁。

権利確定主義を採用した理由について「旧所得税法がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税にあたって常に現実収入のときまで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することとしたものである⁴⁸」としている。

このように権利確定主義は所得の年度帰属の判断基準として原則的な基準と考えられているが、利得が納税者のコントロールのもとに入ったという意味での「管理支配基準」を適用するのが妥当な場合もある⁴⁹。

管理支配基準が適用された事例としては、例えば農地の譲渡において、農地法により必要とされる知事の許可が得られなかったので所有権移転の登記が行われていないにもかかわらず、当事者間では農地の引渡と代金の授受が完了し、譲渡人が自らそれを所得として申告している場合に、判決が代金の支払＝農地の引渡のタイミングで資産の譲渡を認めたこと（ケース①）⁵⁰、契約の対価について紛争があり、それが最終的に決着していなくても仮執行宣言付き判決に従って対価が支払われた場合にその金額が課税所得に反映されること（ケース②）⁵¹、横領や窃盗等による不法な利得も課税の対象になるが、その課税のタイミングが管理支配基準で説明されてきたこと（ケース③）等があげられる⁵²。

権利確定主義と管理支配基準との区分にあたって明確な要件がないことから、何をもって所得の発生、つまり収入すべき金額の権利の確定とみるのかについて問題になることが多かった。すなわち、日本においては権利確定の「要件」に係る議論の蓄積は行われてきたが、課税のタイミングを操作する結果として生ずる、課税繰延や早すぎる控除の問題に対してはほとんど検討されてこなかったといえる。このことは次に検討する延払条件付販売・長期割賦販売等に該当する資産の販売等において、納税資金の不足に配慮して収益および費用計上の繰り延べが認められていることから明らかである（所得税法 65 条・66 条、法人税法 63 条）。

⁴⁸ 最判昭和 53 年 2 月 24 日 民集 32 卷 1 号 43 頁。

⁴⁹ 金子・前掲注 44 303 頁。

⁵⁰ 最判昭和 60 年 4 月 18 日 民集 31 卷 12 号 3147 頁。

⁵¹ 最判昭和 53 年 2 月 24 日 民集 32 卷 1 号 43 頁。

⁵² 金子・前掲注 44 303 頁。これに対して瀧教授は「自主占有」という概念を用いると、これまで管理支配基準のみでしか説明のつかなかった事例を権利確定主義で説明することができるようになることを指摘している。例えば上記ケース①において権利確定主義を適用すれば、知事の許可がなされるまで所得の実現はありえないが、自主占有を基準とすると譲受人はすでに自主的に農地を占有しているので、これはまさに権利確定主義の正当な事例ということができるとしている。またケース②においては仮執行宣言によって代金債権が確定したと考えれば、権利確定主義から説明できるし、ケース③は横領や窃盗の犯人は通常は所有者であるような占有を行うのであるから、自主占有を基準とすれば権利確定主義で説明し得ると指摘している。瀧圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子宏編『租税法の基本問題』（2007）215 頁参照。

1 延払条件付販売

権利確定主義をめぐる具体的な問題の一つに延払条件付販売がある。権利確定主義の下では、資産の販売・譲渡等の時点で、発生する収益及び費用の全額が認識されるが、現行法は延払条件付販売・長期割賦販売等に該当する資産の販売等において、納税資金の不足に配慮して権利確定主義の例外を認め、収益および費用計上の繰り延べを認めている（所得税法 65 条・66 条、法人税法 63 条）。一括払いと延べ払いのように、支払方式の変更が課税関係に与える影響を分析した上で、その解決策を検討する。

(1) 数値例を用いた分析

年度 0 末に原価 0 円の資産を A 氏から B 氏に 1000 万円で譲渡する。なお税引前市場利子率は 10%、税率は一律 30%とする。ここで支払方法の相違が課税関係に与える影響を分析するために、支払方法を①一括払いのケースと②延べ払いのケースに分けて、納税者の税引後収益がどのように変化するかを分析する⁵³。

【ケース①：一括払い】

A 氏は年度 0 末に 1000 万円の対価を受け取る。

【ケース②：延べ払い】

A 氏は年度 1 末以降 4 年間で 250 万円ずつ対価を受け取る。ただし分割払い利息として年 10%の利子をあわせて受け取る。

表 4-1 一括払いと延べ払いの税引後収益

【ケース①：一括払い】

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末	年度 3 末	年度 4 末
キャピタルゲイン	1000				
税額(30%)	300				
税引後利益	700				
年度 4 末における 税引後利益					917.6 (=700×1.07 ⁴)

(資料：筆者作成)

⁵³ 数値例は神山弘行「課税繰延の再考察」金子宏編『租税法の基本問題』256-257 頁(2007)を参照している。

【ケース②：延べ払い】

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末	年度 3 末	年度 4 末
キャピタルゲイン		250	250	250	250
受取利子		100 (=1000×10%)	75 (=750×10%)	50 (=500×10%)	25 (=250×10%)
課税所得		350	325	300	275
税額(30%)		105	97.5	90	82.5
税引後利益		245	227.5	210	192.5
年度 4 末まで運用した時の税引後利益		300.1 (=245×1.07 ³)	260.5 (=227.5×1.07 ²)	224.7 (=210×1.07 ¹)	192.5 (=192.5×1.07 ⁰)
年度 4 末における税引後利益					977.8

(資料：筆者作成)

【ケース①：一括払い】では、A は 1000 万円のキャピタルゲインに対して 300 万円の税金を支払い、残金 700 万円を税引前収益率 10% (税引後で 7%) で 4 年間運用すると、年度 4 末には 917.6 万円 (=700×1.07⁴) となる。

【ケース②：延べ払い】では、A は年度 1 末に割賦金 250 万円と利子 100 万円を受け取り、課税所得 350 万円に対して 30%の税金を支払い、税引後利益は 245 万円となる。この 245 万円を税引前収益率 10% (税引後で 7%) で年度 1 末から年度 4 末まで 3 年間運用すると、年度 4 末には 300.1 万円(=245×1.07³)となる。同様に、年度 2 末以降を計算すると表 4-1 のようになり、年度 4 末における税引後利益は合計で 977.8 万円となる。これはケース①の 917.6 万円と比べて 60.2 万円高くなっている。このように売主は割賦販売を用いることによって、収益の計上を遅らせることで金銭の時間的価値に基づく課税繰延のメリットを享受することが可能となる。

(2) 対応策の検討

上記のような課税繰延の恩恵を排除する方法は二つある。一つは権利確定主義の例外である延払基準を制限し権利確定時に課税を行うこと、もう一つは繰り延べられた課税部分に対して利子税を賦課する方法である。

例えばアメリカでは 1987 年の税制改正で、棚卸資産の売却、有価証券の売却、関連当事者間での減価償却資産の売却について割賦販売による課税繰延を制限し、即時課税を行うことにした。また 5 万ドル以上の高額資産の売却については、割賦販売による課税を認め

つつ、課税繰延の利益を排除するために、利子税を課税することとしている⁵⁴。

我が国で取り得る対応策を考えてみると、権利確定主義の例外を設けた趣旨は先述のとおり、納税資金不足を解消するためという実務上の要請に基づくものであるとすれば、延払基準を制限し権利確定時に課税を行うことは困難であろう。従って現実的な対応としては利子税の賦課が考えられる。利子税の賦課にあたって検討すべき課題については第 6 章で詳細に検討することとする。

⁵⁴ 内国歳入法典 453 条(b)(2)、453 条(k)(2)、453 条(g)、453 条 A(b)(2)。

第5章 課税繰延の理論的考察

本章では課税繰延の問題に対して、アメリカにおける先行業績を参照しながら理論的な考察を行う。所得税・法人税は収入金額（収益）から必要経費（費用等）を差し引いた純所得に対して課されることから、課税所得に対する課税を繰り延べる課税繰延は、①必要経費（費用等）の計上を早めるか、②収入金額（収益）の計上を遅らせるか、のいずれかにより行われる¹。課税の繰り延べの効果としては、①費用の計上を早めることと、②収入の計上を遅らせることは同じになる。そこで①費用の計上を早めることの一例として「加速償却」を取り上げて、その制度趣旨と課税上の効果を検討していく。

第1節 減価償却等の計上を早めることによる課税繰延

減価償却とは「費用収益対応の原則に基づき、投下資本の回収のため、収益の生ずる期間（耐用年数）に応じて支出額を費用化させてゆく費用配分の技術²」であり、建物・工場および整備等に対して行われる。課税上用いられる減価償却スケジュールは資産の種類によって異なっており、減価償却のスケジュールが加速度的であるほど、当初の税負担が大きく減少するため、初期に投下資本を回収できるという利点がある。

費用項目等の計上を早めることによる課税繰延には租税特別措置が関連している。租税特別措置は減価償却や準備金との関連で、課税の繰延という形で認められることが多いからである。租税特別措置は特に昭和30年代から高度経済成長をバックアップするために、資本の蓄積を目的として大幅な政策的減税に用いられた。具体的には、①分離課税、②加速償却、③準備金、④税額控除、⑤所得控除等の措置がある。②加速償却とは費用として期間配分をして控除を認める減価償却に対して、費用計上を前倒しして加速度的に控除を認めるものである。このような租税特別措置法はいわば同様の所得について異なって課税するものであり、法制度が政策目的によって正面から課税繰延の恩恵を納税者に付与していると言っても過言ではない。ここでは加速償却に焦点をあてて、その立法趣旨と機能について歴史的背景を勘案しながら検討を加えることにしたい。まず日本の現在の加速償却の範となったアメリカの加速償却について検討を加える。その時代背景と導入目的を明らかにすることによって、それまで課税繰延を抑止しようとしてきたアメリカ議会がどのようなケースにおいて例外的に課税繰延を認めてきたのかを確認する。

¹ 中里実『金融取引と課税』17-18頁（1998）。

² 水野忠恒『租税法 第5版』400頁（2011）。

1 アメリカの法制度

(1) 第2次大戦前

第2次大戦後のアメリカにおける税法上の減価償却規定は、戦前からの規定と慣行がそのまま引継がれている³。アメリカの税法で減価償却が認められたのは1918年の内国歳入法であった。減価償却方法について財務省は相当の自由を認めていたが、一部生産高比例法を用いているものを除き、ほとんどは定額法を使用していた。耐用年数については1920年8月に内国歳入庁から発行されたBulletin F⁴に沿う形で実務上もBulletin Fの耐用年数が用いられていた。なぜなら償却費の妥当性の立証責任は納税者側にあったため、納税者はその選択した耐用年数がBulletin Fに示された耐用年数より短いことを証明できない限り、Bulletin Fの耐用年数を用いざるを得なかったからである。ただしBulletin Fに示される耐用年数は実際の耐用年数と比較して多くの場合長すぎる傾向があったことと、さらに技術進歩や経済変動のような予測不能な影響から生ずる特別の陳腐化に対して何の考慮もしていないことを問題とする指摘もあった⁵。

(2) 1954年・1962年法

戦後間もないアメリカでは減価償却の実務はBulletin Fに定める耐用年数で定額法によるものが大部分であったが、1954年に200%定率法と級数法の2種類の加速償却方法が認められた（内国歳入法典167条(b)）。200%定率法とは、定額法の下における償却率の2倍（200%）の率（例えば耐用年数10年の資産なら20%、20年なら10%⁶）で償却を行う定率法であり、級数法は耐用期間中、每期一定の額を算術級数的に逡減した減価償却費を計上する方法であり、耐用年数から経過年数を差し引いた残存耐用年数を分子とし、その期までの残存耐用年数の合計を分母とした数値に、取得原価から残存価額を引いた要償却額を乗じて、その期の減価償却費を算出する。償却期間の早い時期に大きく償却する加速償却の一つである。

耐用年数についてはBulletin Fに代わり、1962年に新しい減価償却ガイドラインを導入した。これによって資産毎に耐用年数を定める方法から、業種別に資産を分類しそれぞれのグループ毎に耐用年数を定める方法へと変わった。この新しい減価償却ガイドラインは投資促進による景気刺激を促すため、Bulletin Fと比べて30-40%耐用年数が短く設定され

³ 例外的な動きとしては、第2次大戦中や朝鮮戦争期間に臨時立法で認められた5ヶ年特別償却がある。これは戦争という緊急期間中に軍需生産拡充を目的として軍需生産設備を対象として認められた加速償却である。この5ヶ年特別償却については小森瞭一「アメリカにおける5ヶ年特別償却制度(1)(2)」『経済学論叢』(同志社大学)50(4)21-47、51(1)38-66(1999)が詳しい。

⁴ Treasury Dept., Bureau of Internal Revenue, Bulletin“F”, Income Tax, (Washington, 1920) 26-27.

⁵ 小森瞭一「戦後フィシカル・ポリシーとしての加速償却政策」『経済学論叢』(同志社大学)58(1)71-72(2006)。

⁶ 耐用年数10年の場合 $\frac{1}{10} \times 2 = 0.2 = 20\%$ 、耐用年数20年の場合 $\frac{1}{20} \times 2 = 0.1 = 10\%$ 。

た。しかし納税者は資産の耐用年数がガイドラインよりも短いことを示せば、その耐用年数を用いてより加速度的な償却を行うことができるため、納税者と課税庁との間で紛争が絶えなかった。

(3) 1972 年法以降

1972 年に財務省は、納税者の選択に基づく the Asset Depreciation Range (ADR) System を導入した。これは 1962 年のガイドラインと同様に資産グループ毎に耐用年数を定めるものであるが、その耐用年数の±20%の幅の中から納税者が耐用年数を選択することができる点で納税者には ADR を採用することのメリットがあった。

1981 年連邦議会は ADR を廃止して、Accelerated Cost Recovery System (ACRS) を導入した。これはレーガン税制が景気刺激のための減税を主な内容とする改革の一環であり、その内容はそれまでの減価償却という概念を放棄し、かわりに投下した資金を回収する期間として、資産の現実の使用可能期間と無関係な recovery periods を法律で定め、それを償却期間として用いることにあった。これを「コストリカバリー制度」という。この改正で資産をいくつかのクラスに区分し、資産の現実の使用可能期間よりもはるかに短いリカバリー期間にわたって償却することを認めることとしたのである。例えば有形資産の多くは 3 年償却または 5 年償却に、不動産は 15 年償却に分類された。また残存価額概念も放棄され、取得価額の全額について償却が認められた他、法令に定められた表に基づいて償却額が決定されたのである⁷。

ACRS 導入の背景には、当時のアメリカの高率のインフレーションが影響していると解されている⁸。ACRS 以前の償却制度の下では、高率のインフレーションによって減価償却額の実質的価値が過度に目減りし、償却不足が発生する。その結果、投資収益率が低下し、新しい設備への更新の意欲が抑圧される要因となっていた。そこで資産の償却方法を抜本的に改革することによって、資本形成を促進し、生産性を向上させて国際競争力を強化する目的で連邦議会は ACRS を導入した⁹。

その後 1981 年の ACRS 制度は償却期間につき若干の変更が加えられたものの、その形式は維持された。そして 1986 年の税制改正では 1981 年の ACRS 制度を維持しつつ、税制をより中立的なものに再構築すべく、2 つの点で修正が加えられた¹⁰。一つは不動産を中心に、償却期間を現実の使用可能期間に近付けること、もう一つは償却資産について 150%定率法から 200%定率法へと加速償却の償却スピードを速めたことである。

償却期間について、動産は実際の使用期間に応じて 6 つのクラスに分類された。例えば

⁷ Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, “Federal Taxation of Income, Estates and Gifts”, Vol1, 23-37 (3rd ed. Warren, Gorham & Lamont, NY, 1999)

⁸ S. Rep No. 144, 97 th Congress, 1st Sess. 47 (1981).

⁹ 中里実『デフレ下の法人課税改革』21 頁 (2003)。

¹⁰ Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, *supra* note 7, at 23-37.

実際の使用期間が4年以下の場合には3年資産のクラスに分類され、使用期間が4年超10年未満の場合には5年資産クラスに分類される。そして資産クラス毎に償却期間が設定されている(表5-1参照)。1981年のACRS制度の償却期間に比べると、資産の区分数が増えたことにより実際の使用期間に近づける試みであったといえる。ただしいずれの資産クラスにおいても実際の使用期間より短い資産クラスに分類される点で資産の償却を早めて、投資資本の回収を効率的に行わせることにより、設備投資を刺激し経済を活性化させる目的があったものと推察される。

表 5-1 資産区分と償却期間

	資産クラス	実際の使用期間		償却期間
動産	3年	—	4年以下	3年
	5年	4年超	10年未満	5年
	7年	10年以上	16年未満	7年
	10年	16年以上	20年未満	10年
	15年	20年以上	25年未満	15年
	20年	25年以上	—	20年
不動産	居住用資産	—		27.5年
	非居住用資産	—		31.5年 ¹¹

(資料：内国歳入法典168条(c)(e)から筆者作成)

1986年のACRS制度のもう一つの修正点は投資税額控除を縮小廃止するに伴って、その代替措置として3年・5年・7年・10年のクラスの償却資産について150%定率法から200%定率法への加速償却の償却スピードを速めたことである¹²。これは定額法の下で算出された減価償却額の200%の控除を認めることを意味する。投資税額控除を縮小廃止した背景には1986年改正以前において、ACRSと投資税額控除を併用することによって納税者が過度の損失控除を受けることにより、取得費の即時損金算入(投資収益非課税)よりも投資収益率が高くなる事態が発生していた¹³。その結果、ACRSと投資税額控除が併用可能な資産への投資が促進される一方、その他の資産への投資が抑制され、課税が投資選択の中立性を阻害する要因になっていた。そこで連邦議会は投資税額控除を縮小廃止する代わりにその代替措置としてACRSによる加速償却の償却スピードを速め、その適正化を図ることによ

¹¹ 非居住用資産の償却期間については、のちに31.5年から39年に変更されている。参照、内国歳入法典168条(c)。

¹² Joint Committee of Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, 98 (1987)

¹³ Id. なお、損金算入と投資収益率との関係については本章第5章第1節4にて扱う。参照、William Andrews, *A Consumption or Cash Flow Type Personal Income Tax*, 87 Harvard Law Review 1127 (1974).

り課税の中立性を高め、アメリカの国際競争力の促進を図ったものと思われる。

(4) 加速償却制度が導入された目的

以上からアメリカにおいて加速償却の制度が導入された目的は二つあると考えられる。一つは加速償却によって資産の償却を早めて、投資資本の回収を効率的に行わせることにより、設備投資を刺激し経済を活性化させるという政策的な目的、もう一つは「尺度のブレ」¹⁴としてのインフレーションによる所得算定の歪みに対処できていない所得税法の下で、インフレーションによる減価償却額の実質的価値の目減りを防ぐという所得税法が抱える構造的な問題を補完する目的である¹⁴。この2つの目的を実現させるべく、課税繰延の排除を目指してきた連邦議会が例外的に課税繰延を制度として認めたものと推察される。

ただし加速償却制度には次の2つの点に留意する必要がある。

一つは十分な加速償却の効果を得るためには一定以上の投資規模を要することである。減価償却とは機械等設備の取得原価から残存価額を差引いた償却可能範囲額を償却期間にわたって配分する仕組みであり、加速償却はいずれもこの要償却額を出来るだけ耐用年数の初期に配分するパターンに過ぎない。つまり加速償却による恩恵を受けるためにはまず設備投資を行う必要があるし、その効果は投資金額に比例して大きくなるから、ある程度の規模の当初投資金額がなければ投資刺激効果は期待できないであろう。

二つ目はインフレ動向との関連である。高インフレーション時には取得原価主義による減価償却が無意味となるため、加速償却のメリットは得られない。つまり加速償却制度は低インフレの場合には加速償却資産への投資を増大させ、高インフレの場合には減少させることになる¹⁵。そのため投資促進の目的で加速償却を導入する場合には、インフレーション要因を加味することが重要となる。

2 日本の法制度

我が国では「減価償却資産の償却費の計算と償却の方法について、企業会計の考え方を参考としつつ、法律関係の画一的処理を図るため、必要な定めをなしている¹⁶」。所得税法49条および法人税法31条は納税者が選定しうる償却方法を政令の定め¹⁶に委任しているが、減価償却費として損金算入される金額は所得税法と法人税法で異なる。所得税では納税者が選定した償却方法で計算した金額がそのまま償却費として必要経費に算入される（所得

¹⁴ 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(5・完)」法学協会雑誌 129 巻 3 号 211 頁(2012)。

¹⁵ Reed Shuldiner, *Indexing the Tax Code*, 48 Tax Law Review 537, 600 (1993)。また神山准教授はインフレーションへの効果的な対応策として減価償却額に物価連動措置を組み合わせる方法を提案している。参照、神山・前掲注 14 211 頁。

¹⁶ 金子宏『租税法 第15版』297頁(2010)。

税法 49 条 1 項)。これに対して法人税では、納税者が選定した償却方法で計算した金額は損金に算入されるべき償却費の限度額であり、減価償却費として損金に算入されるのは法人が償却費として損金経理を行った金額、すなわち会社の決算において費用として経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額となる（法人税法 31 条）。

(1) 原則的な償却方法

1 償却方法

所得税法施行令 120 条および法人税法施行令 48 条は、法律の委任をうけて減価償却資産の種類別に納税者が選定しうる償却方法を定めている。例えば建物には定額法が、その他の有形償却資産については定額法と定率法が、鉱業用償却資産についてはその他に生産高比例法が認められており、さらに所得税務署長の承認を条件として、その他の方法を選定することが認められている（所得税法施行令 120 条の 2、法人税法施行令 48 条の 2）¹⁷。

2 耐用年数と残存価額

ここで耐用年数とは減価償却資産の本来の効用の持続する年数であり、残存価額とは減価償却資産が本来の目的に使用できなくなった場合になお残る価値を指す。耐用年数と残存価額は減価償却費の算出にあたって重要なファクターであるが、客観的に測定することが困難であることから、行政的便宜の観点および画一的処理を図るために減価償却資産の耐用年数等に関する省令（所得税法施行令 129 条、法人税法施行令 56 条の委任に基づく。）によって、資産の種類毎に耐用年数を一律に定めている。残存価額についても資産の種類毎に一律に所得価額の一定割合とされてきた（通常取得価額の 10%）が、平成 19 年度改正で廃止されたため、耐用年数経過時点で 1 円まで償却できることとされている。

¹⁷ 定額法とは当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額に、その償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう（所得税法施行令 120 条 1 項 1 号イ(1)、法人税法施行令 48 条 1 項 1 号イ(1)）。平成 19 年度改正により残存価格は 1 円（備忘価額）とされることになった。

定率法とは取得価額にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように、当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう（所得税法施行令 120 条 1 項 1 号イ(2)、法人税法施行令 48 条 1 項 1 号イ(2)）。

生産高比例法とは当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう（所得税法施行令 120 条 1 項 3 号ハ、法人税法施行令 48 条 1 項 3 号ハ）。

(2) 特別減価償却制度

上記のような公正妥当な会計処理の基準に基づくとされる定率法、定額法といった原則的な償却方法の他に、租税特別措置法は特別減価償却制度を定めている（租税特別措置法10条の2以下・同法42条の5以下）。これは特定の政策目的を実現するために、所得税法もしくは法人税法で認められている減価償却額・減価償却限度額を超えて減価償却を認めるものと解されている¹⁸。特別減価償却制度には特別償却と割増償却がある。特別償却は特定の償却資産を取得し、それを事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度において通常の減価償却額（または減価償却限度額）に加えて取得価額の一定割合を消却することを認める制度である。割増償却とは、特定の資産の特定年度の消却額について、通常の減価償却額（または減価償却限度額）を一定割合増加させた額の償却額（または償却限度額）とする制度である¹⁹。

ここで取得価額が1,000、耐用年数が10年の資産があり、特別償却としてその減価償却ないし減価償却限度額は通常のそれに取得価額の2分の1を加算した金額であるとされていると仮定する。この規定が適用される場合とされない場合の減価償却額は表5-2および図5-1のようになる。初年度の償却額が急増することで、所得額と税額がその分だけ減少する。この税額の減少分は実質的には無利子の融資と同じであって、企業はそれを自己資金として事業拡大・発展のために利用することができる。また資金回収を早期に完了することができるため、新規投資を促進することになる。つまり減価償却の特例は納税者に巨額の課税繰延の恩恵をもたらし、特定の資産への投資を促進する。したがって特別減価償却制度もまた、アメリカにおけるコストリカバリー制度と同様に、一定の政策目標を達成するために認められた例外的な規定であると解される。

表 5-2 普通償却と特別償却の違い

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
普通 消却	定額法	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99
	定率法	250	188	141	105	79	59	44	45	45	45
特別 償却	定額法	600	100	100	100	99	0	0	0	0	0
	定率法	750	63	47	35	26	20	15	15	15	14

(資料：金子(2010)から筆者作成²⁰)

¹⁸ 金子・前掲注16 302頁。

¹⁹ 金子・前掲注16 302頁。

²⁰ 小数点以下の取扱いの相違により、金子・前掲注16 303頁の数値とは若干異なる。

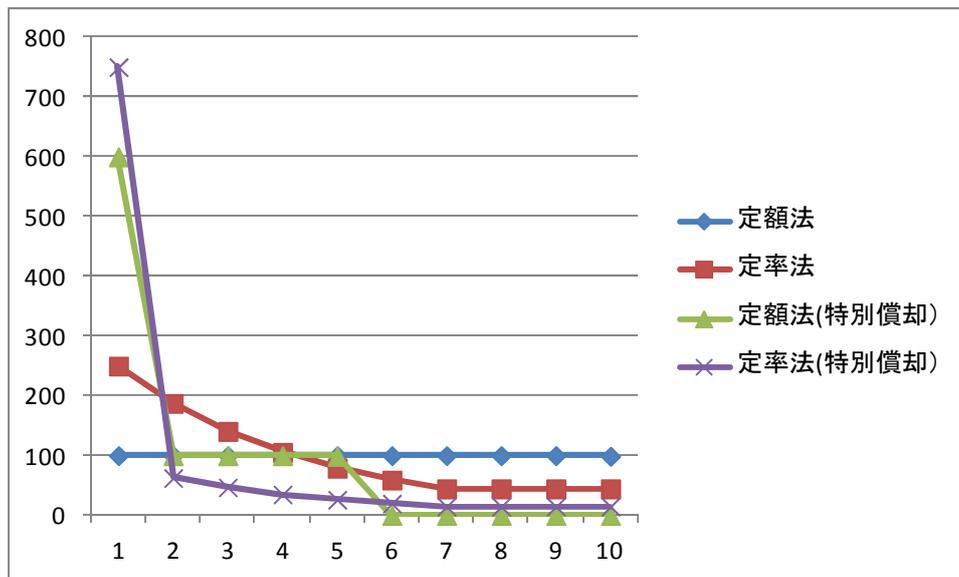


図 5-1 普通償却と特別償却の違い (資料：筆者作成)

(3) 平成 19 年度の改正内容

平成 19 年度改正において減価償却制度の抜本の見直しが行われた。その内容は、償却方法、償却率、償却可能限度額および残存価額と減価償却費算出の主要ファクターに係るものであった。具体的には平成 19 年 4 月 1 日以降に取得する減価償却資産について、償却可能限度額および残存価額の制度を廃止し、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとされた。さらに定率法の償却率は、定額法の償却率（耐用年数分の 1）を 2.5 倍した率（250%定率法）²¹とし、定率法により計算した減価償却費が一定の金額（償却保証額）を下回るようになった時に、償却方法を定率法から定額法に切り替えることとなった（所得税法 49 条の 2、所得税法施行令 120 条の 2 第 1 項 2 号ロ、法人税法 31 条 6 項、法人税法施行令 48 条の 2 第 1 項 2 号ロ）。

この改正による減価償却費の変化を簡単な事例を用いて確認しておきたい。取得価額が 1,000、耐用年数が 10 年の資産の減価償却費を平成 19 年度改正前、平成 19 年度改正、平成 23 年度改正に基づいて算出した結果を表 5-3 および図 5-2 に示す。旧定額法と定額法の差異は残存価格の有無に基づくものであり、定額法の減価償却費が全償却期間にわたって若干大きくなっている。次に定率法についてみると、平成 19 年度改正以前の旧定率法と平成 19 年度改正の定率法では投資期間の初期段階、特に投資開始年における償却額の差異が大きくなっている。これは 250%定率法が加速償却を意図したものである。しかしその後平成 23 年度改正において 250%定率法は 200%定率法に引き下げられた。この結果、

²¹ 平成 23 年度改正により、平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した減価償却資産については 200%定率法に引き下げられた。

投資期間の初期段階の償却額は旧定率法とほぼ同じ金額になっている。投資期間後半の差は平成 23 年度改正においては残存価額を 1 とするために、定率法から定額法に切り替えて減価償却計算を行っていることによる。

表 5-3 減価償却制度の改正による償却費の違い

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
H19 以前	旧定額法	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	旧定率法	206	164	130	103	82	65	52	41	33	26
H19 以降	定額法	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99
	定率法	250	188	141	105	79	59	44	45	45	45
H24 以降	定率法	200	160	128	102	82	66	66	66	66	66

(資料：筆者作成)

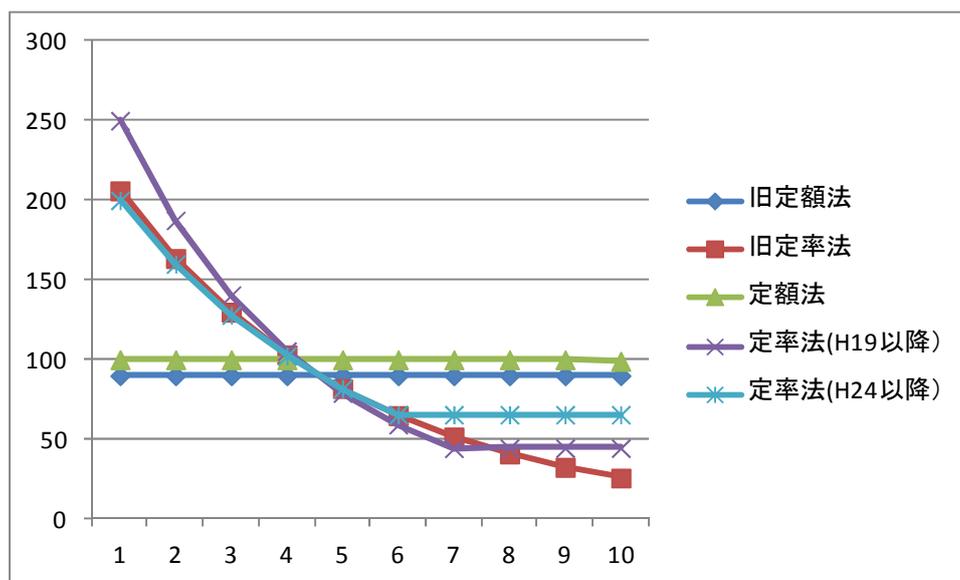


図 5-2 減価償却制度の改正による償却費の違い (資料：筆者作成)

平成 19 年度改正の趣旨として、税制調査会『平成 19 年度の税制改正に関する答申』(平成 18 年 12 月)は、経済活性化の観点から国際的なイコールフットイングを確保し、日本経済の成長基盤を整備するためとし、自由民主党・公明党税制調査会『平成 19 年度税制改正大綱』(平成 18 年 12 月)は、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図るためとしている。ここからは実体との乖離を問わず加速償却を強力に押し進めることによって政策目的を達成させようとしているのか、あるいは償却不足を是正し、減価償却制度をより現実に即したものとすることでマーケットメカニズムに基

づいた資源の効率的な配分を志向しているのかが不明であるが、平成 23 年度改正において定率法の倍率の引き下げが行われたことを考慮すれば、一連の減価償却制度の改正は、減価償却制度をより現実に即したものとすることで課税の中立性を確保し、我が国の国際競争力の促進を念頭に行われたものであると解することができる。改正の方向性としてはアメリカの ACRS と似通っているものの、その改正目的は加速償却ではなく、課税の中立性の確保を目指している点で、両者は異なっている。

3 加速償却による税額の変化

加速償却が投資の税引後収益率に及ぼす影響をみることによって、課税繰延の効果を定量的に評価したい。ここで投資コストを 10 億円、限界税率を 40%、每期定額償却を仮定した上で、割引率と償却期間を変動させ、損金算入のメリット（現在価値）を算出した結果を

表 5-4 および図 5-3 に示す。

【前提】 投資コスト 10 億円

限界税率 40%

割引率 1%～10%（1%毎）

償却期間 即時～10 年（1 年毎）

表 5-4 割引率、償却期間別の損金算入額（現在価値）

（単位：千円）

割引率	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
1%	40,000	39,802	39,605	39,410	39,216	39,023	38,831	38,641	38,452	38,264
2%	40,000	39,608	39,221	38,839	38,462	38,090	37,722	37,360	37,002	36,649
3%	40,000	39,417	38,846	38,286	37,737	37,198	36,670	36,151	35,643	35,144
4%	40,000	39,231	38,481	37,751	37,039	36,345	35,669	35,010	34,368	33,741
5%	40,000	39,048	38,125	37,232	36,368	35,530	34,718	33,932	33,170	32,431
6%	40,000	38,868	37,779	36,730	35,721	34,749	33,813	32,912	32,044	31,207
7%	40,000	38,692	37,440	36,243	35,098	34,001	32,952	31,946	30,984	30,061
8%	40,000	38,519	37,110	35,771	34,497	33,285	32,131	31,032	29,985	28,988
9%	40,000	38,349	36,788	35,313	33,918	32,598	31,348	30,165	29,044	27,981
10%	40,000	38,182	36,474	34,869	33,359	31,939	30,601	29,342	28,155	27,036

（資料：筆者作成）

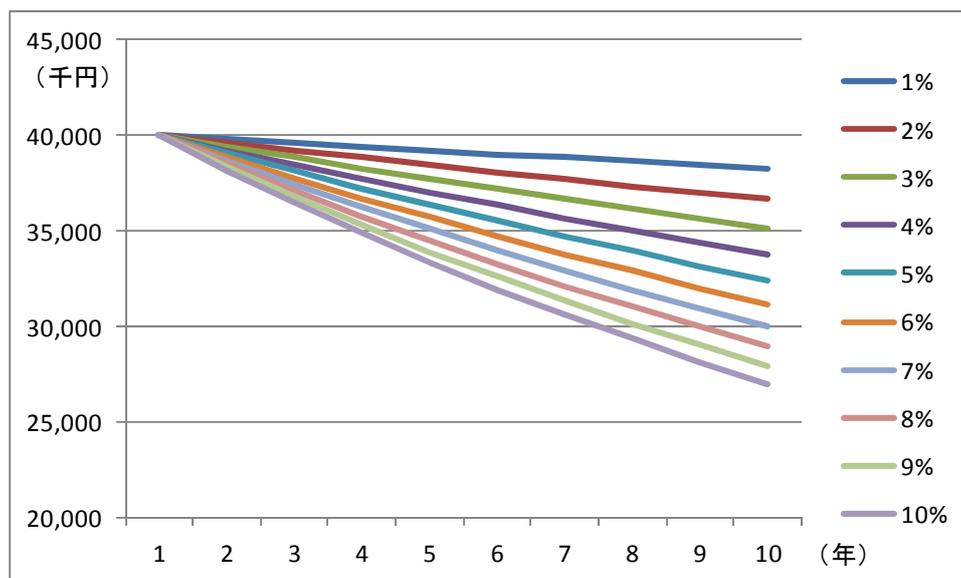


図 5-3 減価償却のもたらす損金算入額（現在価値）（資料：筆者作成）

投資コストの全額を即時償却すると4億円（10億円×40%）の租税債務が減少し、損金算入メリットが最も大きくなる。また割引率が一定のもとでは償却期間が長い（償却率が小さい）ほど、減価償却のもたらす損金算入メリットが減少する。一方、償却期間が一定のもとでは、割引率が大きくなるほど、減価償却のもたらす損金算入メリットは減少する。例えば割引率9%のもとで定額償却を2年間実施する場合、初年度に5億円、2年目に残りの5億円が課税所得から控除され、損金算入が直ちにその年度における租税債務を減少させるとすると、税引後の償却による損金算入の現在価値は

$$3.8349 \text{ 億円} = 5 \text{ 億円} \times 40\% + \frac{(5 \text{ 億円} \times 40\%)}{1.09}$$

となり、同じ割引率9%のもとで投資コストの全額を投資実行時点で損金控除した際に得られる節税額（4億円）と比べて1,651万円少なくなっていることがわかる。

以上から損金算入メリットは償却期間が短い程、また割引率が小さい程、大きくなることが明らかになった。特に取得時全額償却した場合の損金算入メリットは最も大きく、それは投資収益を非課税にするのと同じ効果がある。この点について、以下で詳細に検討していくこととする。

4 取得時全額控除の効果

税率が一定の下で資産取得費の取得時全額控除 (expensing) は、その投資収益を実質的 (yield exemption) に非課税にするのと同じ効果があることを最初に指摘したのは Cary Brown であり²²、この理論は Cary Brown Model と呼ばれている²³。以下のような前提の下で即時損金償却が可能な設備資産に投資した場合、単位投資額当たりの税引後収益 (税引後投資収益率) は次のようになる²⁴。

【前提】 投資時の投資家の限界税率	$t_{p0}=40\%$
n 年後の限界税率	$t_{pn}=40\%$
税引前投資収益率	$R=8\%$
プロジェクト期間	$n=5$ 年
なお、投資資産から生じた収益はすべて課税対象となるものとする	

$$\frac{\text{税引後収益額}}{\text{税引後投資額}} = \frac{(1+R)^n(1-t_{pn})}{(1-t_{p0})} = \frac{(1+0.08)^5(1-40\%)}{(1-40\%)} = 1.469$$

数式 5-1

まず分母である税引後投資額についてみると、投資コストの全額を損金算入することができるため、投資家は投資支出額 1 円に対して、実質的には 0.6 円 (=1 円×(1-40%)) しか負担していない。次に分子である税引後収益額をみると、5 年後の税引後投資収益累計額は投資額 1 円あたり税引後で 0.882 円 (=1.08⁵(1-40%)) となる。つまり税引後のインプット 0.6 円に対して税引後で 0.882 円のアウトプットがあるので、単位投資額当たりの税引後収益は 1.469 円 (=0.882/0.6) となり、年換算投資収益率は 8% (=1.469^(1/5) - 1) となる。これは税率が一定 ($t_{p0}=t_{pn}$) である場合には、税引前投資収益率と税引後投資収益率が等しいこと、すなわち資産取得費の取得時全額控除はその投資収益を実質的に非課税とする効果をもつことを示している。なお、このことは数式 5-1 で $t_{pn}=t_{p0}$ とした場合に右边が $(1+R)^n$ となることから明らかである。

²² Cary Brown, “Business Income Taxation and Investment Incentives”, in *Income, Employment and Public Policy: Essays in Honor of Alvin H. Hansen* (Lloyd A. Metzler et al. 1948).

²³ Cary Brown Model が成立するためには一般的に、①税率が比例的であり (累進的でない) かつ不変である (上昇・下落しない) こと、②税額がマイナスの場合には還付されること (還付されない場合には利子がつくこと)、③投資においてアブノーマル・リターン (abnormal rate of return) が存在しないこと、の 3 点が前提になっていると解されている。神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(1)」法学協会雑誌 128 巻 10 号 17 頁(2011)参照。

²⁴ この設例は Scholes, et al.(2008)に基づくものである。See Myron S. Scholes, Mark A. Wolfson, Merle M. Erickson, Edward L. Maydew, Terrence J. Shevlin, “Tax and Business Strategy” 134-136 (2008)

また Andrews 教授は同理論を次のように説明している²⁵。税率が 40%の下で、投資家が年度 1 末に\$100 を投資し、年度 2 末にその投資から\$400 を受け取るとする（税引前投資収益率は 300%）。投資コストの損金算入ができない場合、年度 2 に生じた課税所得\$300 の 40%にあたる\$120 の課税が発生するので、税引後の収益は\$400 から\$280 に減少し、税引後投資収益率は 180%（ $= (280 - 100) / 100$ ）となる。

次に投資コストが全額損金算入できる場合を検討する。ただし投資コストが全額損金算入できる場合は、年度 2 の収益額\$400 全額が課税対象となることとする。年度 2 には\$160 の税額が発生し、税引後の収益は\$240 となる。投資コストは全額即時損金算入が可能なので、税引後の投資支出は\$60 となる。投資損益額は\$180 と、損金算入が出来ない場合と同額であるが、初期投資は税引後で\$60 となるため、投資収益率ベースで考えると 300%（ $= (240 - 60) / 60$ ）となる。これは投資収益が実質的に非課税であることを意味している。

①投資コストの損金算入ができない場合

	投資額	累積収益額	投資損益額	投資収益率
税引前	\$100	\$400	\$300	300%
税金	\$ 0	\$120	\$120	—
税引後	\$100	\$280	\$180	180%

②投資コスト全額の即時損金算入ができる場合

	投資額	累積収益額	投資損益額	投資収益率
税引前	\$100	\$400	\$300	300%
税金	\$40（還付）	\$160	\$120	—
税引後	\$60	\$240	\$180	300%

続いて Andrews 教授は即時損金算入の割合を変化させた場合の投資収益率の変化を算出し、投資コストの一部が即時損金算入できる場合には、全額即時損金算入した場合に比べてタックスメリットが減少するものの、損金算入できない場合に比べるとタックスメリットがあることを指摘している。さらに即時損金算入割合を 200%とした場合には、投資収益が実質的に非課税になった場合よりも、高い投資収益率をもたらすことを明らかにしている。

²⁵ Andrews, *supra* note 13, at 1127.

③投資コストの一部が即時損金算入できる場合

	投資額	累積収益額	投資損益額	投資収益率
税引前	\$100	\$400	\$300	300%
税金	\$20 (還付)	\$140	\$120	—
税引後	\$80	\$260	\$180	225%

④投資コストの2倍が即時損金算入できる場合

	投資額	累積収益額	投資損益額	投資収益率
税引前	\$100	\$400	\$300	300%
税金	\$80 (還付)	\$200	\$120	—
税引後	\$20	\$200	\$180	900%

5 利子控除付き減価償却

上記において取得時全額控除 (expensing) が課税のない世界と同様の結果を産み出すことを確認した。Warren 教授は同様の効果を減価償却において、未償却相当額に利子を付すことで生み出すことが可能であると指摘している²⁶。例えば、年度0末に100万円の資産を購入し、利率を10%、残存価格を0と想定し数値例を用いて確認してみる。

(1) 5年間の定額償却の場合

年度0末に100万円で購入した資産を年度1～5の5年間に、毎年定額の償却(20万円)をすると(表5-5)、年度1は未償却相当額が100万円であるため、その部分に対応する控除可能な利子分は10万円となる。この利子相当額10万円に減価償却額20万円を加えた30万円を年度1の収入から控除することができる。この30万円の年度0末における割引現在価値は、割引率を10%とすると、27.27万円²⁷となる。同様に、年度2の未償却相当額は80万円であり、それに対応する利子相当額は8万円となり、この利子相当額8万円に償却額20万円を加えた28万円が年度2の控除総額となる。この28万円の年度0末時点の割引現在価値は23.14万円²⁸である。以下同様に、年度5末まで控除可能額の現在価値を計算した上で、年度1末から5末までの現在価値を足し合わせると100万円となる。つまりこの方式は取得時全額控除と同様に、投資収益非課税の効果をもたらすことを示唆している。

²⁶ Alvin C. Warren, *The Business Enterprise Income Tax: A First Appraisal*, 118 Tax Notes 921, 923-924 (2008). 神山・前掲注23 17-18頁参照。

²⁷ $27.27=30/(1.1)^1$

²⁸ $23.14=28/(1.1)^2$

表 5-5 5年間の定額償却の場合

年度	1 末	2 末	3 末	4 末	5 末	合計
減価償却	20	20	20	20	20	
利子分	10	8	6	4	2	
控除額	30	28	26	24	22	
控除額の 現在価値 (年度 0 末)	27.27	23.14	19.53	16.39	13.66	100

(資料 : Warren(2008) および神山(2011)を参考に筆者作成)

(2) 年度 4 末及び 5 末に集中的な減価償却を実施する場合

年度 1 末から 3 末までは減価償却を行わず、年度 4 末および 5 末で集中的に減価償却を実施するような変則的な減価償却スケジュールの場合にも同様の効果が得られるのであろうか。表 5-6 のように年度 4 末および 5 末に 50 万円ずつの減価償却を実施する場合を想定する。年度 1 には未償却相当額 100 万円に対する利子分 10 万円の控除のみが認められるので、その控除額の現在価値は 9.09 万円となる。年度 2 末・3 末は減価償却を行わないので、利子相当分のみが控除可能となる。年度 4 には未償却相当額 100 万円に対する利子分 10 万円と減価償却 50 万円の合計 60 万円の控除が認められる。この 60 万円の年度 0 末における割引現在価値は 40.98 万円となる。年度 5 には未償却相当額 50 万円に対する利子 5 万円と減価償却額 50 万円を合わせた 55 万円が控除可能となり、その割引現在価値は 34.15 万円となる。各年度における控除可能額の割引現在価値の合計は 100 万円となり、変則的な減価償却スケジュールであっても、未償却相当額に対応する利子相当額の控除を認めれば、取得時全額控除と同じ効果をもたらすことを示している。

表 5-6 変則的な減価償却の場合

年度	1 末	2 末	3 末	4 末	5 末	合計
減価償却	0	0	0	50	50	
利子分	10	10	10	10	5	
控除額	10	10	10	60	55	
控除額の 現在価値 (年度 0 末)	9.09	8.26	7.51	40.98	34.15	100

(資料 : Warren(2008) および神山(2011)を参考に筆者作成)

6 税額控除と損金算入の比較

税額控除は政策減税の手段として、租税特別措置法に規定されるものが多い。アメリカでは政策減税の手段として、税率の引き下げを行う場合と一般的な投資税額控除を認める場合とがあるが、我が国では一般的な投資税額控除は認められておらず、ある特定の業種や経済活動に対する特例として認められてきている。住宅の取得を促進するため、住宅借入金等控除（租税特別措置法 41 条）の他、企業の投資の観点から、増加試験研究費、コンピューター取得、エネルギー利用効率化整備の促進、中小企業設備投資の促進等の政策目的のために税額控除を認めている。税額控除は租税債務を直接相殺する効果を持ち、租税債務を控除額と同額まで減少させるのに対して、損金算入の節税効果は損金算入額に税率を乗じた額に留まることから、税額控除の減税効果は損金算入より大きくなる。

第 2 節 収益項目等の計上を遅らせることによる課税繰延

上記は費用項目等の計上を早めることによる課税繰延に係る理論的考察であった。収益項目等の計上を遅らせることによる課税繰延の効果は費用項目等の計上を早める場合と同様になる。Andrews 教授は収益項目等の計上を遅らせた場合も、課税後所得を投資した場合にそこから得られる投資収益を非課税にするのと等価であると指摘している²⁹。例えば**税引前安全収益率 R** を 10%、**税率 t** を 30% とし、納税者は年度 1 に 100 万円の所得を受け取り、その全額を貯蓄すると仮定する。

①所得課税を繰り延べた場合

年度 1 の所得 100 万円への課税は繰り延べられるため、100 万円全額が貯蓄される。年度 2 には 110 万円となり、全額が課税所得に算入される。納税者が年度 2 において支払った税額は 33 万円(=110 万円×30%)で、税引後所得は 77 万円である。

②投資収益を非課税とする場合

納税者は年度 1 の所得 100 万円に対して 30 万円の税金を支払い、残りの 70 万円を貯蓄する。年度 2 には 77 万円となり、利子分である 7 万円は非課税とすると、納税者は年度 2 において 77 万円の所得を得る。これは課税繰延を行った場合と同額である。

²⁹Andrews, *supra* note 13, at 1126、同様の指摘は Alvin C. Warren, *Timing of Taxes*, 39 *National Tax Journal* 499 (1986)にもある。

	所得課税繰延の場合		投資収益が非課税の場合	
	年度 1	年度 2	年度 1	年度 2
税引前所得	100	110	100	77
税金	0	33	30	0
税引後所得	100	77	70	77

(資料:筆者作成)

一般化のため、**税引前収益率を R、税率を t、年度 1 における所得を I、投資期間を n** とすると、所得課税を繰り延べた（上記①）場合には、I が全額投資に回されるので、その累積収益額は $I(1+R)^n$ となり、年度 2 で $I(1+R)^n(1-t)$ が手元に残る。一方、投資収益を非課税とする（上記②）場合では年度 1 に $I(1-t)$ の投資を行い、年度 2 には $I(1-t)(1+R)^n$ となる。両者で支払う税額を比較すると、ケース①の税額 $T_2 = tI(1+R)^n$ 、ケース②では税額 $T_1 = tI$ となり、割引率を R として税額の現在価値を求めると、いずれも tI となり等しい値をとることが確認できる。

なお、通常の所得課税の下では年度 1 の段階で I は課税所得に算入され、税引後の受取額である $I(1-t)$ を投資に回す。毎年度の受取利子（投資収益）に対してその都度課税がなされるため、税引後収益率 $R(1-t)$ で n 年間運用することになる。その結果 n 年度末の納税者の手元資金は $I(1-t)[1+R(1-t)]^n$ となり、ケース①および②よりも小さくなる。

第 3 節 等価性の前提条件

このように課税繰延は納税者に便益をもたらすものであると解されているが、課税繰延は常に納税者に便益をもたらすわけではない。このことを指摘したのが Warren 教授および Halperin 教授等である。

1 Warren 教授の指摘

Warren 教授は、税率が一定でかつ繰り延べられた租税が課税を繰り延べなかった場合の投資収益率で運用される場合には、課税の時期を早めたり、遅くしたりしてもその租税負担の現在価値が不変であることを示している³⁰。例えば年度 1 に 100 万円の所得を得た納税者がいて、その所得には 30% の課税が行われるとする。税引前投資収益率を 10% とすると、税引後投資収益率は 7% となる。

通常の所得税では納税者は 30 万円の税金を支払い、残額 70 万円を全額投資する。年度 2 には 74.9 万円の所得を得る。一方課税繰延がある場合には、年度 1 の所得 100 万円に対して課税がなされないとしても、投資収益に課税が及ぶ場合、年度 2 の投資残高は 107 万円

³⁰ Warren, *supra* note 29, at 499.

となる。その所得全額に対して課税が行われるとすると、納税者は 32.1 万円の税金を支払い、74.9 万円が手元に残る。割引率を納税者の直面する税引後リターンである 7%とすると、納税額の現在価値は 30 万円となり、通常の所得課税における納税額と同額になる。

一般化するために税引前収益率を R 、税率を t 、年度 1 における所得を I 、投資期間を n とすると、通常の所得課税の場合には、年度 1 末に所得税 tI を支払い、残額の $I(1-t)$ を税引後収益率の $(1-t)R\%$ で運用すると、年度 n には $I(1-t)[1+R(1-t)]^{n-1}$ となる。一方、課税繰延の場合には、 I が全額投資に回されるので、その累積収益額は $I[1+R(1-t)]^{n-1}$ となり、年度 n に納税者は $tI[1+R(1-t)]^{n-1}$ の税金を支払い、手元に $I(1-t)[1+R(1-t)]^{n-1}$ が残る。両ケースの納税者の最終的な手元残高をみると同じ金額になっていることが確認できる。

2 Halperin 教授の指摘

Halperin 教授は金銭の時間的価値 (time value of money) の観点から、給与に対して雇用の損金算入時期と被雇用者の所得算入をずらしたとしても、両者の投資所得に対する税率が同一である限り課税繰延は納税者に恩恵をもたらさないと指摘している³¹。

雇用者と従業員の**限界税率 t** はともに 40% であり、従業員は年度 1 において 1000 万円の役務提供を行い、**税引前投資収益率 R** を 10%、期間は 3 年とする。この時、雇用者が従業員に支払う給与について、雇用者側の損金算入 (費用控除) の時期と、従業員側の所得の算入の時期について課税のタイミングに関する法ルールを次の 3 つのケースに分類して、納税者側の利得を比較してみる。

	雇用者の損金算入時期	従業員の所得算入時期
ケース①	年度 1	年度 1
ケース②	年度 3	年度 3
ケース③	年度 1	年度 3

(1) ケース①の場合

従業員は年度 1 に税引後で 600 万円を受け取り、全額を投資して年度 3 に 674.16 万円 (= $1000 \text{ 万円} \times (1 - 40\%) \times (1.06)^2$) を得る。

雇用者は年度 1 に 1000 万円を控除することで 400 万円の節税効果を享受できるため、実質的な賃金コストは 600 万円となる。

³¹ Daniel Halperin, *Interest in Disguise: Taxing the 'Time Value of Money'*, 95 Yale Law Journal 506 (1986).

(2) ケース②の場合

雇用者は年度1に600万円を税引後利子率6%で資産運用する。600万円は年度1において従業員に支払うはずであった賃金1000万円のうち、損金算入による400万円の節税額を除いた実質的な賃金コストを指す。年度1の600万円の投資は年度3には674.16万円になり、雇用主は年度3に支払賃金の損金算入ができるため、従業員への支払いは節税効果を勘案しグロスアップされ、1123.6万円(=674.16/(1-40%))となる。

従業員にとっては年度3に1123.6万円の所得を得て、それに対して40%の課税を受けるため、税引後で674.16万円となる。ケース①とケース②を比べると両者は経済的に等価であるといえる。

(3) ケース③の場合

年度1に控除のみ早期に行い、所得算入が年度3まで繰り延べられるケースである。

雇用主は年度1で1000万円の損金算入を行い、1000万円全額を投資できるので、年度3には税引き後で1123.6万円(=1000万円×(1.06)²)となる。この額が年度3において従業員に支払賃金として支払われるので、従業員は税引後で674.16万円を得る。

上記の例をみると、課税繰延であるケース③が課税繰延を行わないケース①および②に比べて有利なように思えるが、いずれのケースにおいても、年度1で雇用主は実質的な賃金600万円を負担し、従業員は年度3において税引後で674.16万円を手にするという事実は変わらないのである。

このように取引の両当事者の限界税率が同じであるならば、異なる法ルールの下でも同様の結果が得られることがわかる。そしてHalperin教授は、現実の世界においても、代替的課税と適切に組み合わせることによって、発生主義を採用した場合(ケース①)と等しい、もしくは近似した状況を実現することができる³²と指摘している。しかしHalperin教授の議論は雇用者と従業員の限界税率と投資収益率が等しいこと、限界税率が将来にわたって一定であることを前提としている。そのため両者の限界税率が異なる場合、また投資収益率が雇用者と従業員で異なる場合には、この関係は崩れてしまう³³。

3 神山准教授の指摘

神山准教授は市場利子率(リスクフリーレート)を上回る超過収益が存在する場合に、国庫の視点からは課税繰延と投資収益非課税の等価性は崩れる可能性があることを指摘

³² *Id.* at 523.

³³ 具体的には、①従業員の将来の限界税率が低い場合、②雇用者の将来の限界税率が高い場合、③雇用者が従業員よりもより高い税引後投資収益率を享受できる場合に租税負担の削減効果をもたらす得る。See, Halperin, *supra* note 31; Eric D. Chason, *Deferred Compensation Reform: Taxing the Fruit of the Tree in its Proper Season*, 67(2) Ohio State Law Journal, 347 (2006).

している³⁴。例えば、投資元本 I 、市場利子率を R 、税率を t 、市場利子率を上回る超過収益 α 、保有期間を n とする。

課税繰延の場合、元本 I は年度 n 末に $I(1+R+\alpha)^{n-1}$ となり、これに対して $tI(1+R+\alpha)^{n-1}$ の納税を行うので、課税後の受取額は $(1-t)I(1+R+\alpha)^{n-1}$ となる。また投資収益非課税の場合、納税者は年度 1 末に tI の租税を支払い、年度 n 末に $(1-t)I(1+R+\alpha)^{n-1}$ を受取る。ここで、納税者の課税後受領額は同じであることが確認できる。

しかし政府にとっては、課税繰延の場合の年度 n の税額 $tI(1+R+\alpha)^{n-1}$ と、投資収益非課税の場合の年度 1 の税額 tI は政府の割引率次第では等価とならない可能性がある。政府の割引率が納税者の割引率よりも低い場合には、課税繰延の方が投資収益非課税よりも国庫にとって有利ということになる。より直感的に言えば、投資収益非課税の下では、納税者が投資により超過収益を享受したとしてもそれを捕捉することはできないのに対し、課税繰延の場合には、投資終了後に課税を行うため、政府は超過収益を捕捉することが可能となるためである。

第 4 節 小括

本章では課税繰延の問題に対する理論的考察を行った。課税繰延には①必要経費（費用等）の計上を早める、②収入金額（収益）の計上を遅らせることの 2 つの類型があり、ここでは主として①必要経費（費用等）の計上を早めることによる課税繰延の観点から加速償却制度を取り上げて考察を加えた。

加速償却制度が導入された目的はアメリカも日本も基本的には同じであって、投資資本の回収を効率的に行わせることにより、設備投資を刺激し経済を活性化させるという政策的な目的に基づくものであった。なおアメリカではインフレ調整の目的も含まれている。

我が国の平成 19 年度の減価償却制度の見直しは加速償却を強力に推進するという目的ではなく、実態に即した償却を行うことで課税の中立性の確保を目的とするものであった。②収益項目等の計上を遅らせることによる課税繰延の効果は、①経費（費用等）の計上を早める場合と同様である。

アメリカでは 1981 年の ACRS の導入を契機として課税繰延に係る研究が Andrews 教授、Warren 教授、Halperin 教授等を中心に盛んに行われた。これらの研究はいずれも課税繰延の本質を明らかにし、納税者が課税繰延から享受する課税メリットの大きさを指摘するものである。そして課税繰延の問題を放置することは租税制度自体の崩壊を招きかねないとの警鐘を鳴らす点で共通している。

³⁴ 神山弘行「課税繰延の再考察」金子宏編『租税法の基本問題』268 頁（2007）、神山弘行「対外間接投資と課税繰延防止規定」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成 21 年第 2 号（通巻第 94 号）126 頁（2009）。

第6章 保有期間中立的なキャピタルゲイン課税方式の検討

本章では現行の所得課税制度の根源的な問題点の一つである課税繰延の問題を解決するために、時価評価の困難性の問題と納税資金の問題を同時に解決しつつ、金銭の時間的価値に基づく課税繰延の便益を排除する、保有期間中立的なキャピタルゲイン課税方式を具体的に検討していく。

第1節 実現主義に基づくキャピタルゲイン課税の問題点

日本やアメリカの所得税制度はキャピタルゲインへの課税について実現主義を採用している。資産の所有者は税負担を実質的に軽減するためにキャピタルゲインの実現を先延ばしするため、資産を所有者の手に封じ込めるロックイン効果をもたらす。つまり投資家は保有資産から相対的に低い税引前収益率しか享受できなくとも売却をせずに保有し続けることにより、社会的に非効率な投資がなされることを示唆している。金子教授はロックイン効果の問題に対し「どう解決するかが、キャピタル・ゲイン課税をめぐる最も困難な問題の一つである¹⁾」と指摘するとともに「ロック・イン効果を排除するための措置として、譲渡所得の全部または一部を課税の対象から除外することは、きびしく排撃されなければならない²⁾」と強調している。

また実現主義を採用し、納税者が実現のタイミングを自由にコントロールできる限り、含み損が生じた資産を先に実現させ、含み益が生じている資産を繰り延べるという租税裁定が行われる可能性を否定できない。

1 ロックイン効果の発生メカニズム

ロックイン効果の発生メカニズムについて、数値例を用いて考えてみたい³⁾。投資家が年度0末に1000の資産を購入し、年度1末に資産価値が2倍になるとする。年度1末にキャピタルゲインを実現して年度2に安全運用をするケース(表6-1)と、年度2末までキャピタルゲインの実現を先延ばしするケース(表6-2)で、この投資家の年度2末のポジション価値を比較する。キャピタルゲイン税率と利子所得税率をともに30%、税引前安全利子率とキャピタルゲインの実現を先延ばしすることによる収益率をともに10%とすると、キャピタルゲインを先延ばしした場合の年度2末におけるポジション価値が21(=1840-1819)大きくなっている。これは年度1末にキャピタルゲインを実現した場合の税額300の税引後安全運用益に等しい。

¹⁾ 金子宏「キャピタルゲイン課税の改革」同著『課税単位及び譲渡所得の研究』302頁(1996)。

²⁾ 金子・前掲注1 314頁。

³⁾ 鈴木将覚「キャピタルゲイン税改革について ～「ロックイン効果」をいかに回避するか～」みずほ政策インサイト(2009) の数値例を参照している。

表 6-1 年度 1 末にキャピタルゲインを実現して年度 2 に安全運用をする場合

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
資産価値	1000	2000	1870
キャピタルゲインないし利子所得		1000	170
税額(30%)		300	51
税引後利益		1700	1819

(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

表 6-2 年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
資産価値	1000	2000	2200
キャピタルゲインないし利子所得			1200
税額(30%)			360
税引後利益			1840

(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

上記数値例を Auerbach 教授の議論⁴をもとに一般化して表す。キャピタルゲイン率を g 、税引前安全利子率を i 、年度 2 における資産収益率を r として、年度 1 末にキャピタルゲインを実現するケースの年度 2 末のポジション W_1 と年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしするケースの年度 2 末のポジション W_2 を求める。なお年度 0 末の資産価値は 1 で、税率は t とする。

$$W_1 = [1 + g(1 - t)][1 + i(1 - t)] = (1 + g)(1 + i) - t\{g[1 + i(1 - t)] + (1 + g)i\}$$

数式 6-1

$$W_2 = (1 + g)(1 + r) - t[(1 + g)(1 + r) - 1] = (1 + g)(1 + r) - t\{g + (1 + g)r\}$$

数式 6-2

数式 6-1 では年度 1 末に $[1 + g(1 - t)]$ の税引後キャピタルゲインを得て、それを資金に年度 2 には $i(1 - t)$ の利回りで運用される。数式 6-2 では年度 1 では収益率 g で資産価値が増加し、年度 2 にはさらに収益率 r で増加するため税引前ポジションは $(1 + g)(1 + r)$ となり、これに対して税率 t の課税がなされる。

数式 6-1 と数式 6-2 で $i=r$ 、すなわち税引前安全利子率と年度 2 の資産収益率が同一であると仮定すると、両者の違いは年度 1 末のキャピタルゲインに対する税額 (tg) に税引

⁴ Alan J. Auerbach, *Retrospective Capital Taxation*, 81(1) *The American Economic Review* 167 (1991).

後安全利子率 $[i(1-t)]$ を乗じた額であることがわかる。つまりキャピタルゲインへの課税を繰り延べることにより、その金額分だけ税制上有利になる ($W_1 < W_2$) ため、投資家はたとえ年度 2 における資産収益率(r)が税引前安全利子率(i)より小さくとも、課税繰延の便益がそれを上回る限り資産を保有し続けることになる。これが「ロックイン効果」を生じさせる理由である。上記の数値例に戻って考えると、年度 2 における資産収益率(r)が 8.5%に低下した時に両ケースの年度 2 末のポジション価値が 1819 で等しくなる。つまりこの投資家にとっては資産収益率が 8.5%を下回るまでは資産を年度 2 まで保有し続けることが税制上有利になるため、その分だけ投資家の投資選択行動が歪められるのである。

このような課税繰延に起因するロックイン効果や租税裁定を排除するためには、投資家による資産の保有期間が租税に影響を受けない条件を整えること、すなわち所得課税が保有期間に対して中立的 (Holding-Period Neutrality) である必要がある。保有期間中立的なキャピタルゲイン課税方式を検討するに先立って、現行の平準化措置と保有期間中立性との関係を確認しておきたい。

2 キャピタルゲインの平準化措置

譲渡所得は我が国を含め多数の国々で課税の対象とされているが、土地の値上り益等のように、長年にわたって蓄積したキャピタルゲインを実現した時点で単年度の所得として高い累進税率で課税することについては議論があった。そこで現行法では、①取得後 5 年以内の譲渡による所得は「短期譲渡所得」として平準化されないが、②取得後 5 年を超えるものについては「長期譲渡所得」として平準化措置が認められている (所税 33 条)。長期譲渡所得については、課税の平準化の観点から、譲渡所得の金額の 2 分の 1 を課税標準としている (所税 22 条 2 項 2 号) ⁵。

(1) 平準化の方法

平準化の方法は①定率課税除外法、②比例税率課税法、③全額課税調整法と大きく分けて 3 つある⁶。

1 定率課税除外法

定率課税除外法とは長期譲渡所得について一定割合を課税の対象から除外する方法であるが、その方法はさらに 2 種類に分けることができる。長期譲渡所得について資産の所有年数に係らず一定割合を除外する方法と、資産の所有期間が長くなるにつれて長期譲渡所得の課税対象からの除外割合を徐々に増加させる方法である。前者を「定率課税除外法」

⁵ 実際には譲渡所得の多くは租税特別措置法によって分離課税がなされており、所得税法 33 条が適用されるのはまれである。

⁶ 金子・前掲注 1 288 頁以下。

といい、後者を「逡増定率課税除外法」という。

定率課税除外法は 1986 年までアメリカで採用されてきた長期譲渡所得の 40%のみを課税対象とする制度や我が国の長期譲渡所得の 2 分の 1 のみを課税の対象とする制度である。我が国の 5%から 40%までの累進税率の下では、長期譲渡所得は 2.5%から 20%で軽減されることになる。キャピタルゲインを得る者の多くが高額所得者であることを考慮すれば、譲渡所得がいかに大きくとも最高税率として 20%が適用されることには不公平感が残る。また逡増定率課税除外法は、例えば長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分の基準が 5 年の所有期間であるとする、所有期間が 5 年超 10 年以下の場合は譲渡所得の課税対象への算入割合は 80%、所有期間が 10 年超 15 年以下の場合は 60%、所有期間が 15 年超 20 年以下の場合は 40%、所有期間が 20 年を超える場合は 20%というように、課税除外割合が所有期間が長くなるにつれて逡増していく方法である。この方法は定率課税除外法に比べれば不合理性が少ないと考えられるが、課税対象算入割合をどのように逡増させるかについて客観的で合理的な指針や基準がない。また納税者に土地や有価証券等の長期保有のインセンティブを与えることとなり、資産の封じ込め効果（ロックイン効果）を助長させる結果となる点で問題が多い。

2 比例税率課税法

長期譲渡所得に対して比例税率で分離課税をする方法であり、かつてアメリカで定率課税除外法との選択において認められてきた方法である。この方法では、例えば 20%の比例税率を適用する場合を考えると、40%の税率の適用される納税者にとっては税負担が 20%となるため税負担が 2 分の 1 に軽減されるが、20%以下の税率が適用される納税者にとっては税負担が軽減されない、逆に税負担が増加するという事態を招く。つまり低所得層ほど税負担の増加の割合が大きくなり、高額所得者により多くの利益を与え累進税率構造に悪影響を与える不合理な制度であるといえる。

3 全額課税調整法

課税所得を全額総合課税の対象とし、平準化措置を適用するもので、シャープ勧告により提案されたものである。実現した所得を例えば 5 年にわたり平準化するもので、初年度はその年度の総所得+1/5キャピタルゲインにより累進税率 α_1 を決定する。2 年目は次の年度の総所得+1/5キャピタルゲインにより累進税率 α_2 を決定する。以上を 5 年間繰り返すものである。このケースでは資産の所有年数に係らず、5 年という一定の年数にはわたって平準化を行ったが、実際の所有期間にわたって平準化を行う方法もある。全額課税調整法によれば、定率課税除外法また比例税率課税法のように、譲渡所得と他の所得との間に不公平が生じることはなく、また累進所得税の趣旨にも合致している。しかしその一方で、所有期間が異なる複数の資産を譲渡した場合等、計算が複雑であることは否めない。

(2) 平準化措置の弊害

このような平準化措置の存在は納税者に負担軽減行動を誘発させる。すなわち納税者は通常所得をキャピタルゲインに所得変換することによって自らの税負担を軽減しようとする。例えばアメリカではベストセラーとなった書物を執筆した納税者が、通常の出版契約を結ばずに、執筆した原稿自体を出版社に譲渡し、多額の税負担の軽減を行った事例がある。当時、連邦所得税の最高税率は 91%であったので、仮に著者が通常の出版契約を結び著作権収入として普通所得で所得を得ていたならば、その大部分が租税として徴収されるはずであった。これに対してキャピタルゲインは 2 分の 1 課税であり、しかも納税者は 2 分の 1 課税の代わりに他の所得と分離して 25%の比例税率で課税されることを選択することができたので、原稿を出版社に譲渡し、著作権収入を譲渡所得に転換することによって、大幅な節税が可能となったのである。

金子名誉教授も、2 分の 1 課税方式のもとでは譲渡所得でないものを譲渡所得として仮装することによる脱税や、種々の技巧を用いて他の種類の所得を譲渡所得に転換することによって租税を回避する傾向が生じやすいことを指摘している⁷。これに対してシャープ方式の平準化措置の下では、所得税の税率構造が長期的に安定している限り、長期譲渡所得は他の所得よりも税負担が軽減されることがないため、上記のように他の所得を譲渡所得に仮装ないし変換するインセンティブは働かない。従って平準化措置を維持するという前提にたてば、長期譲渡所得と短期譲渡所得を区分した上で、長期譲渡所得についてシャープ方式の平準化措置ないしそれに類似した措置を採用することが妥当であるといえるだろう。

一方で、そもそも譲渡所得に対して平準化措置を適用する必要性を疑問視する見解もある。例えば金子名誉教授は、譲渡所得は不労所得ないし財産所得であって、勤労所得よりもはるかに高い担税力を持っており、「譲渡所得に対して平準化措置を適用することがそもそも妥当であるかどうか、それが公平負担の観点から見てはたして必然的な要請であるのかどうかを問い直す必要があるように思われる⁸。」と述べ、譲渡所得に対する平準化措置の適用そのものに疑問を投げかけている⁹。

また課税繰延の観点から平準化措置を再考すると、平準化措置には長期間にわたって蓄積されるキャピタルゲインをその発生時点における累進税率の適用による税負担を緩和す

⁷ 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」同著『課税単位及び譲渡所得の研究』97 頁(1996)。

⁸ 金子・前掲注 7 97 頁。

⁹ キャピタルゲインが他の所得よりも税負担が軽減される理由について、アメリカで一般的に主張されるところでは、①キャピタルゲインは長期間にわたって蓄積されるものであるため、課税の平準化により、その発生時点における累進税率の適用による税負担を緩和すること、②平準化が認められる長期譲渡所得の期間が 1 年というのは不適切であること、③インフレーションの調整、④貯蓄に対するインセンティブ、⑤キャピタルゲイン課税の優遇は、未実現の所得に対する非課税との調和、⑥キャピタルゲイン課税のために投資を抑制されること、つまり凍結効果 (lock in effect) に対する配慮があるとしている。水野忠恒『租税法第 5 版』213 頁(2011)参照。

るという点では効果があるものの、資産の所有者に課税繰延の利益を与える点については何の解決策にもならないといえる。つまり、キャピタルゲインは資産価値の増加益であるから、譲渡の時点で初めて課税を行うことは課税繰延に他ならず、実現主義課税の下では納税者は実現の時期を恣意的に操作することで、所得の計上時期を操作することが可能となる。また含み益資産を有する納税者に対して、相対的に低い税引前リターンを受け入れるインセンティブを付与してしまい、社会的には非効率な投資決定がなされる可能性を排除することができない。キャピタルゲインが抱えるこのような構造的な問題を解決するためには、保有期間に対して中立的な課税制度を構築していくことが必要となるのである。

第2節 保有期間中立的を維持する方法

金銭の時間的価値に起因する課税繰延の問題に対処する方法は6つあると考えられる¹⁰。①時価主義課税、②繰延られた課税に対して毎年度利子税を賦課する方法、③実現時にまとめて利子相当額を負担させる方法、④Auerbach教授が提唱している Retrospective Taxation、⑤前述の Retrospective Taxation を拡張した Generalized cash flow taxation、⑥投資イールドに着目して課税を行う方法である。

1 時価主義課税

保有期間に対して中立性が成り立つ最も純粋な課税方法は発生ベースで捉えられたキャピタルゲインに対して課税することである。これは実現主義課税から時価主義課税への転換を意味する。キャピタルゲインは所有資産の価値の増加益であるから、理論上は毎年の増加益に対してその年に課税するのが妥当である¹¹。毎年課税を行えばロックイン効果はそもそも生じる余地はなく、むしろ資産の譲渡が促進されるであろうし、さらに平準化措置を講ずる必要性もそもそもなくなる。しかし実際問題として未実現のキャピタルゲインに対して毎年繰り返し課税を行うことは、納税者にとっても、税務行政庁にとっても大きな負担であるし、納税者が納税資金を持っていない場合には納税のために資産の一部を譲渡したり、借入れを行わなければならないという事態も起こり得る。こうした理由からすべての資産について時価主義課税を導入することは困難である。そこで我が国では現在、時価評価が比較的簡便な、デリバティブ等の金融商品に対して時価主義課税が導入されている。さらにアメリカでは OID (Original Issue Discount) ルール¹²のような疑似時価主義も浸透しつつある。

¹⁰ 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(五・完)」法学協会雑誌 129 巻 3 号 (2012) 155 頁。なお本節の記述は同論文を参照している。

¹¹ 金子・前掲注 1 301 頁。

¹² Lokken, Lawrence, *The Time Value of Money Rules*, Tax Law Review, Vol. 42, 20-21 (1986)

(1) OID ルールの概要

OID とは、満期表示償還価格¹³が発行価格¹⁴を上回る部分と定義される。満期表示償還価格とは債券の支払い合計額から適格表示利子¹⁵（いわゆるクーポン）を差し引いたものを指し、それが発行価格を上回る部分が割引（Original Issue Discount :OID）となる。つまり発行体が投資家に金利部分を支払う方法にはクーポンと割引があり、債券の支払い合計額からクーポンを除いた部分を割引と定義しているのである。

アメリカにおいて 1969 年に成立した OID ルールは、発生主義を用いる借手が現金主義を用いる貸し手に対して支払うべき利子を、貸し手が所得計上する以前に控除するという形の濫用を防ぐためのものであった¹⁶。そのため OID ルールでは、割引債の償還差益のうち、金銭の時間的価値（time value of money）に相当する部分については、その期間にわたり毎月等しい月額で振り分けられることとなる¹⁷。しかしこの OID ルールは利子を每期均等額で振り分けることから、期間が長くなるほど納税者にとっては有利な結果をもたらすものとなっていた。例えば市場利子率が月 10%とすると、826 万円を複利計算すると 1 ヶ月後に 908.6 万円(=826 万円+利子 82.6 万円)、2 ヶ月後に 1000 万円 (=908.6 万円+利子 90.86 万円) になる（表 6-3）。これに対して 1969 年の OID ルールでは 1000 万円と 826 万円の差額の 174 万円について 2 カ月間にわたり均等に 87 万円ずつ控除・所得計上を行うことになる。1 カ月後の利子を比較すると複利計算では 82.6 万円であるのに対し、OID ルールでは 87 万円と実際に発生した額を上回る利子を控除できる点で金銭の時間価値に基づく繰延利益の調整が不十分であることがわかる。そこで 1982 年改正において OID ルールにおいて複利計算が導入された（内国歳入法典 163 条、1232 条、1232A 条）。

表 6-3 1969 年の OID ルールに基づく利子振り分け

		現在	1 ヶ月後	2 ヶ月後
複利計算	資産価値	826	908.6	1000
	発生利子	—	82.6	90.86
OID (均等割り)	資産価値	826	913	1000
	想定利子	—	87	87

(資料：筆者作成)

¹³ 内国歳入法典 1273 条(a)(2)参照。

¹⁴ 米国財務省規則 1.1273-2 参照。

¹⁵ 米国財務省規則 1.1273-1(c)参照。

¹⁶ 中里実『金融取引と課税』62 頁(1998)。

¹⁷ 対象は 1 年超の社債のみ。

このような OID ルールの目的は次の 2 点に集約することができる¹⁸。

第一は債券の投資家が経済的所得のタイムリーな認識を技術的に回避・繰延べ・相殺できないようにすることである。例えば、クーポン債ではクーポンの支払時に発行体が控除を行い投資家が所得に算入するのに対し、ゼロクーポン債の場合には最後にまとめて支払いがなされるため、実際に支払いが行われる最終段階で控除と算入を行うとクーポン債とのつりあいがとれなくなる。そこでゼロクーポン債においてもあたかも利子はその都度支払われたとみなし、発行体は控除を行い投資家は未収利子所得を計上しかつその利子を同じイールドで再投資したかのように扱う。さらに任意に定めたイールドではなく、債券からの真の経済的所得に近いイールドで課税することに OID ルールの強みがある。つまり、債券の発行段階での割引を利子所得として、債券イールドにそった複利計算でその都度算入・控除させることにより、クーポン債とのバランスをとり、租税が投資行動に及ぼす歪みを是正しようとしている。

第二の目的は、債券の投資家と発行体の間で対称的な課税取扱いを行う点にある。つまり投資家は実際には受領していない利子を所得として認識し、発行体は実際に支払っていない利子を費用として控除することにより、切り出した利子を両者で同じタイミングで算入・控除させることにより金銭の時間的価値に係る問題を回避しているのである。

(2) OID ルールに基づく課税

OID ルールに基づく課税は①OID 総額の決定、②OID の算入・控除の割り振りの 2 段階で行われる。ここで、5 年物で元本が 100 万円、クーポンが半期ごとに 6%で支払われる債券があり、90 万円で発行されたとしよう。債券の支払い合計額は 130 万円 (=100 万円 + 利子 30 万円) であり、この利子分 30 万円は適格表示利子であるので、満期表示償還価格は 100 万円となる。従ってこの債券の OID は満期表示償還価格 100 万円と発行価格 90 万円との差額である 10 万円となる。

次に OID を発生期間毎に債券のイールドに基づいて投資家と発行体に割り振る。この債券イールドとは満期利回り (Yield to Maturity) ともいい、全ての元本・利子の現在価値が発行価格と等しくなる利率である。上記の事例の場合、半年毎のクーポン 3 万円が 10 回、最終回には 100 万円が償還されるキャッシュフローの現在価値が発行価格 90 万円に等しくなるような満期利回りを計算すると 4.25%となる¹⁹。この満期イールドを用いて算出された想定利子額から毎期の OID が算出されることになる。例えば第 1 期では発行価格 90 万円にイールド 4.25%を乗じた 38,233.7 円が想定利子額となり、第 1 期に発生するクーポンと OID の合計額を表す。クーポンは毎期 3 万円なので、OID は 8,233.7 円 (=38,233.7 円 -

¹⁸ 橋本慎一郎「OID ルールのデリバティブへの拡張」国家学会雑誌 118 巻 5・6 号 621 頁 (2005)。

¹⁹ クーポンを C、元本を G、利回りを r として、 $\sum_{n=1}^{10} \frac{(C+G)}{(1+r)^n} = 90$ 万円、となるような r を求めている。正確には r=4.24818940644702%。

3万円)となる。発生したOIDは発行価格に加算され、債券の調整済発行価格(Adjusted Issue Price:AIP)は908,233.7円に上昇する。第2期は調整済発行価格908,233.7円にイールド4.25%を乗じた38583.49円が発生し、クーポン3万円とOID8583.49円に分解される。この作業を繰り返し、最終期の第10期には調整済発行価格が満期償還価格と等しい100万円となる(表6-4および図6-1参照)。

表 6-4 OIDの算入・控除の割り振り方法

期間	想定利子額	クーポン	OID	AIP
0	—	—	—	900000.00
1	38233.70	30000	8233.70	908233.70
2	38583.49	30000	8583.49	916817.19
3	38948.13	30000	8948.13	925765.32
4	39328.26	30000	9328.26	935093.59
5	39724.55	30000	9724.55	944818.13
6	40137.66	30000	10137.66	954955.80
7	40568.33	30000	10568.33	965524.13
8	41017.29	30000	11017.29	976541.42
9	41485.33	30000	11485.33	988026.75
10	41973.25	30000	11973.25	1000000.00

(資料：橋本(2005)を参考に筆者作成)

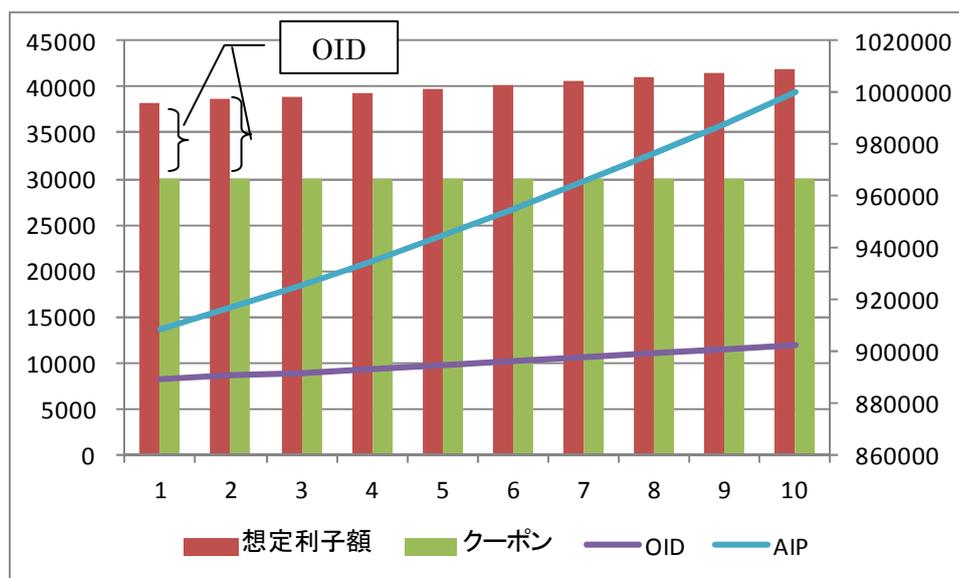


図 6-1 OIDの概念図 (資料：筆者作成)

このように OID ルールは技術的な規制の集積であるが、その目的は納税者の所得変化を正確に計量し課税する点にあり、その意味ではヘイグ=サイモンズが提唱する包括的所得概念に近づくための取り組みの一つであるといえる²⁰。また所得を正確に計量し経済的に等しいポジションを同じように扱うことで OID ルールは納税者の租税回避的な行動を抑制する機能を果たしているともいえる。

ただし、OID ルールでは債券発行時にイールドを決定するため、その後市場金利が変動したり、発行体の信用状況が大きく変化しても、それに対応することができないという欠点がある。市場金利が上昇した場合には投資家はロスを実現するために債券を売却することが可能であり、また金利が下落した場合にはキャピタルゲインを実現させずに保持し続けることができる。つまり発行体は OID を控除し続ける一方で、投資家はトレーディング活動を通して OID の算入を減らすことができるのである。また債券の発行体の信用状況が大きく低下して、債券のデフォルトが懸念される状況に陥ったとしても期間毎の OID の算入・控除を差し止める仕組みは存在しない。つまり OID ルールは発行時の予想イールドに基づいて強制的に所得を認識させており、現実のイールドに基づいて課税を行っているわけではない点で事後ではなく事前の視点からの課税システムであるといえる。このように考えれば OID ルールは課税の繰り延べを防止するという点においては包括的所得概念に親和的であるものの、所得の捉え方の面では包括的所得概念からは乖離する可能性がある²¹。

2 每期利子を課す方式

納税者の課税繰延の便益を排除する法制度として利子税を賦課する方法がある。その背景には加速度償却や課税繰延を「政府から納税者への無利息融資」に等しいと捉える租税支出論の考え方²²がある。例えば年度 1 に 1000 万円の所得を得た納税者が限界税率 30% で課税されると 300 万円の納税を行う。ここで所得税の賦課徴収が年度 2 まで 1 年間繰り延べられるとすると、それは政府から納税者に対して 1 年間 300 万円を無利子で貸し付けたのと等しい。つまり貸付元本 300 万円に対する利子相当額が政府から納税者への補助金に該当する²³ことから、利子税は納税者に利子相当額の支払を求める法制度であるといえる。この方式に従えば、保有期間中立性が確保されることからロックイン効果が排除できる。また每期課されるのは課税繰延に係る利子相当額であることから、納税資金の不足の問題も解決することが可能である。しかし時価評価が困難な資産についての評価の困難性を回避させることはできない。

²⁰ 橋本・前掲注 18 624 頁。

²¹ 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(四)」法学協会雑誌 129 巻 2 号 180 頁 (2012)。

²² Stanley S. Surrey & Paul R. McDaniel, "Tax Expenditures" (Harvard University Press 1985)。

²³ Stanley S. Surrey, *The Tax Reform Act of 1969 -- Tax Deferral and Tax Shelters*, 12 (3) Boston College Industrial and Commercial Law Review 307, 310-311 (1971); Stanley S. Surrey, "Pathways to Tax Reform", 109-110 (Harvard University Press 1973)

利子税の賦課において重要なことは①適切な利子率を設定することと、②適切な利子税の賦課方法の選択である。①適切な利子率を設定することについて、神山准教授は「適切な利子率の設定をするためには、利子税を賦課することの主目的を明確にしなければならない²⁴」とし、利子税を課す目的に応じて適切な利子率が異なり得ることを指摘している。すなわち、納税者間の公平および課税の中立性を達成するために納税者の観点から利子率の設定を行う必要性を説く Bradford 教授等の議論に従えば、適切な利子率は先述の通り、納税者の投資収益率ということになる。その背後にある考え方は、納税者が課税繰延によって繰り延べられた納税分相当額の資金を市場運用することによってリターンを得たとすれば、課税繰延による便益は市場運用リターンと等しくなるからである。

これに対して利子税を賦課する主目的が税収中立性の確保を達成するという政府（国庫）の視点にあれば、利子率は政府（国庫）にとっての機会費用の観点から設定する必要がある。現行のアメリカ法で国債の利率が利子率として採用されているのは、この観点に基づくものである。しかし税収中立性を確保するための利子率が「国債の利子率」なのかを疑問視する見解もある。Blum 教授は、国債の利子率は市場収益率よりも低いことが一般的であり、国債の利子率を基準に利子税を賦課すると課税繰延による便益の排除が不十分となり、全納税者から課税繰延を行う納税者に対して不公平な所得移転がなされること、また政府が課税繰延の結果、追加的な資金調達をする場合には事務コスト等の取引費用が発生することから、国債の利回りに取引費用を上乗せした利率を利子税として徴収しなければ税収中立的な制度とはならないと指摘している²⁵。さらに神山准教授は課税繰延を政府から納税者への融資であると考えれば、利子税の利率には各納税者の信用リスクに見合うリスクプレミアムを加味しなければ税収中立性は確保できないと指摘している²⁶。

なお、利子税の賦課方法については先述の CCM 方式および（簡易版）LBRM 方式を採用するのが現実的であると思われる。

3 実現時に利子税を課す方式

(1) Vickery(1939)の理論

実現主義を維持しつつ課税繰延の便益を排除する方法として Vickery 教授は発生ベースのキャピタルゲインを事後的に捉えてそれに対して課税する方法を提案している²⁷。時点 s

²⁴ 神山・前掲注 10 160 頁。

²⁵ Cynthia Blum, *New Role for the Treasury: Charging Interest on Tax Deferral Loans*, 25 *Harvard Journal of on Legislation* 1,24 (1988).

²⁶ 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(三)」法学協会雑誌 129 卷 1 号 108 頁(2012)。

²⁷ William Vickrey, *Averaging of Income for Income-Tax Purposes*, *Journal of Political Economy*, Vol. 47, No. 3, 379 (1939).

における資産価値を A_s 、安全利子率を i 、キャピタルゲイン税率および利子所得税率をともに t 、 s 期の資産収益率を r_s とする2期モデルを想定すると、保有期間中立的なキャピタルゲイン課税 T は次のように表される。

$$T_{s+1} = [1 + i(1 - t)]T_s + tr_s A_s$$

数式 6-3

ここで期間を複数年に、 $T=trA$ であることを利用すると数式 6-3は次のようになる。

$$T_s = t\{r_s A_s + [1 + i(1 - t)]r_{s-1} A_{s-1} + [1 + i(1 - t)]^2 r_{s-2} A_{s-2} + \dots\}$$

数式 6-4

Vickery 教授の理論を表 6-2 年度2までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合)の数値例を用いて検証した結果が表 6-5 である。税引後利益 1,819 は表 6-1 年度1末にキャピタルゲインを実現して年度2に安全運用をする場合)の税引後利益と同額になり、課税繰延による便益が完全に排除されていることがわかる。

表 6-5 Vickery(1939)に基づく税額

	年度0末	年度1末	年度2末
資産価値	1000	2000	2200
キャピタルゲインないし利子所得		1000	200
税額(30%)		300	60
税額の現在価値(年度2末で評価)		321 (=300×1.07)	60
税引後利益			1819 (=2200-(321+60))

(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

Vickery 教授の理論は非常に優れているものの、実際の執行面を考えると大きな制約がある。それは税額を算出するために、毎期の資産価格 A_s と資産収益率 r_s が必要になることである。このような時系列データを、特に非上場株式など流動性の乏しい資産について確実に把握することは現実的に不可能であるといえる。そこでこの問題を解決するためにいくつかの方法が提唱されている。

(2) ミード報告に基づく方式

Meade Commission Report²⁸（以下、ミード報告）はインフレ調整済み利子税を提唱している。これは、キャピタルゲインは貨幣価値の下落ないし物価上昇による資産価値の名目的増加にすぎず、これを課税の対象とするのは原資に対する課税であって不合理であるとの意見に対応したものであるといえる。そこでミード報告ではインフレによる資産価格上昇部分と市場利子率で運用することによる資産価値上昇部分（すなわち金銭の時間的価値に基づく課税繰延の便益）を排除した純粋なキャピタルゲインを算出し、利子税を賦課する方法を提唱している²⁹。資産の譲渡価格を **S**、取得価格を **A**、取得価格 **A** に保有期間のインフレ調整を加えた「インフレ調整済み取得価格」を **C₁**、取得価格 **B** に保有期間の保有期間の利子を賦課した「利子調整済み取得価格」を **C₂** とすると、真のキャピタルゲインは次のように表される³⁰。

$$\text{真のキャピタルゲイン} = \frac{\log \frac{S}{C_1}}{\log \frac{S}{C_2}} (S - C_2)$$

(log : e を底とする自然対数)

数式 6-5

(log : e を底とする自然対数) 数式 6-5 の導出の過程で、保有期間中の納税者の限界税率および市場利子率が一定であることが暗黙の前提とされており³¹、ミード報告ではこうした前提を置くことによって Vickery(1939)が抱える問題、すなわちデータ取得の困難性を克服しようとしたのである。

その結果、資産の譲渡価格 **S**、資産の取得価格 **A**、保有期間 **n** の 3 つのデータを揃えれば、真のキャピタルゲインを算出することができ、適切な利子税を賦課することが可能となるのである。

ミード報告に基づく利子税の賦課方式を表 6-2（年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合）の数値例を用いて考えてみる。なお、ここではミード報告に基づく利子税の賦課方式を直感的に捉えることを目的とするため、真のキャピタルゲインは 1200（＝譲渡価格 2200-取得価格 1000）とする。ミード報告では保有期間にわたり投資収益率が一定であることを前提としていることから、事後的に計算される資産収益率は 48.3%（＝ $\sqrt{2200/1000} - 1$ ）となる。その結果、年度 1 末の資産価値は 1483（＝2200/(1.483)）

²⁸ Institute For Fiscal Studies, “The Structure and Reform of Direct Taxation” (1978) [以下、Meade Commission Report]

²⁹ Meade Commission Report, *supra* note 28, at 133.

³⁰ 導出過程については *Id.* at 148-149.、または神山・前掲注 10 192-194 頁参照。

³¹ つまりこのポートフォリオの投資収益率も一定である。個人の限界税率を **m**、市場利子率を **i**、このポートフォリオの税引後投資収益率を **r** とすると、 $r=(1-m)i$ となる。See, *Id.* at 148.

と算出される³²。年度 2 末における税引後利益を算出すると 1830 となり、表 6-1 年度 1 末にキャピタルゲインを実現して年度 2 に安全運用をする場合)の税引後利益 1819 よりも大きくなる (表 6-6 参照)。これは資産収益率を一定として計算するミード報告に基づく利子税では計算の簡便性は確保されるものの、課税繰延による便益が完全には排除されず保有期間の中立性が確保されないことを明らかにしている。

表 6-6 ミード報告に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
資産価値	1000	1483 (=2200/1.483)	2200
キャピタルゲインないし利子所得		483	717
税額(30%)		145	215
税額の現在価値(年度 2 末で評価)		155 (=145×1.07)	215
税引後利益			1830 (=2200-(155+215))

(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

(3) 金子(1996)に基づく K 方式

金子名誉教授は所有期間を通じて一定の金額で利得が発生したと仮定する「K 方式」を提唱している³³。その必要性について、「キャピタル・ゲインは資産価値の増加益であるから、譲渡の時点で初めて課税を行うのは、一種の課税繰延べにほかならず、資産の所有者に課税繰延の利益を与えることになる。したがって、たとえば給与所得や利子所得のように、発生の方に直ちに課税される所得の間の公平を保つためには、租税の延納の場合に利子税が課されるのと同じように、この場合にも利子税を課す必要がある。尤も、未実現の利得に対して利子税を課すの酷であるという批判もありえようが、毎年繰り返して利子税を課す代わりに、資産の譲渡の時まで利子税の納付を猶予し、譲渡所得に対する課税と同様にそれを納付させることにすれば、それほど酷であるとはいえない³⁴」と述べ、納税者の課税繰延による便益を排除するために、キャピタルゲイン実現時に利子税を課す必要性を説いている。

³² 資産価値についてみると、年度 0 末から 1 末にかけて 1000 から 1483 に上昇しその割合は 48.3% (=1000×1.483)、年度 1 末から年度 2 末にかけて 1483 から 2200 に上昇しその割合も 48.3%と一定の割合で資産価値が上昇していることから確認できる。

³³ 金子・前掲注 1 306 頁以下。

³⁴ 金子・前掲注 1 317 頁。

その方法は、まずインフレ利得を排除した真のキャピタルゲインを求め、これを資産の保有期間を通じてコンスタントに同じ額だけ増加してきたと仮定して各年度に均等額配分し、各年のキャピタルゲインには同じ限界税率が適用されるものと仮定して、その税額に利子税³⁵を課す方式である。ミード報告に基づく方式では資産は一定割合（均等率）で上昇することを前提としていたのに対し、K方式では一定額（均等額）で上昇することを前提としている点に違いがある。図 6-2 は Vickery(1939)、ミード報告に基づく方式、金子(1996)の K方式が想定している資産価格の遷移を表している。Vickery(1939)では実際の資産価格を用いており、ミード報告に基づく方式では資産価格が一定率で上昇するため曲線を描き、金子(1996)の K方式では直線となる。

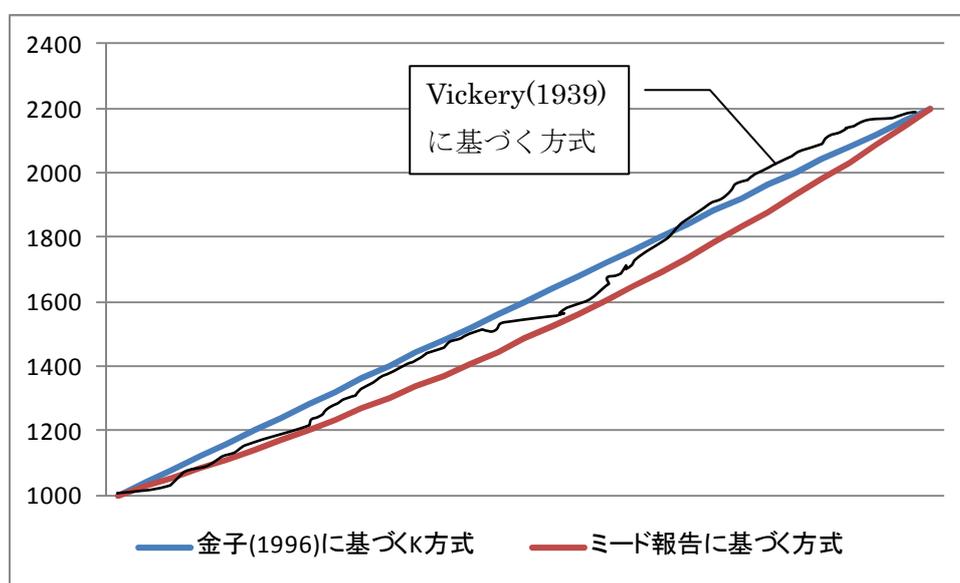


図 6-2 各手法で想定している資産価格の遷移 (資料:筆者作成)

金子(1996)の K方式を表 6-2 年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合)の数値例を用いて検証した結果が表 6-7 である。資産価値は每期 600 ずつ増加するし、税引後利益は 1827³⁶となり、表 6-1 年度 1 末にキャピタルゲインを実現して年度 2 に安全運用をする場合)の税引後利益 1819 よりも大きくなる。これは K方式もミード報告に基づく利子税と同様に計算の簡便性は確保されるものの、課税繰延による便益が完全には排除されず保有期間の中立性が確保されないことを明らかにしている。

³⁵ 利子率については、所得税、法人税、相続税等の延納の場合には単利で年 7.3%の利子税が課されるので、この場合も同じ取扱いが望ましいとしている。参照、金子・前掲注 1 317-318 頁。

³⁶ この事例では、他の事例との比較可能性を確保するために利子率に 7%を用いている。

表 6-7 金子 (1996) の K 方式に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
資産価値	1000	1600	2200
キャピタルゲインないし利子所得		600	600
税額(30%)		180	180
税額の現在価値 (年度 2 末で評価)		192.6 (=180×1.07)	180
税引後利益			1827.4 (=2200-(192.6+180))

(資料：筆者作成)

4 Auerbach(1991)の Retrospective Taxation

Auerbach 教授が提唱する Retrospective Taxation は Vickrey(1939)の議論を再検討することから始まる。キャピタルゲイン税の最大の目的が「ロックイン効果」を排除すること、すなわち保有期間中立性を達成することにあると考えれば Vickrey(1939)のアプローチの他にもそれを達成し得る方法があると指摘している³⁷。Vickrey(1939)のアプローチではキャピタルゲインの範囲を資産の譲渡価格から取得価格を控除した部分と定義しているが、Auerbach 教授はその範囲をより狭く捉えている。納税者が得るキャピタルゲインが無リスク金利部分と賭けの結果であるゲインとロスに分解されるとすると、Auerbach 教授は賭けの結果であるゲインとロスには課税をせずに、資産の保有から生じる無リスク金利部分にのみ課税をすることを主張する (図 6-3 参照)。なぜなら無リスク金利相当額にのみ課税を行えば、納税者が含み益を実現させずに保持し続けるか、含み益を実現させて別の資産に再投資するかを選択する際に租税は中立的になるからである。

³⁷ 以下の説明は離散モデルを用いた Auerbach & Bradford (2004) に従っている。See, Alan J. Auerbach, *Retrospective Capital Gains Taxation*, *American Economic Review* 170-173 (1991). ; Alan J. Auerbach & David F. Bradford, *Retrospective Capital Gains Taxation*, 88 *Journal of Public Economics* 960 (2004).

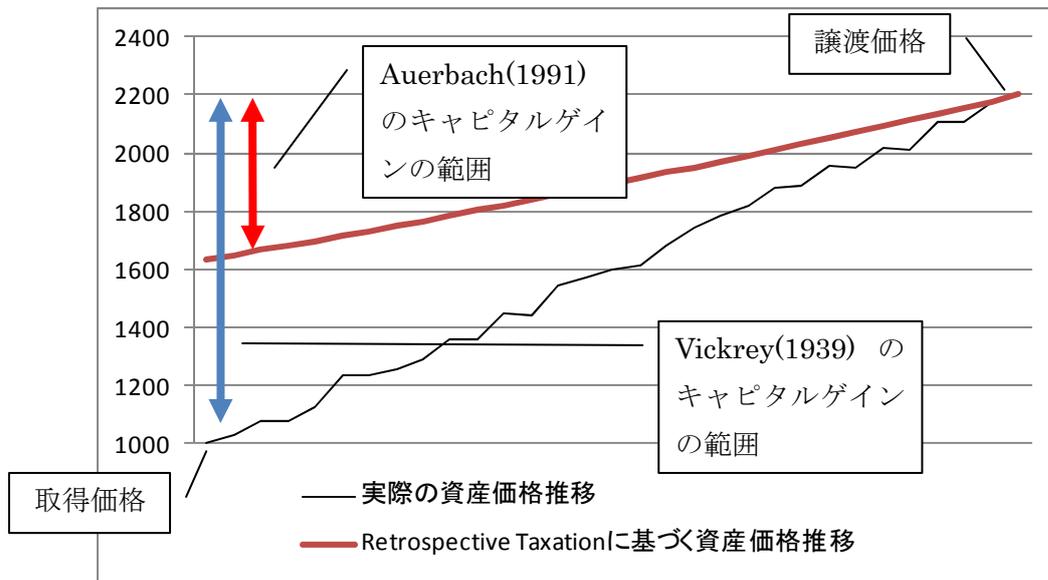


図 6-3 キャピタルゲインの範囲 (資料:筆者作成)

このように考えると納税者の資産売却時期に関する投資判断は事後的な収益率ではなく、事前の収益率予測に依拠することになり³⁸、Vickrey 教授の唱える $T_{s+1} = [1 + i(1 - t)]T_s + tr_s A_s$ (数式 6-3) の成立は必ずしも必要ないと指摘する³⁹。完全競争市場において、キャピタルゲインへの課税を繰り延べることによる便益 (税引後収益の期待値) は、今期にキャピタルゲインを実現して、次期は安全利子率で運用する場合の税引後収益と等しくなるから、時点 s における資産価値を A_s 、安全利子率を i 、税率を t 、 s 期の資産収益率を r_s とし、 $V(x)$ をある期間の不確実な収益 x を確実性等価物に転換するオペレータとすると、 $V(A_{s+1} - T_{s+1}) = [1 + i(1 - t)](A_s - T_s)$ が成り立つ。このとき、保有期間に対する中立性が確保される、すなわち $V(A_{s+1}) = (1 + i)A_s$ となるための必要十分条件は数式 6-6 のようになる。

$$V(T_{s+1}) = [1 + i(1 - t)]T_s + tiA_s$$

数式 6-6⁴⁰

³⁸ 神山准教授は、Auerbach (1991) は事後(ex post)の観点からではなく、事前(ex ante)の観点からキャピタルゲイン課税を行うことで保有期間の中立性を達成することを目的としていると指摘している。さらに事後的観点からの議論は「公平性」の問題で、事前的観点からの議論は「中立性」の問題であるとの見解からすれば、Retrospective Taxation は租税負担の水平的公平性 (垂直的公平性) よりも租税の保有期間中立性に重きをおいているともいえると述べている。参照、神山・前掲注 10 164-165 頁。

³⁹ Auerbach, *supra* note 37, at 169-170. ; Auerbach & Bradford, *supra* note 37, at 959-960.

⁴⁰ ここで $V(r_s) = i$ であるから、Auerbach (1991) の数式 6-6 は Vickrey(1939)のモデル $T_{s+1} = [1 + i(1 - t)]T_s + tr_s A_s$ をも満たす。

そして Auerbach (1991) は数式 6-6 を満たす課税は数式 6-7 になるとしている。

$$T_s = \left[1 - \left(\frac{1 + i(1-t)}{1+i} \right)^s \right] A_s$$

数式 6-7

Auerbach (1991) に基づくキャピタルゲイン税の算出にあたっては、安全利子率 i 、税率 t 、資産の保有期間 s および資産の売却価格 A_s の情報があれば足り、取得原価や利益の時系列の発生パターンが必要ない点で Vickrey(1939)の方式と比べて簡便である。

次に、Auerbach 教授が提唱する Retrospective Taxation を表 6-2 (年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合) の数値例を用いて考えてみる。売却価格が 2200 であるから、年度 0 末および年度 1 末の資産の想定価格は $1922(=2200/1.07^2)$ と $2056(=2200/1.07)$ となる。したがって Retrospective Taxation におけるキャピタルゲインは売却価格 2200 から年度 0 末の想定価格 1922 を控除した 278 となり、税引後利益は 2114 とこれまでの手法と比べて大きくなる (表 6-8 参照)。このように資産価格が短期間で大きく上昇した時には Retrospective Taxation の税額が現行のキャピタルゲイン税と比べて著しく小さくなる可能性がある。これは先にも述べたように Retrospective Taxation が賭けの結果であるゲインとロスを捨象しているからに他ならない。逆に考えると、Retrospective Taxation では資産価値が下落し、キャピタルゲインが発生していなくとも、資産の売却時には無リスク金利相当額の納税義務が生ずることになる。この点で、Retrospective Taxation の考え方は純資産増加分を課税対象とする包括的所得概念の伝統的な理解から乖離しており、この方式を我が国で現実的な法制度として導入することには大きな困難が伴うといえるだろう⁴¹。

⁴¹ 我が国では譲渡所得課税について、最高裁判所昭和 47 年 12 月 26 日判決 (民集 26 卷 10 号 2083 頁) が「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの」と述べているように、キャピタルゲインを事後の観点から捉える方向にあり、保有期間中立性よりも租税負担の公平性に重きをおいていると理解できる。参照、神山・前掲注 10 166 頁。

表 6-8 Retrospective Taxation に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格ないし売却価格	1000		2200
資産の想定価値	1922 (=2200/1.07 ²)	2056 (=2200/1.07)	2200
キャピタルゲインないし利子所得		134	144
税額(30%)		40	43
税額の現在価値 (年度 2 末で評価)		43 (=40×1.07)	43
税引後利益			2114 (=2200-(43+43))

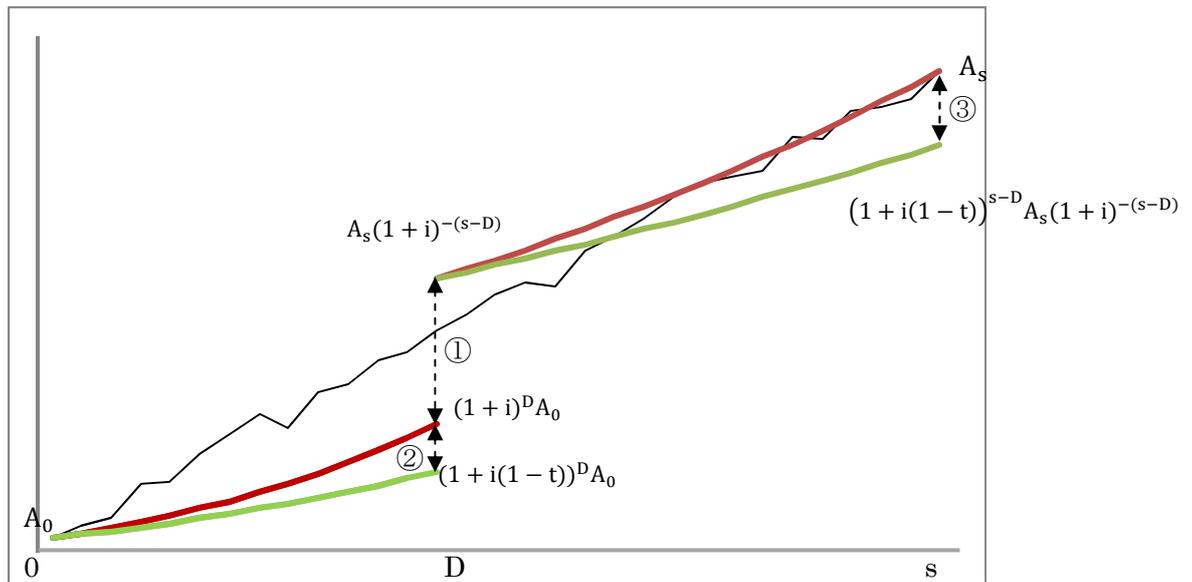
(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

5 Bradford(1995)の手法

Bradford 教授は保有期間の中立性を維持しつつ Retrospective Taxation を一般化した手法を提案している⁴²。Retrospective Taxation が事前の視点からキャピタルゲイン課税を行う結果として、賭けの結果であるゲインとロスを捨象していた点について、Bradford 教授は Retrospective Taxation の考え方をベースに、事後的なキャピタルゲインに対して課税する方法を考案したのである。Bradford(1995)の方式では、任意の時点 D を「キャピタルゲイン参照時点」として設定する⁴³。時点 D におけるキャピタルゲイン税率を g 、資産の取得価格を A_0 、売却価格を A_s 、安全利子率を i とし、取得価格と売却価格から計算される時点 D における 2 つの仮想的な資産価格の差である「帰属キャピタルゲイン」を算出する (図 6-4 の①部分)。

⁴² David F. Bradford, *Fixing Realization Accounting: Symmetry, Consistency and Correctness in the Taxation of Financial Instruments*, 50 Tax Law Review 731, 770-773 (1995). ; Auerbach & Bradford, *supra* note 37, at 961-962.

⁴³ 以下、Auerbach & Bradford, *supra* note 37, at 961-962.に基づき説明する。



(資料 : Auerbach & Bradford(2004)および鈴木(2009)を参考に筆者作成)

図 6-4 Bradford(1995)手法のイメージ図

帰属キャピタルゲインとは、取得価格 A_0 の資産を時点 D まで安全運用した場合の価格 $A_0(1+i)^D$ と、売却価格 A_s を時点 D まで安全利率で割り戻した価格 $A_s(1+i)^{-(s-D)}$ の差額を表す。帰属キャピタルゲインに税率 g を乗じた税額を税引後安全利率（通常税率を t とする）を用いて s 時点で評価すると、次のようになる。

$$g[A_s(1+i)^{-(s-D)} - A_0(1+i)^D](1+i(1-t))^{(s-D)}$$

数式 6-8

次に、購入時点（時点 0）から時点 D までの帰属利子に対する税額と、 D 時点から売却時点（ s 時点）までの帰属利子に対する税額を計算する。帰属利子とは、時点 0 から時点 D までに資産価値が A_0 から $A_0(1+i)^D$ になることに伴う帰属利子（図 6-4 の②部分）と、時点 D から時点 s まで $A_s(1+i)^{-(s-D)}$ から A_s になることに伴う帰属利子（図 6-4 の③部分）を指し、税額は税引後安全利率を用いて s 時点における将来価値に換算する。

$$(1+i(1-t))^{(s-D)}[(1+i)^D - (1+i(1-t))^D]A_0 + [(1+i)^{s-D} - (1+i(1-t))^{s-D}]A_s(1+i)^{-(s-D)}$$

数式 6-9

そして時点 s における最終的な税額は数式 6-8 および数式 6-9 から、次のようになる⁴⁴。

⁴⁴ *Id.* at 962. 数式 6-9 は $D=g=0$ の場合に数式 6-7 の Retrospective Taxation と同式になる。

$$\left[1 - (1 - g) \left(\frac{1 + i(1 - t)}{1 + i} \right)^{s-D} \right] A_s - (1 + i(1 - t))^s \left[1 - (1 - g) \left(\frac{1 + i(1 - t)}{1 + i} \right)^{-D} \right] A_0$$

数式 6-10

Bradford(1995)を表 6-2 年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合) の数値例を用いて考えてみる。年度 1 末をキャピタルゲインの参照時点(時点 D) とすると、時点 D で評価した仮定の資産価格は 1100(=1000×1.1)と 2000(=2200/1.1)となり、帰属キャピタルゲイン税額は 270(=(2000-1100)×30%)となる。帰属利子に対する税額は時点 0~時点 D までが 30(=(1.1-1.07)×1000)、時点 D~時点 s までは 60(=(1.1-1.07)×2000)となり、時点 s における最終的な税額 381、税引後利益が 1819 となる。これは表 6-1 年度 1 末にキャピタルゲインを実現して年度 2 に安全運用をする場合)の税引後利益と同額であり、課税の繰延に伴う便益が排除されていることがわかる。

表 6-9 Bradford(1995)の手法に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末(時点 D)	年度 2 末
取得価格ないし売却価格	1000		2200
帰属キャピタルゲイン税額 (g=30%) (①)		{2000(=2200/1.1) - 1100(=1000×1.1)} ×30%=270	
帰属利子に対する税額(t=30%) (②)		時点 0~時点 D :30 (=(1.1-1.07)×1000)	時点 D~時点 s :60 (=(1.1-1.07)×2000)
税額の現在価値(年度 2 末で評価) (①+②)		289(=270×1.07) 32 (=30×1.07)	60
税引後利益			1819 (=2200-(321+60))

(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

Bradford(1995)の手法は事後的な観点からキャピタルゲイン課税を行うため、資産の売却価格 A_s の他に、取得価格 A_0 が必要になる。この点で Auerbach (1991) の Retrospective Taxation に比べて必要とされる情報量が多く、執行の簡便性が損なわれる。そこで Auerbach & Bradford(2004)は Bradford(1995)の手法を改良し、取得価格を用いずに保有期間中立的な課税を実現する方式を提案した。

6 Auerbach & Bradford(2004)の一般化キャッシュフロー税

Auerbach & Bradford(2004)は Bradford(1995)における数式 6-10 を時点 0 における還付と時点 s における課税に分けることで一般的なキャッシュフロー税方式に変換すること

を提唱している⁴⁵。時点 0 で資産を購入するにあたり即時損金算入を認めることで、

$$\left[1 - (1 - g) \left(\frac{1 + i(1 - t)}{1 + i} \right)^{-D} \right] A_0$$

の税額が還付され、売却時（時点 s）において次の税額が課されることになる。

$$\left[1 - (1 - g) \left(\frac{1 + i(1 - t)}{1 + i} \right)^{s-D} \right] A_s$$

時点 v におけるキャッシュフローを CF_v とすると、その税額は数式 6-11 になる。

$$\left[1 - (1 - g) \left(\frac{1 + i(1 - t)}{1 + i} \right)^{v-D} \right] CF_v$$

数式 6-11

Auerbach & Bradford(2004)を表 6-2 年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合の数値例を用いて考えてみる。年度 1 末をキャピタルゲインの参照時点(時点 D)とし、 $g=t=30\%$ とすると、資産を購入した時点 0 のキャッシュフロー税率は数式 6-11 から $28\%(=1-0.7 \times (1.07/1.1)^{0-1})$ 、時点 D においては $30\%(=1-0.7 \times (1.07/1.1)^{1-1})$ 、時点 s においては $31.9\%(=1-0.7 \times (1.07/1.1)^{2-1})$ となる。時点 0 では 1000 のキャッシュアウトが生じるため、 $280(=1000 \times 28\%)$ の税還付が行われる。一方資産を売却する時点 s のキャッシュフロー税額は $702(=2200 \times 31.9\%)$ となり、税額合計及び税引後利益は表 6-9 の Bradford(1995)と同じになる。

表 6-10 Auerbach & Bradford(2004)の手法に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末(時点 D)	年度 2 末
取得価格ないし売却価格	▲1000		2200
キャッシュフロー率	28%	30%	31.9%
キャッシュフロー税額	▲280 (=▲1000×0.28)		
税額の現在価値(年度 2 末で評価)	▲321 (=▲1000×1.07 ²)		702
税引後利益			1819 (=2200-(▲321+702))

(注) ▲はキャッシュアウトないし税還付を表す。

(資料：鈴木(2009)を参考に筆者作成)

⁴⁵ *Id.* at 962.

Auerbach & Bradford(2004)では資産の取得時に税還付を行い、売却時に課税を行うことから譲渡時点 s まで取得価格の情報を保持しておく必要性がないという利点はあるものの、資産購入時に税還付を行うことで租税の還付が先行する結果、国庫を圧迫する可能性があり、Auerbach & Bradford(2004)が提案するキャッシュフロー方式は我が国の租税制度にはなじみにくい部分がある。

7 イールド課税

Land 教授はイールド課税を提唱した⁴⁶。これまで課税繰延の利益を排除するために検討してきた手法はいずれも離散モデル(discrete model)であったが、イールド課税は連続モデル(continuous model)である。離散モデルでは利子の算出が一年ごと、半期ごとのように非連続的に行われるのに対し、連続モデルでは利子の発生を連続的に捉える。たとえば年度 0 末に資産 1000 を取得し、イールド 39.42% (年率)⁴⁷で 2 年間運用した時の資産価値は表 6-11 および図 6-5 のようになる⁴⁸。年利率 39.42%で同じであっても、離散モデルと連続モデルでは利子の発生の方の捉え方が異なるため(離散モデルでは年複利、連続モデルでは連続複利で計算している)、翌年以降の資産価値が異なってくるのである。

表 6-11 離散モデルと連続モデルにおける資産価値の比較

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格	1000		
離散モデルにおける資産価値		1394 (=1000×1.3942)	1944 (=1000×1.3942 ²)
連続モデルにおける資産価値		1483 (=1000×e ^{0.3942})	2200 (=1000×e ^(0.3942×2))

(資料:筆者作成)

⁴⁶ Stephen B. Land, *Defeating Deferral: A Proposal for Retrospective Taxation*, 52 Tax Law Review 45, 73-92 (1996).

⁴⁷ 年度 0 末に 1000 の資産が年度 2 末に 2200 になると想定した場合の、連続複利の年利率を求めたものである。具体的には、 $p = 1/2 \times \ln(2200/1000) = 0.39422868$ 。

⁴⁸ 連続モデルを一般化して表すと、 $S_p = Pe^{in}$ となる。なお P は元本、i 税引前年イールド、n は運用期間である。

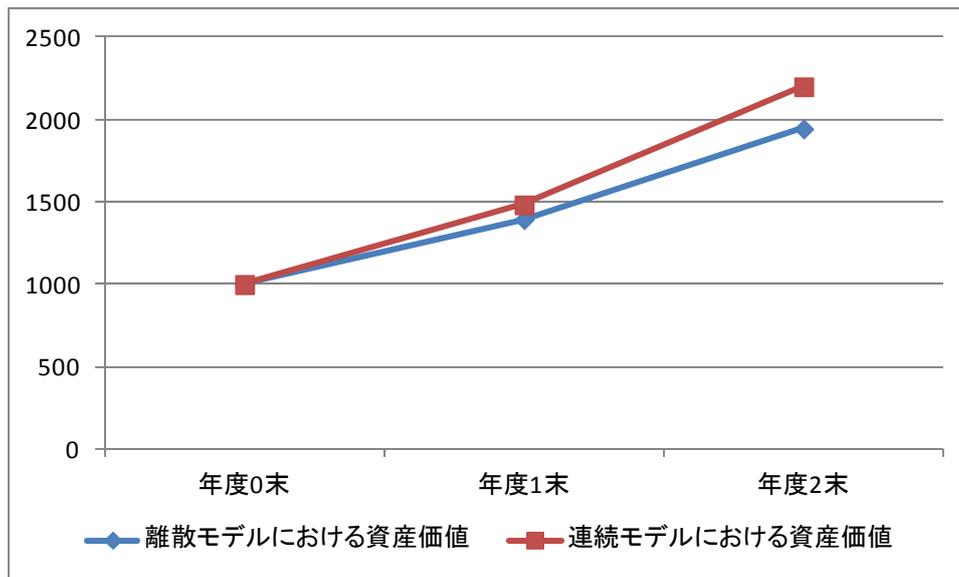


図 6-5 離散モデルと連続モデルにおける資産価値の比較(資料:筆者作成)

(1) 基本的な概念

イールド課税を表 6-2 (年度 2 までキャピタルゲインの実現を先延ばしする場合) の数値例を用いて考えてみる。課税前イールドは 39.42% (表 6-11 参照) であるから、税率を 30% とすると、課税後イールドは 27.594%(=39.42%×(1-30%))となり、年度 2 末の資産価値は 1737(=1000×e^(0.27594×2))となる。イールド課税では、ある投資に対する課税が発生主義に基づいてキャピタルゲインが発生する時点で課税され、課税繰延の恩恵が存在しない場合、その投資がもたらすイールドは課税後イールドと等しくなると想定している。したがって年度 2 末にこの資産を売却して実現すると、その納税額は課税前イールド 39.42%で運用した場合の年度 2 末の資産価値と課税後イールド 27.594%で運用した場合の資産価値の差額たる 463(=2200-1737)となる (表 6-12 参照)。イールド課税の税額はこれまで検討してきたいずれのケースよりも大きくなる。これは利子を年複利ではなく、連続複利で計算しているためである。

表 6-12 イールド課税に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格	1000		
課税前の所得 (課税前 yeild39.42%)			2200 (=1000×e ^(0.3942×2))
課税後の所得 (課税後 yeild27.574%)			1737 (=1000×e ^(0.27574×2))
税額			463 (=2200-1737)

(資料：筆者作成)

これに対して実現主義に基づいてキャピタルゲインを算出すると、キャピタルゲインが1200(=2200-1000)、税額が360(=1200×30%)、税引後利益が1840(=2200-360)となる(表6-13参照)。この税引後利益1840と課税後イールド27.574%を用いて算出した課税後の所得1737との差額103が課税繰延の便益である。

表 6-13 実現主義に基づく税額

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格	1000		
売却価格			2200
キャピタルゲイン			1200 (=2200-1000)
税額			360 (=1200×30%)
税引後利益			1840 (=2200-360)

(資料：筆者作成)

以上の分析を Land の議論に従い、一般的なモデルとして表すことにする⁴⁹。投資元本を P 、投資の課税前所得を S_p 、課税前の年イールドを i 、課税前の保有期間全体のイールドを p 、保有期間を n とすると、課税前所得は次のようになる。

$$S_p = Pe^{in}$$

数式 6-12

課税前の保有期間全体のイールド p は課税前年イールドと保有期間から次のように表される。

$$p = in$$

数式 6-13

税引後収益率 $R_p = S_p/P$ とすると、数式 6-12 と数式 6-13 より次の式が成り立つ。

$$R_p = e^p$$

数式 6-14

数式 6-14 を課税前の保有期間全体イールド p について解くと次のようになる。

$$p = \ln R_p$$

数式 6-15

課税前収益率 R_p が 1 よりも小さい、すなわち売却価格が取得価格よりも低く、マイナス

⁴⁹ See, Land, *supra* note 46, at 75-76.

のキャピタルゲインが発生している場合には p はマイナスの値をとる。税率を t とし課税後の保有期間全体のイールドを a とすると、次のようになる。

$$a = (1 - t)p = (1 - t)(\ln R_p)$$

数式 6-16

ここで投資元本 P を課税後保有期間イールド a で運用した時の課税後所得を S_a とし、課税後収益率 $R_a = S_a/P$ とすると

$$S_a = Pe^a, \quad R_a = e^a$$

数式 6-17

数式 6-16 と数式 6-17 から課税後収益率 R_a は次の算式で表される。

$$R_a = e^a = e^{[(1-t)p]} = e^{(1-t)(\ln R_p)} = R_p^{(1-t)}$$

数式 6-18

このように課税後収益率 R_a は課税前収益率 R_p を $(1-t)$ 乗したものと等しくなり、キャピタルゲイン実現時の税額 T は $S_p - S_a$ であるから数式 6-19 のようになる。

$$T = S_p - S_a = S_p - PR_a = S_p - P R_p^{(1-t)} = S_p \left[1 - \left(\frac{S_p}{P} \right)^{-t} \right]$$

数式 6-19

数式 6-19 から税額 T は投資元本 P 、課税前所得 S_p および税率 t からのみ算出され、保有期間 n は変数に含まれないことから税額 T の決定に保有期間は影響を及ぼさないことがわかる。例えばイールド課税の下で 1000 の資産が 2 年後に 2200 になる場合には、課税後イールドは 27.596%⁵⁰ で税額は 463.42 となる。一方、10 年後に 2200 になる場合には課税後イールドは 5.519%⁵¹ となり、税額は 463.72 になる。このようにイールド課税では保有期間に係らず税額は一定となり、イールド課税は保有期間中立的である。これは保有期間が 2 年から 10 年へと 5 倍に長期化する一方で課税後イールドは 27.596% から 5.519% へと 1/5 に縮小し、両者が相殺されるからである。

(2) 保有期間中立性の評価

次にイールド課税が保有期間中立的な課税システムであることを表 6-12 と同じ数値例を用いて検討してみる。年度 0 末に取得した資産 1000 は年度 1 末の時価が 2000、年度 2 末の時価が 2200 になるとする。表 6-12 はこの資産を 2 年間保有し続けたケースであり、課税後の所得は 1737、税額は 463 であった。これに対して資産 1000 を年度 1 末に 2000

⁵⁰ $p = 1/2 \times \ln(2200/1000) \times 0.7 = 0.275960076 \dots$

⁵¹ $p = 1/10 \times \ln(2200/1000) \times 0.7 = 0.055192015 \dots$

で売却し即時に同商品を買戻し年度 2 末に売却した場合の課税関係をまとめたものが表 6-14 である。

表 6-14 イールド課税 年度 1 末にキャピタルゲインを実現し即時投資した場合

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格・時価	1000	2000	2200
売却価格		2000	
課税前・年イールド		年 69.31% ($=\ln(2000/1000)$)	年 9.53% ($=\ln(2200/2000)$)
課税前の所得 (①)		2000	1787 ($=1624.5 \times e^{(0.0953)}$)
課税後・年イールド		年 48.52% ($=69.31\% \times 0.7$)	年 6.672% ($=9.53\% \times 0.7$)
課税後の所得 (②)		1624.5 ($=1000 \times e^{(0.4852)}$)	1737 ($=1624.5 \times e^{(0.0672)}$)
税額 (①-②)		375 ($=2000-1624.5$)	50 ($=1787-1737$)

(資料:筆者作成)

資産 1000 を年度 1 末に 2000 で資産を売却した場合、課税前イールドが年 69.31% ($=\ln(2000/1000)$) となり、課税後イールドは年 48.52% となる。この課税後イールドで 1 年間運用した後の課税後所得は 1624.5 ($=1000 \times e^{(0.4852)}$) となる。課税前の所得 2000 と課税後の所得 1624.5 の差額である 375 が年度 1 末に実現したキャピタルゲインに対する納税額となる。そして年度 2 には年度 1 末の課税後所得 1624.5 で同一の資産を購入する。年度 2 の課税前イールドは年 9.53% ($=\ln(2200/2000)$) であるから、年度 2 末の保有資産価格は 1787 ($=1624.5 \times e^{(0.0953)}$) となる。投資元本 1624.5 を課税後イールド年 6.672% で運用した場合の課税後所得は 1737 ($=1624.5 \times e^{(0.0672)}$) となり、年度 2 末の納税額は売却価格 1787 から課税後所得 1737 を控除した 50 となる。

ここで注目すべき点は表 6-12 と表 6-14 において、年度 2 末の課税後所得がいずれも 1737 となっていることである。つまり納税者にとっては未実現利益をどのタイミングで実現させても課税後の所得は変わらないので、租税が納税者の投資判断に影響を及ぼすことはなく、イールド課税が保有期間中立的であることを示唆している。

(3) 経路非依存性の評価

次にイールド課税において利益の発生パターンが税額に及ぼす影響を評価するために、この投資から年度 1 に損失が発生し、年度 2 には利益が発生するケースを検討する。年度 0

末に取得した資産 1000 は年度 1 末の時価が 500、年度 2 末の時価が 2200 になるとする。
 年度 2 末まで資産を保有し続ける場合と、年度 1 末に資産を一度売却し即時に同資産を買
 戻す場合に分けて、課税関係にどのような影響があるかを検討する。

表 6-15 イールド課税 年度 2 末まで保持した場合（期中損失あり）

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格・時価	1000	500	2200
売却価格			2200
課税前・全体イールド			年 39.42% ($=\ln(2200/1000)$)
課税前の所得 (①)			2200 ($=1000 \times e^{(0.3942 \times 2)}$)
課税後・全体イールド			年 27.596% ($=39.42\% \times 0.7$)
課税後の所得 (②)			1737 ($=1000 \times e^{(0.27596 \times 2)}$)
税額 (①-②)			463 ($=2200-1737$)

(資料:筆者作成)

表 6-16 イールド課税 年度 1 末にキャピタルゲインを実現し即時投資した場合
 (期中損失あり)

	年度 0 末	年度 1 末	年度 2 末
取得価格・時価	1000	500	2200
売却価格		500	
課税前・年イールド		年 -69.31% ($=\ln(500/1000)$)	年 148.16% ($=\ln(2200/500)$)
課税前の所得 (①)		500	2709 ($=615.6 \times e^{(1.4816)}$)
課税後・年イールド		年 -48.52% ($=69.31\% \times 0.7$)	年 103.71% ($=148.16\% \times 0.7$)
課税後の所得 (②)		615.6 ($=1000 \times e^{(-0.4852)}$)	1737 ($=615.6 \times e^{(1.0371)}$)
税額 (①-②)		-116 ($=500-615.6$)	972 ($=2709-1737$)

(資料:筆者作成)

表 6-15 および表 6-16 の課税後の所得を比較すると、いずれも 1737 と同じ金額になっており、またこれは表 6-14 の課税後の所得とも同じである。つまりイールド課税では利益の発生パターンに依存することない、保有期間中立的な課税システムであるといえる。

(4) 損失と還付の非対称性

通常、課税対象となる利益が大きくなればそれに伴い納税額も大きくなる。これは実現主義課税、利子税賦課方式、イールド課税いずれにおいても同様である。ただしイールド課税では連続利子が用いられることからその税額は他の手法に比べると大きくなる傾向にある。図 6-6 は実現主義課税とイールド課税の下で、利益と納税額の関係を表したものである⁵²。実現主義課税およびイールド課税いずれにおいても、利益の増加に伴い納税額が増加していること、さらにイールド課税に基づく納税額が常に実現主義課税を上回っていることが確認できる。

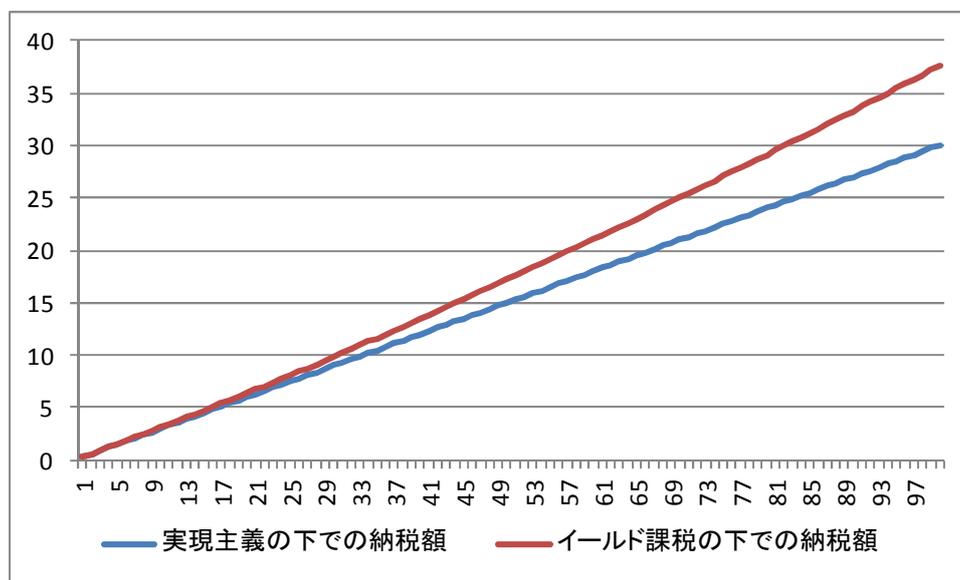


図 6-6 利益が発生している場合の納税額 (資料:筆者作成)

利益	1	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
実現主義課税	0.3	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30
イールド課税	0.3	3.1	6.4	9.8	13.4	17.2	21.0	25.0	29.1	33.3	37.5

(資料:筆者作成)

⁵² 税率は一律 30%と想定している。

これに対して損失が発生している場合の納税額を表したものが図 6-7 である。実現主義課税においては損失の増加に伴って、還付税額も大きくなっていることが分かる。つまり実現主義課税においては損失と還付税額との間に比例的な関係が見られる。一方、イールド課税においては実現主義に基づく還付税額よりも常に小さい還付税額となっていること、さらにある時点を境に還付税額は損失の増大に伴って減少していくことがわかる。このようにイールド課税において損失と還付税額が非対称的になるのは、納税者が繰延税額（ないし還付）を、元の資産と同じイールドで再投資していると想定しているためである⁵³。すなわち未実現のキャピタルロスが発生している場合に、納税者は繰り延べた税額をマイナスのイールドで再投資するとみなされるため、イールドが一定以下になると課税後所得が大きく減少するからである。

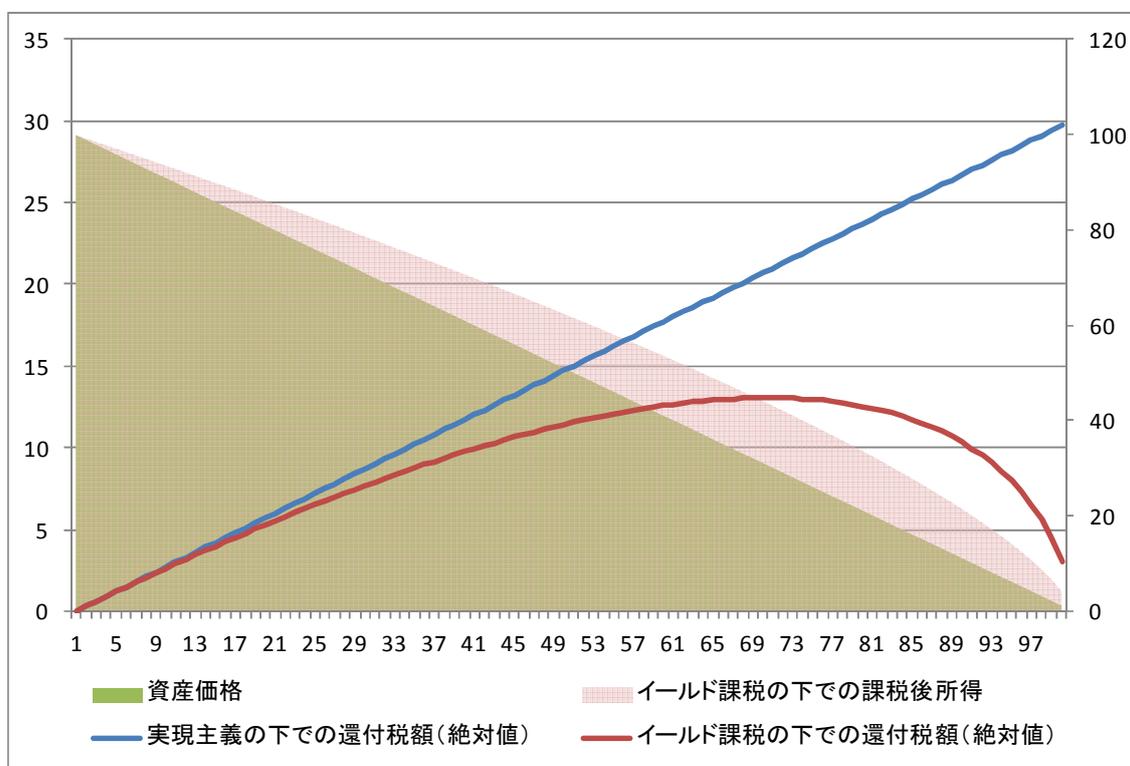


図 6-7 損失が発生している場合の還付税額 (資料:筆者作成)

損失	0	-9	-19	-29	-39	-49	-59	-69	-79	-89	-99
実現主義 課税	0	-2.7	-5.7	-8.7	-11.7	-14.7	-17.7	-20.7	-23.7	-26.7	-29.7
イールド 課税	0	-2.6	-5.3	-7.7	-9.8	-11.4	-12.6	-13.1	-12.5	-10.3	-3.0

(資料:筆者作成)

⁵³ Land, *supra* note 46, at 93.

このようにイールド課税においては損失と還付が非対称的になるわけであるが、この影響を受けるのが次に示すような、ポートフォリオ投資の場合である。つまり投資家が利益を生ずる投資と損益を生ずる投資を同時に保有していた時に、両者を分けて個別に課税額を算出した場合と一体として課税した場合で課税額が異なるという不都合が生じるのである。

(5) 実務への応用可能性

現実の世界では納税者は複数の投資案件を同時に保持しているのが普通である。その場合に、資産ごとにイールド課税を適用すべきか、それとも納税者が保有するポートフォリオ全体を一つの課税対象とみてイールド課税を適用すべきかが問題となる。これに対して Land(1996)はポートフォリオ全体への適用でなければ保有期間に対して中立的な課税を行えないと主張している⁵⁴。例えば現物株 1 単位 1000 を保持し、同時に 1 単位の空売りをしてリスクヘッジを行っている納税者がいるとする。1 年後に株価が 1500 となった時に現物株を売却し、同時に空売りを手仕舞いしたとすると、現物株からは 500 の利益が生じ、空売りからは 500 の損失が発生する。二つの取引を一体（ポートフォリオ投資）として考えると、年度 0 末に 2000 の投資（＝現物 1000＋空売り 1000）を行い、それに対して年度 1 末に 2000（＝現物株から 1500＋空売りから 500）を受け取っているため、イールドは 0% となり、ポートフォリオ課税の下では税額は 0 となる。

これに対して現物取引と空売りを個別取引ととらえ、個別に課税を行うと現物株に対して 172 の納税が、空売りに対しては 116 の税額還付が発生し、全体として純資産の増減がゼロであるにも関わらず、最終的な納税額 56(=172-116)が発生する（表 6-17 参照）。

このように複数取引を行っている場合に、取引を分解して個別にイールド課税を適用すると、ポートフォリオ全体では損益がゼロの場合であっても、租税負担が発生する。ポートフォリオ課税と個別課税で異なる結果をもたらす原因は、先述のようにイールド課税の下では利益と損失が非対称的に取り扱われるためである。投資資産毎に個別にイールド課税を行うと、純資産の増減がゼロである場合には課税もゼロになるという包括的所得概念から乖離してしまう。したがってイールド課税を包括的所得概念と整合的な形で運用するためには、ポートフォリオ全体のイールドに着目して課税を行う必要があるといえる⁵⁵。

ただしポートフォリオ全体のイールド計算においては、中間利子・配当の存在や投資の開始および終了の時期が異なること等により、非常に複雑にならざるを得ない。この点に関して Land(1996)はポートフォリオ全体でイールド課税を行うことは、その計算の煩雑性に基づくデメリットを考慮しても、それを上回るメリットがあることを主張している⁵⁶。そ

⁵⁴ Land, *supra* note 46, at 94-96.

⁵⁵ 神山・前掲注 10 186 頁。

⁵⁶ Land, *supra* note 46, at 97-100.

して中間利子・配当の存在や投資の開始および終了の時期が異なる場合の対応については、投資の最終的な損益が判明する最終期まで課税繰延を認め、最終期において繰延利益を相殺するようなイールドを算出し、それに基づいて課税を行う方法（wait and see 方式）⁵⁷を採用することを提案している。

さらに神山准教授は次の点を指摘している⁵⁸。これまでの議論では投資元本以上の損失が発生しないことを想定していたが、現実には投資元本がゼロになるだけでなく、追加的損失を追う場合も想定され、この場合にどのような取扱いを行うかも検討する必要がある。また連続モデルを既存の法制度と整合的な形で導入できるのか、また執行可能な形で導入できるのかという法技術的な問題にも対応していく必要があるだろう。

表 6-17 複数取引に対して個別課税を行う場合

	年度 0 末	年度 1 末	
		現物株	空売り
株価	1000	1500	
課税前イールド		40.55% (= $\ln(1500/1000)$)	-69.31% (= $\ln(500/1000)$)
課税前の所得 (①)		1500	500
課税後・年イールド		28.38% (= $40.55\% \times 0.7$)	-48.52% (= $-69.31\% \times 0.7$)
課税後の所得 (②)		1328 (= $1000 \times e^{(0.2838)}$)	616 (= $1000 \times e^{(-0.4852)}$)
税額 (①-②)		172 (= $1500-1328$)	-116 (= $500-616$)

(資料:筆者作成)

8 小括

これまで課税繰延の利益を排除するために提唱されてきた手法、時価主義課税、利子税の賦課、Retrospective Taxation、Retrospective Taxation を一般化した Bradford(1995)の手法、一般化キャッシュフロー税、イールド課税についてみてきた。

時価主義課税は発生ベースで捉えられたキャピタルゲインに対して課税するという点で、保有期間に対して中立性が成り立つ最も純粋な課税方法であるといえる。しかし非上場株式や土地などの流動性の低い資産等の評価の困難性と納税者が納税資金の不足に直面し得るという問題があった。同様に利子税は時価評価が困難な資産の場合に年度間の所得配分

⁵⁷ *Id.* at 87.

⁵⁸ 神山弘行「対外間接投資と課税繰延防止規定」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成 21 年第 2 号 146 頁 (2009)。

方法に一定の仮定をおくことになる。結果として年度間の所得配分が不正確になり、課税繰延の利益を排除しきれない問題があった。

これに対して **Retrospective Taxation** は事前(ex ante)の視点から課税を行うため、時価評価が困難な資産への投資であっても保有期間中立性を達成することができる。しかし事後の観点(ex post)からは、課税所得の計算にあたって賭けの結果であるゲインとロスを捨象することから、投資損失が発生している局面においてもキャピタルロスを実現した時点で安全利子率分の納税義務が生じる。これは事後の視点を採用する包括的所得概念を土台として構築されてきた現行の所得税法の法的構造から大きく乖離している。

これらの問題点を解決する手法として **Bradford(1995)**、一般化キャッシュフロー税、イールド課税が挙げられるだろう。これらは時価評価の困難性と納税資金の不足の問題を回避しつつ、保有期間中立性を維持し金銭の時間的価値に起因する課税繰延の便益を排除する課税方式であるといえる。**Bradford(1995)**は税額計算にあたり必要な情報が多く執行コストの増大が懸念される。この問題を解決したのが一般化キャッシュフロー税であるが、資産購入時に税還付を行うことで租税の還付が先行する結果、国庫を圧迫する可能性を否定できない。イールド課税は取得価格、売却価格と税率の 3 つの要素のみで税額計算が可能であることから執行の簡便性が確保されるが、ポートフォリオ課税の際に計算が煩雑になる可能性がある。

先述の利子税における利子率の設定において、利子税を課す目的に応じて適切な利子率が異なり得ると述べたように、課税繰延のための理想的な課税方式も、その導入目的によって変わる得るのではないかと考えている⁵⁹。つまり、課税繰延防止の主目的が「保有期間中立性」を達成し、納税者間の「公平性」を確保することであれば、イールド課税が最良の課税方法になると考えている。その理由は 3 点ある。まず①課税額の算出にあたって必要とされる情報量が少ないことである。税額の算出にあたっては投資額・売却額・税率の 3 つの要素が揃えばよく、さらに利益の発生パターン（投資期間中の価格変動情報）は必要としない。また②**Retrospective Taxation** とは異なり、事後の観点から課税を行うため包括的所得概念と整合的な手法であるといえる。さらに③イールド課税は実現主義的なキャピタルゲイン課税の枠組みを維持しているため、一般化キャッシュフロー法で問題となるような国庫への影響はない。

一方でイールド課税の問題点として計算の煩雑性が挙げられるが、コンピューターが普及している今日の日本では、比較的安易に回避できるのではないかとと思われる⁶⁰。

⁵⁹ 神山准教授は「理想的な課税繰延防止のための課税は、同課税制度を導入する目的に依拠する」と述べておられる。参照、神山・前掲注 10 202 頁。

⁶⁰ 参照、神山・前掲注 10 202 頁。

表 6-18 保有期間中立性を維持するための手法の比較

		ロックイン 効果の排除	納税資金不 足の解決	評価の困難 性の克服	課税額算出 の簡便性	保有期間中 立性・税収中 立性
時価主義		○	×	×	○	○
	OID	○	×	○	○	△ 事前の観点
毎年度利子税課税		○	×	×	○	△ 政府と納税者 の割引率が異 なるから
利子税 課税	vickrey	○	○	×	×	○
	K方式	△ 投資の初期段 階で超過収益 を得た場合	○	○	○	×
	ミード 報告	△ K方式と同じ	○	○	○	×
Retrospective Taxation		○	○	○	○	△ 包括的所得概 念との整合性 に欠ける
Bradford(1995)		○	○	○	×	○
一般化キャッシュ フロー税		○	○	○	○	△ 国庫を圧迫す る可能性
イールド課税		○	○	○	○	○
					○ 計算過程はや や煩雑	

課税繰延防止の主目的を税収の確保、すなわち「税収の中立性」に求めるならば、先述の通り、利子税を毎期または実現時に賦課する方法を選択すべきであろう⁶¹。そして利子税を採用する場合に最も慎重に検討をしなければならないのは、税収の中立性を達成するための「適切な利子率の設定」である。

租税支出予算の観点から課税繰延は政府からの納税者への無利息融資に等しいと論じられ⁶²、政府は課税繰延によって失われる税収相当額を追加の国債発行により調達することができることから、国債の利子分が政府にとってのコストを表しており、国債の利子率こそが税収中立性を達成するための最適な利率であるという考え方もある。

これに対して神山准教授は国債の利子率のみでは不十分であると指摘している⁶³。一般的に国債の利率は企業が発行する社債等の利率と比べて低い。これは国家が自国の経済活動全体に対して「課税権」を有していることに起因する国家の信用力の高さゆえである。この点で政府自身の信用力の高さと政府の「融資先」である個々の納税者の信用力を混同してはならないことを強調しておられる。すなわち、納税者が市場ないし金融機関等から課税繰延に相当する金額を調達する場合には、その貸出利率には納税者の信用力に応じたリスクプレミアムが付加されるはずであるから、貸し手が政府である場合にも、融資先である納税者の信用リスクに応じたリスクプレミアムを要求するのが自然であるという考えであろう。たしかに景気低迷期が続き、企業や個人の信用リスクは顕在化しつつある状況下において、政府が納税者の信用リスクを一挙に引き受けるというのは非常に危険である。では政府はどのようにして納税者の信用リスクを把握すればよいのであろうか。信用リスクは1990年代からアメリカを中心としてファイナンスの世界で研究が急速に進められている分野である。そこでファイナンスの理論の租税法への応用を次に検討してみたい。

第3節 納税者の信用リスクを加味する方法⁶⁴

一般に信用リスクを考える上の要素としては、①デフォルト確率（PD: Probability of Default）、②デフォルト時損失率（LGD: Loss Given Default）、③デフォルト時エクスポージャー（EAD: Exposure at Default）の3つがある。デフォルト確率（PD）とは債務者が将来の一定期間内にデフォルトする可能性を測る計数で、デフォルト時損失率（LGD）はデフォルト時点での与信エクスポージャーに対する損失見込額の割合であり、「1-回収率」とみることでもできる。またデフォルト時エクスポージャー（EAD）とは、デフォルト

⁶¹ 同様の趣旨に、神山・前掲注10 203頁がある。

⁶² Stanley S. Surrey & Paul R. McDaniel, *supra* note 22, at 228-230.

⁶³ 神山・前掲注26 104頁。

⁶⁴ 時価評価がなされている商品、取引等はそもそも利子税を課す必要がないので対象外である。ただし、信用リスクを評価する対象には法人も含めて検討している。

した時点での与信額である。そして期待損失額（EL:Expected Loss）は一般に次の計算式で算出される。

$$EL=PD\times LGD\times EAD$$

期待損失額(EL)とは与信を行う上で平均的に発生する損失であり、これはリスクではなくコストであると考えられている。リスクというのは未だ顕在化していない損失の可能性を指し、コストというのは必然的に発生するものという意味で必要経費であると認識されているのである。従って金融機関等では期待損失額はコストとして認識され、貸出金利等に信用スプレッドとして上乗せされている（図 6-8 参照）。従って利子税に納税者の信用リスクを反映させる場合の信用リスクとは、期待損失額(EL)を利子率に適切に反映させることを指す。

次に期待損失額(EL)の要素を検討していきたい。EL=PD×LGD×EAD として表されるが、LGD については、課税庁が納税者に対して課税を繰延べることにに対して担保を要求することはないので、回収率は0 となるから LGD=(1-回収率)=(1-0)=1 で固定される。また EAD は「税額」そのものであるから、以下では①のデフォルト確率 (PD) を中心に検討していくことにする。

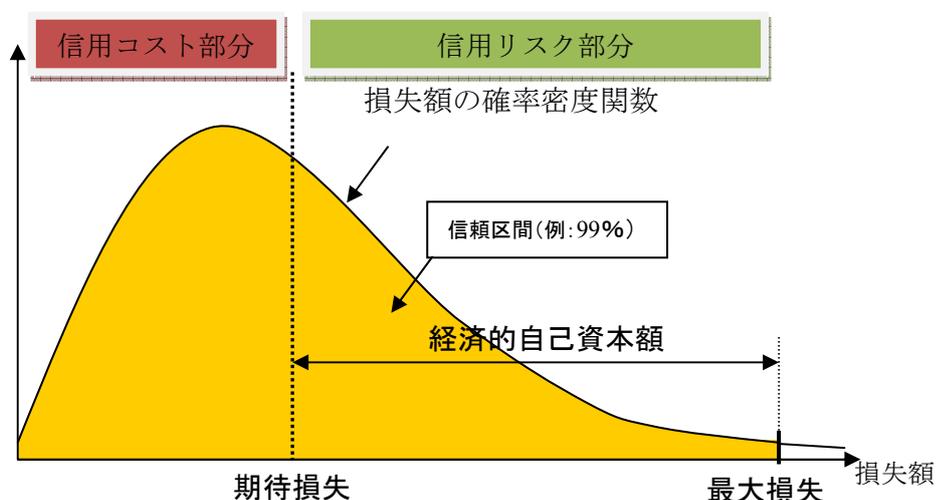


図 6-8 損失額の確率密度関数(資料:FISC(1999)⁶⁵より筆者作成)

⁶⁵ 金融情報システムセンター(FISC)『リスク管理モデルに関する研究会報告書』35頁(1999)。

1 デフォルト確率の推計方法

デフォルト確率の推計にあたっては、格付けデータを用いるアプローチ、各種の統計モデルをはじめ様々な手法が用いられている。実務ではロジット回帰モデル⁶⁶、ツリー分析(決定木モデル⁶⁷)、ハザードモデル(生存時間分析)⁶⁸などの手法が用いられていることが多い。

(1) 格付けデータを用いる方法

将来のデフォルト率および格付遷移確率を、格付けデータを用いて推定する手法であり、行内格付けデータまたは外部格付機関の公表する格付けデータ(デフォルト・データ)を様々な角度から統計分析(トラック調査等)するものである。ここでは外部格付機関のデータを用いるケースを検討する。

格付けとは債券の元利金支払いの確実性を外部格付機関⁶⁹が評価し、その度合いをランク付けしたものであり、一般的に、格付けの高い債券ほど利回りは低く、格付けの低い債券ほど利回りは高くなる。Baa 以上の格付けを「投資適格格付け」、Ba 以下を「投機的格付け」という。

⁶⁶ ロジット回帰モデルは、二値変数(倒産、非倒産)に対する回帰分析ととらえることができ、倒産、非倒産の2つのカテゴリーを0と1のデータとしてパラメータ推計が行われる。

⁶⁷ 決定木モデルでは、顧客属性(年齢、職業等)、返済能力(DTI、LTV等)、個人信用情報などについて、決定木(decision tree)と呼ばれる分類手法を適用し、どのような状態の組み合わせでデフォルトが発生するかを調べ、予測モデルを構築する。ロジット回帰モデルなどと組み合わせて使用されることも多い。

⁶⁸ ハザードモデルは、元来、医療や工学の分野で個体の死亡や機械の故障発生までの時間を分析するなどの目的で用いられてきた。生存率という個体の生死に関する言葉が使われているのもそうした背景による。

⁶⁹ 日本の格付機関としては格付投資情報センター(R&I)や日本格付研究所(JCR)、アメリカの格付機関としてはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)等がある。

表 6-19 Moody's の長期格付けの定義

利 回 り	↑	↑	Aaa	信用力が最も高いと判断され、信用リスクが最低水準にある債務に対する格付。
			Aa	信用力が高いと判断され、信用リスクが極めて低い債務に対する格付。
			A	中級の上位と判断され、信用リスクが低い債務に対する格付。
			Baa	中級と判断され、信用リスクが中程度であるがゆえ、一定の投機的な要素を含みうる債務に対する格付。
	↓	↓	Ba	投機的と判断され、相当の信用リスクがある債務に対する格付。
			B	投機的とみなされ、信用リスクが高いと判断される債務に対する格付。
			Caa	投機的で安全性が低いとみなされ、信用リスクが極めて高い債務に対する格付。
			Ca	非常に投機的であり、デフォルトに陥っているか、あるいはそれに近い状態にあるが、一定の元利の回収が見込める債務に対する格付。
高	低	C	最も格付が低く、通常、デフォルトに陥っており、元利の回収の見込みも極めて薄い債務に対する格付。	

(資料: ムーディーズ・ジャパン株式会社「格付記号と定義」4頁⁷⁰から筆者作成)

1 格付けとデフォルト率の関係

次に、格付けからデフォルト率を導き出すことが必要となるが、それに先立ち、デフォルトの定義を確認しておきたい。その理由は外部格付機関が用いるデフォルトの定義と金融機関等が内部管理用に用いているデフォルトの定義が通常異なるからである。

①デフォルトの定義

例えば表 6-20 に示すように格付機関のデフォルトの定義は、外部から見て債務者の債務不履行が明らかになった状態をもってデフォルトと定義している。これに対して金融機関等が内部格付け等で用いているデフォルトは自己査定上の「破綻懸念先」以下と定義している場合が多い。金融庁が公表している金融検査マニュアルによれば、破綻懸念先とは「現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう」。つまり経営破綻の兆候が現れた時点でデフォルトと定義している点で、外部格付機関のデフォルト定義よりも、やや厳

⁷⁰ ムーディーズ・ジャパン株式会社「格付記号と定義」

http://www.moodys.co.jp/PDF/ratingsdefinitions_mjkk.pdf から入手可能。

しい判断がなされているといえる。

表 6-20 Moody's のデフォルト定義

<p>ムーディーズの定義では、次の4種類の事由がデフォルトを構成する。</p> <p>a) 関連契約が定めるところに従い、契約上義務となっている利払いまたは元本返済の不履行または遅延（支払の不履行が、契約上許される猶予期間中に解消された場合を除く）</p> <p>b) 破産法の適用申請、あるいは管財人による発行体または債務者の法的管理により、契約上義務となっている債務の支払に関して、今後不履行または遅延が起こればと考えられる場合</p> <p>c) 救済目的の債務交換（ディストレスド・エクスチェンジ）、すなわち(a)債務者が、当初の債務よりも負担を軽減した新たな証券、リストラクチャリングされた証券、又は証券/現金もしくは資産からなる新たなパッケージを債権者に提供し、且つ、(b)債務交換が、債務者による将来の倒産もしくは支払不履行の回避につながる場合、あるいは</p> <p>d) 国が関連契約に定める支払条件を変更することにより、金銭債務負担が軽減される場合。（債務者自身、または債務者の主権国による）強制的な通貨デノミ、あるいはインデックス化や償還期限など、当初の約束のその他の点の強制的な変更などがある</p>
--

(資料: ムーディーズ・ジャパン株式会社「格付記号と定義」16頁から筆者作成)

②格付けとデフォルト率

債権格付けとデフォルト率との関係について、格付機関が公表している格付け別のデフォルト率や累積デフォルト率の実績値を図 6-9、図 6-10 に示す。図 6-9 で 2009 年にデフォルト率が上昇しているのはリーマンショックの影響、2001 年の上昇は同時多発テロの影響によるものと思われる。このように単年度ベースのデフォルト率はその当時の出来事や政策等に依存する部分が多いため、こうした要因を排除するために累積デフォルト率が用いられることが多い⁷¹。

格付け記号 (Aaa, Aa) は、信用力に差があることを直感的に理解する上では役立ち得るが、これらは定性情報であるため信用力にどの程度の差があるのかを定量的に判断することはできない。この問題を克服するのが格付け毎および累積のデフォルト率である (図 6-10 参照)。

⁷¹ 累積デフォルト率のもう一つのメリットはデフォルト率の期間構造を把握することが可能となる点である。

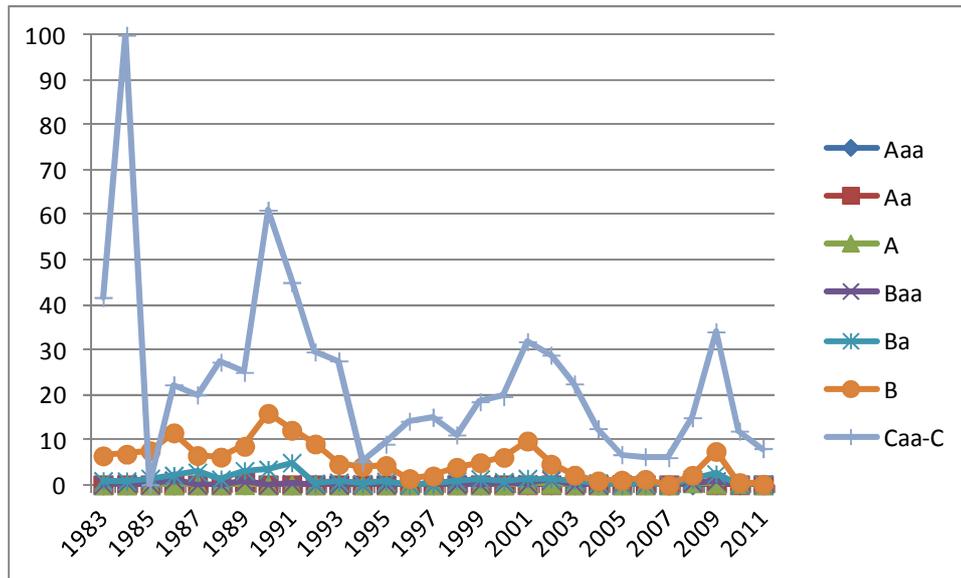


図 6-9 Moody's の格付け別デフォルト率 (資料:Moody's(2012)⁷²から筆者作成)

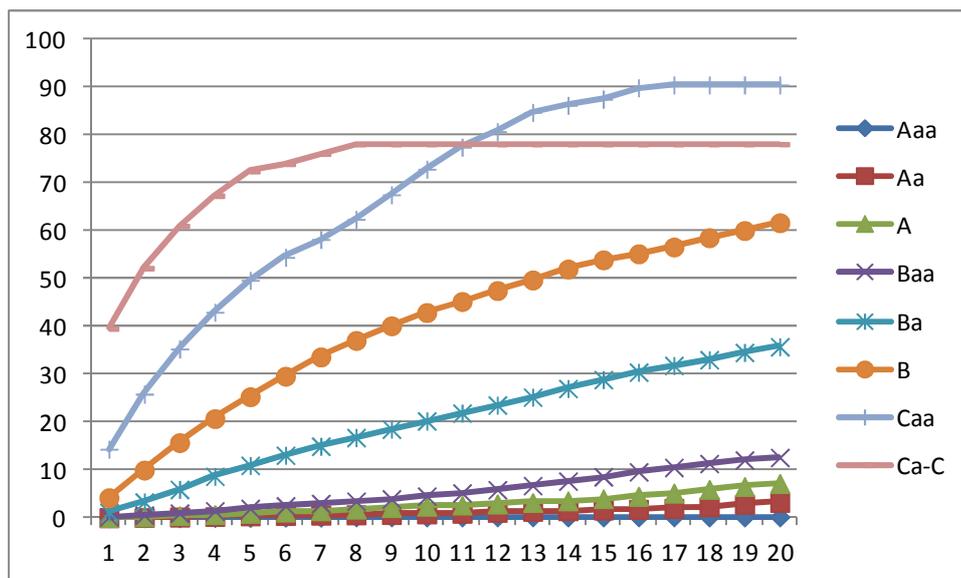


図 6-10 Moody's の累積デフォルト率 (資料:Moody's(2012)から筆者作成)

(単位:%)

格付/年	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca-C
1	0	0.023	0.069	0.201	1.149	4.208	14.364	39.588
10	0.177	0.791	2.405	4.529	20.246	42.925	72.871	78.139
20	0.177	3.213	7.168	12.618	35.748	61.705	90.539	78.139

⁷² Moody's Investors Service 「年次デフォルトスタディ：社債・ローンのデフォルト率と回収率 1920-2011 年」 30-32 および 35 頁 (2012)。

例えば現在、日本国債は Aa を維持している。これは単年度ベースでデフォルト率が 0.023%であるから、日本国債が 1 年以内にデフォルトする確率が 0.023%であることがわかる。同様に 10 年以内にデフォルトする確率が 0.791%、20 年以内にデフォルトする確率が 3.213%であることがわかる。

これに対して格付 Baa の納税者は 1 年以内にデフォルトする確率が 0.201%、10 年以内にデフォルトする確率が 4.529%、20 年以内にデフォルトする確率が 12.618%と Aa と比べて大きく上昇することがわかる。

以上から、格付け区分に基づく保有期間毎のデフォルト確率を納税者の信用リスクを表す一つの尺度として利用することができる。

(2) 財務情報・債務者属性情報等を用いた統計アプローチ

財務データ・債務者属性等を利用して個別企業の倒産確率を予測しようという研究は古くから行われている。技術的には、判別分析、線形回帰分析、非線型回帰分析（ロジット分析等）、ハザードモデルといった手法を用いて倒産確率を算出する。

1 判別分析

判別分析とは、あるデータ集合を複数の群に分けるための手法である。

いま、ある期間（例えば 1 年後）の倒産・非倒産企業を判別するための説明変数として、財務諸表における負債比率を例として考える（1 変量による倒産・非倒産の判別⁷³）。これらの分布が正規分布しその分散が等しいと仮定すると、倒産・非倒産を「判別」する点は、この 2 つの分布の平均値の中点とすることが合理的な決定方法となる（図 6-11）。なぜなら、その点で倒産企業を非倒産企業と誤る誤判別確率（E1）、非倒産企業を倒産企業と誤る誤判別確率（E2）が等しくなり、その合計が最小になるからである（E1 を type I エラー、E2 を type II エラーという）。

⁷³ 一変量判別分析については Beaver, William H., *Alternative Accounting Measures As Predictors of Failure*, Accounting Review, 43(1), 113-122 (1968); Beaver, William H., *Market Prices, Financial Ratios, and The Prediction of Failure*, Journal of Accounting Research, 6(2), 179-192 (1968); Beaver, William H., *Financial Ratios As Predictors of Failure*, Journal of Accounting Research, 4 (Supp), 71-111(1966) を参照。

リスクファクターが複数ある場合には、複数のファクターの線形結合（加重平均）をもって同様な分布を描き判定する多変量判別分析（MDA : Multivariate Discriminant Analysis）が用いられる。See, Altman, Edward I., *Financial Ratios, Discriminate Analysis and the Prediction of Corporate Bankruptcy*, Journal of Finance, v23(4), 589-609(1968); 後藤実男『企業倒産分析と会計情報』（1989）。

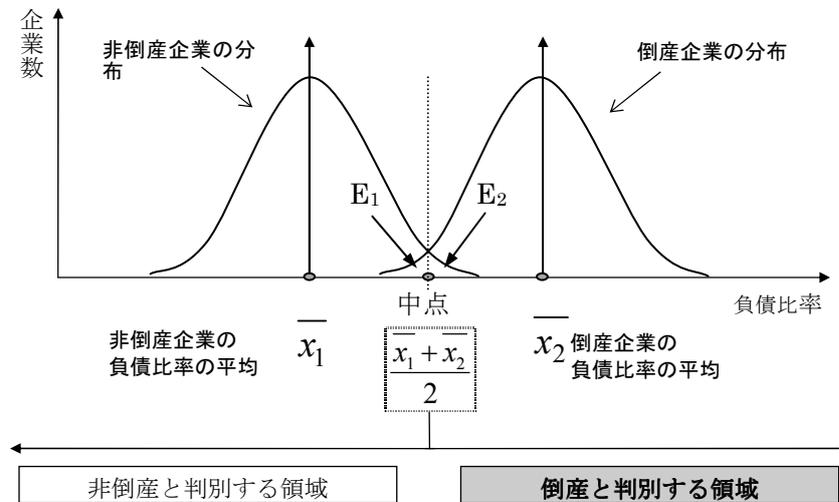


図 6-11 一変量判別分析 (出典:FISC(1999)42 頁)

2 回帰分析

母集団における t 期の倒産確率 π_t は、 t 期の k 個のリスクファクター（要因、指標、説明変数）によって、以下のような式で説明できると仮定する。

$$\pi_t = \varphi \left(\beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{jt} \right)$$

ここで、 $\varphi(\cdot)$ は単調増加関数である。この倒産確率を推計するにあたり、過去の倒産・非倒産データを用いて倒産主体を 1、非倒産主体 0 として、倒産確率 π_t の推定値を得る。 $\varphi(\cdot)$ に線形関数を仮定したモデルを線形確率モデル、非線形の関数を仮定したモデルとしてプロビットモデル、ロジットモデル等がある⁷⁴。

①線形確率モデル

線形確率モデル (LPM : Linear Probability Model) では、リスクファクターの線形和で倒産確率を表す。まず、従属変数を y_t として、倒産主体は 1、非倒産主体は 0 とした線形回

⁷⁴ 中山めぐみ『格付けの研究』慶應義塾大学大学院修士論文(1998)、中山めぐみ・森平爽一郎「格付取得確率の推定と最適ポートフォリオ」日本金融・証券計量・工学学会(JAFEE)報告論文(1998)、Boys, W. J., D. L. Hoffman and S. A. Low, *An Econometric Analysis of the Bank Credit Scoring Problem*, Journal of Econometrics, July, 3-14(1989); Johnson, T. and R. W. Melicher, *Predicting Corporate Bankruptcy and Financial Distress: Information Value Added by Multinomial Logit Models*, Journal of Economics and Business, 46, 269-286(1994)等を参照。

帰モデルを考える。

$$y_t = \beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{jt} + \tilde{u}_t$$

ここで両辺の期待値をとると、 $E[y_t] = \pi \cdot 1 + (1 - \pi) \cdot 0 = \pi$ であるので、次のような倒産確率推定式が得られる。

$$\pi_t = \beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{jt} + \tilde{u}_t$$

線形確率モデルは計算が簡便であるという利点がある一方で、推定倒産確率 0 と 1 の間に入る保証がないという問題を抱えている⁷⁵。これを解決したのがロジットモデル等に代表される非線形確率モデルである。

②ロジットモデル

ロジットモデル (Logit Model) では、加重平均したリスクファクターをさらにロジット変換したもので倒産確率を表す。具体的には π_t に対して、以下のロジット関数を適用する。これはロジット関数は π_t に関する対数オッズを求める式となっている。

$$\text{logit}[\pi_t] = \log \left[\frac{\pi_t}{1 - \pi_t} \right]$$

ロジット変換で得られた被説明変数に対して、帰モデルを k 個の説明変数(\mathbf{x})を用いて以下のように当てはめる。

$$\log \left[\frac{\pi_t}{1 - \pi_t} \right] = \beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{jt}$$

上式の両辺の指数をとると、

$$\frac{\pi_t}{1 - \pi_t} = \exp \left(\beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{jt} \right)$$

係数の推定値が得られれば、以下の関係式を用いて説明変数データからデフォルト確率の推計値を算出することができる。

⁷⁵ 線形確率モデルの問題点については Maddala が詳しい。See, Maddala G.S., “Limited Dependent and Qualitative Variables in Econometrics”, Cambridge University Press, ch2. (1983).

$$\pi_t = \frac{1}{1 + \exp\left(-(\beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{jt})\right)}$$

次に、回帰係数の意味を考えるため、他の変数はすべて一定とした上で、変数 x_1 が1増えた場合の左辺の変化を比率（オッズ比）で表すと、

$$\frac{\frac{\pi_t|x_1 = \alpha + 1}{1 - \pi_t|x_1 = \alpha + 1}}{\frac{\pi_t|x_1 = \alpha}{1 - \pi_t|x_1 = \alpha}} = \frac{\exp[\beta_0 + \beta_1(\alpha + 1) + \beta_2 x_2 + \dots + \beta_k \beta_k]}{\exp[\beta_0 + \beta_1(\alpha) + \beta_2 x_2 + \dots + \beta_k \beta_k]} = \exp[\beta_1(\alpha + 1) - \beta_1(\alpha)] = \exp[\beta_1]$$

となり、変数 x_1 の係数 β_1 の指数値と変数 x_1 のみが1単位変化した時のオッズ比、すなわち倒産が発生する確率 π_t と発生しない確率 $1 - \pi_t$ の比率（オッズ）の変化の割合に等しくなる。ロジット回帰モデルではこのオッズ比の概念を用いることで、例えば「納税者の年齢が1歳増えたらデフォルトリスクが $\exp(\beta)$ 倍になる」といった比較検討を行うことが可能になる。

このように PD 推計にロジット回帰モデルを用いると、説明変数の寄与度が計算しやすくなる。さらにデフォルト件数が比較的少ないポートフォリオであっても安定したモデル構築が可能なこと、また回帰分析の形態をとっているため、モデルの構成が分かりやすく納得性が得やすいというメリットがある。

さらに説明変数としては、年収などの連続的な数値データに加え、業種や性別など債務者が属するカテゴリーデータ（状態の有無を0、1の数値の組み合わせなどで表現する）を変数として用いることが可能であるし、また、関連性の強い複数の変数を採用する場合は、複数の変数を一つの変数（合成変数）にまとめてモデルに組み込むこともできる⁷⁶。

以上の理由から、実務においてはロジットモデルが利用されることが多いが、その他の非線形確率モデルとして、プロビットモデル、対数線形（loglinear）、ゴンペルツ曲線を用いたゴンピッツ（Gompit）分析等も提唱されている⁷⁷。これら非線形確率モデルに共通する点は、繰り返しになるが、線形モデルの問題点である推定倒産確率が0と1の間に入る保証がないという問題を克服していることにある。

さらに説明変数(x)と倒産確率(π_t)の関係をみると、線形確率モデルでは説明変数の変

⁷⁶ 一般に、回帰分析の場合、変数間の独立性の仮定を前提としていることが多いため、変数間の相関の問題を回避するためにこうした対応策が採用されることは少なくない。合成変数を作成する際の変数の組み合わせなどについては、ツリー分析などの手法で別途の分析が行われることもある。

⁷⁷ See, Maddala, *supra* note 77. ; Aldrich, J. H. and A. D. Nelson, *Linear Probability, Logit, and Probit Models*, SAGE University Papers, No.45, SAGE Publications (1984).

化が倒産確率に及ぼす影響は一定であるが、非線形確率モデルでは倒産確率の水準によってその割合が異なっていることがわかる。すなわち、倒産確率が極端に低いあるいは高い値（例えば 0 や 1）に近い時には、説明変数が大きく変化しても倒産確率の変化は相対的に小さい。一方、倒産確率が中間の値（例えば 0.5 近辺）に対しては、相対的に小さな説明変数の変化によってより大きな倒産確率の変化が生じること（説明変数に対する倒産確率の反応がより敏感）になる（図 6-12 参照）。これは非線形確率モデルでは倒産・非倒産の判別力が相対的に高いことを示唆している。

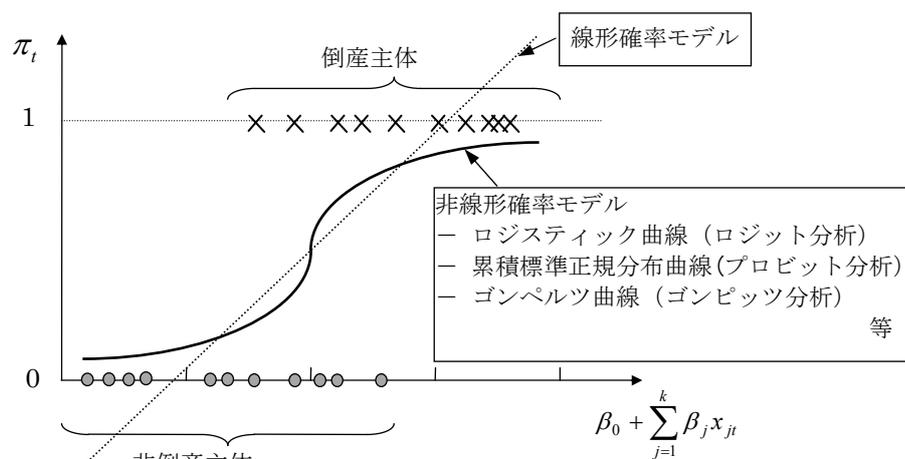


図 6-12 回帰分析（線形・非線形モデル）（出典:FISC(1999)42 頁）

(3) 市場性のデータを利用した確率過程モデル

上記のロジットモデル等は実績デフォルトデータをもとに統計モデルを用いたアプローチであったが、次に市場性のデータを利用した確率過程モデルについて説明する。確率過程モデルは、さらに構造型モデル⁷⁸と誘導型モデル⁷⁹が存在する。構造型モデルにおいては、企業価値を表現する変数が一定水準を下回ることがデフォルトとみなされ、企業価値の確率変動を、確率過程を用いてモデル化して、デフォルト確率を推計する。一方、誘導型モデルはハザード（デフォルト確率）そのものを、確率過程を用いて表現し、その期間構造を市場で観測されるデータ（例えば社債価格）に基づき推計する。

1 構造モデル

企業のバランスシートにおいて、将来の企業資産価値が負債額を下回る（自己資本額が

⁷⁸ Merton, Robert C., *On the Pricing of Corporate Debt: The Risk Structure of Interest Rates*, Journal of Finance 29, 449-470 (1974)

⁷⁹ Jarrow, R. A. and Turnbull, S. M., *Derivatives on Financial Securities subject to Credit Risk*, The Journal of Finance, 50 53-85 (1995); Duffie, D. and Singleton, K. J., *Modeling Term Structures of Defaultable Bonds*, Review of Financial Studies, 12, 687-720 (1999)

負となる) ことをデフォルトと定義するものである。ここでは Merton の議論⁸⁰を例に解説する。

Merton モデルでは、ある企業の時点 t における企業資産価値 A_t が次のような確率過程に従うとする。

$$dA_t = \mu_A A_t dt + \sigma_A A_t dW(t)$$

ここで、 μ_A は資産の期待成長率、 σ_A は資産成長率のボラティリティ、 $W(t)$ は標準ブラウン運動である。

現時点の資産価値を A_0 、 T 期における負債価値を D_T 、リスクフリーレートを r_f とすると、現在の自己資本 E_0 は、ブラック=ショールズ・モデルを用いて以下のように表される。

$$E_0 = A_0 \cdot \Phi(d_1) - D_T \cdot \exp\{-r_f T\} \cdot \Phi(d_2)$$

$$d_1 = \frac{[\ln(A_0/D_T) + (\mu_A + \sigma_A^2/2)T]}{\sigma_A \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma_A \sqrt{T}$$

このとき、デフォルト率は

$$P\{A_T \leq D_T | A_0\} = 1 - \Phi(d_2) = N\left(\frac{\ln \frac{D_T}{A_0} - \left(\mu_A - \frac{\sigma_A^2}{2}\right)T}{\sigma_A \sqrt{T}}\right)$$

で与えられる。なお $N(\cdot)$ は標準正規分布の分布関数である。

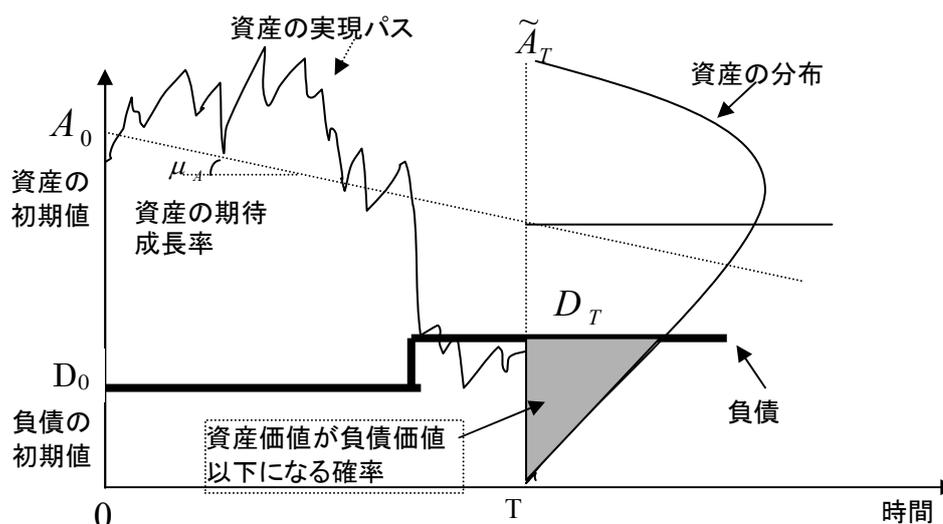


図 6-13 構造モデルの概念図 (出典:FISC(1999)46 頁)

⁸⁰ Merton *supra* note 78.

2 誘導モデル

構造モデルでは株価の変化がデフォルト確率の変化に反映される一方、誘導モデルではクレジット・スプレッドの観測値からハザード率の確率過程を推定し、それをもとにデフォルト確率を算出するものである。つまり社債のスプレッドは信用リスクを反映していることを前提として、企業の財務状況とは無関係にデフォルト確率を導出するものである⁸¹。

構造モデル、誘導モデルのような確率過程モデルの利点は、①株価や社債価格等のマーケットデータを利用するため、公開企業であれば評価が可能であり、また②株価や社債価格等に将来の企業業績への期待が反映されていると仮定するならば、予見性のある評価を行うことができる。さらに③統計モデルと比較して、評価精度が時間の経過とともに低下しにくいと解されている。また④財務情報等を用いる統計モデルでは決算書データの公表頻度に応じた評価しかできないが、市場データを利用する確率過程モデルではタイムリーな評価が可能になる。ただし構造モデルでは企業の負債価値を得るために企業の財務データを用いる場合がある。

⁸¹ Duffie and Singleton[1994]によれば、時点 T を満期とする割引社債価格 $P(0,T)$ は、同じ T を満期とする割引国債の価格を $v(0,T)$ 、当該企業の時点 s でのハザード率を h_s 、デフォルトした場合の回収率を δ_s としたとき、

$$P(0,T) = v(0,T)E^Q \left[\exp \left(- \int_0^T (1 - \delta_s) h_s ds \right) \right]$$

によって与えられる。またこの時の社債スプレッド $spread(0,T)$ は、

$$spread(0,T) = - \frac{1}{T} \ln E^Q \left[\exp \left(- \int_0^T (1 - \delta_s) h_s ds \right) \right]$$

と表される。ここで回収率は一定 ($\delta_s = \delta$) で、ハザード率 h_s の過程が Ornstein-Uhlenbeck 過程 (Vasicek 型モデル) に従うケースを考える。すなわち平均回帰スピードを c 、平均的なハザード率を m 、拡散係数を σ 、標準ブラウン運動を $W(t)$ として、ハザード率の確率過程は、

$$dh(t) = c(m - h(t))dt + \sigma dW(t)$$

によって表されるものとする。

この時期期待生存確率 $P(\tau > t)$ と $spread(0,T)$ は、

$$P(\tau > t) = \exp \left[\frac{(e^{-ct} - 1)}{c} \left\{ h(0) - m - \frac{\sigma^2}{4c^2} (e^{-ct} - 3) \right\} - t \left(m - \frac{\sigma^2}{2c^2} \right) \right]$$

となり、

$$spread(0,T) = - \frac{(1-\delta)(e^{-cT} - 1)}{cT} \left\{ h(0) - m - \frac{(1-\delta)\sigma^2}{4c^2} (e^{-cT} - 3) \right\} + (1-\delta) \left(m - \frac{(1-\delta)\sigma^2}{2c^2} \right)$$

と求めることができる。

一方、確率過程モデルの欠点としては、分析対象が株価を公開していないし社債を発行している大企業におのずと限られることである。すなわち個人や個人事業主はもとより、中小企業も市場データが存在しないため分析の対象外となる。また、そもそも株価や社債価格の変動は真の企業資産価値の変動でない要素も含まれているだろう。例えばノイズトレーダー等により株価が過剰反応することもあり得る。従って実務においても構造モデルは格付用モデルではなく、上場企業のモニタリングツールとしての利用が一般的である。

従って利子税賦課のための信用リスク（初期与信）の評価というよりはむしろ途上与信のツールとして利用するのが望ましいと思われる。

(4) 二進木モデル

二進木モデルとは、全体の集合を財務変数等の変数によって類似のグループに分類していく方法である⁸²。図 6-14 にその例を示す。200 社の企業が、キャッシュ・フロー対総資産比率をはじめとする変数の値によって分類され、最終的に丸で囲まれたグループ（リーフと呼ばれる）に分類される。そして、倒産実績からリーフ毎のデフォルト率を計算しておく。計量化を行う際には、企業の属性により分類されたリーフのデフォルト率をもって、その企業のデフォルト率とされる。

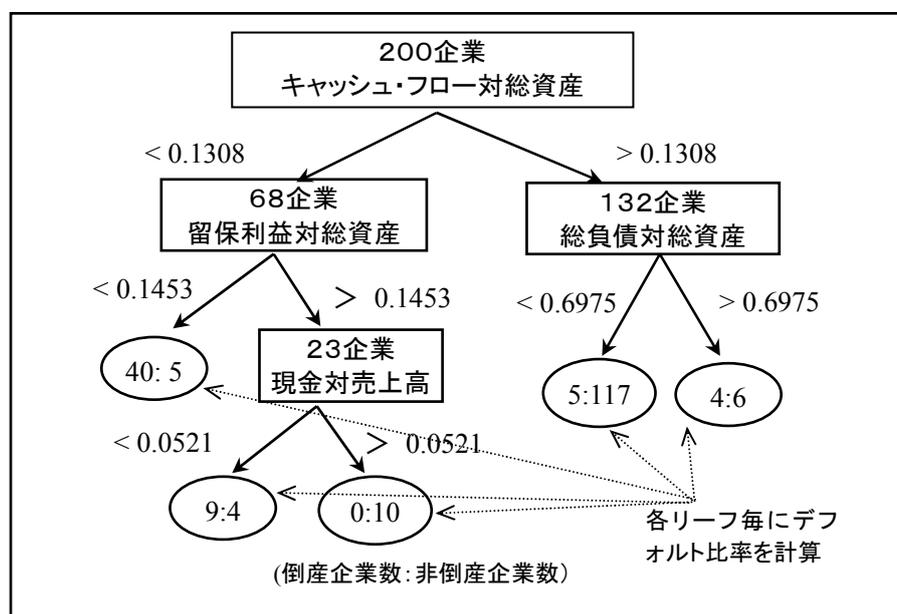


図 6-14 二進木による倒産予測の例（出典:FISC(1999)48 頁）

⁸² Sung, T. K., Chang, N. and Lee, G.. *Dynamics of modeling in data mining: Interpretive approach to bankruptcy prediction*, Journal of Management Information Systems, 16, 63-85 (1999).

2 租税法への応用

以上、代表的なデフォルト確率の推計方法について見てきたわけであるが、これらの方法の選択にあたっては、リスクの大小と執行コストとのバランスを考えながら決定することが重要である。仮に納税者の信用リスクを加味した適切な利率の利子税を課すことによって保有期間中立性、税収中立性が確保されたとしても、その利率を算出するためのコストが膨大であれば、結果として非効率な決定がなされることになる。金融技術を駆使し、高度な信用リスク管理を行っている金融機関は、いわば信用リスクをとって利益を獲得するビジネスモデルであるから、その手法を租税の分野で応用するためには費用対効果を十分に検討しながら決定していくことが重要である。

実際に金融機関の与信ポートフォリオは、リスクプロファイルが異なる様々な与信から構成されているため、内部格付の目的や信用度を判定する財務情報、定性情報等の入手可能性を勘案して格付対象を選定している他、必要に応じて複数の格付制度を構築している。例えば大企業、中小企業に対しては、格付け段階数が多く精緻な内部格付モデルを、個人や個人事業主に対しては格付け段階数が少なく、構造が簡単で計算負荷が小さいプール区分モデル（二進木モデルやロジットモデル等）を利用する等によって信用リスク管理の効率化を図っている。このように金融機関がモデルを使い分ける背景には、「リスクの大きさ」が大いに関係している。一般的に、大企業、中小企業に対する与信額は個人や個人事業主に対する与信額に比べて大きいことから、デフォルトした場合の影響も個人や個人事業主に比べてはるかに大きくなる。そのため大企業、中小企業の信用リスク管理は個別に、かつ精緻に実施していく必要がある。それに対して個人や個人事業主は一人当たりの与信額が小さく、また対象数が膨大であることから、信用リスク管理は個別に実施する必要性は少なく、債務者属性や取引状況に基づき、いくつかのリスクカテゴリー（プール区分）に分けて管理を行えば十分であるという考えに基づいているものと思われる。

上記の考え方を租税法の分野に応用して考えると、大企業の信用リスク量の算定にあたっては外部格付機関の格付けデータを用いてデフォルト確率を算出するのが最も望ましい手法であると考えられる。課税庁自らが内部格付けモデル等で大企業の信用リスク量を算出することは執行コストの面で適当ではないと思うからである。ただし企業の信用リスクは変動していく可能性が高く、また信用リスクが顕在化した場合の国庫に与える影響も大きいことから、途上与信の観点から格付けを補完するために市場性のデータを利用した確率過程モデルを併用することは有益であるだろう。

一方、中小企業は外部格付けを取得おらず、また株式を公開している企業も少ないことから、ロジットモデルのような内部格付けモデルが必要になるだろう。ただし利子税に信用リスク量を加味するのは、課税繰延額が一定規模を上回る場合に限定すべきであると思われる。なぜならある納税者のデフォルト確率が高くても、その課税繰延額が少額であれ

ば、国庫への影響はほとんどないからである。

個人・事業主は二進木モデルやロジットモデルのような構造が簡単な仕組みを用いるのが望ましいだろう。金融機関が住宅ローン審査において重視しているとされる「勤務先（業種・企業・職種）」、「年収」、「年齢・勤続年数」、「性別」、「借入額・借入期間」、「購入物件価格」、「DTI（年収に対する元利金返済の割合）」、「LTV（担保物件価値に対する借入金額の割合）」⁸³などを参考にモデル変数を設定し、デフォルト確率を算出するのは難しくない。

ただしこの場合も利子税に信用リスク量を加味するのは、課税繰延額が一定規模を上回る場合に限定すべきであろう。

⁸³ 日本銀行金融機構局「住宅ローンのリスク・収益管理の一層の強化に向けて」BOJ Report& Research Papers 34頁(2011)。

本稿の結論と今後の課題

本稿の目的は大きく二つあった。一つはタックス・プランニングを切り口として現行所得課税制度が抱える構造的な問題を探求しその原因を解明すること、もう一つは現行制度の抱える問題点の一つである課税繰延の問題に対する具体的な解決策を提示することである。

タックス・プランニングの発生要因を所得概念との関わりに焦点をあてて整理すると、実際の所得課税が理念的な包括的所得課税から乖離していることにあり、次の3点に整理することができる。

- (1)我が国所得税法が所得分類方式を採用し、所得分類によって課税関係に相違があること
- (2)課税上、利益と損失を非対称に扱うことから累進税率構造を作り出していること
- (3)実現主義課税の帰結として課税繰延の可能性が生じること

(1)および(2)については現時点で具体的な解決策を提示することは困難であるが、その検討にあたっては金融所得課税一体化の議論・その動向を評価することが有用であると考ええる。金融所得課税一体化は様々な性格をもつ金融商品間の課税関係を統一化し、課税の中立性を確保することを目指すものであることを考えれば、その議論を応用することができるのではないかと考えたからである。これらの問題に対する具体的な解決策の検討は今後の研究課題としたい。

(3)の問題は包括的所得概念に基づき実現ベースの課税を行う限り必然的に発生する。しかし現行制度上で課税繰延により発生する無リスク利子相当分（金銭の時間的価値）に対して課税を行うことが認められれば、保有期間の中立性が確保されることから課税繰延は納税者にとって便益とならない。そこで資産評価の困難性や納税資金の問題を回避しつつ、課税のタイミングに対して中立的な課税の仕組みを構築することが重要である。

保有期間中立性を確保するためにはいくつかの課税方法があり得るが、適切な方法は導入目的によって変わるのではないかと考えている。つまり課税繰延防止の主目的が「保有期間中立性」を達成し、納税者間の「公平性」を確保することであれば、イーロド課税が最良の課税方法となり、課税繰延防止の主目的を税収の確保、すなわち「税収の中立性」に求めるならば、利子税を毎期または実現時に賦課する方法を選択すべきであるとの結論に達した。利子税を賦課する場合の「適切な利子率」の決定には、機会費用の概念に基づく「国債の利子率」と、ファイナンスの視点に基づく「国債の利子率+リスクプレミアム」の2つの考え方がある。

リスクプレミアムの算定にあたっては、金融機関等が実務で用いている信用リスク管理手法を援用するのが望ましい。リスク量と執行コストの観点から、リスクプレミアムを課すもの・課さないものを区分するとともに、算定するリスクプレミアムの精度（精度の良し悪しは執行コストに直結する）を決定すべきである。

本稿は、タックス・プランニングを切り口として現行所得課税制度の抱える問題点を考察した、日本の租税法研究においてはおそらく初めての試みであり、また租税制度をファイナンスの視点から分析しているところに大きな特徴がある。さらに資産評価の困難性や納税資金の問題を回避しつつ、課税のタイミングに対して中立的な課税の仕組みを包括的に検討し、またファイナンス理論を応用したリスクプレミアムの算定方法を提示したことに大きな意味があると考えている。

しかし一方で、分析の対象が主として所得税法に限られていることには課題を感じている。課税繰延の問題は法人税法をはじめ、租税法体系全体の枠組みの中で分析を行う視点を持つことは重要であると思うからである。また課税地を変更することによる課税繰延の存在も考えれば、国際課税との関係を検討していくことも重要であると思う。これらの点については今後の研究課題としていきたい。